社会資本整備審議会建築分科会
建築物等事故･災害対策部会（第９回）

平成１９年１０月３０日(火)
１６：００～１８：００
中央合同庁舎３号館
４階特別会議室

議事次第

１．開　　会

２．前回（懇談会）の議事要旨の確認について

３．報　　告

(1)　建築物等における最近の主な事故事例等について

(2)　定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式に関するパブリックコメントの募集について

(3)　遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告について

４．議　　事

(1)　今後の検討課題について

(2)　定期報告の的確な実施について

(3)　維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底について

(4)　不具合情報等の提供･共有方策

５．その他

６．閉　　会

配 布 資 料 一 覧

○　資料１　　建築物等事故・災害対策部会委員による懇談会議事要旨（案）

○　資料２　　建築物等における最近の主な事故事例について

○　資料３　　平塚市内のエスカレーター事故について

○　資料４　　エレベーター等における強度の低い鋼材の使用について

○　資料５　　住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの強度不足について

○　資料６　　定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式に関するパブリックコメントの募集について

○　資料７　　遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告について

○　資料８　　今後の検討課題について

○　資料９　　定期報告の的確な実施について

○　資料10　　維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底について

○　資料11　　不具合情報等の提供･共有方策について

（参考資料）　定期報告制度等にかかる関連法令等

事故情報等の収集等にかかる先進的事例

今後のスケジュール（案）

資料１

建築物等事故・災害対策部会委員による懇談会　議事要旨（案）

日　時：平成 19 年 9 月 27 日（木）15 時～17 時
場　所：中央合同庁舎 3 号館 11 階特別会議室
出席者：久保部会長、直井部会長代理、青木委員、伊藤委員、今村委員、後藤委員、島野委員、高橋委員、辻本委員、萩中委員、向殿委員

（「前回議事要旨の確認」）
※　事務局より、各委員に対して、意見等がある場合は来週中までに事務局まで連絡いただくようお願いした。

（「報告（１）」）
建築物等における最近の主な事故事例等について
○ エレベーターの部材強度不足の対応について、建築基準法では強度はクリアするが問題があるものはどう決着するのか。
○ 検証の結果、建築基準法違反については問題なかったが、設計上、製造の瑕疵として問題があった。所有者と製造メーカーとの民事の扱いになる。
○ 川崎市のエスカレーター事故について、建築基準法の対象外とのことだが、漏れのない対策を各省庁間で検討してほしい。

（「議事１　エレベーター、遊戯施設等の定期検査報告制度について」）
定期調査・報告について
○ 報告は建築士がやることとなっているが全項目をクリアするのにどれくらいの時間を想定しているか。
○ 報告内容について新しく法令に位置づけるが、従来から同様の項目が決められており、検査が特別増えるものではない。
○ ゴムパッドの残存厚みの状況等において、定量的なものを書き加えられないか。
○ 「既存不適格」がチェックされた場合、どう対処するのか。
○ 「既存不適格」であれば、行政で「要是正」の項目も判断し、行政指導を行う。
○ 「担当検査者名」については、省力化できるフォーマットとしてほしい。
○ 用語については、意見を踏まえ、もう少し精査したい。
○ 遊戯施設のシートについて、「安全柵、手すりの破損」の項目に、変位が観点の検査項目もあったほうがよい。
○ 磨耗の考え方について、検査の年限の設定根拠が明確であったほうがよい。

○ 検査は１年に１回は探傷試験を行うことが原則。ただし、スピードが出ないものについては３年としている。稼動の状況を踏まえて検討したい。
○ 期間と稼動した距離についても検討してほしい。
○ エレベーターの報告について、マンションの管理組合等に十分周知してほしい。
○ 不具合を指摘した人の名前はあったほうがよい。
○ 資料７については、欠席の委員にはメール審議として、10 月５日までに事務局へ意見を提出いただくようお願いした。

（「議事２　定期報告にかかる資格制度について」）

定期報告に係る資格制度について

○ 定期調査・報告を行うことができるのは、1 級建築士、2 級建築士又は資格を有するものとなっているが、資格を有するものの比率はどういう状況か。
○ 特殊建築物については、5 割から 6 割が建築士ではないか。設備と昇降機については、ほとんどが資格を有するものが行っている。
○ 既に検査資格者などを持っている人を制度上どう扱うのか。
○ 定期講習ができれば、次に受講するときに免状を渡す。経過措置をおいた上で運用はその段階で移行していく。
○ 失効により仕事ができなくなる事態は避けてほしい。

（「議事３　今後の検討課題について」）

今後のスケジュールについて

○ 次回以降、逐次事務局で原案を作成し議論していただきたい。
○ 第 9 回部会は 10 月 30 日　16 時～18 時とする。

資料　２

建築物等における最近の主な事故事例について

目　次

１．建築物における事故事例　・・・・・・・・・・・・・　１
２．エレベーターにおける事故事例　・・・・・・・・・・　４
３．エスカレーターにおける事故事例　・・・・・・・・１３
４．簡易リフトにおける事故事例　・・・・・・・・・・１９
５．小荷物専用昇降機における事故事例　・・・・・・・２２
６．遊戯施設における事故事例　・・・・・・・・・・・２３

1　建築物における事故事例（過去3年間）

最終更新日：2007/10/30

発生年月日	発生場所	建築物用途	状　　況	被害の程度
H16/12/06	北海道内	宿泊施設	ホテルの解体工事で、外壁を内側に引き倒す作業中に、外壁が道路面に倒壊した。	負傷者なし
H17/01/26	新潟県内	宿泊施設	地震で半壊した旅館の浴場の屋根が雪の重みで崩落し、入浴中の男性2名が生き埋めとなった。	死者2名
H17/03/02	青森県内	事務所兼倉庫	事務所兼倉庫の軒先部分が降り積もった雪とともに崩れ落ち、軒下で作業をしていた男性従業員が生き埋めとなった。	死者1名
H17/04/08	東京都内	共同住宅	工事用エレベーターの滑車が落下し、仮囲い上部の防護棚を破り、歩道上に落下した。その際、切断された電線が歩行者に当たった。	重傷1名
H17/06/14	東京都内	事務所	8階建てオフィスビルの5階付近より壁面約12㎡（計900kg）がはがれ落ち、下を走行していた車と通行中の歩行者に当たった。	重体1名、軽傷1名
H17/06/21	東京都内	共同住宅	作業員がアパートの1階部分の壁（幅11.7m、高さ3.2m）に上って解体作業をしていたところ、外壁が縦10m、横約2mに渡って突然崩れた。	軽傷1名
H17/08/05	山口県内	病院	男児（1才7ヶ月）が作動中の回転ドアに触れて転倒した際に、回転ドアの扉下部と床の間に足の先が挟まり、同伴の母親が男児の足を扉下部から引き抜いたが、その際に母親が腕に擦傷を負った。男児に外傷等はなかった。	軽傷1名
H17/09/26	広島県内	パチンコ店	県庁やデパートが立ち並ぶ繁華街の一角のパチンコ店ビル解体工事現場で、高さ約5mの外壁が幅約20mにわたって突然崩れ、がれきなどが歩道や車道に落下し、男性2名が負傷した。	要入院1名、軽傷1名

発生年月日	発生場所	建築物用途	状　　況	被害の程度
H17/10/24	鳥取県内	中学校	休み時間中、校舎1階の教室内で数人の生徒と追いかけっこをして遊んでいた際、男子生徒（13才）がテラス側の窓ガラスに誤ってぶつかり、割れたガラス片で負傷した。生徒はその後手洗い場で血を洗い流している最中に意識を失い、約1時間20分後に死亡した。	右手首にけが、救急隊員が病院に収容したが、出血がひどく間もなく死亡
H17/11/24	埼玉県内	スポーツ施設	2階にある屋内プールで、石こう製の天井板約150枚が落下し、4m下のプールにいた利用客3人に当たった。	男性(65才)と女性(48才)が、肩や首に軽い打撲
H18/06/07	新潟県内	小学校	消防法で定める定期点検中に防火シャッターが降下し、小学生1名が首を挟まれた。	重体1名
H18/08/10	愛知県内	県営住宅	5階建て県営住宅の3Fの部屋から男性（25才）がベランダに出ようとしたところ、バランスを崩し、手すりにつかまったところ、手すり子が外れ１階に転落した。	肋骨骨折及び左手首開放骨折
H18/08/13	大分県内	多目的ホール	座席最上段に通じる2階の扉から入ったところ、可動式のいす席が格納されていたため4メートル下のフローリング床へ転落した。	重傷
H18/10/11	東京都内	倉庫	解体作業中、柱・外壁を重機にて倒す際に躯体とPC版を止めてある金具が腐食していたためPC版が剥がれ壁が足場(養生)に寄り掛かりそのまま足場ごと道路に倒壊した。	負傷者なし
H18/11/15	山口県内	店舗	駐車場につながるらせん状の通路から乗用車が約8メートル下に転落した。通路は、右回りのらせん状になっていたが、車は何らかの原因で直進し、高さ約2メートルの金網のフェンスを突き破って落ちたもの。	乗っていた4名が死亡
H18/12/08	北海道内	駅	電動車いすの男性がエレベーターを降りた後に、近くの階段から転落した。	頭を打ち死亡
H19/02/16	静岡県内	共同住宅	22階床版コンクリート打設工事中、仮設床材がコンクリートの重量に耐え切れず、床材とともに作業員２名がELVピット最下部まで転落した。	死者１名、中等症１名

発生年月日	発生場所	建築物用途	状　　況	被害の程度
H19/04/19	岐阜県内	共同住宅	共同住宅の2階に住む主婦がベランダのアルミ製手すり（高さ約1.2m、幅約2.5m）に布団を干していたところ手すりが外れ、約3.8m下のアスファルト面に転落した。	骨盤を骨折する等の重傷。女性は妊娠中で、同日、緊急出産したが胎児は出産後死亡した。
H19/04/25	東京都内	事務所	建物解体中に足場（鋼管パイプ製、高さ8．6m、幅29m）が道路側に倒壊し、けが人が1名（自転車での通行人）発生した。	軽傷
H19/06/06	愛知県内	事務所	鉄骨を吊り上げ作業中、建材H形鋼約130kgが落下した。	なし
H19/06/19	東京都内	雑居ビル	雑居ビル2階の壁面から飲食店の看板が落下し、通行人の被害者女性が下敷きになった。また、被害者男性が落下した看板を持ち上げる際に手を負傷。	女性（28歳）重傷、男性（23歳）軽傷
H19/06/19	東京都内	入浴施設	女性専用温泉の別棟の地下にあるポンプ室で天然ガスが原因とみられる爆発があり全壊。従業員3名が死亡、通行人を含め3名が負傷した。	死者3名、負傷者3名
H19/07/06	東京都内	店舗	店舗出入り口上の鋼板（湾曲形状の意匠用鋼板　重量約25kg前後)が何らかの原因で約3m下の地面に落下した。	特になし
H19/07/13	福岡県内	雑居ビル	ビル3階部分の外壁に取り付けられていた広告物(高さ約3m，幅約2m，重量1.5トン；大黒様の人形)が，交差点の側道上に落下した。前夜から当日早朝にかけた強風雨により落下したものと推定される。	けが人等なし。
H19/08/15	京都府内	事務所	塔屋（パラペット付近）のタイルが剥離して落下し，敷地前面に破片が飛散した。	近くにいた女性1名に落下した破片が当たったが，病院で特に問題はないとの診断を受けている

は、前回からの更新分

２　エレベーターにおける事故事例（過去３年間）

①エレベーター（利用者の事故）

最終更新日：2007/10/30

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H17/01/27	岡山県内	エレベーター	けんかにより男性（45才）が男3人に担がれエレベーター扉にぶつけられた衝撃で、扉の下にすき間ができ、1階に停止していたかご上に転落した。	全身打撲等により死亡	
H17/05/07	神奈川県内	エレベーター	バックでエレベーターに乗り込もうとしたフォークリフトが、エレベーターの鉄製ドア（厚さ約5cm）を突き破り、8.5m下の1階に転落した。	死亡	
H17/07/07	愛知県内	エレベーター	雑居ビル1階で男女3人が開いたエレベーターに乗り込もうとしたところ、昇降する本体部分が来ておらず（4階に止まっていた）、3人とも約1.5m下のくぼみに転落した。（泥酔によるいたずらの可能性。）	腰・首部挫傷1名、左肩挫傷1名、腰挫傷1名	
H17/11/13	秋田県内	エレベーター	4Fから児童(小学3～6年)25名が乗り込み1Fに降下したところ、1F到着時に扉が開かず閉じ込められた。	外傷なし、体調不良を訴え16名病院に運ばれる	
H18/03/27	福井県内	エレベーター	患者とその家族の計4名が1Fへ降りるため乗り込んだところ、扉が開かなくなり、1Fから7Fまでを上昇、下降を繰り返した。かご内からｲﾝﾀｰﾎﾝにて警備員室に通報があり、管理しているﾒﾝﾃﾅﾝｽ会社職員が駆けつけ、約1時間後に救出。	1名が気分が悪くなり手当を受ける	
H18/05/22	福島県内	エレベーター	保守点検作業中のｴﾚﾍﾞｰﾀｰで、開いたままの1F扉から乗り込もうとした男性(39才)が約1.3m下のﾋﾟｯﾄに転落した。	臀部裂傷の軽傷	
H18/06/03	東京都内	エレベーター	1Fから男性(16才)が12Fで降りようとしたところ、扉が開いたままかごが急上昇し、かご床と乗場天井部の間に挟まれた。	窒息により死亡、同乗していた女性(57才)はけがなし	
H18/07/08	福岡県内	エレベーター	男性3名が8Fに上がるため1Fからｴﾚﾍﾞｰﾀｰに乗り込み、2F付近で突然停止した。	1名がむち打ちの症状を訴え病院で治療を受ける	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H18/08/07	大阪府内	エレベーター	電気工事業者の自宅外壁に取り付けたの自作の昇降機(ワイヤでつり下げられた鉄製のかご(高さ105cm、奥行82cm、幅96cm)がモーターで上下する)に、誤って女児(8才)が挟まれた。	死亡	違法物件
H18/08/14	東京都内	エレベーター	電動車いす使用者が3Fへ降りるため4Fよりかごに乗り込んだところ、かごには先に台車が乗っていたため乗り込みｽﾍﾟｰｽが狭く、かご内に乗り込んだものの車いすの後部車輪が扉に接触していたため、かご扉が約3mm程度すき間があるまま運行し、3F到着直前(3F床面より約110mm上)で緊急停止したが、停止位置が扉開閉範囲内(±150mm)であったため扉が開き、後ろ向きのまま車いすを降車しようとしたところ、段差で転倒した。	頭部打撲、頸椎損傷を悪化させた	過去にもねじが挟まり緊急停止、通常運行時段差が生じたことがあった
H18/08/18	和歌山県内	エレベーター	男性(30歳代)が4Fから1Fへ降りるためｴﾚﾍﾞｰﾀｰに乗り込んだところ、4Fと3Fの間で突然ｶﾞﾀﾝと揺れ停止し、衝撃で男性は壁に倒れかかり負傷した。	手首関節と頭部を打撲し、全治1週間の軽傷	H8設置
H18/08/22	山口県内	エレベーター	男児(3才)が開く扉に手を挟まれた。	軽傷	
H18/08/27	広島県内	エレベーター	母親と一緒にｴﾚﾍﾞｰﾀｰに乗っていた男児(1才)が内扉に手を掛けていたため、扉が開いた際に扉のすき間に指を引き込まれた。	左手人差し指と小指に軽傷	
H18/09/26	東京都内	エレベーター	犬の散歩から10Fへ帰宅途中、乗り合わせた男性が8Fで降りたところ犬がつられて降り、指にﾘｰﾄﾞを巻き付けていた飼い主の女性(95才)がかご内に引き戻そうとしたが扉は閉まりかごは上昇を始めたため指4本が切断された。	左手親指以外の4本切断	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H18/10/25	熊本県内	エレベーター	容疑者と警察官2名が先にｴﾚﾍﾞｰﾀｰに乗り込み、護送していた女性職員(25才)が乗り込む前に扉が閉まりかごは動き出した。女性職員は左手に容疑者の腰ひもを巻き付けていたため強く引っ張られ、左手の甲から先を切断した。	左手の平と親指の先を切断	
H18/10/29	東京都内	エレベーター	20Fで停止したｴﾚﾍﾞｰﾀｰに約20cmの段差があり、気づかず乗り込もうとした女性(60才代)がﾊﾞﾗﾝｽを崩し足をくじいた。	足首に軽傷	
H19/04/04	東京都内	エレベーター	エレベーターの８本のメインロープのうち１本について、ロープを構成するストランド８本のうち１本が破断し、機械室にある滑車の側部保護カバーに接触し火花が飛び、その火花が滑車の下部保護カバー上面に堆積した粉塵に引火し発煙した。	なし	同型機１０基中１基にストランド切れ、８基に素線切れ
H19/04/09	千葉県内	エレベーター	エレベーター機械室内に設置された制御盤内のトランス１個が焼損した。	なし	
H19/04/18	神奈川県内	エレベーター	４階でエレベーターから降りる際、持っていた掃除機のコードがエレベーターの３階部分のロック装置に絡まり、被害者がコードを取り外すために3階の扉を開けたため、ピットに転落し負傷した。	左足首骨折	
H19/04/23	千葉県内	エレベーター	かご上に取り付けられている着床スイッチ（ドア開許可領域検出装置）に不具合が発生したため、エレベーターが停止位置を検出できず最上階と最下階の往復運転を繰り返していた。	なし	
H19/05/06	東京都内	エレベーター	屋上エレベーター機械室内に煙が充満していた。	なし	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H19/05/08	大阪府内	エレベーター	市営地下鉄利用者が5月８日（火）に昇降路内の異音に気づき、保守点検業者に連絡し、調査したところ、全４本のメインロープのうち１本のロープにストランド切れが発生していることが判明し、当該エレベーターを休止。同日に当該エレベーターのすべてのメインロープ（４本）を交換し、安全な運行を確認した後、復旧。	なし	
H19/05/29	奈良県内	エレベーター	エレベーターが異常停止し１名の閉じこめが発生した。 消防署へ連絡が入り、消防署員により救出。 （救出９：３０頃、閉じこめ時間３０分程度）	なし	
H19/05/30	大阪府内	エレベーター	当該市営住宅の住民が５月３０日（水）に昇降機のゆれ及び昇降路内の異音に気づき、保守点検業者に連絡し、調査したところ、全３本のメインロープのうち１本のロープにストランド切れが発生していることが判明し、当該エレベーターを休止。同日に当該エレベーターのすべてのメインロープ（３本）を交換し、安全な運行を確認した後、復旧。	なし	
H19/06/01	京都府内	エレベーター	・　油圧エレベーター機械室（地下１階）の煙感知器（光電2種）が発報，当施設の職員が現場を確認，モーターから発煙していた。電源は既に遮断され，発煙のみのため，消火活動は無し。 ・消防は，火災通報装置により，直接通報され，現場急行したが，消火活動は実施されず。 応急措置 ・　当日15時15分，保守点検業者到着し，調査。23時ごろ，モーター取替えし，検査・試運転のうえ，復旧。	なし	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H19/06/04	東京都内	エレベーター	平成19年5月11日エレベーターの定期検査を実施したところ、ピット室の緩衝器の根本部分、調速機の取付け部分及びレール取付け部分の腐食が著しいことから、交換のため当該エレベーターを停止していた。6月4日になって、市役所に住民からエレベーターを停止していることに対する通報が寄せられ、現地調査したところ、著しい錆による腐食を確認し、その程度から判断すると、前回の定期検査（平成18年7月11日）以降のみの錆によるものとは考えられず、前回の定期検査の内容（A判定）が不適当であると判断した。	なし	
H19/06/05	大阪府内	エレベーター	被害者が3階から1階へ行くために、自転車とともにエレベーターに乗車中、自転車の後部付近が扉を圧迫し、扉がわずかに開いたため、安全装置が作動し1階付近で停止。扉開閉可能な高さであったため、15cm程度の段差がある状態で扉が開き、被害者が気づかないままエレベーターから降りたため転倒し、大腿骨を骨折した。	男性（78歳）　大腿骨骨折	
H19/06/06	東京都内	エレベーター	雑居ビル1階で上昇中のエレベーターが1、2階間で動かなくなり、男女7人が約1時間閉じ込められた。東京消防庁のレスキュー隊などが駆けつけ3階の扉から救助した。	なし	
H19/06/08	埼玉県内	エレベーター	1階乗り場から母親とともに乗り込もうとしていた幼児がエレベーター扉に手をついたまま、自分で身体障害者用押しボタンを押した。扉が開いた際、エレベーター扉間（2枚扉片開き）に手を引き込まれた。	幼児左手打撲	
H19/07/04	東京都内	エレベーター	東京都内の雑居ビルにおいて男女11名が、約1時間EV（定員9名）に閉じ込められた。	なし	
H19/07/12	秋田県内	エレベーター	エレベーターが4階と5階の間で停止し、乗客3名がエレベーター内に閉じこめられた。カゴ上コントロールボックスカバーが通信ケーブルの一部を挟み込み電流異常とマイコンが判断し停止に至った。	なし	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H19/07/28	東京都内	エレベーター	1階より乗込んだ被害者（小児）がカゴに手を添えた状態で4階に着床戸開し、戸袋側に手を挟み込まれた。	右手小指薬指腱断裂	
H19/08/20	奈良県内	エレベーター	8人乗りエレベーター（600kg）に児童11人（約550kg）が3階から乗車し、1階ボタンを押したところ、4階へ上昇し、4階到着寸前に突然停止。閉じ込められた。エレベーター内直通電話と児童の持つ携帯電話とで、2回保守会社へ連絡が入った。保守点検会社担当者が現場に到着し、児童を救出した。	11人中、11歳の女子1人が過換気症候群で不調を訴え	
H19/09/12	大阪府内	エレベーター	遊戯施設において、男性客9人が3階から上行きのエレベーター（定員9名）に乗り込んだところ、エレベーターが異常降下し、3階床レベルから50cmほど天井が出ている状況で停止した。 閉じこめられた客が店に救助を要請し、店から連絡を受けた保守会社が約50分後に駆けつけ、エレベーターを2階レベルまで下ろして9人を救助した。	9人は衝撃で腰を打ったり、気分が悪くなったりして救急車で病院に搬送されたが、いずれも軽傷。	
H19/09/12	兵庫県内	エレベーター	3階から1階へ下降運転中、3階レベル下500mmの位置で停止。女性1名子供3名が閉じ込められた。	なし	
H19/09/14	大阪府内	エレベーター	3階から搭乗し下降運転中、5階と4階の中間付近で急停止した。即時救出運転機能が作動したことから閉じ込めには至らず5階から脱出した。	軽度の頚椎捻挫	
H19/09/14	京都府内	エレベーター	油圧エレベータ用モーター焼損により機械室の火災報知器動作。消防の消火活動はなし。	なし	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H19/09/16	広島県内	エレベーター	住民7人が乗ったエレベーター（定員９名）が1階まで降りようとしたところ、1階で停止せず、1階床下約47cm下がった位置で停止した。 閉じ込められた住民が外部連絡装置で保守会社に救助を要請し、駆け付けた保守会社が約20分後に外部からエレベーターのドアを開けて住民を救助した。	なし	
H19/10/12	香川県内	エレベーター	2階より1階に下りたところ扉が開かず、戸締め救出装置が作動し他階の開閉確認し、結果的に2階で停止した。 停止後携帯電話で病院受付に連絡、病院より11時8分消防署に連絡、消防により11時30分救出された。 故障改善（同日17時30分）後正常運行している。	なし	
H19/10/22	大阪府内	エレベーター	下階より空のかごが移動、5階で扉が開かずにかごが上昇その後、大きな音がする。 かごは7階床レベルより約1m上で停止。つりあいおもりが緩衝器まで達していた。	なし	1995年設置
H19/10/23	大阪府内	エレベーター	かごが昇降するが扉が開かないため閉じ込めが発生した。 戸開の為の電気回路を構成しているドア抵抗の端子台が接触不良状態となりドアを開けることができず、閉じ込め故障が発生。端子及び抵抗の取替えにより復旧した。	なし	

②エレベーター（作業者の事故）

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H17/02/18	福岡県内	エレベーター	男性作業員2名が昇降路頂部（13階）で、かご上に乗り配線作業を行っていたところ、かごがピットまで落下した。	男性作業員（55才）死亡、男性作業員（30才）左足骨折全治2ヶ月	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H18/02/11	三重県内	エレベーター	荷物ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ(幅1.2m、奥行0.3m、高さ3.6m)のかご上でつり合おもりの調整をしていた男性作業員(40才)がつり合おもりと建物支柱との間に挟まれた。	頭の骨を折るなど翌日死亡	荷物用
H18/05/22	福島県内	エレベーター	保守点検作業中のｴﾚﾍﾞｰﾀｰで、開いたままの1F扉から乗り込もうとした男性(39才)が約1.3m下のﾋﾟｯﾄに転落した。	臀部裂傷の軽傷	
H18/06/26	愛知県内	エレベーター	工事に利用していた車輌用ｴﾚﾍﾞｰﾀｰに手すりを設けていなかったためｴﾚﾍﾞｰﾀｰと内壁とのすき間(約80㎝)から現場責任者(31才)が転落した。	死亡	
H18/07/22	東京都内	エレベーター	エレベーターの修理作業を行っていた男性作業員(23才)が降下してきたかごにぶつかり負傷した。	背中を打ち重傷	
H18/08/17	愛知県内	エレベーター	解体作業中につり合おもり(約700kg)が落下し、男性作業員(49才)が下敷きとなった。	即死	
H18/08/24	東京都内	エレベーター	男性保守作業員（31才）かご上でドアの開閉速度の点検中、かご内の別の作業員が、「開」ボタンを押そうとしたところ、誤って「8F」ボタンを押し、かごが上昇したため転落し、かごと昇降路壁との間に挟まれた。	全身を骨折し死亡	
H18/08/29	京都府内	エレベーター	建設中の物流施設のエレベーターのかご上で清掃作業をしていた男性(62才)が誤って約1mの壁とのすき間から約10m下に転落した。	頭を強く打ち、約2時間半後に死亡	
H18/08/30	東京都内	エレベーター	ビルの内装工事を行っていた男性作業員(54才)が、5Fでエレベーターの扉に水準器を挟み、扉が閉まらないようにして資材の運び出しをしていたところ、水準器が乗場側にずれて扉が閉じ、かごは7Fの呼びに応答して上昇したが、作業員は気づかず扉をこじ開けピットに転落した模様。	死亡	
H18/11/01	福井県内	エレベーター	かご上でｴﾚﾍﾞｰﾀｰの解体作業を行っていた作業員(25才)が、ﾜｲﾔﾛｰﾌﾟを切断したところ、落下してきたつり合おもりが直撃した。	首の骨を折り死亡	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H18/11/29	群馬県内	エレベーター	男性(43才)が作業員用の1人乗り点検ｴﾚﾍﾞｰﾀｰから約20m転落した。	約2時間後に脳挫傷により死亡	
H19/03/01	東京都内	エレベーター	ｱﾙﾊﾞｲﾄ男性従業員(56才)がﾌｫｰｸﾘﾌﾄとともに1Fから2Fへ向かっていたところ、誤って転倒し、かご床と1F天井部に挟まれた。	胸部圧迫にて死亡	
H19/05/14	群馬県内	エレベーター	空調工事の下見中の男性作業員(39才)が電源盤を探すため店舗部分からエレベーター部分に移動した際、誤って約19m下の金属製床に転落した。	死亡	
H19/05/20	広島県内	エレベーター	空の昇降機を1階に降ろすため、2階にいたアルバイト男性が、頭を昇降機のなかに入れたまま自らスイッチを入れたため、手すりと昇降機の上部の鉄枠の間に挟まれ死亡したもの。	死亡者　男性（２９歳）	荷物用
H19/08/03	愛知県内	エレベーター	かごを4Fに止め、昇降路内で男性作業員(62才)が1Fの扉の点検をしていたところ、かご(縦横90cm、高さ1.9m)が降下し挟まれた。	胸部圧迫により死亡	

は、前回からの更新分

３　エスカレーターにおける事故事例（過去３年間）

①エスカレーター（利用者の事故）

最終更新日：2007/10/30

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H16/11/13	千葉県内	エスカレーター	車いす対応エスカレーターに車いすの男性（51才）が乗り込んだところ、水平となっていた3段のステップが通常の階段状となったために段差が生じ、後部がせり上がる形で男性が前方に投げ出され、車いすごと約6m転落した。	肋骨及び大腿骨にひびが入る重傷	
H16/12/04	宮崎県内	エスカレーター	入浴に来ていた男児（3才）が、母親と祖母が目を離した隙にエスカレーターで遊んでおり、降り口ステップのすき間に右手の指を挟まれた。	右手中指裂傷全治2週間	
H17/01/11	青森県内	エスカレーター	エスカレーターに乗っていた男児（11才）がステップとライザー（けあげ）の間に靴を挟まれた。	左足の指3本骨折	上り
H17/02/13	愛知県内	エスカレーター	ホームから改札に向かう上りエレベーターにおいて、利用者が足下に置いていたカバンのひもがステップに引っかかり、引き抜こうと降り口で立ち止まったため、後続の乗客が将棋倒しとなった。	15～17才の高校生13名が腰や膝を打つ軽傷	上り
H17/03/23	東京都内	エスカレーター	下りエスカレーター降り口付近で、母親と一緒に前向きに乗って足を交差させて立っていた女児（5才）の長靴のかかと部分がステップに挟まれた。	右足に軽傷	下り
H17/04/16	大阪府内	エスカレーター	上りエスカレーターでバランスを崩した女性が転倒し、すぐ後ろにいた2人の上に倒れかかった。	3人とも軽いねんざ	地下1階→1階

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H17/06/09	静岡県内	エスカレーター	エスカレーターの手すりベルトが突然停止し、階段部分がそのまま動き続けたため、前方にいた客がバランスを崩したのをきっかけに、1階ロビーから2階へ向かうエスカレーターに乗っていた客が次々と後ろ向きに倒れた。	女性客(77才)が右足を骨折、女性2人が骨折の疑いがあり、うち1人が検査入院し、男性1人を含む9人が打撲などの軽傷を追った。	1階→2階
H17/07/03	愛知県内	エスカレーター	男子生徒(15才)が下りエスカレーターの3階乗り場付近から約6m直下の2階乗り場付近に落ち、頭を強く打ち重体。	重体1名	下り
H17/07/18	長崎県内	動く歩道	遊園地内で男児(5才)が、ベルトに乗って坂道を移動する「動く歩道」を降りた後、再び終点から乗って逆に走り始めたところ転倒し、うつぶせに倒れたまま流され、シャツの胸の部分がベルトの巻き込み口に挟まれ、胸に軽傷を負った。	軽傷1名	
H17/08/24	東京都内	エスカレーター	スーパーで、女児(1才10ヶ月)が、1階から2階に向かう上りエスカレーターの手すりを抱え込むように上がっていき、2階付近にある転落防止のためのアクリル板にぶつかって、約4m下の1階床に転落した。	頭蓋骨骨折の重傷	1階→2階
H17/09/23	福岡県内	エスカレーター	2階エスカレーター降り口にて、男児(9才)がエスカレーター外側に遊戯用コインを落とし、拾おうとしてエスカレーター内側より手を伸ばしたところ、移動中の手すりに身体を運ばれ、ベルトと安全柵の隙間にはさまれた。	両腕の打撲及び擦り傷	1階→2階
H18/02/11	兵庫県内	エスカレーター	駅構内の下りｴｽｶﾚｰﾀｰで最後列に立っていた男性(65才)の足元がふらつき、前に立っていた人にぶつかり将棋倒しとなった。	72才の男性が左手に軽傷	
H18/03/11	福岡県内	エスカレーター	5才の男児が体を後ろに反り返す形で手すり上に乗り、三角部に頭を挟まれｴｽｶﾚｰﾀｰは自動停止した。	こめかみを4～5cm切り、全治1ヵ月の重傷	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H18/06/10	福岡県内	動く歩道	駅の高架通路で、両親と乗っていた男児(4才)が先に渡りきった後、逆走しようとして転倒し右手を挟まれた。	手のひらを切る軽傷	
H18/07/04	福岡県内	エスカレーター	兄(10才)と一緒にエスカレーターの手すりに乗って遊んでいた男児(8才)が三角部に頭を挟まれた。	頭を強く打ち、意識不明の重体	
H18/07/07	大阪府内	エスカレーター	男児(2才)が手すり入り込み口に左手を挟まれた。	左手の人差し指と中指を負傷	
H18/08/13	徳島県内	エスカレーター	手すりにまたがっていた男児(8才)が三角部に挟まれた。	右太ももに打撲	
H18/08/27	熊本県内	エスカレーター	男児(2才)が手すり入り込み口に右手の指4本を挟まれた。	なし	
H18/08/30	大分県内	エスカレーター	女児(8才)がはいていた長靴がスカートガードと踏段の間に挟まれた。	なし	
H18/09/01	京都府内	エスカレーター	地下鉄駅構内で、ブレーキ開放確認スイッチの接触不良により、上りエスカレーターが停止した際、男性会社員(33才)が頂上付近で転倒した。	右足打撲	
H18/10/12	山梨県内	エスカレーター	ｴｽｶﾚｰﾀｰが突然停止し、女性(59才)が転倒した。	左ひざ打撲の軽傷	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H18/11/07	東京都内	エスカレーター	見学に来ていた小学生が1F駐車場へつながるｴｽｶﾚｰﾀｰに向かっていたところ、駐車場をﾊﾞｽが通過し警備員の指示で立ち止まったため降り口付近に滞留し後続の児童が降りることができず将棋倒しとなった。	児童11名が軽傷	
H18/11/10	愛知県内	エスカレーター	男児(1才7ヵ月)がｽｶｰﾄｶﾞｰﾄﾞと踏段の間に左足のつま先を巻き込まれ、安全装置が作動し停止した。	左足首に軽傷	
H18/11/25	山口県内	エスカレーター	男性駅員1名に後方から支えられ車いす男性(34才)がｴｽｶﾚｰﾀｰで移動中、約4m上がったところで駅員がﾊﾞﾗﾝｽを崩し車いすが傾いたために車いす男性が転落した。	左頬を3針、まぶたを1針縫うけが	
H18/12/01	埼玉県内	エスカレーター	ｴｽｶﾚｰﾀｰ内部から白煙が上がっているところを従業員が発見した。	煙を吸い込んだ女性(33才)が病院に搬送された	
H18/12/12	千葉県内	エスカレーター	内部拡張工事を行っていたところ、溶接の火の粉がｴｽｶﾚｰﾀｰ内部のｺﾞﾑ製部品に燃え移り煙が立ちこめた。	なし	
H18/12/17	大阪府内	エスカレーター	2Fから3Fに上がるｴｽｶﾚｰﾀｰの3F付近から白煙が上がり周辺に煙が立ち込めた。	なし	
H19/04/03	千葉県内	エスカレーター	女児が母親とともに、3階から2階へ降りるためエスカレーター2号機の中央部に乗っていたところ、女児の長靴の飾りがエスカレーターステップの垂直部分（ライザー）に挟まったため、左足関節を捻挫するとともにすり傷をおったもの。なお、エスカレーターは安全装置が働き停止した。	左足関節捻挫及びすり傷	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H19/05/06	埼玉県内	エスカレーター	両親と姉妹の5人で来店。両親は1階で買い物をしていたが、姉妹は3階ｴｽｶﾚｰﾀｰ降り場付近で手すりベルトを進行方向と逆方向に押して遊んでいた。店員の注意をよそに遊んでいたが、ベルトの力に負け、ベルトと一緒に左手を引き込み口に巻き込んでしまった。引きごみ口には自動停止装置があり、巻き込んですぐに感知して指を挟んだ状態で停止した。	打撲程度の軽症	
H19/06/18	神奈川県内	エスカレーター	上りのエスカレーターに乗ったところ途中で転倒し、腰部を打撲した。	打撲	
H19/06/24	東京都内	エスカレーター	ステップと側面とのすき間に3、4才の男児の長靴が挟まれ、近くの乗客が非常ﾎﾞﾀﾝで停止させた。	なし	
H19/08/12	神奈川県内	エスカレーター	駅自由通路に設置された上りエスカレーターに乗った際、破損していたエスカレーターの立て板部分に足を挟まれ、右足親指を負傷。	右足親指負傷全治２～３週間	建築基準法に基づく建築確認・定期点検の対象のものではない
H19/08/24	静岡県内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗って降りる際に、スカートガードパネルと踏段との間にサンダルを挟まれて右足を負傷した。	右足人差指、中指、薬指負傷（爪をはがした）	
H19/08/28	神奈川県内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗って降りる際に、スカートガードデッキカバーの固定ビスが飛び出していたため、そこにサンダル履きであった左足小指がひっかかり負傷した。	左足小指骨折・全治1ヶ月	
H19/09/12	東京都内	エスカレーター	下りｴｽｶﾚｰﾀｰに乗っていた男児(5才)がｽﾃｯﾌﾟと側壁との間に左足のつま先を挟まれた。	指先が腫れる軽傷	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H19/09/21	兵庫県内	エスカレーター	上りｴｽｶﾚｰﾀｰの右側面から金具(幅約4cm)が外れていたため利用者の女性(71才)と別の女性(26才)が足を引っかけ軽傷を負った。	女性(74才)が右膝付近を切り、別の女性(26才)も右足首を切り出血	
H19/08/15	福岡県内	エスカレーター	サンダル履きでエスカレーターに乗り、エスカレーター中間部でサンダルと左足先をスカートガードと踏段の間に挟まれた。	左足親指付根の裂傷(3cm)と靭帯切断	
H19/10/16	神奈川県内	エスカレーター	ｴｽｶﾚｰﾀｰ外側に硬貨を落としたため男児(9才)が身を乗り出してのぞき込んでいたところ、手すりﾍﾞﾙﾄと交差部のｱｸﾘﾙ板とのすき間に頭部を挟まれた。	首を強く圧迫されたことによる窒息で意識不明、後に回復	

②エスカレーター（作業者の事故）

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	
H19/02/16	京都府内	エスカレーター	B2FﾎｰﾑとB1F改札口を結ぶｴｽｶﾚｰﾀｰ付近の防火ｼｬｯﾀｰの工事を始めた直後、ｴｽｶﾚｰﾀｰの床板付近から煙が上がり駆けつけた消防隊により消火された。	営業終業後でけが人なし	
H19/07/04	福島県内	エスカレーター	エスカレーターの撤去作業を行っていた男性作業員(32才)が床から約1.3m下のスレート製の天井板(厚さ7mm)に降りたところ板が破れ約5m下の駐車場に転落した。	頭を強打し意識不明の重体	

は、前回からの更新分

４　簡易リフトにおける事故事例（過去３年間）

①簡易リフト（利用者の事故）

最終更新日：2007/10/30

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H16/11/12	岐阜県内	簡易リフト	女性（83才）が乳母車と一緒にかご（高さ1.4m、幅0.8m、奥行1.2m）にしゃがんだ状態で乗り込み、息子が外のスイッチを操作して作動させたところ、上昇中にバランスを崩し、建物間にある20cmのすき間に挟まれた。	出血性ショックにより死亡	
H17/01/31	北海道内	簡易リフト	パン製造工場で男性従業員（48才）が、焼き上がったパンを運ぶコンベアと壁との間に挟まれているのを別の従業員が発見した。	胸部圧迫にて窒息死	

⑥簡易リフト（作業者の事故）

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H16/12/09	広島県内	簡易リフト	自動車部品運搬用リフト（縦2.3m、横2m、高さ1.6m）を数名で修理していたところ、突然下がりはじめ、2階にいた男性（58才）がリフト天井部と側面の鉄枠に頭を挟まれた。	死亡	
H17/06/10	愛媛県内	簡易リフト	バイク店の3階で男性従業員（24才）が荷物積み下ろし用のリフトにオートバイを積む作業中、1階のリフトの降下ボタンが押され、リフトに落下した。	脳挫傷により死亡	
H17/07/04	北海道内	簡易リフト	荷物用エレベーターを使用していた作業員（３７才）がエレベーターと床の間に挟まれ死亡した。	エレベーターと床の間に挟まれ死亡	
H17/10/10	東京都内	簡易リフト	扉のない簡易リフトでB1Fから1Fへ荷物の積み卸しを行っていた男性従業員(47才)が、B1Fでかごが動かなくなったため、ドラム缶を足場としてかご天板の上に体を乗り出し、1Fにいた女性従業員に動かすよう指示したところ、天板と1F床部分に頭を挟まれた。	死亡	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H18/02/27	熊本県内	簡易リフト	2階建て倉庫で男性(59才)がﾘﾌﾄの下敷きとなっているところを発見された。	頭を強く打ち意識不明の重体	
H18/03/08	大阪府内	簡易リフト	扉のない簡易ﾘﾌﾄ(幅150cm、奥行き98cm、高さ180cm)に段ﾎﾞｰﾙを積み込んでいた女性作業員(42才)かご天井部と建物の床との間に挟まれた。	胸部を圧迫され重傷	
H18/04/14	広島県内	簡易リフト	工場内のﾘﾌﾄが故障したため男性社員(39才)が修理していたところ、かごが落下し挟まれた。	頭を強く打ち死亡	
H18/05/09	山梨県内	簡易リフト	台車に乗せた重さ150kgの溶接機を工場2Fから1Fへ降ろすためリフトに乗り込んだところ、誤って溶接機とリフトに首を挟まれた。	首の骨を折り死亡	
H18/07/06	埼玉県内	簡易リフト	2名の作業員がリフト(縦約2.2m、横1.8m、高さ1.9m、扉なし、鉄製フレームで壁はベニヤ板張り、昇降はかご外のスイッチにおいて行う)に機械を乗せ降りようとしたところ、かごが突然落下し、男性作業員(68才)がかご天井部と出入口床との間に頭を挟まれた。	死亡	
H18/09/03	東京都内	簡易リフト	男性警備員(24才)が2Fから5Fへ荷物を運ぶため扉を開けた際かごがなく、ﾊﾞﾗﾝｽを失って約4m下のﾋﾟｯﾄに転落した。	両足骨折の重傷	
H18/10/11	兵庫県内	簡易リフト	ﾓｰﾀｰの交換作業のため地面に降ろしていた原料搬送用のﾘﾌﾄが倒れ、足場(約1m)上で作業にあたっていた鉄工員2名が投げ出された。	男性(54才)1名が首や肩を打ち死亡、男性(35才)1名足を負傷	
H18/11/18	大阪府内	簡易リフト	荷物を出し入れするためのﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の荷台がかごと1F天井部に挟まったため男性3名がかご上で取り除いていたところ、かごが突然落下し3名が約7m下の1Fに転落した。	男性ｱﾙﾊﾞｲﾄ(39才)が胸を強く打ち死亡、男性2名(33才、35才)が足の骨を折る重傷	

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H19/05/20	広島県内	簡易リフト	アルバイト男性(29才)がかご内をのぞき込みながらかご外の昇降スイッチを作動させたため、誤ってかご上部と鉄枠の間に頭を挟まれた。	死亡	
H19/07/03	福井県内	簡易リフト	同僚2名と簡易リフトの設置をしていた男性作業員(67才)が、降下してきた昇降板(約2t)の下敷きとなった。	胸部圧迫により窒息死	

は、前回からの更新分

５　小荷物昇降機における事故事例（過去３年間）

①小荷物専用昇降機（利用者の事故）

最終更新日：2007/10/30

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
該当なし					

②小荷物専用昇降機（作業者の事故）

発生年月日	発生場所	機　種	状　況	被害の程度	備　考
H17/07/28	福島県内	小荷物専用昇降機	結婚式場の新築工事現場で、エレベーターの取り付け作業中にエレベーターが落下、男性作業員2人が下敷きになり、全身を強く打つなどして心肺停止状態になった。	心肺停止2名	配膳用
H17/10/10	東京都内	小荷物専用昇降機	雑居ビル地下１階で、男性（47才）が荷物搬送用エレベーターに頭を挟まれ間もなく死亡した。	荷物搬送用エレベーターに頭を挟まれ間もなく死亡	
H17/11/01	福井県内	工事現場	かご上で解体作業にあたっていた男性(25才)がワイヤを切断したところ、おもりが落下し直撃した。	死亡	
H18/09/04	東京都内	小荷物専用昇降機	電器店で、男性警備員（24才）が2Fから5Fに荷物を運搬しようとしたところ、かごが来ていない状態で、2Fの扉を開け、1F部分に転落した。	両足を骨折する重傷	
H19/07/31	神奈川県内	小荷物専用昇降機	ﾜｲﾔ交換作業中のかごを動かしたところ、つり合おもりが十分にﾜｲﾔに固定されていなかったためかごが4Fから降下し、かご上でﾜｲﾔ交換作業にあたっていた男性(39才)が約12m下の1F部分に転落した。	頭及び肩に軽傷	
H19/08/03	愛知県内	小荷物専用昇降機	エレベーター修理を受け、作業員が１人でピット内において脚立に乗りエレベーターを点検作業中、突然ドアが閉まり降下してきたかごに直撃した。	死亡	

は、前回からの更新分

６　遊戯施設における事故事例（過去３年間）

①遊戯施設（利用者の事故）

最終更新日：2007/10/30

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H16/11/03	静岡県内	コースター	コースターが終点手前3mの地点で突然停止し、後続の車両が追突した。	乗客4名けが人なし
H16/11/28	奈良県内	コースター	乗客10名を乗せてコース頂上付近に達したところで、車両通過を確認する感知器が誤作動し、警報で電源が切れ、停止した。	けが人なし
H17/04/06	岐阜県内	観覧車	観覧車から女性（72才）が同乗していた孫の男児（7才）と降りようとしたところ、バランスを崩し、ともに転倒した。	女性は脊髄骨折の重傷、男児はけがなし
H17/04/18	東京都内	飛行塔	大型モニターを見ながらスカイダイビングを疑似体験できるアトラクション(6人乗り座席、最大10mを上下動。強風やモニター画像で高度1万mからの落下疑似体験ができる。)において、係員がハーネス装着のみで運転。遊具が数回上下した後、前傾姿勢になったところで転落した。	5m下の床に転落、胸などを強く打ち死亡
H17/06/07	愛知県内	ウォーターシュート	家族3人で乗車中、登り坂の手前で停止したため、コース脇の点検用通路に降りようとして、誤って転倒した。	女性（32才）足の甲骨折、男性（32才）首を打撲
H17/07/20	神奈川県内	コースター	男児（8才）が、降車場直前部で手を出したため、安全策に手が挟まれ、手首を骨折した。	手首骨折
H17/08/20	大阪府内	回転式遊具	運転中に突然停止し、乗客9人が約4mの高さで宙ずり状態になった。通報で駆けつけたレスキュー隊遊具の安全装置を解除して手動で地上に下ろし、約40分後に全員を救助した。	なし

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H17/08/24	東京都内	コースター	ジョットコースターの軌道の支柱に張られている鉄棒（長さ約10m、直径2cm）が外れて垂れ下がり、6両目のゴンドラに乗っていた女子生徒（18才）の胸を直撃した。	胸部打撲などで1週間のけが
H17/10/22	静岡県内	観覧車	観覧車の外周と中心の軸を結ぶ「スポーク」と呼ばれる鉄製の棒（直径4cm、長さ19m）1本が外れ、地上に落下した。	なし
H17/11/09	鳥取県内	遊園地	園内を周遊するフラワートレイン(定員45名)が29名の客を乗せ、発車直後、緩やかなS字ｶｰﾌﾞにさしかかったところでけん引車が横転した。	運転士のｱﾙﾊﾞｲﾄ男性(34才)、女性客2名が足及び首に軽傷
H18/05/11	大阪府内	回転ブランコ	乗り物から降りた乗客が退場する前に、係員が回転ブランコを起動させたため、これを避ける際に階段で足首をひねったもの。	入院を要さない程度
H18/07/29	兵庫県内	海賊船	男性(32才)が海賊船に乗車し、運転開始直後に怖くなったため、安全ﾊﾞｰをすり抜け飛び降りようとして、乗車ﾎｰﾑとのすき間(約8.5cm)に左足を挟まれた。	左足骨折の重傷
H18/07/31	岡山県内	ウォータースライド	ｳｫｰﾀｰｽﾗｲﾄﾞを滑った男性(35才)が着水時、水面を滑るように約7m進み、前方のｺﾝｸﾘｰﾄ壁に衝突した。	右膝、左踵を骨折する重傷
H18/08/02	三重県内	コースター	最後のブレーキゾーンの減速度で座席前の安全バーに顔をぶつけ、唇を切った。	軽傷
H18/08/08	愛知県内	コースター	乗客9名を乗せたコースターが車体引上部を約10m上ったところで巻上げチェーンが切断し、安全装置が作動して停止した。	なし
H18/08/03	山梨県内	コースター	ホーム手前約10mにある最終ブレーキで異常音がしたため、係員が停止させた。	なし

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H18/08/08	奈良県内	ウォータースライド	ｽﾗｲﾀﾞｰ下への進入を防ぐために設けられた柵(幅約3m、高さ約80cm)に女児(11才)が誤って左ひざを挟まれ抜けなくなった。	なし
H18/11/17	山梨県内	コースター	プラットホーム手前100m付で停止したもの。	なし
H18/11/17	愛知県内	コースター	乗客が走行中に足を出し、外部ブレーキ装置に接触したもの。	かかと骨折
H18/12/16	大阪府内	海賊船	乗客が定位置に座っていることを確認せず安全バーを作動させ首が圧迫されたもの。	入院を要さない程度
H19/03/18	埼玉県内	ハングライダー	8基ある座席のうち1基(4才の女児と父親乗車)が水平より下がり、座席の足掛けの部分のﾊﾟｲﾌﾟが地面と接触したため、係員が非常停止ﾎﾞﾀﾝを押し、約5m進んで停止した。	なし
H19/04/28	山梨県内	コースター	午後2時10分頃、仕様書の運転休止基準である平均風速15m/sを越える突風（瞬間最大風速30m/s）が吹いたため失速し、第1落下最低平坦部（地上0．7m）で停止したもの。乗客の降車完了後（2時18分頃）、営業を中止した。 なお、当日9時の営業開始時に、強風が吹いていたため、運転を見合わせていた。1時10分頃、平均風速が10m/sとなったため、試運転を開始し、1時20分から営業を開始していた。	なし
H19/05/05	大阪府内	コースター	2両目左側の車輪を支える合金製車軸（長さ約40cm、直径約5cm）が、乗降場所から約440m地点で折れ、そのまま約240m走行後、車輪がレールから外れて落下。車体が左側に約45度傾き、被害者が鉄柵（高さ約1m）に頭を強打したもの。事故時の速度は約30km/hで、乗降場所の約50m手前の地上約6m地点で停止した。	死亡者　1名 負傷者　34名（負傷者のうち乗客は19名）

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H19/05/05	福井県内	コースター	2人乗り遊具「スペースコースター」の1台が軌道上で止まり、後続のコースターが追突したもの。	負傷者4名
H19/05/14	山梨県内	コースター	午後2時40分頃、走行中の「ドドンパ」の3両目の座席の間にある、機器類を覆うためのFRP製の保護カバーが外れ、5両目の左側座席に座っていた被害者の右膝に当たったもの。	男性1名（軽傷）
H19/06/29	国外 （アメリカ）	回転式遊具	公営遊園地「プレイランド」で、回転式のアトラクション車両に乗っていた20代の女性（プレイランド従業員）が振り落とされ、死亡した。 当該アトラクションは、照明を落とした屋内で、自動で弧を描いて移動する車両に乗るもの。このアトラクションでは、04年に7歳の子供が死亡する事故があった。（報道情報） 今回の事故原因は、従業員がまだ危険領域にいるときに、他の従業員がアトラクションをスタートさせてしまったことにある。（ライドアクシデントのサイトによる）	死亡者　女性1名
H19/06/24	北海道内	コースター	ジェットコースター「クレイジーマウス」（四人乗り）の車輪を覆うウレタンゴムがはがれ、車輪と台車の構造材とのすき間にはさまり、走行中停止するトラブルがあった。園内に同型車両はほかに四台あり、安全確認後、26日から運転を再開している。	乗客（2名）にけがはなかった
H19/06/30	国外 （中国）	コースター	6月30日、ジェットコースターの脱線事故が発生した。脱線車両に乗っていた中学1年生の少女が高さ10mから転落。ただちに病院へと運ばれたが、死亡した。同乗者も軽傷を負った。7月3日、安徽省内の全遊園地が営業を停止した。このジェットコースター脱線事故を受け、省関係部門は全施設の緊急点検を命じた。	死亡者：少女1名　軽傷者：数名
H19/06/21	国外 （アメリカ）	フリーフォールライド	地上約54メートルから垂直に急降下するアトラクションに乗っていた13歳の少女の両足が切断される事故。 アトラクションのケーブルが切れ、少女の両足を直撃下とみられる。	両足切断

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H19/08/05	国外 (フランス)	ブースター	パリ西のサンジェルマンにある催し施設において、「ブースター」のアームが折れ、かごが落下した。	乗客2名が死亡、同じかごに乗っていた2名が病院に運ばれた。
H19/08/10	大阪府内	マッドマウス	女性客2名を乗せたﾏｯﾄﾞﾏｳｽ(4人乗り)が最高地点へﾁｪｰﾝにて引き上げ中、安全装置が作動し停止した。	なし
H19/08/12	茨城県内	ウォータースライド	滑降中の男性(44才)がｽﾋﾟｰﾄﾞを抑えられなくなり、ﾌﾟｰﾙの底に両膝を強打した。	右膝を骨折
H19/08/13	国外 (韓国)	観覧車	韓国の釜山で興業中の移動式遊園地「ワールドカーニバル」内の観覧車（高さ約66m、８人乗りゴンドラ42台）で、地上から約20mの高さにあったゴンドラ1台が何らかの理由で傾いてドアが開き、乗客7人のうち5人が転落。	死亡者：5名
H19/08/15	山梨県内	コースター	ホームを出発した車両が巻上入り口付近で停止。	なし
H19/08/18	東京都内	ウォータースライド	男性客がウォータースライダー（フリーフォールスライダー）着水部付近で滑走面より落下して、レーン右側安全マット上に右肩から着地。事故直後よりフリーフォールスライダー、スピードスライダーを営業停止している。	右肩骨折、むち打ち症との診断。
H19/08/21	長崎県内	メリーゴーラウンド	カルーセル（メリーゴーラウンド）を始動させ2周目位で馬からガタガタと音が鳴り同時に、乗馬(乗車)中のお客様が「止めて」と叫ばれ直ちに非常停止を行った。	膝の筋を痛めた

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H19/08/22	島根県内	ウォータースライド	ロデオマウンテン（ウォータースライダー）の着水プールで、小学校2年生（7歳、男）の児童が仰向けの状態で沈んでいるのを子供が見つけ、近くにいた監視員が助け上げた。	死亡
H19/08/25	茨城県内	ウォータースライド	プールサイドに設置されたウォータースライダーで遊んでいた小学校4年の児童が、スライダー内側の亀裂に左腕を挟んだ。	男児はひじの圧迫骨折、全治6週間のけが
H19/09/15	大阪府内	コースター	コース走行を終えたコースターが降車場で停止せず、乗客10名を乗せたままもう1周走行した。ホーム通過直前係員の放送に従い数名がベルトを外していたため、安全バーのみの装着で2周目を走行していた。	なし
H19/09/23	三重県内	コースター	コースターに父親と2人で乗車（座席位置不明）し、女児が降車後、首や胸の痛みを父親に伝え、当社救護所へ赴き、シップ薬をもらい、帰宅した。後日診察を受けたところ胸骨を骨折していた。	胸骨骨折と首の軽い鞭打ち（全治約1ヶ月）
H19/10/07	大阪府内	ウォーターシュート	水路の最後部シュートで7歳の男児がボート前部のクッションゴムに顔を打つ。身体保持ができずボート前部のクッションゴムに顔を打ったものと考えられる。	なし

②遊戯施設（作業者の事故）

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H17/06/09	兵庫県内	観覧車	始業点検を行っていた男性作業員（30才）が、駆動タイヤと柱の間に挟まれた。	死亡
H17/07/22	東京都内	お化け屋敷の施設	開業前に点検作業をしていた女性従業員（29才）が、岩風呂に似せた遊具を点検中風呂のフタが突然閉まり、岩風呂とフタの間に胸部を挟まれた。	意識不明の重体

は、前回からの更新分

資料3

平塚市内のエスカレーター事故とその対応について

1. 事故の概要

発 生 日 時 ： 平成 19 年 10 月 16 日(火) 午後4時 10 分頃
発 生 場 所 ： 神奈川県平塚市東中原一丁目1番25号 西友平塚店
負 傷 者 ： 男子児童 9歳
事 故 概 要 ： 地下1階から1階に上がるスロープ式のエスカレーターで、左側手すりから身を乗り出し、手すりとアクリル板の間に頭を挟まれたもの。(報道情報)

2. エスカレーターの概要

製 造 者 ： シンドラーエレベータ株式会社
保 守 業 者 ： シンドラーエレベータ株式会社
確認済証年月日 ： 平成 16 年 12 月3日
完了検査済証年月日 ： 平成 17 年3月 10 日
形 式 ： 動く歩道(S1000形)
定 格 速 度 ： 30m/min
傾 斜 角 度 ： 10度
定 期 検 査 ： 平成 19 年4月 27 日 判定結果 特記事項なし

3. これまでの調査で判明した事実

これまでの調査で、当該エスカレーターの保護板の下端が手すりの上端部から下方に約2センチメートルしか届かない長さとなっており、建築基準法(以下「法」という。)に適合していないことが判明したところ。

なお、今回の事故の原因は調査中であり、この不適合との因果関係についても明らかになっていない。

4. 国土交通省の対応

○各都道府県を通じて特定行政庁に対し、エスカレーターの交差部に設ける保護板の設置状況について緊急点検の実施を依頼し、点検結果を国土交通省に報告するよう要請するとともに、所有者等に対しエスカレーターの利用者への注意喚起の徹底を指導するよう要請。

※点検実施通知:平成 19 年 10 月 17 日
報 告 期 限:平成 19 年 11 月 30 日

＜参考資料＞

エスカレーターの交差部に設ける保護板に関する規定について

□建築基準法施行令（抜粋）

第百二十九条の十二　エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

一　国土交通大臣が定めるところにより、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにすること。

（略）

□平成十二年建設省告示第千四百十七号（抜粋）

「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件」

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。（略）

一、二　略

三　エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあっては、保護板を次のように設けること。

イ　交差部の下面に設けること。

ロ　端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。

ハ　交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

（略）

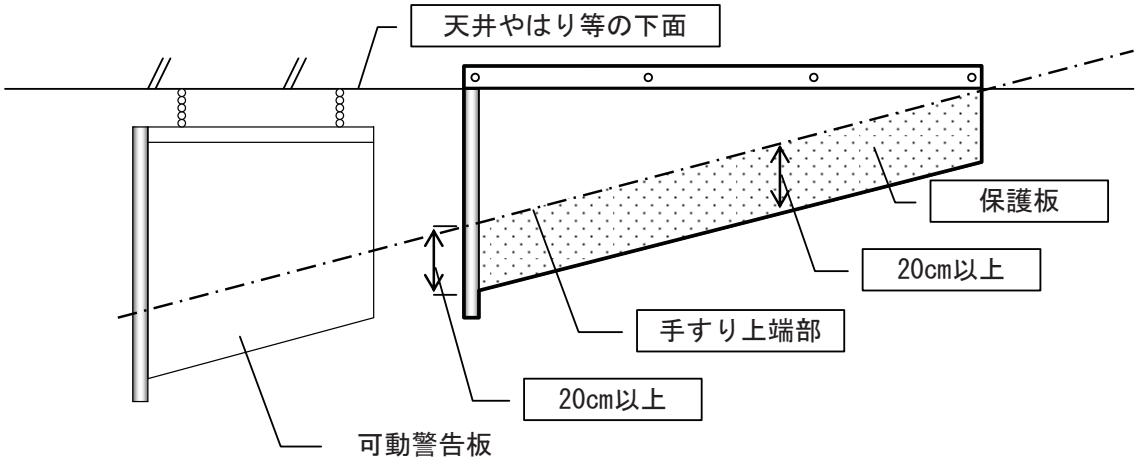

第一第三号ロの規定による保護板の長さ

資料４

エレベーター等における強度の低い鋼材使用の実態再調査結果について

国土交通省では、（社）日本エレベータ協会を通じて、エレベーター又はエスカレーターを製造している会員企業に対し、本来予定していた鋼材よりも強度の低い鋼材を使用したエレベーター又はエスカレーターがないかどうかについて、原則として会員企業が直接購入した鋼材を対象に実態調査を実施したところ、製造委託先企業が購入した鋼材に問題のあった案件が判明したことから、再度、会員企業製のエレベーター又はエスカレーターに係る製造委託先企業が購入した鋼材を対象に実態調査を行うよう要請していたところ、以下の予定していたＳＳ４００材に対し強度の低いＳＰＨＣ材を一部の構造材に使用したエレベーターについての調査報告があった。

※　本実態調査は、（株）日立製作所及び三菱電機（株）製のエレベーターにおいて、同様の問題が判明したことをきっかけとして行ったもの。（株）日立製作所、三菱電機（株）及び東芝エレベータ（株）製を除く他のエレベーター及びエスカレーターについては強度の低い鋼材の使用はなかったとの報告を受けた。

１．東芝エレベータ（株）からの報告概要

（１）エレベーターの製造者

東芝エレベータ（株）

（２）対象エレベーター

①製造期間及び台数

２０００年１１月～２００７年９月に製造した４２３台

②構造材として予定されていたＳＳ４００材に対しＳＰＨＣ材が使用された部位

マシンビーム（巻上機支持材）【別紙１】

③強度の検証結果

再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかったとの報告を受けた。

（３）強度の低い鋼材が使用された経緯

東芝エレベータ（株）及び一次製造委託先企業は発注の際に鋼材を製作図面でＳＳ４００材と指定していたが、二次製造委託先企業は鋼材の規格に対する知識が不足していたため、発注の際に鋼材の規格を指定しなかった（寸法、数量のみ指定）。

２．国土交通省としての対応

（１）強度の低い鋼材が構造材に使用された東芝エレベータ（株）製のエレベーターについて、建築基準法第１２条第５項の規定に基づき東芝エレベータ（株）から報告を求め、建築基準法に定める基準に対し強度上問題がないことを確認するよう、都道府県を通じて当該エレベーターの所在地の特定行政庁に要請する。

（２）当該エレベーターの製造者である東芝エレベータ（株）に対し、強度の低い鋼材が使用されたことについて厳重に注意するとともに、再発防止策をとりまとめ、国土交通省に提出するよう求める。

なお、10 月 12 日に、（社）日本エレベータ協会に対し、エレベーター及びエスカレーターの製造における鋼材の品質管理に関する指針を作成するよう要請したところ。

（別紙 1）東芝エレベータ(株)製エレベーターにおける構造材としてSPHC材が使用された部位について

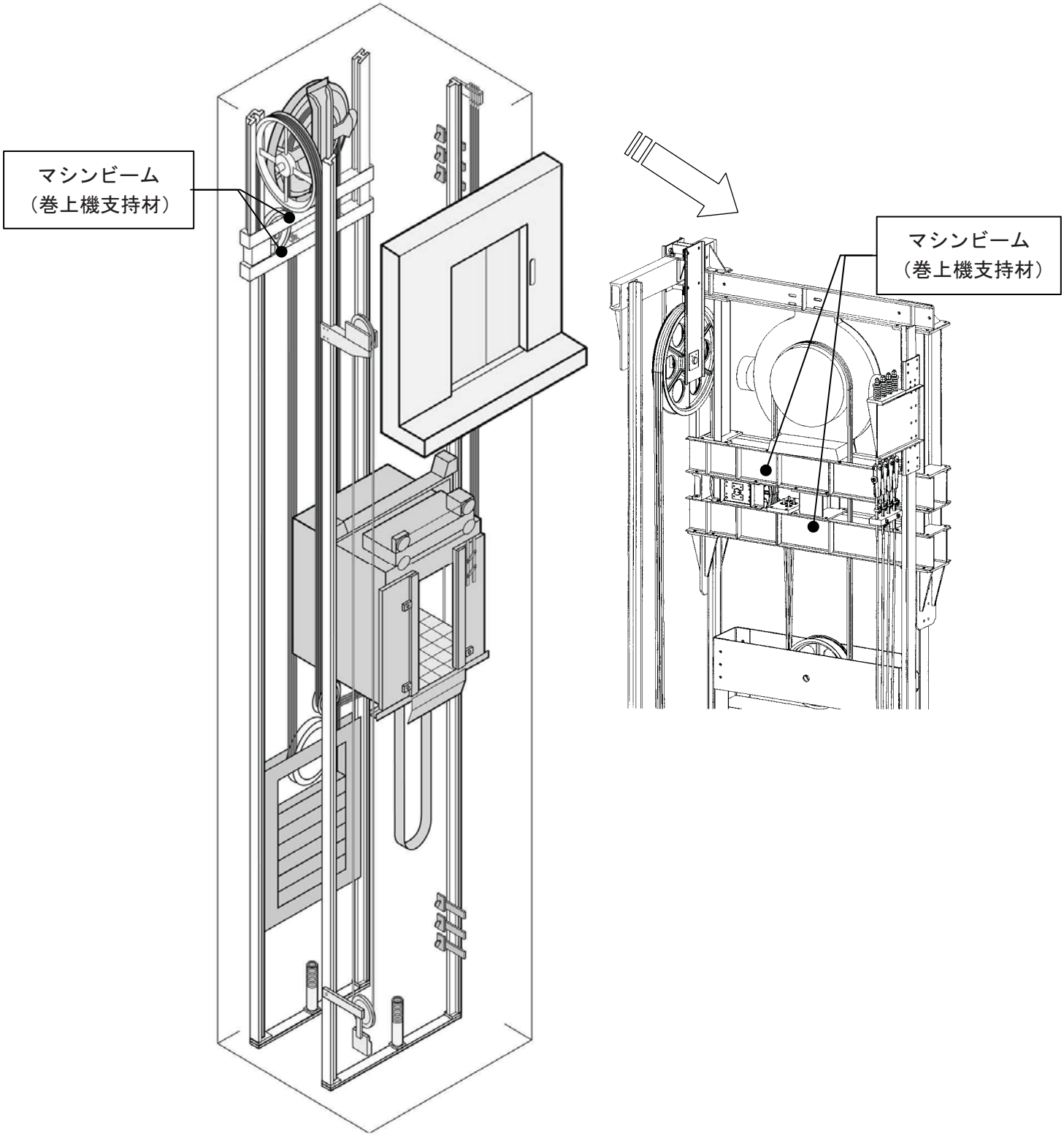

資料５

住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターに関する報告について

国土交通省では、（社）日本エレベータ協会を通じて、住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの製造メーカーに対し、安全性の検証作業を行うよう要請していたところ、この安全性の検証作業が完了し、結果について報告があった。

※　本案件については、平成１９年３月１６日に発生した住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの綱車軸の折損事故により発覚した（８月３０日発表）。【別紙１】

１．報告の概要

（１）減速機の製造者

住友重機械工業株式会社

（２）当該減速機を使用したエレベーター台数

トラクション式エレベーター　：　２６５６台（３５社）

巻胴式エレベーター　：　６６９７台（４社）

※　トラクション式エレベーター：巻上機の綱車と主索との間の摩擦により、かご及びつり合いおもりを駆動する方式のエレベーター

※　巻胴式エレベーター：主索の一端を巻取りドラムに固定し、ドラムの回転によりかごを昇降させるエレベーター

（３）安全上支障があることが判明したエレベーター台数【別紙２】

トラクション式エレベーター　：　５７台（４社）

・三精輸送機株式会社
・ダイコー株式会社
・横浜エレベータ株式会社
・冨士エレベーター工業株式会社

※　巻胴式エレベーターについて、強度計算により安全上支障がないことが判明した（これまでに綱車軸の折損事故の事例もない）。

（４）安全上支障があることが判明したエレベーターに対する安全対策

５７台すべてのエレベーターについて、減速機を含む原動機を１２月末までに交換する。また、交換がなされるまでの間、綱車軸の探傷試験を行った上で積載量の制限の措置を講じる。

２．国土交通省の対応

安全上支障があることが判明したエレベーターを設置したメーカー各社に対し、原動機の交換がすべて完了した時点で、国土交通省に対してその旨を報告するよう要請した。

（別紙１）綱車軸の折損事故について

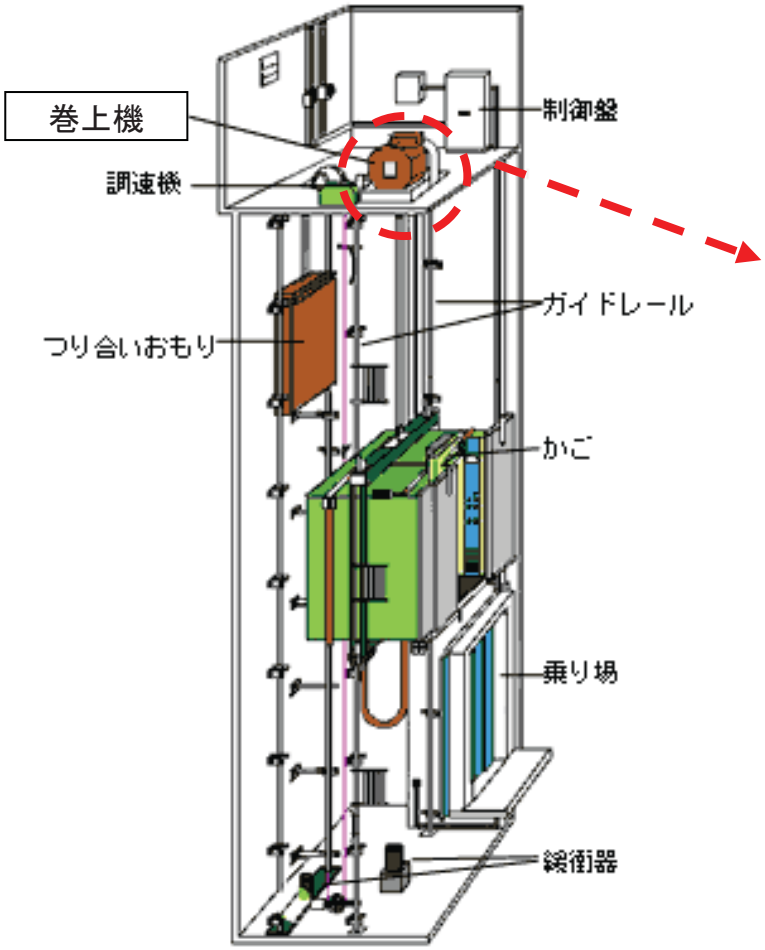

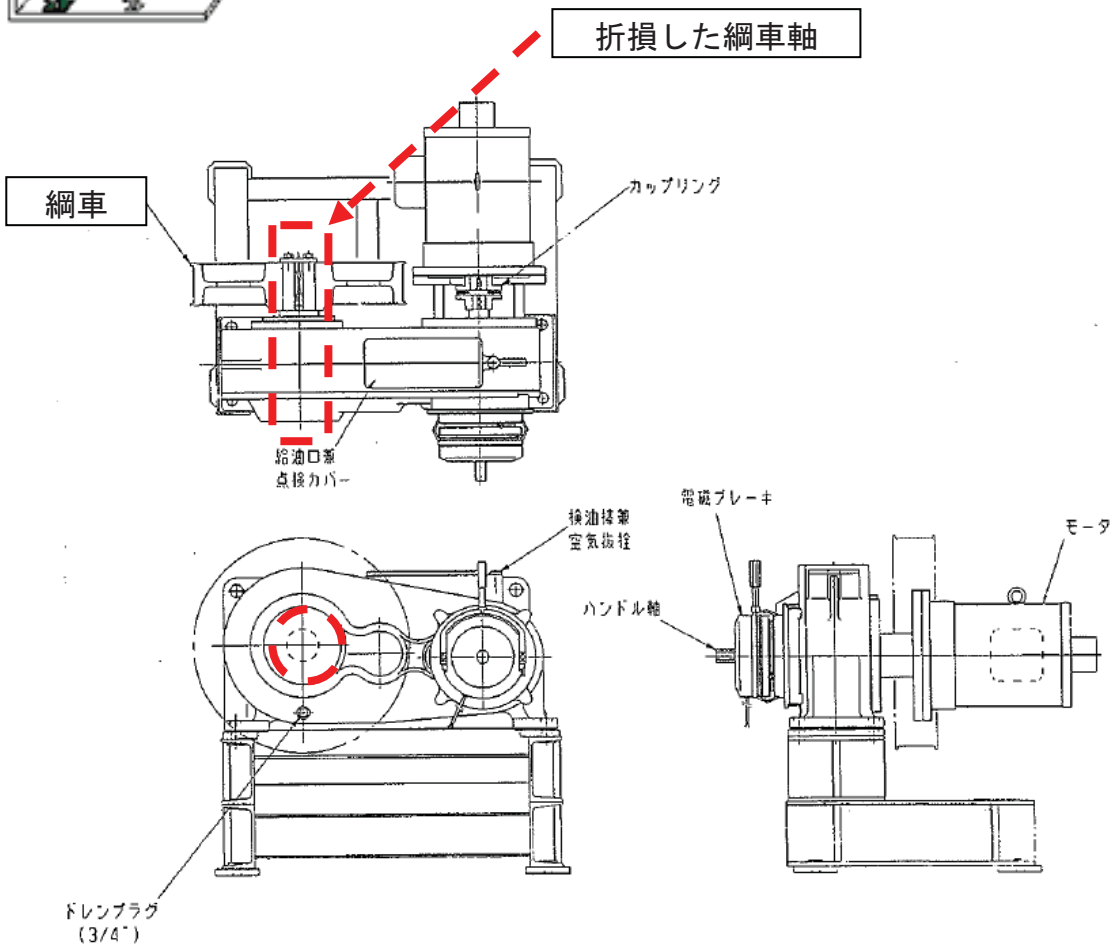

【参考資料】エレベーター等強度不足の経緯について

①強度の低い鋼材を構造材に使用したエレベーター等について【資料４】

対象会社名	主旨	公表			特定行政庁の安全確認	
		判明	再発防止策	安全確認結果	指示	結果
フジテック（株）	エレベーター12727台、エスカレーター634台でSPHC材等を構造材に使用し、うちエレベーター560台で強度不足のおそれがある旨発表	7月12日	8月3日	未	7月12日	検証中※１
（株）日立製作所	エレベーター256台でSPHC材を構造材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	9月7日	10月12日	製造メーカーで10月12日	9月7日	10月12日完了（強度問題なし確認）
三菱電機（株）	エレベーター59＋1177台でSPHC材を構造材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	9月7日	10月12日	製造メーカーで10月12日	9月7日	10月12日完了（強度問題なし確認）
東芝エレベータ（株）	エレベーター423台でSPHC材を構造材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	10月19日	製造メーカーから10月31日報告予定	未	10月19日	11月21日報告予定

※１　9月21日現在、厳密な強度計算の結果、502台で強度が不足していることが見込まれ、うち284台で部材交換を行い建築基準法に定める強度基準を満たしたことを確認。

②住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーターの強度不足について【資料５】

対象会社名	主旨	公表			製造メーカーでの減速機交換	
		判明	再発防止策	安全性検証結果	要請	結果
三精輸送機（株）	住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーター14台の綱車軸に強度不足が生じた報告を受けた旨発表	8月30日	－	10月26日	8月30日	12月末完了予定
ダイコー（株）	住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーター15台の綱車軸に強度不足が生じた報告を受けた旨発表	8月30日	－	10月26日	8月30日	12月末完了予定
横浜エレベータ（株）	住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーター16台の綱車軸に強度不足が生じた報告を受けた旨発表	8月30日	－	10月26日	8月30日	12月末終了予定
冨士エレベーター工業（株）	住友重機械工業（株）製の減速機を使用したエレベーター12台の綱車軸に強度不足が生じた報告を受けた旨発表	10月26日	－	10月26日	10月26日	12月末終了予定

資料６

建築基準法第 12 条第１項及び第３項に定める定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式に関するパブリックコメントの募集について

１．趣旨

建築基準法第 12 条第１項及び第３項に定める定期報告制度に関し、調査・検査の項目及び項目ごとの調査・検査の方法、判定基準の案並びに特定行政庁への報告書、報告概要書の様式の改正案を作成致しました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

２．意見の募集期間

平成 19 年 10 月 11 日（木）～平成 19 年 11 月 9 日（金）まで

（ロープ式エレベーター、エスカレーター及びリニアモーター式エレベーター以外の昇降機に関する部分については、平成 19 年 10 月 17 日（水）～平成 19 年 11 月 15 日（木）まで、リニアモーター式エレベーターに関する部分については、平成 19 年 10 月 27 日（土）～平成 19 年 11 月 25 日（日）まで）

３．内容の公開

政省令案は、意見募集と同時に以下により公開します。

○ホームページへの掲載

○窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配布

（資料１）

建築基準法第 12 条第１項及び第３項に定める定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式について

１．背景

昨年６月のシティハイツ竹芝のエレベーターにおける死亡事故、今年４月の六本木ヒルズ森タワーのエレベーター機械室の発煙事故、今年５月のエキスポランドのコースターにおける死亡事故等、エレベーターや遊戯施設の事故が相次ぎましたが、いずれも定期検査が適切に行われていなかったことが事故につながった可能性が指摘されています。

このため、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度について、適切な調査・検査が行われるよう、建築基準法施行規則の一部を改正するとともに、関係告示を整備する必要があります。

２．改正等の概要

（１）定期調査・検査の項目、方法、基準の明確化

定期調査・検査の業務基準、日本工業規格の検査標準の建築基準法上の位置付けを明確にするため、建築基準法施行規則の一部を改正し、国土交通大臣が定める項目ごとに国土交通大臣の定める方法により調査・検査を行い、国土交通大臣の定める基準により是正の必要性等を判断することとします。

具体的な調査・検査の項目並びに項目ごとの調査・検査の方法、是正の必要性等の判定基準は、特殊建築物等、昇降機、遊戯施設、建築設備ごとに告示で定めます（告示の案は資料２～５のとおり）。

判定基準については、安全に係るもので、かつ劣化・損傷が安全性に影響を及ぼす項目については、原則として「指摘なし」、「要重点点検」、「要是正」の３段階、それ以外の項目は、「指摘なし」、「要是正」の２段階とします。

要重点点検	次回の調査・検査までに「要是正」に至る恐れが高い状態であり、所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに要是正の状態に至った場合は速やかに対応することを促すもの。
要是正	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、所有者等に対して是正を促すもの。 報告を受けた特定行政庁は、必要に応じて建築基準法第１２条第５項に基づく是正状況の報告聴取や第９条による是正命令を行うべきである。

なお、建築基準法第 68 条の 26 に基づき構造方法等について大臣の認定を受けるものについては、検査の項目並びに項目ごとの検査の方法、是正の必要性等の判断基準についても認定の対象とし、認定された検査の項目、方法、判断基準に基づき定期検査を実施することとします。

（２）報告内容の充実

定期報告の内容を充実し、報告を受けた特定行政庁が適切な措置を講じやすくするため、建築基準法施行規則に定められた定期調査・検査の報告書の様式の一部を改正し、所有者、検査者、調査・検査対象の概要、検査結果の総評等について記載する報告書に、特定行政庁が必要と認めて規則で定めた書類（成績表、検査表等）を添えて報告するようになっている現行制度を以下のように見直します。

① 昇降機と遊戯施設で同じ様式の報告書を用いることとされていますが、これをそれぞれ定めます。

② 定期調査・検査において項目ごとに調査・検査をした資格者を明記するとともに、代表する立場の資格者が明確にします。

③ 調査・検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項及び前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加します。

④ 定期調査・検査の成績表・検査表を様式に追加し、全国一律に義務づけます。

⑤ 必要な調査・検査項目について、写真や試験結果の概要等の資料の添付を義務づけます。

（添付を義務づける資料の例）

検査項目	添付資料
エレベーターの主索	主索のうち基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を撮影した写真
エレベーターのブレーキ（ドラム式）	ブレーキパッドの状態を撮影した写真
遊戯施設の車輪軸	探傷試験の結果
要重点点検・要是正の指摘があった部分	検査の結果、要重点点検または要是正と判定された部分の写真

また、調査・検査の対象となる特殊建築物等、昇降機、建築設備の利用者がそれらの維持保全の状態をより詳細に知り得るようにするため、建築基準法施行規則に定められている報告概要書（閲覧対象）の様式の一部を改正し、調査・検査の結果指摘のあった項目に関する改善に関する事項、不具合に関する事項等を追加します（報告書及び報告概要書の様式の改正案は資料６～９のとおり）。

３．スケジュール

公布：平成 19 年 11 月下旬（予定）

施行：平成 20 年４月１日（予定）

（資料２）

特殊建築物等の調査方法、判定基準（案）

特殊建築物等の調査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる調査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表（特殊建築物等の調査の項目及び項目ごとの調査方法等）

（い）調査項目				（ろ）調査方法	（は）判定基準 要是正
1	敷地・地盤				
1.1	地盤の状況		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視で確認する	建物周辺に陥没が見られ、安全性を著しく損ねていること
1.2	敷地の状況		敷地内排水の状況	目視で確認する	排水管が詰まり、汚水が溢れ悪臭を発しており、衛生上問題があること
1.3	避難通路等の管理状況		避難通路の確保状況	目視で確認する	道路等までの避難通路が確保されていないこと
1.4			有効幅員の確保状況	設計図書等により確認、又はスケール等で計測し確認する	避難通路の有効幅員が不足していること
1.5			避難通路の支障物の状況	目視で確認する	避難通路に支障物があること
1.6	塀等		ブロック塀・コンクリート塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認、又はスケール等で計測し確認する	令第61条又は令第62条の８の規定に適合しないこと
1.7			ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況	目視及び下げ振り等で計測し確認する	構造に影響のあるひび割れ、傾斜が生じていること
1.8	擁壁等の劣化・損傷状況		擁壁等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	著しい傾斜、ひび割れが見られること又は目地部より土砂が流出していること
1.9			擁壁等の水抜きパイプの維持保全状況	目視及び双眼鏡等で確認するとともに、手の届く範囲は鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプが詰っていること
1.10	屋外機器等（配電塔、電力等引込柱、外灯等）の劣化・損傷状況		機器本体の劣化・損傷状況	目視で確認する	機器本体に著しい錆や腐食が発生していること
1.11			支持部材等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	機器等の足元に錆が発生しておりぐらつきが見られること又は支持部分の緊結不良や緊結金物が著しく腐食していること
2	建物外部				
2.1	基礎		沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等から確認する	建具開閉に不具合を生じており、地盤沈下に伴うひび割れが見られること
2.2			劣化・損傷状況	目視で確認する	礎石のずれ又はコンクリート面に著しいひび割れ等があること又は鉄筋露出、欠損があること
2.3	土台（木造に限る）		沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等から確認する	地盤沈下により安全上支障があること
2.4			劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	木材に著しい腐朽又は接合金物に著しい錆や腐食等があること
2.5	外壁（外部から見える柱・はりを含む）	躯体等	壁面、軒裏及び延焼のおそれのある部分の開口部の防火対策の状況	前回の調査以後に確認を要しない規模の修繕や模様替え等（以下、「改変等」という）が行われた場合に、設計図書等により外壁の材料及び防火性能を確認する	法第23条又は法第24条又は法第25条の規定に適合しないこと
2.6			木造の外壁躯体の劣化・損傷状況	北側壁面や床下、屋組大壁内部、足元部分、浴室・厨房周りの部材を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	木部分が著しく腐朽していること又は接合金物類が著しく腐食等していること
2.7			組積造の外壁躯体の劣化・損傷状況	開口部（窓、出入口等）上部のまぐさや庇取合部等を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	れんがや石に割れやズレ等があること
2.8			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	目地モルタルの著しい欠落やブロック積みに変位があること
2.9			鉄骨造の外壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	鋼材に著しい錆や腐食等があること
2.10			鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	コンクリート面に著しい白華、ひび割れ等があること又は鉄筋露出、剥落あること
2.11		外装仕上げ材等	タイル、モルタル、石貼り等の劣化・損傷状況	開口隅部、水平打継部、コーナー部、パラペット部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマー等により打診して確認し、その他の部分は目視及び双眼鏡等で確認する なお、竣工後又は外壁改修後10年を超えかつ前回調査以後に詳細な点検を実施していない場合においては、落下により歩行者等の人命損傷のおそれのある部分については全面的にテストハンマー等により打診して確認する（別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く）	外壁タイル等に著しい白華、ひび割れ、浮き等があること又は剥落等があること
2.12			金属系パネル（カーテンウォールを含む）の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	パネル面及び取合い部が著しい錆等により変形していること
2.13			コンクリート系パネル（カーテンウォールを含む）の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	錆汁を伴ったひび割れや欠損等があること

（い）調査項目				（ろ）調査方法	（は）判定基準 要是正
2.14		窓サッシ等	サッシ等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等又は可動により確認する	サッシ等の腐食や緩みにより変形していること
2.15			窓周りの可燃性物品の状況	目視及び双眼鏡等で確認する	開口部近傍に可燃性の物品の集積があること
2.16			はめ殺し窓のガラスの固定状況	触診で確認する	令第39条及び建告昭和46年第109号の規定に適合していないこと
2.17		外壁に緊結された看板・空調室外機等の劣化・損傷状況	機器本体の劣化・損傷状況	目視で確認する	機器本体に著しい錆や腐食が発生していること
2.18			支持部材等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	機器等の足元に錆が発生しておりぐらつきが見られること又は支持部分の緊結不良や緊結金物が著しく腐食していること
3	屋上・屋根				
3.1	屋上面の状況		屋上面の劣化・損傷状況	目視で確認する	ひび割れと反りあがりが見られ、歩行上危険であること又は伸縮目地材が欠落し、部分的に植物が繁茂していること
3.2	屋上回りの状況（屋上面を除く）		パラペット（立上り面）の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	モルタル面にひび割れが見られ、著しく白華が発生していること又はパネルが破損していること
3.3			笠木モルタル、人研ぎ等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	モルタル面に浮きを伴った著しいひび割れが見られること又は剥落していること
3.4			金属笠木の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	笠木が著しく錆、腐食していること又は笠木接合部にゆるみが見られ、部分的に変形していること
3.5			排水溝（ドレーン含む）の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れが発生しており、部分的に浮き上がりが見られること
3.6	屋根（屋上面を除く）		屋根ふき材の防火対策の状況	改変等があった場合には、設計図書等により屋根ふき材の防火性能を確認する	特定行政庁が防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては、法第22条の規定に適合しないこと
3.7			屋根ふき材の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認し、触診等で確認する	屋根ふき材に割れや緊結金物に錆に伴う著しい腐食が見られること
3.8	機器・工作物（クーリングタワー、広告塔、高架、高置水槽、フェンス、柵等）の劣化・損傷状況		機器、工作物本体及び接合部の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	機器本体に著しく錆が発生していること又は接合部に錆が発生しておりぐらつきが見られること
3.9			支持部材等の劣化・損傷状況	目視、テストハンマー等により打診して確認及び触診等で確認する	支持部分の緊結不良や緊結金物が著しく腐食していること
4	建物内部				
4.1	防火区画	たて穴区画の状況		改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第9項の規定に適合しないこと
4.2		面積区画の状況		改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第1項～第8項の規定に適合しないこと
4.3		異種用途区画の状況		改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第12項及び第13項の規定に適合しないこと
4.4		防火区画の外周部	スパンドレル等の防火区画外周部の処置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第10項の規定に適合しないこと
4.5			スパンドレル等の劣化・損傷状況	目視で確認する	スパンドレルや網入りガラスに割れ等があること
4.6	内壁（内部から見える柱・はりを含む）	躯体	木造の内壁躯体の劣化・損傷状況	北側壁面や床下、屋組大壁内部、足元部分、浴室・厨房周りの部材を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	木部分が著しく腐朽していること又は接合金物類が著しく腐食等があること
4.7			組積造の内壁躯体の劣化・損傷状況	開口部（窓、出入口等）上部のまぐさや庇取合部等を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	れんがや石に割れやズレ等があること
4.8			補強コンクリートブロック造の内壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	目地モルタルの著しい欠落やブロック積みに変位があること
4.9			鉄骨造の内壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	鋼材に著しい錆や腐食等があること
4.10			鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の内壁躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	コンクリート面に著しい白華、ひび割れ等があること又は鉄筋露出、剥落あること
4.11		防火性能の確保状況（防火区画を構成する壁等の場合）	所定の防火性能の確保状況	改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条及び令第115条の２の２の規定に適合しないこと
4.12			部材の劣化・損傷状況	目視で確認する	各部材及び接合部に穴や破損があること
4.13			界壁等の状況	改変等があった場合には、設計図書等により確認又は点検口等から目視により確認する	令第114条の規定に適合しないこと
4.14			鉄骨の耐火被覆の損傷状況	改変等があった場合には、目視で確認又は点検口等から確認する	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること
4.15			ダクト周囲、配線・配管等区画貫通部の充填等処理状況	改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第15項及び第16項の規定又は令第129条の２の５の規定に適合しないこと
4.16			内装材の防火性能の維持保全状況	改変等があった場合には内装材の防火性能を設計図書等により確認する	法第35条の2及び令第129条の規定に適合しないこと

（い）調査項目				（ろ）調査方法	（は）判定基準 要是正
4.17	床	躯体	木造の床躯体の劣化・損傷状況	北側壁面や床下、屋組大壁内部、足元部分、浴室・厨房周りの部材を重点的に目視及び双眼鏡等で確認する	木部分が著しく腐朽していること又は接合金物類が著しく腐食等していること
4.18			鉄骨造の床躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	鋼材に著しい錆や腐食等があること
4.19			鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	コンクリート面に著しい白華、ひび割れ等があること又は鉄筋露出、剥落あること
4.20		防火性能の確保状況（防火区画を構成する床の場合）	所定の防火性能の確保	改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条及び令第115条の２の２に適合しないこと
4.21			部材の劣化・損傷状況	目視で確認する	各部材及び接合部に穴や破損があること
4.22			ダクト周囲、配線・配管等区画貫通部の充填等処理状況	改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第112条第15項及び第16項の規定又は令第129条の２の５の規定に適合しないこと
4.23	天井		内装材の防火性能の維持保全状況	改変等がおこなわれている場合には内装材の防火性能を設計図書等により確認する	法第35条の2及び令第129条の規定に適合しないこと
4.24			天井部材等及び仕上げ材等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等又はテストハンマー等により打診して確認する	天井部材等又は仕上げ材等に浮き、撓み等の劣化・損傷又は剥落等がある
4.25			耐震対策（大規模空間天井）	設計図書等又は目視及び双眼鏡等で確認する	大規模空間の天井に耐震対策がないこと
4.26	防火設備（扉）	設置状況	区画に対応した防火扉等の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.27		構造	必要な部分のくぐり戸の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.28			閉鎖作動時の危害防止対策の状況	重量の大きい防火扉等を重点に計測し確認する	平成17年国交告第1392号に適合しないこと
4.29			随時閉鎖式扉の連動用感知器の設置状況	目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.30			防火扉の開き勝手等の状況	目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.31		劣化・損傷状況	本体と枠の劣化・損傷状況	目視で確認する	防火扉等が閉鎖しないこと又は扉本体と枠の異常・損傷により閉鎖に支障となること
4.32			ヒンジ、ドアクローザー等の金物の劣化・損傷状況	目視で確認する	防火扉等が閉鎖しないこと又はヒンジ、クローザー等の金物の異常・損傷により閉鎖に支障となること
4.33		作動状況	防火扉等の作動状況	定期的な作動点検の結果を確認、又は各階主要な防火扉の開閉を確認する	防火扉が閉鎖しないこと
4.34		障害物等の状況	閉鎖障害となる物品の放置状況	目視で確認する	防火扉等が閉鎖しないこと又は防火扉の閉鎖軌跡内に物品等が置かれ防火扉等の閉鎖に支障があること
4.35			常時閉鎖の防火扉の維持保全状況	目視で確認する	常時閉鎖の防火扉が開放状態に固定されていること
4.36	防火設備（防火シャッター等）	設置状況	区画に対応した防火シャッター等の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.37		構造	区画に対応した連動機構の設置状況	目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.38			必要な部分のくぐり戸の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により又は目視で確認する	令第112条第14項の規定に適合しないこと
4.39			危害防止機構の設置状況	目視及び触診で確認する	平成17年国交告第1392号の規定に適合しないこと
4.40		劣化・損傷状況	ガイドレール、まぐさの錆・変形等の劣化・損傷状況	目視で確認する	防火シャッター等が閉鎖しないこと又はガイドレール、まぐさ等の錆や変形等により防火シャッター等の閉鎖に支障があること
4.41		作動状況	防火シャッター等の作動状況	定期的な作動点検の結果を確認、又は各階主要な防火シャッター等の開閉を確認する	防火シャッター等が開閉しないこと
4.42			危害防止機構の作動状況	定期的な作動点検の結果を確認、又は各階主要な防火シャッター等の危害防止装置が機能するかを確認する	危害防止機構が作動しないこと
4.43		障害物等の状況	閉鎖障害となる物品の放置状況	目視で確認する	閉鎖軌跡内に物品等が放置されていること等防火シャッター等の閉鎖に支障となること
4.44	機器（照明器具、懸垂物等）	耐震対策	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	目視及び双眼鏡等で確認する	照明器具や懸垂物に著しい錆、腐食やゆるみや変形等があること
4.45		障害物等の状況	防火設備の操作性の確保状況	目視で確認する	防火設備の操作に支障があること

（い）調査項目				（ろ）調査方法	（は）判定基準 要是正
4.46	居室の採光・換気	採光の確保状況	採光のための面積の確保状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又はスケール等で計測し確認する	法第28条第1項及び令第19条の規定に適合しないこと
4.47			採光の妨げとなる物品の放置状況	目視で確認する	採光の妨げとなる物品等が放置されていること
4.48		換気設備の状況	換気のための面積の確保状況	改変等があった場合には設計図書により確認する	法第28条第2項及び令第20条の2の6の規定に適合しないこと
4.49			換気設備の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認又はスケール等で計測し確認する	法第28条第2項、令第20条の2、令第20条の3の規定に適合しないこと
4.50			換気設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認する、又は主要な換気設備の作動を確認する	換気設備が作動しないこと
4.51			換気の妨げとなる物品等の放置状況	目視で確認する	換気の妨げとなる物品等が放置されていること
4.52	石綿を添加した建築材料の状況		除去、封じ込め、囲い込みによる飛散防止対策の状況	設計図書等又は分析結果により石綿を添加した建築材料等の施工状況を確認し、施工されている場合は目視及び双眼鏡等で確認する	法第28条の2の規定に適合しないこと
4.53			封じ込め、囲い込みによる飛散防止対策の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	飛散防止対策に亀裂や剥落等があること
5	避難施設等・非常用進入口等				
5.1	避難経路		居室からの避難経路等の確保状況	改変等があった場合には設計図書等により確認する なお、令第121条に規定する場合においては、2以上の避難経路等の確保状況を同様に確認する	令第120条、及び令第121条の規定に適合しないこと
5.2			幅員の確保状況	改変等があった場合には設計図書等により確認、又はスケール等で計測する	廊下の幅については令第119条の規定に適合しないこと
5.3			物品等の放置状況	目視で確認する	避難の支障となる物品等が放置されていること
5.4	避難出口		出口の確保状況	改変等があった場合には、設計図書等により確認、又は目視で確認する	令第118条又は令第125条又は令第119条及び令第124条及び令第125条の規定に適合しないこと
5.5			物品等の放置状況	目視で確認する	物品等が放置されており扉等の開閉に支障となること
5.6	屋上広場		屋上広場の確保状況(5以上の階を百貨店の売場の用途とする場合)	目視で確認する	令第126条の規定に適合しないこと
5.7	避難バルコニー		避難バルコニーの確保状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第121条の規定に適合しないこと
5.8			手すり等の劣化・損傷状況	目視及びテストハンマー等により打診して確認する	手すり本体に著しい錆や腐食が発生していること、又は足元が腐食しグラついていること
5.9			障害物、可燃物の放置状況	目視で確認する	障害物や可燃物が集積されていること
5.10			避難器具の操作性の確保状況	目視及び作動により確認する	避難ハッチが開閉できないこと
5.11	階段	階段の状況（共通）	所定の幅員の確保状況	改変等があった場合には、設計図書等により確認又はスケール等により計測する	令第23条及び令第24条又は令第25条及び令第124条の規定に適合にしないこと
5.12			手すりの設置状況	目視で確認する	令第25条の規定に適合しないこと
5.13			障害物や可燃物の放置状況	目視で確認する	通行に支障となる障害物があること又は可燃物が集積されていること
5.14		屋外階段の状況	屋内と階段との間の防火区画の確保状況	改変等があった場合には設計図面等により確認又は目視により確認する	令第121条の2及び令第123条の規定に適合しないこと
5.15		特別避難階段の状況	付室等の構造、面積の確保状況	改変等があった場合には設計図書等により特別避難階段の位置、防火区画の状況を確認する	令第122条及び令第123条の規定に適合しないこと
5.16			付室の排煙設備の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	昭和44年建告第1728号の規定に適合しないこと
5.17			付室の排煙設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な排煙設備の作動を確認する	排煙設備が作動しないこと
5.18			付室の自然排煙窓の状況	目視及び作動により確認する	自然排煙窓が開放できないこと
5.19			付室の物品や可燃物の放置状況	目視で確認する	付室等に物品等や可燃物が集積されていること
5.20	排煙設備等	防煙壁の状況	防煙区画の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認する	令第126条の3の規定に適合しないこと
5.21			可動式防煙垂れ壁の劣化・損傷状況	目視で確認する	防煙垂れ壁に亀裂、破損又は変形等があること
5.22			可動式防煙垂れ壁の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な可動式防煙垂れ壁の作動を確認する	可動式防煙垂れ壁が作動しないこと
5.23		排煙設備の状況	排煙設備の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第126条の2の規定に適合しないこと
5.24			排煙設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な排煙設備の作動を確認する	排煙設備が作動しないこと
5.25			自然排煙口の維持保全状況	目視で確認及び開閉を確認する	自然排煙口が開閉しないこと、又は物品等により排煙に支障があること

（い）調査項目				（ろ）調査方法	（は）判定基準 要是正
5.26	その他の設備等	非常用進入口等の状況	非常用進入口等の設置状況	改変等があった場合には設計図面等により確認又は目視で確認する	令第126条の6及び令第126条の7の規定に適合しないこと
5.27			非常用進入口等の維持保全状況	目視で確認する	進入口の内側に物品等が放置されており、進入の障害になること
5.28		非常用エレベーターの状況	乗降ロビーの構造、面積の確保状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第129条の13の3の規定に適合しないこと
5.29			乗降ロビーの排煙設備の設置状況	改変等があった場合には設計図書等により確認又は目視で確認する	令第129条の13の3の規定に適合しないこと
5.30			乗降ロビーの排煙設備の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な排煙設備の作動を確認する	排煙設備が作動しないこと
5.31			乗降ロビーの付室の自然排煙窓の状況	目視及び作動により確認する	自然排煙窓が開放できないこと
5.32			乗降ロビーの物品等の放置状況	目視で確認する	乗降ロビーに物品や可燃物等が放置されていること
5.33			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの定期検査結果を確認、又は非常用エレベーターの作動を確認する	非常用エレベーターの定期的な検査が行われていないこと
5.34		非常用照明装置の状況	非常用の照明装置の設置状況	改変等があった場合には設計図面等により確認又は目視で確認する	令第126条の5の規定に適合しないこと
5.35			非常用照明装置の作動状況	定期的な検査の結果を確認、又は主要な非常用照明装置の作動を確認する	非常用照明装置が作動しないこと
5.36			非常用照明装置の妨げとなる物品等の放置状況	目視で確認する	非常用照明装置の妨げとなる物品等がないか目視で確認する
6	その他				
6.1	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体・取付部材等の維持保全状況	膜体及び取付部材の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認又は定期的な点検の結果を確認する	膜体にたるみ、しわ等があること、又は取付部材に著しい錆や腐食があること
6.2			膜張力及びケーブル張力の状況	目視又は双眼鏡等で膜のたるみから確認又は定期的な点検の結果を確認する	膜張力又はケーブル張力が低下していること
6.3		免震構造建築物の免震層及び免震装置の維持保全状況	免震装置の劣化・損傷状況（免震装置が可視状態にある場合）	目視で確認又は定期的な点検の結果を確認する	ピット内に汚泥等が堆積していること
6.4			上部構造の可動状況	目視で確認又は定期的な点検の結果を確認する	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること
6.5	避雷設備の状況		避雷針、避雷導線等の劣化・損傷状況	目視で確認する	避雷針及び避雷導線が腐食又は破損又は破断していること
6.6	煙突	外壁付煙突・屋上突出煙突	煙突本体及び建物との接合部のひび割れ等の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	煙突本体と建物の接合部に著しいひび割れ、肌分かれがあること
6.7			付帯金物の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	付帯金物に著しい錆や腐食があること
6.8		独立煙突	煙突本体の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	煙突本体に著しいひび割れ、錆汁、鉄筋露出、剥落等があること
6.9			付帯金物の劣化・損傷状況	目視及び双眼鏡等で確認する	アンカーボルトやステイ等に著しい錆、腐食や緊結不良等があること

（資料３）

昇降機の検査方法、判定基準（案）

昇降機の検査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる検査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表（昇降機の検査の項目及び項目ごとの検査方法等）
（ロープ式エレベーター）

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1	機　械　室					
1.1	機械室への通路・出入口戸		機械室扉の施錠の状況	扉を施錠、開錠し確認する	－	令第129条の9第四号の規定に適合しないこと
			手すり（手すりが必要な場合）	目視、触診で確認する	－	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと
			機械室への通行の状況	機械室までの通路で最小寸法の場所又は障害物がある場所の最も小さい寸法を鋼製巻尺で測定する	－	通行経路の寸法が高さ1.8m以上、幅0.7m以上を満たしていないこと
			階段の状況	踏み面と蹴上げを鋼製巻尺で測定する	－	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置		エレベーター以外の設備の状況	目視で確認する	－	検査・保守点検に支障があること
			照明装置	照明の点灯状況を確認する	－	照明器具が正常に作動しないこと
			換気装置（換気装置が必要な場合）	作動状況を確認するとともに、起動設定温度があるものは設定温度を確認する	－	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が40度を超えて設定されていること
			壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況	目視で確認する	－	漏水が機器に達していること又は窓の破損があること
			機械室床及び機器の汚損の状況	目視で確認する	－	機器の作動に影響を及ぼす汚損があること
1.3	機械室床の貫通部		貫通部の状況	機械室又はかご上で目視で確認する	－	主索、調速機ロープ、階床選択機のスチールテープなどが機械室床の貫通部分と接触していること
1.4	救出装置		手巻きハンドル等の設置状況（手巻きハンドルで操作するタイプ）	目視で確認する	－	手巻きハンドル等が装備されていないこと
			制動装置の手動による開放状況	手動による作動状況を確認する	－	手動で制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと
			充電池回路の作動状況（充電池で制動装置を解放するタイプ）	充電池回路で作動状況を確認する	－	充電池回路で制動装置を開放できないこと
1.5	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	開閉器、遮断器の作動状況	手動で遮断、投入操作を行い、電気的に開閉されることを確認する	－	電気的に開閉されないこと
				テストボタン付きのものは押して作動させ、作動状況を確認する	－	電気的に開放されないこと
1.6		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）作動状況	エレベーターを運転し作動状況を確認する	－	エレベーターが正常に作動しないこと
			電動機主回路用接触器の主接点の状況（密閉型を除く）	目視で確認する	変形があること	異常摩耗があること
			前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で、改善されていないこと
1.7		ヒューズ	使用状況	目視で確認する	－	溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること
1.8		発電機・電動機主回路の絶縁（発電機は必要な場合）		絶縁抵抗計で測定する	－	300V以下のものは0.2MΩ以上、300Ｖを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.9		制御回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		絶縁抵抗計で測定する	－	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Ｖを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.10		信号回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		絶縁抵抗計で測定する	－	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Ｖを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.11		照明回路の絶縁		絶縁抵抗計で測定する	－	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Ｖを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.12		接地	二次側の片側接地タイプの接地状況	触診で確認する	－	接地線が接地端子に緊結されていないこと
1.13	階床選択機（装置が必要な場合）		表示灯の点灯状況	目視で確認する	－	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと
			呼び応答の状況	運転させて呼び応答を確認する	－	呼びの応答、呼びを保持・消去しないこと
1.14	巻上機	減速歯車（ギヤレス式を除く）	潤滑油の量	オイルゲージ等を目視で確認する	－	ギヤオイル量がオイルゲージで示す範囲内にないこと
			潤滑油の劣化状況	色・不純物を目視で確認する	－	ギヤオイルに甚だしい変色・摩耗粉があること
			歯の状況（ウォーム・ホイール式）	歯の欠損の有無を目視で確認するとともに、歯厚の段差を目視で確認又はバックラッシュを確認し、段差やバックラッシュが著しい場合は歯厚をノギス等で測定する	－	歯厚が当初の7/8未満であること又は欠損があること

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1.15		綱車・巻胴	溝の摩耗又は綱車と主索のトラクションの状況	溝の摩耗状態を製造者が指定する方法で検査する（製造者が検査方法を指定していない場合は主索と綱車が滑らないことを確認する）	－	溝の摩耗が製造者設計基準を満たさないこと（製造者の検査方法が確認できない場合は上昇低速運転中の無積載のかごを最上階付近で停止させたときに主索と綱車に顕著は滑りが生じていること）
			回転状況	巻上機の振動を触診、聴診で確認する	－	回転時に異常振動、異常音があること
			き裂、欠損の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
1.16		軸　受	発熱の状況	触診で確認する	－	異常発熱があること
			音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
			振動の状況	触診、聴診で確認する	－	異常振動があること
1.17		ブレーキ	油の付着状況	目視で確認する	－	ドラム・ディスクとパッド摺動面に油が付着していること
			取付状況	目視、触診で確認する	－	取付が確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること
			制動力の状況	無積載上昇時にブレーキ制動を行い作動状況を確認する	－	令第129条の10第２項の規定に適合しないこと
			保持力の状況	次のいずれかの方法で確認する ア．ブレーキをかけた状態でトルクレンチで確認する イ．無積載上昇時のブレーキの制動距離を確認する ウ．ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけ確認する エ．定格積載荷重の1.25倍の荷重を載せ確認する	－	積載荷重の1.25倍の荷重でかごが停止した状態を保持できないこと
			パッドの残存厚みの状況	製造者が指定する方法で確認する（製造者が検査方法を指定していない場合は、パッドの厚みを測定し前回検査からの摩耗量から確認する）	要是正の製造者設計基準値と比較し電機制動タイプは1.1倍、ブレーキ制動タイプは1.2倍以下であること又は要重点点検の基準値以下であること（製造者設計基準値がない場合はパッド以外の部分がドラム・ディスクに接触するまでの残存厚みが前回検査時からの摩耗量の1.2倍以下であること）	製造者設計基準値以下であること（製造者設計基準値がない場合は、パッド以外の部分がドラム・ディスクに接触していること）
			パッドとドラム・ディスクとの接触状況	聴診で確認する	－	走行中にパッドとドラム・ディスクが接触していること
			ブレーキ制動時のプランジャーの余裕ストロークの状況（ドラム式）	保持している状態で目視で確認するとともにプランジャーの余裕ストロークを触診で確認する	－	プランジャーが他の機器等と干渉していること
			ブレーキコイルの発熱状況	触診で確認する	－	ブレーキコイルの異常発熱があること
			構成機器の作動状況	目視、聴診、触診で確認する	－	作動時に異常音、異常振動があること又は作動が円滑でないこと
			摩耗粉の状況（電気制動タイプ）	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視で確認する	－	パッドの摩耗紛が散見されること
			作動時の状況（電気制動タイプ）	ブレーキがかかる時の状態を目視、聴診で確認する	－	電気制動による停止前にパッドとドラムが摺動していること
1.18	そらせ車（装置が必要な場合）		外観の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
			取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
			音の状況	聴診で確認する	－	軸、軸受けの異常音があること
1.19	電動機		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
			発熱の状況	触診で確認する	－	異常な発熱があること
			振動の状況	触診、聴診で確認する	－	異常振動があること
			整流子の状況（整流子があるもの）	運転して火花を目視で確認する	－	無負荷運転時の火花が甚だしいこと
			ブラシの摩耗状況（ブラシがあるもの）	残存長さを目視で確認する又は金属製直尺等で測定する	－	ピグテールの金具から5mm以内であること
1.20	電動発電機（装置が必要な場合）		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
			発熱の状況	触診で確認する	－	異常な発熱があること
			振動の状況	触診、聴診で確認する	－	異常振動があること
			整流子の状況（整流子があるもの）	運転して火花を目視で確認する	－	無負荷運転時の火花が甚だしいこと
			ブラシの摩耗状況（ブラシがあるもの）	残存長さを目視で確認する又は金属製直尺等で測定する	－	ピグテールの金具から5mm以内であること
1.21	機械室機器の耐震対策		転倒・移動防止措置の状況	巻上機、制御盤、発電機、階床選択機、調速機の取付状況を目視、触診で確認する（装置のあるもの）	－	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと
			ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	－	令第129条の4第3項の規定に適合しないこと
2	共　通					
2.1	調速機（装置が必要な場合）	かご側	プーリの状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
			機器の取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
			支点部の状況	目視、触診で確認する	給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
			過速スイッチの作動状況	作動状況を確認する	－	過速スイッチを作動した際に安全回路が遮断されないこと又は遮断を保持できないこと
			過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計で作動速度を測定する	－	平成12年建設省告示第1423号第2第二号の規定に適合しないこと
			キャッチ作動速度の状況	瞬間式回転速度計で作動速度を測定する	－	平成12年建設省告示第1423号第2第四号(イ)の規定に適合しないこと
			キャッチと過速スイッチの整合性の状況	作動順位を目視で確認する	－	キャッチが過速スイッチの作動速度より低いこと
			キャッチの作動状況	作動状況を確認する	－	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
2.2		つり合おもり側	プーリの状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
			機器の取付状態	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
			支点部の状況	目視、触診で確認する	給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
			かご側調速機との整合性の状況	瞬間式回転速度計で作動速度を測定しかご側と比較する	－	キャッチ作動速度が、かご側キャッチ作動速度より小さいこと又は1.1倍を超えてること
			キャッチと過速スイッチの整合性の状況	作動順位を目視で確認する	－	キャッチが過速スイッチより先に作動すること
			キャッチの作動状況	作動状況を確認する	－	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること
2.3 2.4 2.5	主索		径の状況	基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所等で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して90%未満であること
			素線切れの状況	基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では18本、８より鋼索では24本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが３本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では24本、８より鋼索では32本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが４本を超えていること
					素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では９本、８より鋼索では12本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが７本を超えていること	素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では12本、８より鋼索では16本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが９本を超えていること
					錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内で素線切れがあること	錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内の素線切れが２本を超えていること
			摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の錆の状態（固着を含む）を目視で確認する	－	主索の摩耗粉の錆が多量に主索に付着していて素線切れが確認できない状態であること
			損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	－	損傷、変形があること
2.6	主索の張り		張りの状況	次の何れかで確認する ア．各主索端末部のスプリング高さを目視で比較する イ．主索をかご上で揺らし主索の振幅が同等か確認する ウ．主索をかご上で手で引き張りが同等か確認する	－	甚だしい不均等があること
2.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部		止め金具の取付状況	目視、触診で確認する	－	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があること
			主索・調速機ロープ端末と止め金具の取付状況	目視で確認する	－	取付が確実でないこと
			損傷の状況	目視で確認する	－	止め金具及び止め金具の取付部に損傷、欠損、き裂があること
2.8	主索の緩み検出装置（巻胴式）		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
			作動状況	作動状況を確認する	－	作動しないこと
2.9	はかり装置		警報及びかご戸・乗場戸の状況	検出装置を作動させ確認する	－	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと
			取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
			前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で、改善されていないこと
3	か　ご　室					
3.1	かご室の周壁・天井及び床		かご室の状況	目視で確認する	－	令第129条の6第一号及び三号の規定に適合しないこと又はガラスの欠損・ひび割れ、変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること
			可燃物の状況（非常用を除く）	目視で確認する	－	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと
3.2	かごの戸及び敷居		戸・敷居の状況（敷居は必要な場合）	目視で確認する	－	令第129条の6第三号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること
			連結ロープの状況（装置が必要な場合）	目視、触診で確認する	－	変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れなどにより運行に支障をきたしていること
			ガラスの状況（ガラス付きのものに限る）	目視で確認する	－	欠損、ひび割れがあること
			敷居とドアシューの摩耗状況	目視、触診で確認する	－	敷居、ドアシューに甚だしい摩耗があること
			扉間（２枚以上が片側に開くものに限る）、扉と枠の隙間	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	－	戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき間がスライド式ドアでは6mm、押上式ドアでは9.5mmを超えていること
			可燃物の状況（非常用を除く）	目視で確認する	－	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと
			戸の開閉状況	目視で確認する	－	戸の開閉作動が円滑でないこと
			敷居とドアシューのかかりの状況（装置が必要な場合）	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	－	無負荷時に敷居溝とドアシューの掛が6mm未満であること

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
3.3	かごの戸のスイッチ	取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		スイッチの作動状況	次の何れかで確認する ア．途中階でかごを停止させ、かご戸を開き徐々に戸閉させ作動位置を目視で確認する又は金属製直尺で測定する イ．かご戸が開いた状態で動かないことを確認し、スイッチの作動位置を目視で確認する又は金属製直尺で測定する	－	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと又は作動位置が両引き又は上下開きの場合は75mm、片引き又は上開きの場合は50mmを超えていること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、戸のスイッチの不良が明確で、改善されていないこと
3.4	ドアセフティ	作動状況	作動状況を確認する	－	反転作動をしないこと
3.5	床合わせ補正装置及び着床装置	床合せ補正装置の状況	かごを着床面から概ね50mmの位置に移動させ作動状況を確認するとともに、かごを着床面から75mmを超え200mmの間に移動させ、戸開させたまま運転状態にし作動状況を確認する	－	平成12年建設省告示第1429号第1第二号の規定に適合しないこと
		着床装置の状況	作動状況を確認する	－	着床位置が乗り場床を基準として上下75mmを超えること
3.6	車止め・光電装置等（自動車用）	光電装置の状況	作動状況を確認する	－	平12建告第1413号第1第六号ニ(2)の規定に適合しないこと
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、光電装置等の不良が明確で、改善されていないこと
		車止めの状況	目視、触診で確認する	車止めが変形・摩損していること	車止め機能が確実でないこと
3.7	かご操作盤及び表示器	各スイッチの作動状況	作動状況を確認する	－	押ボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと
		操作機器（押しボタンなど）の取付・操作の状況	触診で確認する	－	操作機器（押しボタンなど）の取付が堅固でないこと又は渋いこと
		操作箱の施錠状況（施錠付きの場合）	触診で確認する	－	施錠できないこと
		表示器の状況（装置が必要な場合）	目視で確認する	－	表示しない又は表示が不鮮明であること
		破損の状況	目視、触診で確認する	－	表示部、押しボタンの甚だしい破損があること
3.8	操縦機（装置が必要な場合）	操縦機の操作後の自動復帰状況	作動状況を確認する	動きが渋いこと	平成12年建設省告示第1423号第2第一号の規定に適合しないこと
		操縦機の作動状況	作動状況を確認する	－	エレベーターが正常に作動しないこと
3.9	外部への連絡装置	作動状況	通電時、電源遮断時共に外部と連絡できるか確認する	通話装置の音量が小さいこと又は、警報ベル等の鳴動音が小さいこと	令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと若しくは通話装置又は警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、連絡装置の不良が明確で、改善されていないこと
3.10	かご内非常停止スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	－	平成12年建設省告示第1429号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
3.11	用途・積載量・定員等の標識	標識の状況	目視で確認する	－	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は、標示に誤りがあること
3.12	停電灯装置	作動・照度の状況	照明電源を遮断し作動状況を概ね1分間確認 （明るさに変動がある場合は30分間確認）するとともに、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する	－	令第129条の10第3項第四号ロの規定に適合しないこと
3.13	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離	フィッシャープレートの取付状況（取付が必要な場合）	目視、触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		かご敷居と昇降路壁・乗場敷居の隙間の状況	目視確認又は、金属製直尺で測定する	－	令第129条の7第三号の規定に適合しないこと
4	か　ご　上				
4.1	かご上安全スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	－	平成12年建設省告示第1429号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第1第一号ロの規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
4.3	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第2第五号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合重りと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	－	ばね緩衝器を使用している場合は、つり合おもりが緩衝器に接するまでに作動しないこと 油入緩衝器を使用している時はストロークの1/2を超えても作動しないこと
		リミットスイッチの作動位置	スイッチの作動位置がドアゾーン内であることを確認する	－	ドアゾーン内で作動しないこと
		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
4.4	頂部綱車（装置が必要な場合）	外観の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
4.5	調速機ロープ（装置が必要な場合）	径の状況	基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所等で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分に比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分に比較して90%未満であること
		素線切れの状況	基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では18本、８より鋼索では24本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが３本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では24本、８より鋼索では32本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが４本を超えていること
				素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では９本、８より鋼索では12本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが７本を超えていること	素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では12本、８より鋼索では16本を超えている又は１構成より１ピッチ内の素線切れが９本を超えていること
				錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内で素線切れがあること	錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内の素線切れが２本を超えていること
		摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の錆の状態（固着を含む）を目視で確認する	－	ロープの摩耗粉の錆が多量に主索に付着していて素線切れが確認できない状態であること
		損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	－	損傷、変形があること
4.6	非常救出口	かごの救出口の状況（平成12年建設省告示1413号第1項第一号に該当する場合を除く）	蓋・スイッチの作動状況を確認する	－	令第129条の6第四号の規定に適合しないこと
		昇降路壁救出口の状況（装置が必要な場合）	戸・戸の自閉・施錠・スイッチの作動状況を確認する	－	令第129条の7第一号の規定に適合しないこと又は戸が自閉しないこと若しくは施錠、開錠できないこと若しくはスイッチが作動しないこと
		かご室側部救出口の戸の状況（装置が必要な場合）	目視で確認する	－	救出口の蓋・戸がないこと若しくは破損していること又は施錠、開錠できないこと若しくはスイッチが作動しないこと
4.7	かごのガイドシュー・ローラー	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		摩損の状況	目視、聴診、触診で確認する	－	摺動部・回転部の摩耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること
4.8	かごつり車（装置が必要な場合）	外観の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
4.9	ガイドレール・ブラケット	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		劣化状況	目視で確認する	－	甚だしい損傷、腐食があること
4.10	ドアインターロックスイッチ	取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		ロック機構の状況	作動状況を確認する	－	令第129条の10第3項第二号の規定に適合しないこと
		スイッチの動作状況	作動状況を確認する	－	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと
		スイッチの動作位置	スイッチ作動位置を確認する	－	昇降機の検査標準（JIS A4302）の基準を満たしていないこと
		インターロックの状況	作動状況を確認する	－	機械的ロックがかかる前に電気スイッチが入ること
		損耗の状況	目視で確認する	ロック機構に変形があること	機構部品に甚だしい損傷、腐食、その他の劣化があること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で、改善されていないこと
4.11	乗場の戸及び敷居	敷居とドアシューの摩耗状況（装置が必要な場合）	目視、触診で確認する	－	敷居、ドアシューに甚だしい摩耗があること
		戸・敷居の状態（敷居は必要な場合）	目視で確認する	－	令第129条の7第一号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること
		敷居下部の人、物の挟まれ防止処置の状況	目視で確認する	－	敷居下部の挟まれ防止処置が確実でないこと
		扉間（２枚以上が片側に開くものに限る）、扉と枠の隙間の状況	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	－	戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき間がスライド式ドアでは6mm、押上式ドアでは9.5mmを超えていること
		敷居とドアシューのかかりの状況（装置が必要な場合）	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	－	戸のガイドシューのかかりが6mm未満であること
		ガラスの状況（ガラス付きのものに限る）	目視で確認する	－	ガラスにひびや割れがあること
		連結ロープ・ドアクローザーロープの状況（装置が必要な場合）	目視、触診で確認する	－	変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れなどにより運行に支障をきたしていること
		戸の可燃物の状況	目視で確認する	－	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと
		戸の自閉の状況（自閉式の場合）	目視、触診で確認する	－	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
4.12	昇降路壁・囲い	壁・囲いの状況	目視で確認する	－	令第129条の7第一号、四号の規定に適合しないこと又はき裂、漏水により運行に支障の生じる恐れがあること
		可燃物の状況	目視で確認する	－	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと
		エレベーター以外の設備の状況（平成17年国土交通省告示第570号に該当するものを除く）	目視で確認する	－	令第129条の2の5第三号の規定に適合しないこと
4.13	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	－	令第129条の4第3項第三号、四号の規定に適合しないこと
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	－	かご、つり合おもりガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
		突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）	目視で確認する	－	突出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること
		つり合おもり片の脱落防止措置の状況	目視、触診で確認する	－	つり合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと
4.14	移動ケーブル及び取付部	ケーブルの軌跡の状況	運転時のケーブルの動きを目視で確認する	－	ケーブルが他の機器、突出物と接触により、損傷していること
		取付状況	目視、触診で確認する	－	ケーブル端部及び引止め部が確実でなく運行に支障があること
4.15	つり合おもり各部	枠の状況	目視、触診で確認する	－	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること
		ガイドシュー・ローラーの取付状態	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		ガイドシュー・ローラーの摩損の状況	目視、聴診、触診で確認する	－	摺動部・回転部の摩耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること
4.16	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）	機構部の状況	目視で確認する	－	損傷、腐食、その他の劣化があること
		取付状況	目視、触診で確認する	－	構成部材の取付が堅固でないこと
		作動状況	次の何れかで確認する ア．無積載でキャッチ作動時にブレーキを開放しても動かないことを確認する イ．非常止めを作動させシーブが空転することを目視又は空転検知を示すLED・信号等で確認する ウ．キャッチ作動時にかごを持ち上げ動かないことを確認する	－	非常止め装置が作動しないこと
		作動時・復帰時の構成機器の状況	目視、聴診、触診で確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	キャッチ作動時に機械装置、調速機ロープ・スラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと
4.17	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）	外観の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
4.18	かごの戸の開閉機構	開閉状況	目視、聴診で確認する	－	戸の開閉時の異常音、振動で戸の開閉に支障があること
		摩耗の状況	目視で確認する	－	開閉機構の摩耗で戸の開閉に支障があること
		構成部品取付状況	触診で確認する	－	機器の取付が堅固でないこと
		停電時等の手動開放状況	係合が外れた位置で停止させ手動でかご戸が開くことを確認する	－	停電時等に手動開放できないこと
4.19	かご枠	かご枠材相互の締め付け状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
5	乗　　場				
5.1	乗場ボタン及び表示器	押しボタンの作動状況	作動状況を確認する	－	押ボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと
		乗場ボタンの取付・操作の状況	触診で確認する	－	操作機器（押しボタンなど）の取付が堅固でないこと又は渋いこと
		表示器の状況（表示装置がある場合）	目視で確認する	－	表示しない又は表示が不鮮明であること
		破損の状況	目視、触診で確認する	－	表示部、押しボタンの甚だしい破損があること
5.2	非常解錠装置	作動状況	最上階と最下階は専用の鍵で乗場から解錠、途中階はかご上から装置を操作し解錠できることを確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	令第129条の10第3項第二号の規定に適合しないこと
		取付状況	触診で確認する	－	機構部品の取付が堅固でないこと
6	ピ　ッ　ト				
6.1	緩衝器	腐食の状況	目視で確認する	－	緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食があること
		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		作動状況（油入式）	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する	－	90秒以内に復帰しないこと
		油量の状況（油入式）	ゲージ又は確認口から目視で確認する	ドレン部から油漏れがあること	油量が適量でないこと
6.2	調速機ロープ用及びその他の張り車（その他張り車は装置が必要な場合）	張り車の作動状況	目視、聴診で確認する	－	かごの走行中の異常音や揺動等で運行に支障があること
		張り車の取付状況及びピット床等との隙間	目視、触診で確認する	－	張り車の取付が確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること
		タイダウンスイッチの作動状況	動作確認する	－	作動しないこと
		タイダウン構成部品の取付状況	触診で確認する	－	取付が堅個でないこと

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
6.3	ピット床	汚損と防水の状況	目視で確認する	－	汚損又は防水不良により運行に支障があること
		冠水の状況	目視で確認する	－	機器に影響を及ぼす冠水があること
		ピット内機器の状況	目視、触診で確認する	－	ピット内機器及び部材に甚だしい損傷、腐食、その他の劣化があること
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第2第五号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合おもりと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	－	ばね緩衝器を使用している場合は、かごが緩衝器に接する前に作動しないこと 油入緩衝器を使用している時はストロークの1/2を超えても作動しないこと
		リミットスイッチの作動位置	スイッチの作動位置がドアゾーン内であることを確認する	－	ドアゾーン内で作動しないこと
		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）	作動状況	作動確認及び作動位置(1200mm)の確認をする	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第1第一号ロの規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
6.6	かご非常止め装置	機構部の状況	目視で確認する	－	損傷、腐食、その他の劣化があること
		取付状況	目視、触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		作動状況	次の何れかで確認する ア．無定格積載でキャッチ作動時にブレーキを開放しても動かないことを確認する イ．非常止めを作動させシーブが空転することを目視又は空転検知を示すLED・信号等で確認する ウ．キャッチ作動時につり合おもりを持ち上げ動かないことを確認する	－	非常止め装置が作動しないこと
		キャッチ動作時のかごの水平度	目視で確認する又は測定する	－	非常止め装置が作動した状態でかごの床の水平が1/30を超えていること
		作動時・復帰時の構成機器の状況	目視、聴診、触診で確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	キャッチ作動時に機械装置、調速機ロープ・スラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと
		非常止めロープの巻き取り状況（非常止ロープが必要な場合）	目視で確認する	－	非常止めロープの巻き取り状態が不良であること
		非常止めロープの状況（非常止めロープが必要な場合）	巻き取り状態を目視で確認する	－	ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆び等により非常止め装置の作動に支障があること
6.7	かご下綱車（装置が必要な場合）	外観の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
6.8	つり合ロープ・鎖及び取付部（装置が必要な場合）	摩耗状況	目視で確認する	－	甚だしい摩耗、変形、伸び、錆びがあること
		ロープの張りの状況	次の何れかで確認する ア．ロープ端末部のスプリング高さを目視で比較する イ．ロープをかご上で揺らしロープの振幅が同等か確認する ウ．ロープをかご上で手で引き張りが同等か確認する	－	甚だしい不均等があること
		鎖とピット床のすき間の状況	目視で確認する	－	鎖がピット床に接触していること
		止め金具の取付状況	目視、触診で確認する	－	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があること
		止め金具及び止め金具の取付部の状況	目視で確認する	－	止め金具及び止め金具の取付部に損傷、欠損、き裂があること
		つり合ロープ・鎖端部と止め金具の取付状況	目視で確認する	－	取付が確実でないこと
6.9	つり合おもり底部すき間	隙間の状況	隙間を鋼製巻尺等で測定する	前回検査の隙間と比較し今後も同様な減少傾向が継続した場合に次回検査時に昇降機の検査標準（JISA4302）の規定値を満たさないこと	最小値が昇降機の検査標準（JIS A 4302）表８の規定値を満たしていないこと又は最大値が昇降機の検査標準（JIS A 4302）表４の頂部隙間に係る規定値を確保できないこと
6.10	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かご昇降時の移動ケーブルの振れを目視で確認する	－	移動ケーブルが他の機器、突出物と接触し、損傷を受ける恐れがあること又は、損傷があること
		取付状況	目視、触診で確認する	－	取付部及び引止め部が確実でなく運行に支障があること
		移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ確認する又はかご停止位置と最下階床面までの距離と移動ケーブルのクリアランスを確認する	－	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかご停止位置と最下階床面までの寸法の1/2より移動ケーブルのクリアランスが大きいこと
6.11	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	－	令第129条の4第3項第三・四号の規定に適合しないこと
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	－	かご、つり合おもりガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
		突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）	目視で確認する	－	突出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること
6.12	かご枠	かご枠材相互の締め付け状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
7	非常用エレベーター（装置が必要な場合）				
7.1	かご呼び戻し装置	作動状況	かご（表示のみ）・乗場・中央管理室で呼び戻し装置及び表示灯の作動を確認する	－	令第129条の13の3第3項第九号又は第7項の規定に適合しないこと
		取付・操作の状況	目視、触診で確認する	－	取付が堅固でないこと又は渋いこと
		運転の状況	呼び戻し運転時に乗場呼びに応答しないことを確認する	－	乗場呼びに応答すること
7.2	一次消防運転	作動状況	かご内の一次消防運転スイッチを操作し作動状況を確認する	－	一次消防運転をしないこと又は非常運転灯が鮮明に点灯（乗場・中央管理室）しないこと又は乗場呼びに応答すること
		取付・操作の状況	触診で確認する	－	スイッチの取付が堅固でないこと又は渋いこと
		最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、又は防滴処理の状況	スイッチ類が防滴処理されていない場合は、一次消防運転モード時の信号入力が制御盤で正しく処理されているか確認する スイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する	－	防滴処理がされていない場合に信号が入力されても作動しないこと 防滴処理がされている場合に防滴処理が確実でないこと
7.3	二次消防運転	作動状況	かご内の二次消防運転スイッチを操作し作動状況を確認する	－	二次消防運転をしないこと又は非常運転灯が鮮明に点灯（乗場・中央管理室）しないこと又は乗場呼びに応答すること
		取付・操作の状況	目視、触診で確認する	－	取付が堅固でないこと又は、渋いこと
		最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、又は防滴処理の状況	スイッチ類が防滴処理されていない場合は、二次消防運転モード時の信号入力が制御盤で正しく処理されているか確認する スイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する	－	防滴処理がされていない場合に信号が入力されても作動しないこと 防滴処理がされている場合に防滴処理が確実でないこと
		戸開走行の状況	かご戸・乗場戸を開いたまま運転可能か確認する	－	令第129条の13の3第9項の規定に適合しないこと又は通常時の戸閉時間と同程度の時間ブザーが鳴動しないこと又は通常時の戸閉時間以内で起動すること又はかご戸・乗場戸を開いたまま運転をしないこと
		速度の状況	瞬間式回転速度計・電子式速度表示装置等で測定する	－	令第129条の13の3第11項の規定に適合しないこと
7.4	非常標識	標識の状況	目視で確認する	－	令第129条の13の3第3項第九号の規定に適合しないこと
7.5	予備電源確認	作動状況	自主検査等の検査記録を確認する検査記録がない場合は、予備電源の状態を確認する又は予備電源での作動状況を確認する	－	予備電源に不具合報告があること若しくは十分な燃料がないこと又は予備電源でエレベーターが動かないこと
		かご照明	自主検査等の検査記録を確認する検査記録がない場合は、予備電源の状態を確認する又は予備電源での作動状況を確認する	－	予備電源に不具合報告があること若しくは十分な燃料がないこと又は予備電源で照明が点灯しないこと
7.6	その他	中央管理室とかごの連絡装置の状況	通話状態が良好か確認する	－	令第129条の13の3第8項の規定に適合しないこと又は通話状態に音量不足、雑音があること
		かご・昇降路出入り口戸の可燃物の状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1428号第1の規定に適合しないこと
		ピット内の浮遊物の状況	目視で確認する	－	ピットに水に浮くものがあること
		防滴の処置状況	目視で確認する	－	機器の防滴対策が確実でないこと
8	そ　の　他				
8.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）	作動状況	感知器を振動させて確認する又はテストボタンが付いているタイプはテストボタンで作動状況を確認する	－	作動しないこと
		設置状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		管制運転の状況	感知器を作動させる又は、制御盤で地震信号を入力し作動状況を確認する	－	管制運転が確実に動作しないこと
		自動復帰の状況	自動復帰の状況を確認する	－	一定時間後に管制運転が解除されないこと
8.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）	作動状況	感知器を振動させて確認する又はテストボタンが付いているタイプはテストボタンで作動状況を確認する	－	作動しないこと
		設置状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		管制運転の状況	感知器を作動させる又は、制御盤で地震信号を入力し作動状況を確認する	－	管制運転が確実に動作しないこと
		自動復帰の状況	自動復帰の状況を確認する	－	特低ガルの場合に一定時間後に管制運転が解除されないこと及び低・高ガルの場合に解除されること
8.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）	気密材の摩耗状況	目視で確認する	－	摩耗、劣化、破損等があること
		取付状況	目視で確認する	－	取付が堅固であること
		停電時の戸閉機能の状況	戸開状態で主電源以外で作動状況を確認する	－	戸閉しないこと
		火災時の戸閉機能の状況	制御盤で火災信号を入力し作動状況を確認する	－	戸閉しないこと
		戸閉時間の状況（戸の面積が３㎡以内のもの）	扉の閉鎖時間を確認する	－	人の出入の後、20秒以内に閉鎖しないこと

（油圧式エレベーター）

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1	機　械　室					
1.1	機械室への通路・出入口戸		機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の判定基準と同じ	
			機械室扉の自閉機能の状況	扉を開状態で放し確認する	－	自閉できないこと
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置		エレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の判定基準と同じ	
			防油堤の状況	目視で確認する	－	欠損・き裂があり外部に油が流出する恐れがあること
			標識の状況	目視で確認する	－	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に確認できないこと
			消火設備の状況	目視で確認する	－	機械室または機械室付近に消火器又は消化砂が設置されていないこと
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器		ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）		ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
1.5		ヒューズ		ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
1.6		電動機主回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
1.7		制御回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
1.8		信号回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
1.9		照明回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
1.10		接地	二次側の片側接地タイプの接地状況	ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ	
1.11	空転防止装置		設置・作動状況	ストップバルブを閉じ上昇運転を行い電動機の運転状況を確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第4第二号ホの規定に適合しないこと又は通常運転で電動機が回転を始めてから３分以内に作動しないこと
			前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、空転防止装置の不良が明確で、改善されていないこと
1.12	階床選択機（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.13の判定基準と同じ	
1.13		電動機・ポンプ	音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
			発熱の状況（油浸タイプを除く）	触診で確認する	－	異常な発熱があること
			振動の状況	聴診、触診で確認する	－	異常振動があること
			電動機とポンプの連結部の状況（油浸タイプを除く）	目視、聴診、触診で確認する	－	電動機とポンプの連結部に欠損、き裂若しくは滑りの異常があること
			パッキン部の状況（油浸タイプを除く）	目視で確認する	－	ポンプから甚だしい油漏れがあること
1.14		圧力計（圧力センサと表示機能を含む）	設置状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1429号第2第二号の規定に適合しないこと
			表示値の状況	ストップバルブを閉じ油圧パワーユニット内の圧力を抜いて確認する	－	パワーユニット内圧力を抜いた時に指示値が0を指さないこと
			損傷・作動状況	目視で確認するとともに圧力計の作動状況を確認する	－	圧力表示に影響があるような損傷があること又は作動しないこと
1.15		安全弁	設置・作動状況	ストップバルブを閉じ上昇運転させ安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第4第二号イの規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値がある場合はその値を超えていること
			前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、安全弁の不良が明確で、改善されていないこと

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1.16	油圧パワーユニット	逆止弁	設置・作動状況	かごの下降運転中に動力用電源を遮断して作動状況を確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第4第二号ロの規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと若しくは作動が緩慢であること
			前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、逆止弁の不良が明確で、改善されていないこと
1.17		流量制御弁（装置が必要な場合）	作動状況	かごの加速・減速時の状態と走行時のかごの振動を体感で確認する	－	かごの加速・減速時に異常な衝撃があること又は緩慢であること若しくは走行中に異常な振動があること
1.18		手動下降弁（装置が必要な場合）	作動状況	無負荷の状態で作動状況を確認する	－	作動しないこと
			手動操作部の状況	目視で確認する	－	甚だしい損傷、腐食があること
1.19		油タンク	油漏れの状況	目視で確認する	－	油圧タンク、圧力計、蓋、エアーブリーザー、油面計等に甚だしい油漏れがあること
			作動油の状況	目視、触診で確認する	－	運行に支障をきたす異物の混入があること
			作動油の量	かごを最上階に停止させ、油面計又は油タンク内の油面高さを目視で確認する	－	油面計の下限値未満であること若しくは油タンクの油面高さが吸い込み口より低い位置であること
1.20		作動油温度抑制装置（低温は装置のある場合）	設置・起動設定温度の状況	温度スイッチ又はセンサー等の有無により装置が設けられていることを目視で確認するとともに、その起動設定温度が規定値内であるか確認する（起動設定温度が容易に確認できるものに限る）	－	平成12年建設省告示第1423号第4第二号ハの規定に適合しないこと
			作動状況	起動設定温度を操作し作動することを確認する（起動設定温度の変更で確認できない場合は起動信号を入力し確認する）	－	装置が作動しないこと
			前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、作動油温度抑制装置の不良が明確で、改善されていないこと
1.21	ストップバルブ		作動状況	ストップバルブを閉じ上昇運転させ、かご位置又は油タンク内油量を目視で確認する	－	かごが動くこと又はタンク内油量が変動すること
			油漏れの状況	目視で確認する	－	油漏れがあること
1.22	高圧ゴムホース（装置が必要な場合）		変形の状況	安全弁作動圧で目視で確認する	－	異常な変形があること
			油漏れ、損傷の状況	目視で確認する	油のにじみがあること	油漏れ又はき裂等の損傷があること
			曲げの状況	目視で確認する又は鋼製巻尺等で測定する	－	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B8360）の表８又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B 8364）の表７に規定する最小曲げ半径未満であること
			可動部との接触の状況	目視で確認する	－	可動部と接触していること
1.23	機械室機器の耐震対策		転倒・移動防止措置の状況	油圧パワーユニット、制御盤の取付状況を目視、触診で確認する	－	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと
2	共　　通					
2.1	圧力配管（確認可能な範囲に限る）		取付状況	目視、触診で確認する	－	取付が堅固でないこと又は、可動部と接触していること
			劣化状況	目視で確認する（埋設配管や天井・床下を配管しているものは、配管両端部を目視で確認する）	－	圧力配管の表面に著しい損傷・腐食があること
			油漏れの状況	目視で確認する	－	油漏れがあること
			配管経路の状況	目視で確認する	－	圧力配管・ブラケットが水に浸かること
2.2	圧力配管の耐震対策（確認可能な範囲に限る）		圧力配管の取付状況	目視で確認する	－	圧力配管の固定や振動、衝撃緩和措置に不備又は、損傷があること
2.3	調速機（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.1の判定基準と同じ	
2.4 2.5 2.6	主索・鎖（間接式）		径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況	ロープ式エレベーターの2.3,2.4,2.5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3,2.4,2.5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の判定基準と同じ	
			ロープ伸びの状況	かごを最上階に移動させプランジャーリミットスイッチの作動状況を確認する	－	かごが最上階着床位置より手前でプランジャーリミットスイッチが動作すること
			鎖の劣化状況	目視で確認する	給油が不十分であること	甚だしい傷、変形、腐食、摩耗があること
			鎖伸びの状況	ノギス等で測定する	－	基準長さに対し1.5%以上あること
2.7	主索・鎖の張り（間接式）		張りの状況	次の何れかで確認する ア．各主索・鎖の端末部のスプリング高さを目視で比較する イ．主索・鎖をかご上で揺らし主索の振幅が同等か確認する ウ．主索・鎖をかご上で手で引き張りが同等か確認する	－	甚だしい不均等があること

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
2.8	主索・鎖及び調速機ロープの端末と止め金具部（装置が必要な場合）	止め金具の取付状況及び損傷の状況	ロープ式エレベーターの2.7における止め金具の取付状況及び損傷の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7における止め金具の取付状況及び損傷の状況の判定基準と同じ	
		主索・鎖・調速機ロープ端末と止め金具の取付状況	目視で確認する	－	取付が確実でないこと
		損傷の状況	目視で確認する	－	止め金具及び止め金具の取付部に損傷、欠損、き裂があること
2.9	主索・鎖の緩み検出装置（間接式）		ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ	
2.10	はかり装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ	
2.11	プランジャー	取付状況	触診で確認する	－	構成部材の取付けが堅固でないこと
		劣化状況	かご上又はピットで確認できる範囲を目視、触診で確認し、シリンダーパッキンからの油漏れがある場合は全長を詳細に確認	－	甚だしい損傷、腐食があること
2.12	プランジャーストッパー	設置・作動状況	各々のリミットスイッチを無効とし、かごを点検運転し、作動状況を確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第4第二号ニの規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと
2.13	シリンダー	劣化状況（目視確認可能な範囲に限る）	目視で確認する	－	甚だしい損傷、腐食があること
		パッキン・エア抜きからの油漏れの状況	目視で確認する	－	異常な油漏れがあること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
2.14	防火区画の壁貫通部（区画処理が必要な場合）	油圧配管・電線・作動油戻し配管の防火区画壁貫通部の状況	スリーブ等の防火区画貫通部への措置の状況を目視で確認し（目視確認できる範囲に限る）、外観に損傷や改変等がある場合は詳細に確認する	－	令112条第15項及び令129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと
3	かご室				
3.1	かご室の周壁・天井及び床		ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
3.2	かごの戸及び敷居（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ	
3.3	かごの戸のスイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ	
3.4	ドアセフティ		ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ	
3.5	戸開き状態で動作する予圧装置（装置が必要な場合）	作動状況	予圧時にかごが動かないことを確認する	－	予圧時にかごが動くこと
3.6	床合わせ補正装置及び着床装置		ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.7	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	作動状況	かごを着床面から概ね300mmの位置に停止させかご戸を開き作動を確認する	－	作動時にエレベーターが運転できること
		前回検査からの不具合と改善状況の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、ドアゾーン行き過ぎ制限装置の不良が明確で、改善されていないこと
3.8	車止め・光電装置等（自動車用）		ロープ式エレベーターの3.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.6の判定基準と同じ	
3.9	かご操作盤及び表示器		ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.10	外部への連絡装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
3.11	かご内非常停止スイッチ		ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	
3.12	用途・積載量・定員等の標識		ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
3.13	停電灯装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
3.14	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離（必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	
4	かご上				
4.1	かご上安全スイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	
4.3	上部リミット（強制停止）スイッチ（装置が必要な場合）	作動状況、作動位置及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ	
4.4	プランジャーリミットスイッチ（装置が必要な場合）	設置・作動状況	プランジャーリミットスイッチが設けられていること並びに、作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第5第二号ハの規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが上昇運転できること
		作動位置	プランジャーストッパーが作動する前にスイッチが作動することを確認する	－	スイッチより先にプランジャーストッパーが作動すること
		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
4.5	プランジャーストッパーで停止したときのかご頂部すき間（間接式）	すき間の状況	次の何れかで確認する ア．プランジャーストッパーでかごを停止させ、かご頂部すき間を鋼製巻尺等で測定する イ．プランジャーストッパーでかごを停止させ、かご床面と最上階の床面との距離を鋼製巻尺等で測定し、計算で算出する	－	昇降機の検査標準（JIS A 4302の5.3.3d)）の基準値を満たしていないこと

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
4.6	頂部綱車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.4の判定基準と同じ	
4.7	プランジャー頂部綱車・鎖車（間接式）	外観の状況	目視で確認する	―	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	―	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	―	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		鎖車の劣化状況	目視、聴診で確認する	―	鎖車の歯と駆動鎖とのかみ合いに異常があること
4.8	調速機ロープ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.5の判定基準と同じ	
4.9	非常救出口		ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
4.10	かごのガイドシュー・ローラー		ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
4.11	ガイドレール・ブラケット		ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
4.12	ドアインターロックスイッチ		ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
4.13	乗場の戸及び敷居		ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
4.14	昇降路壁・囲い		ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
4.15	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.13におけるロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.13におけるロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）の判定基準と同じ	
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	―	かご、プランジャーガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
4.16	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
4.17	かごの戸の開閉機構(装置が必要な場合)		ロープ式エレベーターの4.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.18の判定基準と同じ	
4.18	かご枠		ロープ式エレベーターの4.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.19の判定基準と同じ	
5	乗場				
5.1	乗場ボタン及び表示器		ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
5.2	非常解錠装置		ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
6	ピット				
6.1	緩衝器		ロープ式エレベーターの6.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.1の判定基準と同じ	
6.2	調速機ロープ用及びその他の張り車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.2の判定基準と同じ	
6.3	ピット床		ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ		ロープ式エレベーターの6.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4の判定基準と同じ	
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200㎜未満の場合）		ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
6.6	かご非常止め装置（間接式）	機構部の状況、取付状況、キャッチ動作時のかごの水平度及び作動時・復帰時の構成機器の状況	ロープ式エレベーターの6.6における機構部の状況、取付状況、キャッチ動作時のかごの水平度及び作動時・復帰時の構成機器の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.6における機構部の状況、取付状況、キャッチ動作時のかごの水平度及び作動時・復帰時の構成機器の状況の判定基準と同じ	
		作動状況	次の何れかで確認する ア．主索・鎖が緩んだことを目視で確認する イ．主索・鎖の緩み検出装置の作動で確認する	―	非常止め装置が作動しないこと
6.7	かご下綱車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ	
6.8	シリンダー下綱車（装置が必要な場合）	外観の状況	目視で確認する	―	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	―	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	―	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
6.9	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.10	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.11におけるロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.11におけるロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）の判定基準と同じ	
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	―	かご、ガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
6.11	かご枠		ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ	
7	その他				
7.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.1の判定基準と同じ	
7.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.2の判定基準と同じ	
7.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

（機械室なしエレベーター）

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1	**共　　通**					
1.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器		ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
1.2	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）		ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
1.3	受電盤・制御盤	ヒューズ		ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
1.4	受電盤・制御盤	電動機主回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
1.5	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
1.6	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
1.7	受電盤・制御盤	照明回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
1.8	受電盤・制御盤	接地		ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ	
1.9	制御盤扉等の開放スイッチ（制御盤扉等がかご・つり合おもりの投影面積内に入らないものは除く）		設置・作動状況	片開き・観音開きタイプの制御盤扉等をかご・つり合おもりの投影面積内に引出した場合にかごが動かないことを確認する	－	平12建告第1413号第1第四号のロの規定に適合しないこと又は作動しないこと
1.10	巻上機	減速歯車（ギヤレス式を除く）		ロープ式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.14の判定基準と同じ	
1.11	巻上機	綱車・巻胴		ロープ式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.15の判定基準と同じ	
1.12	巻上機	軸　受		ロープ式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.16の判定基準と同じ	
1.13	巻上機	ブレーキ		ロープ式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17の判定基準と同じ	
1.14	電動機			ロープ式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準と同じ	
1.15	調速機（装置が必要な場合）		かご側	ロープ式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.1の判定基準と同じ	
1.16	調速機（装置が必要な場合）		つり合おもり側	ロープ式エレベーターの2.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.2の判定基準と同じ	
1.17	はかり装置			ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ	
1.18	ブレーキ開放装置		設置・作動状況	昇降路の外から手動操作又は充電池回路で作動状況を確認する	－	平12建告第1413号第1第四号のホの規定に適合しないこと又は手動操作の場合は制動装置を操作できないこと若しくはかごが動かないこと、充電池回路の場合は充電池回路で制動装置を開放できないこと
1.19	機器の耐震対策			ロープ式エレベーターの1.21の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.21の判定基準と同じ	
1.20	かご固定・下降防止装置等（駆動装置が昇降路底部にある場合）		設置・作動状況	かごの固定又は下降防止装置の状況を確認する	－	平12建告第1413号第1第四号のニの規定に適合しないこと又はかごの固定ができないこと若しくはかご固定装置がない場合は下降防止装置が設置できないこと
1.21	換気装置(装置が必要な場合)		設置・作動状況	作動状況を確認するとともに、起動設定温度があるものは設定温度を確認する	－	平12建告第1413号第1第四号のイの規定に適合しないこと又は起動設定温度が40度を超えて設定されていること
2	**か　ご　室**					
2.1	かご室の周壁・天井及び床			ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
2.2	かごの戸及び敷居			ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ	
2.3	かごの戸のスイッチ（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ	
2.4	ドアセフティ			ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ	
2.5	床合わせ補正装置及び着床装置			ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
2.6	車止め・光電装置等（自動車用）			ロープ式エレベーターの3.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.6の判定基準と同じ	
2.7	かご操作盤及び表示器			ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
2.8	外部への連絡装置			ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
2.9	かご内非常停止スイッチ			ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	
2.10	用途・積載量・定員等の標識			ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
2.11	停電灯装置			ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
2.12	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離			ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	

（い）検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
3	か　ご　上				
3.1	かご上安全スイッチ		ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
3.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	
3.3	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ		ロープ式エレベーターの4.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3の判定基準と同じ	
3.4 3.5 3.6	主索		ロープ式エレベーターの2.3,2.4,2.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3,2.4,2.5の判定基準と同じ	
3.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ	
3.8	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ	
3.9	頂部綱車		ロープ式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.4の判定基準と同じ	
3.10	調速機ロープ		ロープ式エレベーターの4.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.5の判定基準と同じ	
3.11	非常救出口		ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
3.12	かごのガイドシュー・ローラー		ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
3.13	ガイドレール・ブラケット		ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
3.14	ドアインターロックスイッチ		ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
3.15	乗場の戸及び敷居		ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
3.16	昇降路壁・囲い		ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
3.17	昇降路内の耐震対策		ロープ式エレベーターの4.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.13の判定基準と同じ	
3.18	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
3.19	つり合おもり各部（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.15の判定基準と同じ	
3.20	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16の判定基準と同じ	
3.21	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.17の判定基準と同じ	
3.22	かごの戸の開閉機構		ロープ式エレベーターの4.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.18の判定基準と同じ	
3.23	かご枠		ロープ式エレベーターの4.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.19の判定基準と同じ	
4	乗　　場				
4.1	乗場ボタン及び表示器		ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
4.2	非常解錠装置		ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
4.3	制御盤扉の施錠（三方枠の一部に収納され鍵付きの場合）	扉の施錠の状況	扉を開錠、施錠し確認する	－	出入口戸の施錠、開錠ができないこと
5	ピ　ッ　ト				
5.1	保守用停止スイッチ（駆動装置が昇降路底部にある場合）	動作状況	作動状況を確認する	－	平12建告第1413号第1第四号のニの規定に適合しないこと又は作動時にかごが動くこと若しくは自己保持しないこと
5.2	緩衝器		ロープ式エレベーターの6.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.1の判定基準と同じ	
5.3	調速機ロープ用及びその他の張り車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.2の判定基準と同じ	
5.4	ピット床		ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
5.5	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ		ロープ式エレベーターの6.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4の判定基準と同じ	
5.6	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）		ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
5.7	かご非常止め装置		ロープ式エレベーターの6.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.6の判定基準と同じ	
5.8	かご下綱車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ	
5.9	つり合ロープ・鎖及び取付部（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.8の判定基準と同じ	
5.10	つり合おもり底部すき間		ロープ式エレベーターの6.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.9の判定基準と同じ	
5.11	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
5.12	ピット内の耐震対策		ロープ式エレベーターの6.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.11の判定基準と同じ	
5.13	駆動装置の主索保護カバー（保護カバー付きの場合）	取付状況	触診で確認する	－	取付けが堅固でないこと
5.14	かご枠		ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ	
6	そ　の　他				
6.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.1の判定基準と同じ	
6.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.2の判定基準と同じ	
6.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

別表（昇降機の検査の項目及び方法ごとの検査方法等）
（リニアモーター式エレベーター）

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
1	制　御　室				
1.1	制御室への通路・出入口戸	制御室扉の施錠の状況	扉を施錠、開錠し確認する	－	令第129条の9第四号の規定に適合しないこと
		手すり（手すりが必要な場合）	目視、触診で確認する	－	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと
		制御室への通行の状況	制御室までの通路で最小寸法の場所又は障害物がある場所の最も小さい寸法を鋼製巻尺で測定する	－	通行経路の寸法が高さ1.8m以上、幅0.7m以上を満たしていないこと
		階段の状況	踏み面と蹴上げを鋼製巻尺で測定する	－	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと
1.2	制御室内の状況及び照明・換気装置	エレベーター以外の設備の状況	目視で確認する	－	検査・保守点検に支障があること
		照明装置	照明の点灯状況を確認する	－	照明器具が正常に作動しないこと
		換気装置（換気装置が必要な場合）	作動状況を確認するとともに、起動設定温度があるものは設定温度を確認する	－	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が40度を超えて設定されていること
		壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況	目視で確認する	－	漏水が機器に達していること又は窓の破損があること
		制御室床及び機器の汚損の状況	目視で確認する	－	機器の作動に影響を及ぼす汚損があること
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
1.5		ヒューズ	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
1.6		電動機主回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
1.7		制御回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
1.8		信号回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
1.9		照明回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
1.10		接地	ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ	
1.11	制御室機器の耐震対策		ロープ式エレベーターの1.21の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.21の判定基準と同じ	
2	共　　通				
2.1	調速機（装置が必要な場合）	かご側	ロープ式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.1の判定基準と同じ	
2.2		つり合おもり側	ロープ式エレベーターの2.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.2の判定基準と同じ	
2.3	主索		ロープ式エレベーターの2.3、2.4、2.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3、2.4、2.5の判定基準と同じ	
2.4					
2.5					
2.6	主索の張り		ロープ式エレベーターの2.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.6の判定基準と同じ	
2.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部		ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ	
2.8	はかり装置		ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ	
3	か　ご　室				
3.1	かご室の周壁・天井及び床		ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
3.2	かごの戸及び敷居		ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ	
3.3	かごの戸のスイッチ		ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ	
3.4	ドアセフティ		ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ	
3.5	床合わせ補正装置及び着床装置		ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.6	かご操作盤及び表示器		ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.7	外部への連絡装置		ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
3.8	かご内非常停止スイッチ		ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	
3.9	用途・積載量・定員等の標識		ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
3.10	停電灯装置		ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
3.11	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離		ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	
4	か　ご　上				
4.1	かご上安全スイッチ		ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
4.3	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ		ロープ式エレベーターの4.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3の判定基準と同じ	
4.4	頂部そらせ車		ロープ式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.18の判定基準と同じ	
4.5	上部二次側固定子取付部	カラム上部ヒッチ部の状況	目視、聴診で確認する	ー	ヒッチ部の油切れがあること若しくはかご走行中にヒッチ部で異常音・異常振動があること
		吊り金具の固定状況	緩み確認マーク又は締付け等で確認する	ー	カラムつり部ボルトに緩みがあること
4.6	二次側固定子	カラムジョイント部の状況	目視、聴診で確認する	ー	緩みにより段差があること若しくはかご走行中に異常音があること
		カラムの摩損状況	目視で確認する	ー	カラムに甚だしい摩耗があること
4.7	調速機ロープ		ロープ式エレベーターの4.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.5の判定基準と同じ	
4.8	非常救出口		ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
4.9	かごのガイドシュー・ローラー		ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
4.10	ガイドレール・ブラケット		ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
4.11	ドアインターロックスイッチ		ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
4.12	乗場の戸及び敷居		ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
4.13	昇降路周壁・囲い		ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
4.14	昇降路内の耐震対策		ロープ式エレベーターの4.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.13の判定基準と同じ	
4.15	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
4.16	リニアモーター	発熱の状況	触診で確認する	ー	モーターに異常発熱があること
		音の状況	聴診で確認する	ー	走行時に異常音があること
		外観の状況	目視で確認する	ー	損傷、摩耗、変形があること
		運転の状況	運転状況の確認する	ー	エレベーターが正常に作動しないこと
4.17	リニアモーターガイドローラー	偏摩耗の状況	目視で確認する	ー	ガイドローラーに偏摩耗があること
		音の状況	聴診で確認する	ー	走行中に異常音があること
		き裂、欠損の状況	目視で確認する	ー	ガイドローラーにき裂、欠損があること
		回転の状況	触診で確認する	ー	回転が円滑でないこと
4.18	可動・固定子間隔異常検出器（装置が必要な場合）	作動の状況	作動状況を確認する	ー	作動しないこと
		取付状況	目視、触診で確認する	ー	取付が堅固でないこと
4.19	ブレーキ		ロープ式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17の判定基準と同じ	
4.20	つり合おもり各部		ロープ式エレベーターの4.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.15の判定基準と同じ	
4.21	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16の判定基準と同じ	
4.22	かごの戸の開閉装置		ロープ式エレベーターの4.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.18の判定基準と同じ	
4.23	かご枠		ロープ式エレベーターの4.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.19の判定基準と同じ	
5	乗　　場				
5.1	乗場ボタン及び表示器		ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
5.2	非常解錠装置		ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
6	ピ　ッ　ト				
6.1	緩衝器		ロープ式エレベーターの6.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.1の判定基準と同じ	
6.2	調速機ロープ用･その他張り車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.2の判定基準と同じ	
6.3	ピット床		ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ		ロープ式エレベーターの6.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4の判定基準と同じ	
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200㎜未満の場合）		ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
6.6	かご非常止め装置		ロープ式エレベーターの6.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.6の判定基準と同じ	
6.7	つり合ロープ・鎖及び取付部（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.8の判定基準と同じ	
6.8	つり合おもり底部すき間		ロープ式エレベーターの6.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.9の判定基準と同じ	
6.9	下部二次側固定子取付部	カラム下部のヒッチ部の状況	目視、聴診で確認する	ー	油切れがあること若しくはかご走行中に異常音があること
		カラム下部テンションスプリングの状況	目視で確認する	ー	ピット床に接触していること
		張り金具の固定状況	緩み確認マーク又は締付け等で確認する	ー	緩み確認マークがずれていること等により、ナットに緩みがあること
6.10	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.11	ピット内の耐震対策		ロープ式エレベーターの6.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.11の判定基準と同じ	
6.12	かご枠		ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ	
7	そ　の　他				
7.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.1の判定基準と同じ	
7.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.2の判定基準と同じ	
7.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

（直接油圧式ホームエレベーター等）

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1	機　械　室					
1.1	機械室への通路・出入口戸		機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の判定基準と同じ	
			機械室扉の自閉機能の状況	油圧式エレベーターの1.1における機械室扉の自閉機能の状況の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.1における機械室扉の自閉機能の状況の判定基準と同じ	
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置		エレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の判定基準と同じ	
			防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況	油圧式エレベーターの1.2における防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.2における防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況の判定基準と同じ	
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器		ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）		ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
1.5		ヒューズ		ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
1.6		電動機主回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
1.7		制御回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
1.8		信号回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
1.9		照明回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
1.10		接地		ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ	
1.11	空転防止装置			油圧式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
1.12	階床選択機（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.13の判定基準と同じ	
1.13	油圧パワーユニット	電動機・ポンプ		油圧式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.13の判定基準と同じ	
1.14		圧力計(圧力センサと表示機能を含む)		油圧式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.14の判定基準と同じ	
1.15		安全弁		油圧式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.15の判定基準と同じ	
1.16		逆止弁		油圧式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.16の判定基準と同じ	
1.17		流量制御弁（装置が必要な場合）		油圧式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.17の判定基準と同じ	
1.18		手動下降弁（装置が必要な場合）		油圧式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.18の判定基準と同じ	
1.19		油タンク		油圧式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.19の判定基準と同じ	
1.20	ストップバルブ			油圧式エレベーターの1.21の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.21の判定基準と同じ	
1.21	高圧ゴムホース（装置が必要な場合）			油圧式エレベーターの1.22の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.22の判定基準と同じ	
1.22	機械室機器の耐震対策			油圧式エレベーターの1.23の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.23の判定基準と同じ	
2	共　　通					
2.1	圧力配管（確認可能な範囲に限る）			油圧式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.1の判定基準と同じ	
2.2	圧力配管の耐震対策（確認可能な範囲に限る）			油圧式エレベーターの2.2の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.2の判定基準と同じ	
2.3	はかり装置（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ	
2.4	プランジャー			油圧式エレベーターの2.11の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.11の判定基準と同じ	
2.5	シリンダー			油圧式エレベーターの2.13の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.13の判定基準と同じ	
2.6	防火区画の壁貫通部（区画処理が必要な場合）			油圧式エレベーターの2.14の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.14の判定基準と同じ	
3	かご室					
3.1	かご室の周壁・天井及び床			ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
3.2	かごの戸及び敷居			ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ	
3.3	かごの戸のスイッチ			ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ	
3.4	ドアセフティ			ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ	

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
3.5	戸開き状態で動作する予圧装置（装置が必要な場合）		油圧式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.6	床合わせ補正装置及び着床装置		ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.7	ドアゾーン行き過ぎ制限装置		油圧式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.8	かご操作盤及び表示器		ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.9	外部への連絡装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
3.10	かご内非常停止スイッチ		ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	
3.11	用途・積載量・定員等の標識		ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
3.12	停電灯装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
3.13	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離（必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	
4	かご上				
4.1	かご上安全スイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	
4.3	上部リミット（強制停止）スイッチ（装置が必要な場合）	作動状況、作動位置及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ	
4.4	プランジャーリミットスイッチ（装置が必要な場合）		油圧式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの4.4の判定基準と同じ	
4.5	非常救出口		ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
4.6	かごのガイドシュー・ローラー		ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
4.7	ガイドレール・ブラケット		ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
4.8	ドアインターロックスイッチ		ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
4.9	乗場の戸及び敷居		ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
4.10	昇降路壁・囲い		ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
4.11	昇降路内の耐震対策	レールとのかかり代の状況	油圧式エレベーターの4.15の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの4.15の判定基準と同じ	
5	乗場				
5.1	乗場ボタン及び表示器		ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
5.2	非常解錠装置		ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
6	ピット				
6.1	ピット床		ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
6.2	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ		ロープ式エレベーターの6.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4の判定基準と同じ	
6.3	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200㎜未満の場合）		ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
6.4	かご下綱車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ	
6.5	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.6	ピット内の耐震対策		油圧式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.7	かご枠		ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ	
7	その他				
7.1	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

（ホームエレベーター等（油圧式以外））

（い）　検査項目				（ろ）　検査方法	（は）　判定基準	
					要重点点検	要是正
1	**機　械　室（機械室がある場合）**					
1.1	機械室への通路・出入口戸			ロープ式エレベーターの1.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.1の判定基準と同じ	
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置			ロープ式エレベーターの1.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.2の判定基準と同じ	
1.3	機械室床の貫通部			ロープ式エレベーターの1.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.3の判定基準と同じ	
2	**共　　通**					
2.1	制御盤・受電盤	開閉器・遮断器		ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
2.2		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）		ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
2.3		ヒューズ		ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
2.4		発電機・電動機主回路の絶縁（発電機は必要な場合）		ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
2.5		制御回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
2.6		信号回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
2.7		照明回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
2.8		接地		ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ	
2.9	制御盤扉等の開放スイッチ（制御盤扉等がかご・つり合おもりの投影面積内に入らないものは除く）		設置・作動状況	機械室なしエレベーターの1.9の検査方法と同じ	機械室なしエレベーターの1.9の判定基準と同じ	
2.10	巻上機（ロープ式の場合）	減速歯車（ギヤレス式を除く）		ロープ式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.14の判定基準と同じ	
2.11		綱車・巻胴		ロープ式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.15の判定基準と同じ	
2.12		軸受		ロープ式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.16の判定基準と同じ	
2.13		ブレーキ		ロープ式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17の判定基準と同じ	
2.14	そらせ車（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.18の判定基準と同じ	
2.15	電動機			ロープ式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準と同じ	
2.16	機械室機器の耐震対策			ロープ式エレベーターの1.21の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.21の判定基準と同じ	
2.17	調速機（装置が必要な場合）	かご側		ロープ式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.1の判定基準と同じ	
2.18		つり合おもり側		ロープ式エレベーターの2.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.2の判定基準と同じ	
2.19 2.20 2.21	主索（ロープ式の場合）			ロープ式エレベーターの2.3, 2.4, 2.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3, 2.4, 2.5の判定基準と同じ	
2.22	主索の張り（ロープ式の場合）			ロープ式エレベーターの2.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.6の判定基準と同じ	
2.23	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部（ロープ式の場合）			ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ	
2.24	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ	
2.25	主索の巻過ぎ検出装置（装置が必要な場合）		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
			作動状況	作動状況を確認する	－	作動しないこと
2.26	はかり装置（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ	
2.27	救出装置			ロープ式エレベーターの1.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.4の判定基準と同じ	
3	**か　ご　室**					
3.1	かご室の周壁・天井及び床			ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
3.2	かごの戸及び敷居			ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ	
3.3	かごの戸のスイッチ			ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ	
3.4	ドアセフティ			ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ	
3.5	床合わせ補正装置及び着床装置（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.6	かご操作盤及び表示器			ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.7	外部への連絡装置			ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
3.8	かご内非常停止スイッチ			ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	

（い）　検査項目			（ろ）　検査方法	（は）　判定基準	
				要重点点検	要是正
3.9	用途・積載量・定員等の標識		ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
3.10	停電灯装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
3.11	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離		ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	
4	**か　ご　上**				
4.1	かご上安全スイッチ		ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
4.2	上部緩衝器（装置が必要な場合）	腐食の状況	目視で確認する	－	緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食があること
		取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
4.3	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	
4.4	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ	
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合い重り又は巻胴式の場合のかごと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	－	トラクション式ではつり合いおもりがばね緩衝器又は緩衝材（ゴム等）に接するまでに作動しないこと、巻胴式ではかごがばね緩衝器又は緩衝材（ゴム等）に接するまでに作動しないこと
4.5	頂部綱車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.4の判定基準と同じ	
4.6	調速機ロープ（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.5の判定基準と同じ	
4.7	非常救出口（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
4.8	かごのガイドシュー・ローラー		ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
4.9	かごつり車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.8の判定基準と同じ	
4.10	ガイドレール・ブラケット		ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
4.11	ドアインターロックスイッチ		ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
4.12	乗場の戸及び敷居		ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
4.13	昇降路壁・囲い		ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
4.14	昇降路内の耐震対策		ロープ式エレベーターの4.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.13の判定基準と同じ	
4.15	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
4.16	つり合おもり各部（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.15の判定基準と同じ	
4.17	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16の判定基準と同じ	
4.18	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.17の判定基準と同じ	
4.19	かごの戸の開閉機構		ロープ式エレベーターの4.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.18の判定基準と同じ	
4.20	かご枠		ロープ式エレベーターの4.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.19の判定基準と同じ	
5	**乗　　場**				
5.1	乗場ボタン及び表示器		ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
5.2	非常解錠装置		ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
6	**ピ　ッ　ト**				
6.1	保守用停止スイッチ（駆動装置が昇降路底部にある場合）	動作状況	機械室なしエレベーターの5.1の検査方法と同じ	機械室なしエレベーターの5.1の判定基準と同じ	
6.2	緩衝器		ロープ式エレベーターの6.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.1の判定基準と同じ	
6.3	調速機ロープ用及びその他張り車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.2の判定基準と同じ	
6.4	ピット床		ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
6.5	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況	ロープ式エレベーターの6.4における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ	
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	かごと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	－	かごがばね緩衝器又は緩衝材（ゴム等）に接する前に作動しないこと
6.6	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200㎜未満の場合）		ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
6.7	かご非常止め装置（ロープ式の場合）		ロープ式エレベーターの6.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.6の判定基準と同じ	
6.8	かご下綱車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ	
6.9	つり合おもり底部すき間（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの6.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.9の判定基準と同じ	
6.10	移動ケーブル及び取付部		ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.11	ピット内の耐震対策		ロープ式エレベーターの6.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.11の判定基準と同じ	
6.12	かご枠		ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ	

（い）　検査項目		（ろ）　検査方法	（は）　判定基準	
			要重点点検	要是正
7	そ　の　他			
7.1	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

（小荷物専用昇降機）

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1	**機　械　室**					
1.1	機械室への経路・点検口		機械室への経路の状況	目視で確認する	－	機械室への経路が確保されていないこと
			点検口の施錠の状況	扉を開錠、施錠して確認する	－	点検口の施錠、開錠ができないこと
1.2	点検用コンセント		設置状況	目視で確認する	－	コンセントが設置されていないこと
			劣化損傷の状況	目視で確認する	－	使用に支障があるような破損があること
			作動状況	点検灯・作業灯、テスターなどで通電状態を確認する	－	通電されていないこと
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器		ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）（装置が設置されている場合）		ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
1.5		ヒューズ		ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
1.6		電動機主回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
1.7		制御回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
1.8		信号回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
1.9		接地		ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ	
1.10	巻上機	減速歯車	油漏れの状況	目視で確認する	－	油漏れがあること
			音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
			振動の状況	聴診、触診で確認する	－	異常振動があること
			潤滑油の量・劣化状況・歯の状況（開放型）	ロープ式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.14の判定基準と同じ	
1.11		綱車・巻胴		ロープ式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.15の判定基準と同じ	
1.12		軸　受		ロープ式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.16の判定基準と同じ	
1.13		ブレーキ	油の付着状況、ブレーキコイルの発熱状況、構成機器の作動状況、作動時の状況（電気制動タイプ）、パッドの残存厚みの状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキ制動時のプランジャーの余裕ストロークの状況（ドラム式）	ロープ式エレベーターの1.17における油の付着状況、ブレーキコイルの発熱状況、構成機器の作動状況、作動時の状況（電気制動タイプ）、パッドの残存厚みの状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキ制動時のプランジャーの余裕ストロークの状況（ドラム式）の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17における油の付着状況、ブレーキコイルの発熱状況、構成機器の作動状況、作動時の状況（電気制動タイプ）、パッドの残存厚みの状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキ制動時のプランジャーの余裕ストロークの状況（ドラム式）の判定基準と同じ	
			制動力の状況	無積載上昇時にブレーキ制動を行ない作動状況を確認する	－	ブレーキが作動せず停止しないこと
1.14	そらせ車（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.18の判定基準と同じ	
1.15	電動機			ロープ式エレベーターの1.19における音の状況、発熱の状況、振動の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.19における音の状況、発熱の状況、振動の状況の判定基準と同じ	
1.16	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ	
2	**か　ご　室**					
2.1	かご室の周壁・天井及び床		かご室の状況	目視で確認する	－	変形、摩耗、錆び、腐食等により使用に支障をきたすこと
			使用材料の状況	目視で確認する	－	難燃材以上のものを使用していないこと
2.2	積載量の標識		標識の状況	目視で確認する	－	表示に誤りがあること
2.3	搭乗禁止の標識		標識の状況	目視で確認する	－	表示されていないこと
2.4	２方向同時開放警告装置（装置が必要な場合）		作動状況	２方向の扉を同時に開けて警報装置の作動を確認する	－	同時開放された場合に作動しないこと
3	**最上階出し入れ口**					
3.1	主索			ロープ式エレベーターの2.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3の判定基準と同じ	
3.2	主索の張り		張りの状況	主索を手で引き張りが同等か確認する	－	甚だしい不均等があること
3.3	主索の取付部			ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ	
3.4	機械式スイッチ・近接スイッチ・光電スイッチなどの上部リミットスイッチ		作動状況	作動状況を確認する	－	作動時にかごが動くこと
			作動位置の状況	かごが最上階を行き過ぎて昇降路の頂部に衝突する前に停止することを確認する	－	かごが最上階を行き過ぎても停止せず昇降路の頂部に衝突すること又は衝突する恐れがあること
			取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
3.5	かごのガイドシュー・ローラー			ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
3.6	かごつり車（装置が必要な場合）			ロープ式エレベーターの4.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.8の判定基準と同じ	
4	**各階出し入れ口**					
4.1	出し入れ口枠・戸		劣化損傷の状況	目視で確認する	－	変形、摩耗、錆び、腐食等により安全上支障をきたすこと
			戸と出し入れ口枠との隙間	目視で確認する又は鋼製直尺で測定する	－	6mmを超えていること

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
		上下開き戸における戸の突合せ部分の隙間	戸が全閉した状態で目視で確認する又は鋼製直尺で測定する	－	2mm（難燃性ゴム使用の場合は4mm）を超えていること
		上げ戸における戸と敷居の隙間	戸が全閉した状態で目視で確認する又は鋼製直尺で測定する	－	2mm（難燃性ゴム使用の場合は4mm）を超えていること
		２枚上げ戸における戸と戸の隙間	目視で確認する又は鋼製直尺で測定する	－	6mmを超えていること
		戸の開閉状況	戸を開閉して確認する	－	戸の開閉動作が円滑でないこと
4.2	操作ボタン・信号装置	作動状況	作動状況を確認する	－	操作ボタンおよび信号ボタン等が機能しないこと
4.3	走行停止ボタン・スイッチ	作動状況	かご走行中にボタンを押して確認する	－	作動せず、かごが停止しないこと
4.4	ドアスイッチ	取付け状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		設置状況	目視で確認する	－	令第129条の13第三号の規定に適合しないこと
		作動状況	出し入れ口の戸が開いた（ドアスイッチが入らない）状態でかごが走行しないことを確認する	－	戸が開いた（全閉位置から30mm超の隙間がある）状態でかごが走行すること
		劣化損傷の状況	目視で確認する	－	著しい損傷、腐食、その他の劣化があること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、戸のスイッチの不良が明確で、改善され
4.5	ドアロック	取付け状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		設置状況	目視で確認する	－	令第129条の13第四号の規定に適合しないこと
		スイッチとロックの状況	作動状況を確認する	－	機械的ロックがかかる前に電機スイッチが入ること
		作動状況	かごがその戸の位置に停止していない状態で戸が手で開かないことを確認する	－	戸が手で開くこと
		劣化損傷の状況	目視で確認する	変形があること	著しい損傷、腐食、その他の劣化があること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、戸のロックの不良が明確で、改善されていないこと
4.6	戸開放防止警報装置	作動状況	戸を開放して３分以内で作動することを確認する ブザーは鳴動することを、ライトは点灯することを確認する 自動で閉まる扉は警報装置とみなし、動作することを確認する	－	作動しないこと
4.7	ドアつりロープ及び取付部	ロープの状況	ロープ式エレベーターの3.2における連結ロープの状況（装置が必要な場合）の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2における連結ロープの状況（装置が必要な場合）の判定基準と同じ	
4.8	積載量の標識	標識の状況	目視で確認する	－	表示に誤りがあること
4.9	搭乗禁止の標識	標識の状況	目視で確認する	－	表示されていないこと
4.10	ガイドレール・ブラケット		ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
5	**最下階出し入れ口**				
5.1	機械式スイッチ・近接スイッチ・光電スイッチなどの下部リミットスイッチ	作動状況	作動状況を確認する	－	作動時にかごが動くこと
		作動位置の状況	かごが最下階を行き過ぎてピット底部に衝突する前に停止することを確認する	－	かごが最下階を行き過ぎても停止せずピット床に衝突すること又は衝突する恐れがあること
		取付状況	触診で確認する	－	装置の取付が堅固でないこと
5.2	ピット床		ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
5.3	つり合おもり底部すき間（装置が必要な場合）	隙間の状況	ピット床（緩衝器が設置されている場合は緩衝器）とつり合いおもり底部のすき間を目視で確認する	－	かごを最上階レベルに停止させた時に隙間がないこと
5.4	つり合いおもり各部（装置が必要な場合）	取付状況	目視、触診で確認する	－	取付が確実でなく、おもり片の落下等の恐れや走行に支障をきたすこと
		劣化の状況	目視、聴診、触診で確認する	－	摺動部・回転部の摩耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること
5.5	つり合おもりつり車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.17の判定基準と同じ	
5.6	移動ケーブル及び取付部（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
5.7	かご非常止め装置（装置が必要な場合）	機構部の状況及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の判定基準と同じ	
		作動状況	目視で確認する	－	非常止め装置が作動しないこと
		復帰時の状況	目視で確認する	－	非常止め装置とガイドレールが接触していること
5.8	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）	機構部の状況及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の判定基準と同じ	
		作動状況	目視で確認する	－	非常止め装置が作動しないこと
		復帰時の状況	目視で確認する	－	非常止め装置とガイドレールが接触していること

（エスカレーター）

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1	機　械　室					
1.1	機械室内		エスカレーター以外の設備の状況	目視で確認する	－	機械室内に保守作業に支障のあるエスカレーターに関係のない物があること
1.2	受電盤・制御盤	開閉器、遮断器	開閉器、遮断機の作動状況	手動で遮断、投入操作を行い、電気的に開閉されることを確認する	－	電気的に開閉されないこと
				テストボタン付きのものは押して作動させ、作動状況を確認する	－	電気的に開放されないこと
1.3		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）（設置されている場合）	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）の作動状況	エスカレーター（動く歩道）を運転し作動状況を確認する	－	エスカレーター（動く歩道）が正常に作動しないこと
			接触器の主接点の状況（密閉型を除く）	目視で確認する	変形があること	異常磨耗があること
			前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で改善されていないこと
1.4		ヒューズ	使用状況	目視で確認する	－	溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること
1.5		電動機主回路の絶縁		絶縁測定器で測定する	－	300V以下のものは0.2MΩ以上、300Ｖを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.6		制御回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		絶縁測定器で測定する	－	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Ｖを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.7		信号回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		絶縁測定器で測定する	－	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Ｖを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.8		照明回路の絶縁		絶縁測定器で測定する	－	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Ｖを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.9		接地	二次側の片側接地タイプの接地状況	触診で確認する		接地線が接地端子に緊結されていないこと
1.10	電動機		発熱の状況	触診で確認する	－	異常な発熱があること
			音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
			振動の状況	触診、聴診で確認する	－	異常振動があること
1.11	ブレーキ		油付着の確認	目視で確認する	－	ドラム・ディスクとパッド摺動面に油が付着していること
			パットの残存厚みの状況	製造者が指定する方法で確認する（製造者が検査方法を指定していない場合は、制動片の厚みを測定し前回検査からの摩耗量から確認する）	製造者設計基準値と比較し電機制動タイプは1.1倍、ブレーキ制動タイプは1.2倍以下であること（製造者設計基準値がない場合は前回検査時からの摩耗量が残存厚みの1.2倍以下であること）	製造者設計基準値以下であること（製造者設計基準値がない場合はパッド以外の部分がドラム・ディスクに接触していること）
			停止距離の状況	無負荷上昇運転にて非常停止ボタンを押し停止距離を測定する	－	平12年建告第1424号第三号の規定に適合しないこと
			パッドとドラム・ディスクとの接触状況	聴診で確認する	－	運転中にパッドがドラム・ディスクに接触していること
1.12	減速機		潤滑油の量	オイルゲージ等を目視確認する	－	ギヤオイル量がオイルゲージで示す範囲内にないこと
			潤滑油の劣化状況	色・不純物を目視で確認する	－	ギヤオイルに甚だしい変色・摩耗粉があること
			発熱の状況	触診で確認する	－	異常な発熱があること
			音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
			振動の状況	触診、聴診で確認する	－	異常振動があること
1.13	駆動鎖		スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いの状況	目視、聴診で確認する	－	スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いに異常があること
1.14	踏段反転装置		反転歯車と駆動鎖とのかみ合いの状況	目視、聴診で確認する	－	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異常があること
			反転装置の作動状況	目視、聴診で確認する	－	反転歯車の回転又は反転レールでの踏段反転が円滑でないこと
			踏段鎖の張りの状況	目視で確認する	－	踏段反転時に踏段反転装置の揺動が著しいこと
2	乗　降　口					
2.1	ランディングプレート		変形･劣化損傷の状況	目視で確認する	－	変形・摩耗・錆び・腐食等で乗降に支障があること
2.2	くし板		欠損の状況	目視で確認する	－	くし歯が欠損していること
2.3	くし板と踏段のかみ合い		かみ合いの状況	目視で確認する	－	くし板と踏段にかみ合いがないこと
2.4	インレットガード		インレットガードの取付け及び状況	目視で確認する	－	取付が堅固でないこと又は破損があること
2.5	昇・降起動スイッチ		作動状況	作動状況を確認する	－	作動しないこと
2.6	警報・運転休止スイッチ		警報音の鳴動の状況	聴診で確認する	－	警報音が鳴動しないこと
			作動状況	作動状況を確認する	－	作動しないこと

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
3	**中　間　部**				
3.1	ハンドレール駆動装置	スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いの状況	目視、聴診で確認する	－	スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いに異常があること
		ハンドレールの駆動力の状況	下降運転中、上部乗り場でハンドレールを手で水平に引張って確認し、必要に応じバネ秤等を使用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化状況を目視、聴診で確認する	駆動輪・ローラ･ベルトに亀裂・摩耗等があること又は異常音があること	ハンドレールが150N未満の力で停止すること
		ハンドレールと踏段の同期の状況	上昇・下降運転中に踏段上でハンドレールを掴み踏段とハンドレールの同期を確認する	－	令129条の12第１項第三号の規定に適合しないこと
3.2	ハンドレール	劣化損傷の状況	目視で確認する	－	損傷・亀裂・剥離等で利用者の安全に支障があること
3.3	内側板	変形・劣化損傷の状況	目視で確認する	－	変形、損傷又は腐食等により運行及び利用者の安全に支障があること
3.4	踏段	踏面とライザー面の劣化損傷の状況	目視で確認する	－	損傷、腐食又は変形等により、運行に支障があること又は履物等のはさまれる開口部があること
		ローラゴムの劣化損傷の状況	目視で確認するとともに踏段上での振動の有無を確認する	－	剥離、損傷又はローラ締結部の緩み等により踏段の走行に支障があるこ
3.5	踏段レール	劣化損傷の状況	目視確認と踏段上での振動の有無確認する	－	踏段上で異常な振動があること
		取付状況	目視で確認する	－	取付けが堅固でないこと
3.6	踏段鎖の伸び	踏段鎖の伸びの状況	最も大きい踏段相互のすき間を上水平部にてテーパーゲージ等で測定する	踏段相互のすき間が4.8mmを超えていること	平12建告第1417号第１第二号の規定に適合しないこと
3.7	スカートガード	劣化損傷の状況	目視で確認する	－	損傷・腐食・変形等により運行及び利用者の安全に支障があること
		踏段とスカートガードのすき間	全長にわたり目視で確認し、必要に応じ金属製直尺等で測定する	－	平12建告第1417号第１第一号の規定に適合しないこと
4	**安　全　装　置**			－	
4.1	インレットスイッチ	作動状況	作動状況を確認する	－	平12建告第1424号第二号ホの規定に適合しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.2	非常停止ボタン	作動状況	作動状況を確認する	－	作動しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.3	スカートガードスイッチ	作動状況	スイッチを作動させエスカレーターが停止すること、又はスイッチを作動させた状態でエスカレーター運転操作を行っても起動しないことを確認する	－	平12建告第1424号第二号ニの規定に適合しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.4	踏段鎖安全スイッチ	作動状況	スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作を行い確認するとともに、給油状況を目視で確認する	－	平12建告第1424号第二号イの規定に適合しないこと
		可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.5	踏段浮上り検出装置（設置されている場合）	作動状況	スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作を行い確認する	－	スイッチを作動させてもエスカレーターが停止しないこと又はスイッチを作動させた状態でエスカレーターの運転操作を行い起動すること
		可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.6	駆動鎖切断時停止装置（設置されている場合）	駆動鎖安全スイッチの作動状況	スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作を行い確認する	－	スイッチを作動させてもエスカレーターが停止しないこと又はスイッチを作動させた状態でエスカレーターの運転操作を行い起動すること
		スイッチ駆動部分の可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		駆動鎖切断時停止装置の作動状況	駆動鎖切断を検出した時に停止機構が作動するよう設定されていることを確認する	－	駆動鎖切断を検出した時に停止機構が作動するよう設定されていないこと
		作動状況	駆動鎖切断を検出する信号を入力し作動状況を確認する	－	作動しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.7	ハンドレール停止検出装置（設置されている場合）	作動状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し作動状況を確認する	－	作動しないこと

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
5	**安　全　対　策**				
5.1	三角部固定保護板（設置が必要な場合）	設置の状況	設置の有無を確認する	－	設置されていないこと
		取付状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で距離を測定する	－	平12建告第1417号第1第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと
		破損の状況	目視で確認する	－	破損していること
5.2	安全柵(転落防止柵、進入防止用仕切板、誘導柵）（設置されている場合）	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵のすき間	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で測定する	－	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵の隙間が140mm未満である又は200mmを超えていること
		外側板及び建物壁と進入防止用仕切板のすき間	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて金属製直尺で測定する	－	エスカレーター外側板又は建物壁と進入防止用仕切板の隙間が100mm未満であること
		ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて距離を金属製直尺で測定する	－	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満である又は150mmを超えていること
		取付状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	－	取付けが堅固でないこと
		破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	－	破損していること
5.3	落下物防止網（設置されている場合）	破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	－	破損があること
5.4	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で測定する	－	踏段の尖端から鉛直距離で2.1m以内に障害物があること
5.5	三角部可動警告板（設置されている場合）	設置の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で測定する	－	昇降機の検査標準（JIS A4302）の規定に適合しないこと
		取付けの状況	目視で確認する	－	取付けが堅固でないこと
		破損の状況	目視で確認する	－	破損していること
5.6	踏段面注意標識		目視で確認する	－	注意標識が鮮明でないこと
5.7	登り防止用仕切板（設置されている場合）	設置の状況	目視で確認し、必要に応じて金属製直尺で測定する	－	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること
		取付けの状況	目視で確認する	－	取付けが堅固でないこと
		破損の状況	目視で確認する	－	破損していること
5.8	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止（設置が必要な場合）	連動停止の作動状況	シャッター又は戸の閉鎖を検出する信号を入力し作動状況を確認する	－	平12建告第1424号第二号ハの規定に適合しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
6	**そ　の　他**				
6.1	車いす搬送用踏段	車いす運転の可否確認状況	車いすに試乗して確認する	－	車いす用踏段の踏面が同一水平でないこと又は車止めに異常があること

（段差解消機）

（い） 検査項目					（ろ）検査方法	（は）判定基準	
						要重点点検	要是正
1	駆動装置（油圧以外）						
1.1	電動機				ロープ式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準と同じ	
1.2	減速機			音の状況	聴診で確認する		異常音があること
				振動の状況	聴診、触診で確認する	－	異常振動があること
				潤滑油の量	オイルゲージ等を目視で確認する	－	ギヤオイル量がオイルゲージで示す範囲内にないこと
				潤滑油の劣化状況	色・不純物を目視で確認する	－	ギヤオイルに甚だしい変色・摩耗粉があること
				油漏れの状況（開封点検不可能なタイプ）	目視で確認する		オイルシールの油漏れがあること
				発熱の状況（開封点検不可能なタイプ）	触診で確認する	－	異常発熱があること
				非常止め装置の動作状況（間接駆動がある場合）	非常装置のキャッチを作動状態にしてかごを下降させるように操作しても下降しないことを確認する		間接駆動の連結機構が断たれたとき、非常止めが作動しないこと
1.3	ブレーキ			油の付着状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキコイルの発熱状況（開放型タイプ）	ロープ式エレベーターの1.17における油の付着状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキコイルの発熱状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17における油の付着状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキコイルの発熱状況の判定基準と同じ	
				制動力の状況（開放タイプ及び電動機内蔵型タイプ）	定格速度で下降中に動力を遮断したときの距離を確認する	－	定格積載量の1.25倍の負荷、定格速度の状態で作動したとき、制動距離が10cmを超えていること、又は無負荷、定格速度の状態で作動したとき、制動距離の基準値（制動距離（cm）=10G_2/（G_2+1.25P）ここに、P：定格積載量、G_2：かご等の昇降する部分の固定荷重を示す）を超えていること
				制動力の状況（摩擦抵抗型タイプ）	定格速度で下降中に動力を遮断したときの距離を確認する	－	制動距離が昇降機の検査標準（JIS A 4302）5.6.1b)4)の規定値を超えていること、又は無負荷、定格速度の状態で作動したとき、制動距離の基準値（制動距離（cm）=10G_2/（G_2+1.25P）ここに、P：定格積載量、G_2：かご等の昇降する部分の固定荷重を示す）を超えていること
1.4 1.5	駆動方式	ロープ式・巻胴式	主索	径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況	ロープ式エレベーターの2.3,2.4,2.5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3,2.4,2.5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の判定基準と同じ	
				張りの状況	主索を手で引き張りが同等か確認する	－	甚だしい不均等があること
1.6			主索の端末と止め金具部		ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ	
1.7			スプロケット型綱車	歯の欠損、き裂の状況	目視で確認する	－	歯に欠損、き裂があること
1.8			巻胴	主索の緩み検出装置の作動状況	作動状況を確認する	－	作動しないこと
				巻胴の損耗状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
1.9		ラック ピニオン式		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
				振動の状況	聴診、触診で確認する	－	異常振動があること
				取付状況	触診で確認する	－	固定部に緩みがあること
				歯の欠損、き裂の状況	目視で確認する	－	歯に欠損、き裂があること
1.10		チェーン スプロケット式		部品の磨耗、取付状況	目視、触診で確認する	－	摩耗、偏摩耗、固定部の緩み、かみ合い状態の不具合等により動力伝達に支障をきたしていること
				チェーンの張りの状況	チェーンを手で引き張りが同等か確認する	－	チェーンの張りに甚だしい不均等があること
				チェーンの伸びの状況	ノギスで任意の偶数リンクの長さを測定し、その任意の偶数リンクの基準長さから伸び率を確認又はチェーン伸びゲージを用いて伸び率を確認する	－	チェーンの伸びが基準長さに対して1.5%を超えていること
1.11		チェーン ラックピニオン式		チェーン及び部品の磨耗、取付状況	目視、触診で確認する	－	摩耗、偏摩耗、固定部の緩み、かみ合い状態の不具合等により動力伝達に支障をきたしていること
				チェーンの伸びの状況	ノギスで任意の偶数リンクの長さを測定し、その任意の偶数リンクの基準長さから伸び率を確認又はチェーン伸びゲージを用いて伸び率を確認する	－	チェーンの伸びが基準長さに対して1.5%を超えていること
1.12		スクリュー ナット式		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
				振動の状況	聴診、触診で確認する	－	異常振動があること
				部品の磨耗状況	目視、触診で確認する	－	摩耗、偏摩耗、固定部の緩みがあること

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
2	駆動装置（油圧式）					
2.1	空転防止装置（装置が必要な場合）		作動状況	○ストップバルブを閉じ上昇運転を行い、自動的に電動機の運転を3分以内に停止することを確認する（ストップバルブ付の場合） ○機械的にロックする位置まで上昇させた状態で運転させて保護回路が3分以内に作動することを確認する（ストップバルブな	－	平成12年建設省告示第1423号第6第三号の構造に適合しないこと
			前回検査からの不具合と改善の状況	油圧式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
2.2	油圧パワーユニット	パワーユニット取付	パワーユニットの状況	目視で確認する	－	パワーユニットの転倒、移動防止ストッパーの取付に不具合があること
			油圧配管の状況	目視で確認する	－	圧力配管の固定や振動、衝撃緩和措置に不具合があること
			油圧配管貫通部の状況	固定状態、貫通部の処理状態を目視で確認する	－	圧力配管の壁や床等の貫通部への措置に不具合があること
2.3		電動機・ポンプ		油圧式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.13の判定基準と同じ	
2.4		安全弁	設置・作動状況	ストップバルブ付きのものはストップバルブを閉じ上昇運転させ安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する ストップバルブが設置されていない場合は機械的にロックする位置まで上昇させた状態で運転させ安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第6第三号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値がある場合はその値を超えていないこと
2.5		逆止弁	設置・作動状況	かごを下降運転し、その運転中に動力用電源を遮断してかごが停止することを確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第6第三号の構造に適合しないこと
2.6		手動下降弁（装置が必要な場合）		油圧式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.18の判定基準と同じ	
2.7		流量制御弁	作動状況	油圧式エレベーターの1.１７の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.１７の判定基準と同じ	
2.8		圧力計(圧力センサと表示機能を含む)	設置状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第142９号第１第一号の規定に適合しないこと
			損傷・作動状況	目視で確認すると共に圧力計の作動状況を確認する	－	圧力表示に影響があるような損傷があること又は作動しないこと
2.9		油タンク		油圧式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.19の判定基準と同じ	
2.10		作動油温度抑制装置（装置が必要な場合）	設置・起動設定温度の状況	温度スイッチ又はセンサー等の有無により装置が設けられていることを目視で確認すると共に、その起動設定温度が規定値内であるか確認する（起動設定温度が容易に確認できるものに	－	平成12年建設省告示第1423号第4第二号ハの規定に適合しないこと
			作動状況	起動設定温度を操作し作動することを確認する（起動設定温度の変更で確認できない場合は起動信号を入力し確認する	－	装置が作動しないこと
2.11	圧力配管（確認可能な範囲に限る）		取付状況	油圧式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.1の判定基準と同じ	
2.12	油圧ゴムホース（装置が必要な場合）			油圧式エレベーターの1.22の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.22の判定基準と同じ	
2.13	パンタグラフ式（下枠・アーム）		かごの保持状況	上部乗り場で、かごの前後又は左右におおむね65ｋｇの偏荷重を掛け、かご床の水平度を目視で確認する又は測定する	－	かご床の水平度が１/30を超えていること
			下枠・アーム部の状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	打検で濁音がすること等により、支点部の異常、軸締付ナットに緩みがあること
2.14	プランジャー		錆び・傷等の状況	目視で確認する	－	著しい錆びや傷等があり、運行に支障をきたしていること
2.15	シリンダー			油圧式エレベーターの2.13に準じる	油圧式エレベーターの2.13に準じる	
3	共通					
3.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器		ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
3.2		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）		ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
3.3		ヒューズ		ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
3.4		電動機主回路の絶縁		ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
3.5		制御回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
3.6		信号回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）		ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
3.7		接地（装置が必要な場合）	二次側の片側接地タイプの接地状況（電動機主回路が200V以上のもの）	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
3.8	非常救出装置（装置が必要な場合）	手巻きハンドル等の設置状況（手巻きハンドルを用いるタイプ）	目視で確認する	－	手巻きハンドル等が装備されていないこと
		制動装置の手動による開放状況（制動装置開放タイプ）	手動による作動状況を確認する	－	かごが救出できる位置まで移動しないこと
		補助バッテリー回路の作動状況（バッテリーによる救出運転タイプ）	補助バッテリー回路で作動状況を確認する	－	かごが救出できる位置まで移動しないこと
		専用救出用具の設置状況（渡し板等の専用救出用具を用いるタイプ）	目視で確認する	－	専用救出用具が装備されていないこと
4	か　ご　室				
4.1	かご室の側壁及び床（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
4.2	戸又は遮断棒（装置が必要な場合）	戸又は遮断棒の状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号イ（2）の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、錆び、腐食等により運行に支障をきたしていること
		開閉状況	目視で確認する	－	開閉動作が不良であること
		ガラスの破損確認	目視で確認する	－	ガラスに欠損、ひび割れがあること
4.3	戸又は遮断棒のスイッチ（装置が必要な場合）	スイッチの作動状況	乗降位置で徐々に閉じ動作位置を目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ニ（1）の規定に適合しないこと又は戸、遮断棒が閉じていない状態で、かごが昇降すること
		取付状況	触診で確認する	－	装置の取付がビスやボルトに緩みがあること
		配線の取付状況	目視で確認する	－	配線の取付に不具合があること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
4.4	操作盤スイッチ及び表示器	各スイッチの作動状況	ロープ式エレベーターの3.7における各スイッチの作動状況、操作箱の施錠状況（施錠付きの場合）及び表示器の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7における各スイッチの作動状況、操作箱の施錠状況（施錠付きの場合）及び表示器の状況の判定基準と同じ	
4.5	リモートコントロールスイッチ（装置が必要な場合）	各スイッチの作動状況	各スイッチを操作し正常に機能することを確認する	－	押しボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと
		作動状況	非常停止スイッチ作動時に運転できないことを確認する	－	かご操作ボタンの停止機能が優先されないこと
4.6	外部への連絡装置（装置が必要な場合）	作動状況	通電時、停電時共に外部と連絡できるかを確認する	－	通話装置又は警報ベル等の連絡装置が作動しないこと
		操作の状況	操作が容易にできるかを確認する	－	通話装置又は警報装置等の連絡装置が容易に操作できないこと
		電池の状況	目視で確認する	－	電池に液漏れがあること
4.7	非常停止スイッチ	作動状況	スイッチ動作時に運転できないことを確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第6第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
		動作状況	非常停止スイッチから手を放しても上昇､又は下降運転しないことを確認する	－	スイッチから手を放すと、再起動すること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
4.8	積載量の標識	標識の状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ロの規定に適合しないこと又は標示に誤りがあること
4.9	車止め(装置が必要な場合)	取付状況	触診で確認する	－	車止めの機能に不具合があること
4.10	渡し板及び跳ね上げ機構（装置が必要な場合）	渡し板の状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ハ（2）の規定に適合しないこと又は渡し板に変形、磨耗、錆び腐食等により乗降に支障をきたしていること
		作動状況	渡し板の跳ね上げ機構が正常に作動することを確認する	－	渡し板の跳ね上げ機構が機能しないこと
4.11	非常止め装置（装置が必要な場合）	作動状況	キャッチ動作時にブレーキを解放しても動かないことを確認する 但し、キャッチがレールを損傷させ、レールの交換が必要になる恐れがある構造の場合は、非常止め機構が正常に動作するこ	－	非常止め装置が作動しないこと
		キャッチ動作時のかごの水平度	目視で確認する又は測定する	－	非常止め装置が動作した状態でかごの床の水平が1/30を超えていること
		損傷の状況	目視で確認する	－	機構部に損傷、腐食、その他の劣化があること
		取付状況	目視で確認する	－	装置の取付ビスやボルトに緩みがあること
		非常止めとレールの接触状況	試験後の接触音を聴診で確認する	－	非常止め装置がガイドレールと接触していること
4.12	ガイドローラー	取付状況	触診で確認する	－	取付が堅固でないこと
		摩損の状況	かごを走行させ目視、聴診、触診で確認する	－	回転部の磨耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
4.13	かごの折りたたみ機構（装置が必要な場合）	作動状況（手動式タイプ）	かご開閉定位置以外で昇降できないことを確認する	－	かごの開閉状態が正規の位置でなくても、かごが運行すること
		作動状況（電動式タイプ）	鍵を使用しない状態で、かごの開閉ボタンを押しかごが開閉しないことを確認する	－	鍵を用いなくても開閉すること
			はさまれ検知状態で、かごの開閉ボタンを押しかごが開閉しないことを確認する	－	開閉中に人が挟まれても停止しないこと
			かごに人が乗った状態で、かごの閉ボタンを押しかごが折りたたまないことを確認する	－	かごに人が乗っている状態でも折りたたむこと
4.14	かごの着脱機構（装置が必要な場合）	取付状況	機械的ロックが作動することを確認する	－	機械的ロックが掛からないこと
		インターロックの状況	作動状況を確認する	－	機械的ロックが掛かる前に電気スイッチが入ること
		損耗の状況	目視で確認する	－	機構部品に著しい損傷、腐食、その他の劣化があること
4.15	運転キー	作動状況	運転キースイッチの作動状態を確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ニ（4）の規定に適合しないこと又は作動しないこと
		管理方法の状況	運転キースイッチが正しく管理されていることを確認する	－	鍵の管理が不適切であること
5	乗　場　・　昇　降　路				
5.1	乗場操作盤		ロープ式エレベーターの5.1における押しボタンの作動状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1における押しボタンの作動状況の判定基準と同じ	
5.2	戸又は遮断棒のスイッチ（装置が必要な場合）	スイッチの作動状況	乗降位置で徐々に閉じ動作位置を目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ニ（1）の規定に適合しないこと又は戸、遮断棒が閉じていない状態で、かごが昇降すること
		取付状況	触診で確認する	－	装置の取付がビスやボルトに緩みがあること
		配線の取付状況	目視で確認する	－	配線の取付に不具合があること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
5.3	ドアーロック（装置が必要な場合）	インターロックの状況	電気スイッチが入る前に機械的ロックが掛かることを確認する	－	機械的ロックが掛かる前に電気スイッチが入ること
		取付状況	触診で確認する	－	装置の取付ビスやボルトに緩みがあること
		ドアーロックの開錠状況（電気式開錠タイプ）	かごを乗り場停止位置以外で停止させ、ドアーロックが開錠しないことを確認する	－	かごが乗り場に停止する前に開錠すること
		ドアーロックの開錠状況（機械式開錠タイプ）	かごを乗り場停止位置から5cmを超える位置で停止させ、ドアーロックが開錠しないことを確認する	－	乗り場停止位置から5cmを超える位置で開錠すること
5.4	非常停止スイッチ	作動状況	スイッチ動作時に運転できないことを確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第1第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
		動作状況	非常停止スイッチから手を放しても上昇､又は下降運転しないことを確認する	－	スイッチから手を放すと、再起動すること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	－	前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
5.5	乗場の戸又は遮断棒（装置が必要な場合）	戸又は遮断棒の状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ハ（1）の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、錆び、腐食等により運行に支障をきたしていること
		開閉状況	目視で確認する	－	開閉動作が不良であること
		ガラスの破損確認	目視で確認する	－	ガラスに欠損、ひび割れがあること
5.6	リミットスイッチ	作動状況	押しボタンスイッチを操作し、かごが停止すること、または上昇・下降（ファイナルリミットスイッチの場合）用ボタンを押して運転しないことを確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第6第五号の規定に適合しないこと又は動作しないこと
		作動位置	リミットスイッチの動作位置にて乗降が容易に行えることを確認する	－	作動位置が適当でないこと
		取付状況	触診で確認する	－	装置の取付ビスやボルトに緩みがあること
5.7	移動ケーブル又はトロリー及びその取付（装置が必要な場合）	ケーブルの軌跡状況	運転時のケーブルの動きを目視で確認する	－	ケーブルが他の機器、突出物、床、階段等と接触し、損傷を受ける恐れがある場合又は損傷していること
		取付状況	目視、触診で確認する	－	ケーブル端部及び引止め部に不具合があること
5.8	昇降路側壁等の囲い（装置が必要な場合）	囲いの状況	目視で確認する	－	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ハ(1)、(3)の規定に適合しないこと又は昇降路壁のき裂、漏水や突出物等により利用者が危害を受ける恐れがあること
5.9	ガイドレール、ブラケット（装置が必要な場合）	取付状況	ロープ式エレベーターの4.9における取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9における取付状況の判定基準と同じ	
		ガイドレールの芯ズレ	試乗して確認する	－	ガイドレールの芯ズレ等で走行中に著しいかご振動があること
5.10	ガイドレール、駆動装置等のカバー（装置が必要な場	取付状況	触診で確認する	－	固定部の緩み、変形、破損等により利用者が危害を受ける恐れがあること

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
5.11	障害物検出装置（装置が必要な場合）	接触式障害物検出装置の作動状況	障害物に接触したとき、装置が動作することを確認する	－	障害物に接触しても作動しないこと
		非接触式障害物検出装置の作動状況	障害物を検出したとき、装置が動作することを確認する	－	障害物が接触する前に作動しないこと
		障害物除去後の作動状況	操作ボタンを押し直さなければ昇降しないことを確認する	－	除去後、再び操作ボタンを押さなくても、かごが昇降すること
5.12	折りたたみレール（装置が必要な場合）	ジョイント部の状況	試乗して確認する	－	ジョイント部のすき間、段差、芯ずれにより走行中に著しいかご振動が
		ストッパーの状況（電気式の場合）	レールを折りたたんだまま走行し停止することを確認する	－	進入防止用安全スイッチが作動しないこと
		ストッパーの状況（機械式の場合）	触診で確認する	－	進入防止用ストッパーに不具合があること

（いす式階段昇降機）

（い） 検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
1	駆動装置					
1.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器		ロープ式エレベーターの1.5の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準に同じ	
1.2		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）		ロープ式エレベーターの1.6の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準に同じ	
1.3		ヒューズ	使用状況	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準に同じ	
1.4		絶縁	電動機主回路	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準に同じ	
1.5			制御回路（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準に同じ	
1.6			信号回路（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準に同じ	
1.7		接地（装置が必要な場合）	二次側の片側接地タイプの接地状況（電動機主回路が200V以上のもの）	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準に同じ	
1.8	電動機			ロープ式エレベーターの1.19の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準に同じ	
1.9	減速機			段差解消機の1.2の検査方法に同じ	段差解消機の1.2の判定基準に同じ	
1.10	ブレーキ			段差解消機の1.3の検査方法に同じ	段差解消機の1.3の判定基準に同じ	
1.11	駆動方式	摩擦式（駆動ローラ）	駆動ローラの状況	試乗して動作状態を確認する	－	ローラの磨耗、損傷により走行できないこと
1.12		ラックピニオン式		段差解消機の1.9の検査方法に同	段差解消機の1.9の判定基準に同じ	
1.13		チェーンスプロケット式		段差解消機の1.10の検査方法に	段差解消機の1.10の判定基準に同じ	
1.14		チェーンラックピニオン式		段差解消機の1.11の検査方法に同じ	段差解消機の1.11の判定基準に同じ	
1.15	駆動装置等のカバー（装置が必要な場合）		取付状況	触診で確認する	－	固定部の緩み、変形、破損等により利用者が危害を受ける恐れがあること
1.16	非常止め装置（装置が必要な場合）			段差解消機の4.11の検査方法と同じ	段差解消機の4.11の判定基準と同じ	
1.17	ガイドローラー			段差解消機の4.12の検査方法と同じ	段差解消機の4.12の判定基準と同じ	
1.18	リミットスイッチ		作動状況	押しボタンスイッチを操作しかごが停止すること、ファイナルリミットスイッチの場合は上昇・下降用ボタンを押して運転しないことを確認する	－	平成12年建設省告示第1423号第７第四号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
			作動位置	リミットスイッチの作動位置にて乗降が容易に行えることを確	－	作動位置が適当でないこと
			取付状況	触診で確認する	－	装置の取付ビスやボルトに緩みがあるこ
1.19	バッテリー		作動電圧の状況	電圧計等で電圧を測定する	－	定格電圧が得られないこと
			外観の状況	目視で確認する	－	電解液漏れ、外観異常があること
			端子部の状況	触診で確認する	－	端子部に緩みがあること
			給電部の絶縁処置	目視で確認する	－	通常の使用状態において、給電部に容易に触れられること
2	い す 関 係					
2.1	いす部		いす部の固定状況	目視、触診で確認する	－	いす部の固定部に緩み、変形、破損、錆び、腐食等により運行に支障があること
2.2	いす操作盤のボタン等		押ボタン又は操作レバーの作動状況	押ボタン又は操作レバーを操作し、操作し続けている間のみ昇降することを確認する	－	押ボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと
2.3	いすの回転装置（装置が必要な場合）		回転装置の状況	機械的ロックが作動することを確認する	－	機械的ロックが掛からないこと
			インターロックの状況	作動状況を確認する	－	機械的ロックが掛かる前に電気スイッチが入ること
2.4	積載量の標識		標識の状況	目視で確認する	－	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は標示に誤りがあること
2.5	障害物検出装置			段差解消機の5.11の検査方法と同じ	段差解消機の5.11の判定基準と同じ	
2.6	運転キースイッチ（装置が必要な場合）		運転キースイッチの作動状況	運転キースイッチがＯＮのときに昇降し、ＯＦＦのときに昇降しないことを確認する	－	作動しないこと
			管理方法の状況	運転キースイッチが正しく管理されていることを確認する	－	鍵の管理が不適切であること
2.7	安全ベルト等		安全ベルトの状況	目視で確認する	－	ベルトの変形、破損により、切断するおそれがあること又は切断していること
			保持機能の状況	バックルが装着できること、及び保持することを確認する	－	バックルが装着できないこと
			取付状況	触診で確認する	－	装置の取付ビスやボルトに緩みがあること
2.8	いす折りたたみ機構		作動状況	目視で確認する	－	いすの開閉状態が正規の位置を保持できないこと

（い） 検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
	（装置が必要な場合）	損傷の状況	目視で確認する	－	機構部品に甚だしい異常があり、正規の位置を保持できないこと
3	**乗　場　・　階　段**				
3.1	乗場呼び・送りボタン（装置が必要な場合）	押ボタン又は操作レバーの作動状況	押ボタン又は操作レバーを操作し、操作し続けている間のみ昇降することを確認する	－	押ボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと
3.2	リモートコントロールスイッチ（装置が必要な場合）		段差解消機の4.5の検査方法と同じ	段差解消機の4.5の判定基準と同じ	
3.3	ガイドレール、ブラケット		段差解消機の5.9の検査方法と同じ	段差解消機の5.9の判定基準と同じ	
3.4	折りたたみレール（装置が必要な場合）		段差解消機の5.12の検査方法と同じ	段差解消機の5.12の判定基準と同じ	
3.5	移動ケーブル又はトロリー及びその取付（装置が必要な場合）		段差解消機の5.7の検査方法と同じ	段差解消機の5.7の判定基準と同じ	
3.7	充電装置（装置が必要な場合）	充電の状況	規定の位置で充電することを確認する	－	充電できないこと
		端子部の状況	触診で確認する	－	端子部に緩みがあること
		接触子の状況	目視で確認する	－	接触子に変形、摩耗、錆び、腐食があること

（資料４）

遊戯施設の検査方法、判定基準（案）

遊戯施設の検査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる検査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表（遊戯施設の検査の項目及び項目ごとの検査方法等）

（い）検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
1	構 造 部 分				
1.1	地盤	施設付近の地盤の不同沈下等	目視で確認する	施設の周辺地盤に土砂流失又は地割れ等があること	施設の周辺地盤に陥没があること
1.2	基礎	基礎コンクリートのき裂	クラックスケール等でき裂の幅が最も大きい箇所を測定する	幅0.3mm程度のき裂があること	幅0.5mm程度を超えるき裂があること
		基礎の不同沈下、移動	目視で確認する	－	不同沈下又は移動があること
1.3	道床	道床の不同沈下、傾斜、移動	目視で確認する	道床の周辺地盤に土砂流失又は地割れ等があること	道床の周辺地盤に陥没があること又は道床に沈下、傾斜若しくは移動等があること
1.4	基礎と構造物を定着させる部分	アンカーボルト､ベースプレートのき裂、破損、変形	目視で確認する	－	き裂、破損、変形があること
		ベースプレートの錆、腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
		ナット、アンカーボルトの錆、腐食	目視で確認する	甚だしい錆があること	腐食があること
		アンカーボルト、ナットの緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ボルト、ナットに緩みがあること
		ナットの緩み止め	目視で確認する	－	ナットの緩み止めが施されてないこと
		根巻きコンクリートのき裂、はく離	目視で確認するとともに、クラックスケール等でき裂の幅が最も大きい箇所を測定する	幅0.3mm程度のき裂があること	幅0.5mm程度を超えるき裂があること又ははく離があること
1.5	構造物	構造部材及び補助部材の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、構造部材及び補助部材の取付けが強固でないこと
		構造部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
		補助部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
		構造物の部材の変形、偏位、き裂、破損	目視で確認する	－	部材に変形、偏位、き裂、破損があること
		構造部材の接合部分の緩み、き裂	目視でき裂を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、構造部材を緊結又は接合するリベット、ピン、ボルトナット、当て板類及び溶接部に、緩み、き裂があること
		構造物における当初荷重を超える荷重の有無	設計図書との照合等により確認する	－	当初荷重を超える荷重がかかっていること
1.6	舞台及び床	舞台の構造材、床の破損、腐食、変形	目視で確認する	－	構造耐力上、又は運転上支障を及ぼすおそれがある破損、腐食、変形があること
		舞台及び床の接合部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、接合部に緩みがあること
		安全柵、手すりの破損	目視で確認する	－	安全柵、手すりに破損があること
		回転舞台と接する床とのすき間及び段差	回転舞台と接する床面との隙間及び段差を金属製直尺等で測定する	－	回転舞台と床が接触すること又はすき間及び段差が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合はすき間にあっては30mm、段差にあっては10mm）を超えていること
1.7	屋根及び天井	屋根の構造材、天井の破損、腐食、変形	目視で確認する	－	構造耐力上、又は運転上支障を及ぼすおそれがある破損、腐食、変形があること
		屋根及び天井の接合部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、接合部に緩みがあること
2	軌 道 関 係				
2.1	軌条・走路・水路及び滑走路	軌条、走路及び水路のき裂、変形	目視で確認する		運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂、変形があること
		軌条、走路及び水路の錆、腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
		軌条、走路及び水路の摩耗	腐食を除去して部材の厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺、超音波厚さ計等で測定する	摩耗量が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表１の基準値の90%を超えていること	摩耗量が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表１の基準値を超えていること
		軌条、走路及び水路の接合部の緩み、き裂	目視でき裂を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、接合部全体に緩みがあること又は溶接部にき裂があること

（い）検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
		軌条、走路及び水路の支柱との接合部の緩み、き裂	目視でき裂を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、軌条、走路及び水路の支柱との接合部全体に緩みがあること又は溶接接合部にき裂があること
		軌条、走路及び水路の接合部の緩衝用ゴム材の破損、劣化	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがある破損、劣化があること
		軌条の軌間寸法、カント（軌条の高低差）（高架を走行する子供汽車に限る）	目視で確認し、異常が認められた場合、レールゲージ、角度計等で測定する		設計図書の許容値の基準（設計図書がない場合、軌間寸法は±3mm、カントは-0°から+3°）から外れていること
		FRP（繊維強化プラスチック）製滑走路本体の劣化損傷	目視、触診、テストハンマーでの打検で確認する	クモの巣状のき裂、微細なき裂があること	クモの巣状き裂、微細なき裂が集中していること又は繊維が露出していること
		金属製滑走路の劣化損傷	目視、触診で確認するとともに、必要に応じて金属製直尺等で測定する	表面塗装の塗膜厚が摩耗により薄くなっていること	残存厚さが90%に満たないこと又は滑走路表面塗装の塗膜にき裂若しくははく離があること
		コンクリート製その他これに類する滑走路の劣化損傷	目視、触診で確認するとともに、必要に応じてクラックスケール等で測定する	表面塗装の塗膜厚が摩耗により薄くなっていること	コンクリートに幅0.5mm程度のき裂があること又は滑走路表面塗装の塗膜にき裂若しくははく離があること
		滑走路の接合面の取付状況	目視で漏水を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、滑走路の接合ボルトの締め付けが適正でないこと又は接合部より甚だしい漏水があること
		滑走路張出し部分(手すり)・飛出防止壁の取付状態及びき裂、破損、変形	目視でき裂、破損、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で手すりの接合ボルトの締め付け状態を確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、滑走路飛出防止壁、手摺の接合ボルトの締め付けが適正でないこと又は飛出防止壁、手すり本体にき裂、破損、変形があること
		水路又は接合部の漏水	目視で確認する	－	水路のき裂、又は接合部のパッキンの破損等による漏水が甚だしいこと
2.2	支持部材	支持部材のき裂、変形	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂、変形があること
		支持部材の腐食	目視で確認し、腐食が認められた場合は腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所をノギス、金属製直尺等で測定する	甚だしい錆又は腐食があること	腐食により部材の残存厚さが元厚の90%未満であること
		支持部材の取付部の緩み	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、支持部材の取付部全体に緩みがあること
		滑走路と支持部材、支柱との取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、滑走路と支持部材、支柱との接合ボルトの締め付けが適正でないこと又は溶接部にき裂があること
3	駆動装置及び伝動装置				
3.1	電動機及び制動機	電動機の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付部に異常があり動作が不安定なこと
		電動機の作動状態	目視、触診、聴音で確認する	－	軸受部の給油状態が不十分で、異常音、異常発熱及び異常振動があること
		制動片の残存厚みの状況	製造者が指定する方法で確認する（製造者が検査方法を指定していない場合は、制動片の厚みを測定し前回検査からの摩耗量から確認する）	製造者設計基準値と比較し電機制動タイプは1.1倍、ブレーキ制動タイプは1.2倍以下であること（製造者設計基準値がない場合は前回検査時からの摩耗量が残存厚みの1.2倍以下であること）	製造者設計基準値以下であること（製造者設計基準値がない場合は制動片以外の部分がドラム・ディスクに接触していること）
		制動機の性能	動作を確認する	－	制止、制動力が不完全であること
3.2	軸継手	軸継手の取付状況	目視、聴音で確認するとともに、動作を確認する	－	取付部の異常若しくは運転時に異常音、異常振動があること
		軸継手の結合状況	目視、聴音で確認するとともに、動作を確認する	－	間欠運転があり結合状態が円滑でないこと
		油、粉体の量と劣化	目視、触診で確認する	－	接手の媒体となる油又は粉体に過不足又は異常があること
		ローラチェーン、ゴム等の継手媒体の摩耗、変形、劣化	運転状態で目視確認し、異常が認められた場合には分解して摩耗、変形、劣化状態を確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがある摩耗、変形、劣化があること
		クラッチの作動状況	運転状態で目視確認し、滑りなどがある場合には摩擦板の摩耗、表面のきずや破損状態を目視で確認する	－	クラッチによる動力の伝達、遮断が確実でないこと
3.3	減速機	減速機の取付状況	目視で取付部を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常があること
		開放型減速機の歯車の歯面の摩耗	片当たり、偏摩耗を目視、聴診で確認するとともに、歯の厚さをノギス等で測定する	－	歯車の歯面に片当たり及び偏摩耗があり、歯の摩耗が遊戯施設の検査標準（JIS A 1701）5.3.3 b)の規定値を超えていること
		減速機の軸受部の給油状態、軸受の破損	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	－	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
			密閉型減速機の油の量、劣化	油面計により油量を確認するとともに、油を少量抜取り劣化状態及び金属粉などの不純物の混入状況を目視、触診で確認する	－	潤滑油の量及び成分が適切でないこと
			密閉型減速機のバックラッシュ	停止状態で入力軸と出力軸の遊びを目視、触診により確認する	－	入力軸と出力軸の間に異常な遊び（バックラッシュ）があること
3.4	伝動装置		伝動装置の取付状況、給油状況	目視で取付部及び給油の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常がある若しくは給油状態が悪いこと
			ローラチェーン、Vベルトの設置状態、摩耗	目視で確認及び運転状態での聴音で確認する。	－	ローラチェーンに甚だしい伸びがあること若しくはVベルトがプーリ溝に底当たりすること又はスリップ、異常振動、異常音があること
3.5	軸及び軸受装置		軸受装置の取付部の取付状況、劣化損傷	目視で取付部及び給油の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に甚だしい錆、腐食、損傷があること
			軸及び軸受装置の劣化損傷、給油状況	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	－	回転時に異常音、異常振動、異常発熱がある若しくは給油状態が悪いこと
			軸の劣化損傷	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがある損傷及び甚だしい摩耗があること
3.6	駆動用歯車装置		駆動用歯車装置の設置状況	目視若しくは触診で軸、歯車のがたつきを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常があること
			駆動用歯車装置の劣化損傷	目視で確認する	－	甚だしい錆、腐食があること
			歯車の歯面の摩耗	片当たり、偏摩耗を目視、聴診で確認するとともに、歯の厚さをノギス等で測定する	－	歯車の歯面に片当たり及び偏摩耗があり、歯の摩耗が遊戯施設の検査標準（JIS A 1701）5.3.6 b)の規定値を超えていること
			歯車の給油状況	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	－	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと
			歯車の劣化損傷	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂又は部分的欠陥があること
3.7	駆動車輪装置		車輪の取付状況、給油状況	運転状態で心ずれを目視確認するとともに、聴音により軸受部の給油状態を確認する	－	車輪の回転が円滑でなく、かつ、軸受部の給油が適切でないこと
			軸受の劣化損傷	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	－	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと
			車輪の摩耗	ノギス等で測定する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪においては当初直径の2.5%又は6mm、ウレタン等のライニングされたものはその厚みの25%又は5mm）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪においては当初直径の2.5%又は6mm、ウレタン等のライニングされたものはその厚みの25%又は5mm）を超えていること
			車輪表面の劣化損傷	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがあるきず、はく離又は偏摩耗があること
			空気入りタイヤの空気圧	エアーゲージで空気圧を測定する	－	空気圧が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は3.5kg/cm2）の90%未満であること
			車輪の取付金具、取付ボルトの劣化損傷	目視で確認する	－	き裂、破損があること
			車軸の劣化損傷	目視で確認する	－	き裂、甚だしい摩耗があること
3.8	案内車輪装置		車輪の取付状況、給油状況	運転状態で心ずれを目視確認するとともに、聴音により軸受部の給油状態を確認する	－	車輪の回転が円滑でなく、かつ、軸受部の給油が適切でないこと
			軸受の劣化損傷	運転状態で目視、触診、聴音により確認する	－	異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと
			車輪の摩耗	ノギス等で測定する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪においては当初直径の2.5%又は6mm、ウレタン等のライニングされたものはその厚みの25%又は5mm）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪においては当初直径の2.5%又は6mm、ウレタン等のライニングされたものはその厚みの25%又は5mm）を超えていること
			車輪表面の劣化損傷	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがあるきず、はく離又は偏摩耗があること
			空気入りタイヤの空気圧	エアーゲージで空気圧を測定する	－	空気圧が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は3.5kg/cm2）の90%未満であること
			車輪の取付金具、取付ボルトの劣化損傷	目視で確認する	－	き裂、破損があること
			車軸の劣化損傷	目視で確認する	－	き裂、甚だしい摩耗があること
4	巻上装置					
4.1	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	巻上用チェーンの劣化損傷	目視で確認する	－	チェーンのリンクに甚だしい錆、腐食、き裂があること
			巻上用チェーンの軸、リンク孔、リンク板の摩耗	目視で確認し、異常が認められた場合、リンクについては２リンク以上抜き取り摩耗量をノギス等で測定する 目視で異常が確認されない場合であっても、１年以内に実施した測定結果により確認する	摩耗量が当初直径の９％を超えていること	摩耗量が当初直径の10%を超えていること
			巻上用チェーンの伸び	４リンク以上の長さをノギス、金属製直尺等で測定する	伸び率が当初の1.35%を超えていること	伸び率が当初の1.5%を超えていること

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
		スプロケット	スプロケットの歯幅の摩耗	歯の幅をノギス等で測定する	摩耗量が当初の13.5%を超えていること	摩耗量が当初の15%を超えていること
			スプロケットの給油状況	目視で確認する	－	給油が不十分で運転継続に支障があること
		軸受の取付状況	スプロケット軸受の取付状況	目視で取付部を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により固定が強固でないこと又は取付部に異常があること
		軸・軸受	軸及び軸受の給油状況、摩耗劣化	給油状態を目視で確認するとともに、運転状態で聴音により軸及び軸受けの摩耗状況を確認する	－	給油が不十分であること又は異常音、異常振動及び異常発熱があり、回転が正常でないこと
		チェーンガイド	チェーンガイドの摩耗、変形	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがある摩耗、変形があること
4.2	ベルトコンベア巻上装置	巻上用ベルト	巻上用ベルトの設置状況	緊張具合、滑りの有無を目視、触診で確認する	－	巻上用ベルトを緊張しても滑りがあること
			巻上用ベルトの劣化損傷	目視で確認する	－	表面及び耳部に運転継続に支障を及ぼすおそれのある破損、摩耗、劣化があること
			巻上用ベルト接合部の劣化損傷	目視で確認する	－	き裂、はく離があること
		駆動用プーリ及び各ローラ	駆動用プーリのき裂、腐食及びライニングの摩耗	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれがあるき裂、腐食、ライニングの摩耗があること
			駆動用プーリの取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、駆動用プーリが軸に強固に固定できないこと
			各ローラの回転状況	運転状態で目視により確認する	－	各ローラなどの回転が円滑でないこと
		軸受	軸受の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、軸受け金具の取付が強固でないこと
			軸受の給油状況	目視で確認する	－	給油が不十分で軸が円滑に回転しないこと
4.3	ワイヤーロープ巻上装置	主索	摩耗粉の状況	全長の摩耗分の錆の状態（固着を含む）を目視で確認する	－	主索の摩耗粉の錆が多量に主索に付着していて素線切れが確認できない
			損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	－	損傷、変形があること
			素線切れ	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車に掛かる場所付近や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内
					素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では９本、８より鋼索では１０本を超えているまたは１構成より１ピッチ内の素線切れが６本を超えていること	素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では１０本、８より鋼索では１２本を超えているまたは１構成より１ピッチ内の素線切れが７本を超えていること
					錆が甚だしい場合または、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内で素線切れがあること	錆が甚だしい場合または、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内の素線切れが２本を超えていること
			径の状況	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車にに掛かる場所付近で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスなどで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して９２%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して９０%未満であること
		主策の張り	張りの状況	次のいずれかで確認する ア．各主索端末金具の高さを目視で比較する イ．主索を巻上ドラムの上方で前後に揺らし主索の振幅が同等か確認する ウ．主索を巻上ドラムの上方で手前に引き張力が同等か確認する		複数本の主索が受ける張力が甚だしく不均等であること
		主索の端部と止め金具部	止め金具の取付状況	目視で確認する		ダブルナット、割ピン等に不具合があること
			主索と止め金具の締結状況	目視で確認する		締結に不具合があること
			損傷の状況	目視で確認する		止め金具に損傷、欠損、亀裂があること
		綱車	綱車の配列	目視で確認する		配列が鋼索中心とずれていて運転継続に支障があること
			綱車の劣化損傷	綱車のき裂、摩耗を確認し、運転時に滑りの有無を確認する		耳部の欠け、き裂及び溝部の甚だしい摩耗があり、ワイヤーロープとの間で滑りがあること
			綱車の脱索防止装置の機能	運転時に主索が綱車から外れることがないか動作を確認する		脱索防止装置が機能していないこと
			綱車の軸受部の給油状況、劣化損傷	運転状態で目視、触診、聴音により確認する		回転時に異常音、異常振動、異常発熱がある若しくは給油状態が悪いこと
			綱車の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する		緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、固定が強固でないこと
		巻上機	巻上機の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する		緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、固定が強固でないこと
			駆動ドラムの劣化損傷	目視で確認する		駆動ドラムに腐食、き裂があること、又はロープ溝の摩耗が顕著であるか摩耗が不均一であること

（い）検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
4.4	緊張装置	緊張装置の劣化損傷	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれのある腐食、変形、偏位、き裂及び破損があること
		緊張装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、強固に固定できないこと
		緊張装置の機能	目視、触診で確認する	－	作動状態に異常があり、かつ張力の調整ができないこと
5	安全装置				
5.1	非常止め装置	非常止め装置の作動状況	作動状況を確認する	－	非常止め装置の作動が確実でないこと
		非常止め装置の劣化損傷	目視で確認する	－	甚だしい錆、腐食があること
		非常止め装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付部に緩みがあること
5.2	緩衝装置	緩衝装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、強固に固定できないこと
		緩衝装置の作動状況	動作させて機能を確認できるものは確認する	－	機能が良好でないこと
		緩衝装置（油入式）の作動状況	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する	－	90秒以内に復帰しないこと
		油量（油入式）	目視で確認する	－	油量が適量でないこと
		緩衝装置の腐食	目視で確認する	－	緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食があること
5.3	乗物逆行防止装置	乗物逆行防止装置の機能	乗物が巻上げ部途中にある時に非常停止させ、作動状況を確認する	－	作動が確実でないこと
		乗物逆行防止装置の乗物側の取付状況、劣化損傷	目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の乗物側の取付けが強固でないこと又は甚だしい錆、腐食、変形があること
		乗物逆行防止装置の固定側の取付状況、劣化損傷	目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は変形、甚だしい摩耗、腐食があること
5.4	乗物急激降下防止装置	乗物急激降下防止装置の取付状況、劣化損傷、作動状況	目視で錆、腐食、変形を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は変形、甚だしい摩耗、腐食があること
		乗物急激降下防止装置の作動状況	絞り弁を全閉から除々に開放し作動を確認する	－	作動に異常があること
5.5	制動装置	制動装置の取付状況	目視で取付部を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は取付部に異常があること
		制動装置本体及び制動片の劣化損傷	目視で確認する	－	甚だしい錆、腐食、変形などがあること
		制動装置の機能	作動状況を確認する	－	制動作用が確実でなく、制動力の調整が不充分であること
		ブレーキライニング、乗物の制動板の残存厚みの状況	ノギス等で測定する	製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合、ブレーキライニングは当初厚みの50%、制動板は当初厚みの75%）の1.2倍以下であること	製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合、ブレーキライニングは当初厚みの50%、制動板は当初厚みの75%）以下であること又は取付ビス、リベット等の頭が車両を傷つけていること
		ブレーキライニングの取付状況及び表面のきず	目視で表面の状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、逆行防止装置の固定側の取付けが不確実であること又は表面のきずが顕著であること
		制動装置の作動状況等	目視で可変部の給油状態、摩耗を確認するとともに、手動操作で開閉し作動状況を確認する	－	可動部の給油が不適切で摩耗が著しいこと又は作動が円滑でないこと
		制動用ばねの取付状況、緩み止め	目視で緩み止めの施工状況を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、制動用ばねを固定するボルト及びナットの締付けが強固でないこと又は緩み止めが施されてないこと
		制動装置のセンサーの取付状況	目視、触診で確認する	－	センサーの取付けが強固でないこと
		制動装置のセンサーの作動状況	手動で制動装置を解放させ作動状況を確認する	－	センサーの作動が確実でないこと
		制動装置を作動させる装置（リンク装置、空圧シリンダー、空気ばねなどのアクチュエーター）の取付状況等	目視で確認する	－	取付けが強固でなく、変形、破損、甚だしい錆、腐食があること
5.6	速度制御装置	速度制御装置の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け確認等で確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、強固に固定できないこと
		速度制御装置の劣化損傷	目視で確認する	－	変形、破損、甚だしい錆、腐食があること
		速度制御装置の作動状況	作動状況を確認する	－	偏心、滑りがあり作動が確実でないこと

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
5.7	追突防止装置		追突防止装置の作動状況	先行する乗物が停止している状態で作動状況を確認する	－	追突防止装置の作動が確実でないこと
			追突防止装置のセンサーの取付状況	目視、触診で確認する	－	取付けが強固でないこと
			追突防止装置のセンサーの作動状況	作動状況を確認する	－	作動が確実でないこと
5.8	水位検出装置		水位検出装置の作動状況	作動状況を確認する	－	作動が確実でないこと
			水位検出装置の取付の劣化損傷	目視で確認する	－	取付けが不確実で、破損、腐食があること
6	乗 物 関 係					
6.1	乗物	外装及び床	乗物の外装及び床の劣化損傷	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれのあるき裂、破損、腐食、浸水があること
		構造部材	乗物の構造部材及び接合部の劣化損傷	目視で確認する	－	運転上支障を及ぼすおそれのあるき裂、破損、変形、緩み、腐食があること
		座席及び手すりなど	乗物の座席、手すり、握り棒、安全棒などの劣化損傷、取付状況	目視で確認する	－	破損があること又は取付けが確実でないこと
		扉・窓及び掛金	乗物の扉、窓及び掛金などの劣化損傷	目視で確認する	－	破損があること
		身体保持装置及び安全ベルト	身体保持装置（ひざ押さえ、ハーネス、シートベルトなど）の作動状況	目視、触診で確認する	－	作動状態が悪く、ロックが不確実であること
			身体保持装置（ひざ押さえ、ハーネス、シートベルトなど）の取付状況、劣化損傷	目視で破損を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により取付の緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付けが強固でないこと又は損傷、破損があること
6.2	客席部取付装置		客席部取付装置の取付台の劣化損傷	目視で破損を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により取付の緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、乗物の固定が強固でないこと又は破損があること
			客席部取付装置の回転軸部の給油状況	目視、聴診で確認する	－	給油が不適切で摩損によるがたつきや異常音があること
			乗物を吊る丸鋼、リンクチェーンなどの部材の摩損、取付状況	目視で摩損状態を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により緩みがあること又は摩損があること
			乗物を吊るワイヤーロープの摩耗粉、錆	全長にわたり目視で確認する	－	摩耗粉の錆が多量に付着していて素線切れが確認できない状態であること
			乗物を吊るワイヤーロープの損傷	全長にわたり目視で確認する	－	変形があること
			乗物を吊るワイヤーロープの素線切れ	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車にに掛かる場所付近や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では12本、８より鋼索では１６本を超えているまたは１構成より１ピッチ内の素線切れが２本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では１８本、８より鋼索では２４本を超えているまたは１構成より１ピッチ内の素線切れが３本を超えていること
					素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では９本、８より鋼索では１０本を超えているまたは１構成より１ピッチ内の素線切れが６本を超えていること	素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が１よりピッチ内で６より鋼索では１０本、８より鋼索では１２本を超えているまたは１構成より１ピッチ内の素線切れが７本を超えていること
					錆が甚だしい場合または、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内で素線切れがあること	錆が甚だしい場合または、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、１構成より１ピッチ内の素線切れが２本を超えていること
			乗物を吊るワイヤーロープ径	乗物が乗降位置及び最上位置にあるときに綱車ににかかる場所付近で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスなどで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して９０％以上９２％未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して９０％未満であること
			複数本の乗物を吊るワイヤーロープの張力、設置状況	端末金具の高さを目視で比較し、ワイヤーロープを乗物の上方で前後に揺らし及び手前に引き、張力を確認する	－	張力が不均等であること
			乗物を吊るワイヤーロープ端部の止め金具の劣化損傷	目視で確認する	－	腐食、欠損、き裂、取付部の緩みがあること
6.3	走行台車	台車枠	走行台車枠の劣化損傷	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する	－	顕著な錆、腐食、き裂、破損、摩耗があること
		台車先端軸	走行台車先端軸の摩耗	がたつきを確認し、異常が認められる場合、台車先端軸の径をマイクロメーターなどで測定する 異常が認められない場合であっても、分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	摩耗量が製造者設計基準値の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値を超えていること又は甚だしいがたつきがあること

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
			走行台車先端軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されない場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	－	き裂、損傷があること
		台車中心軸	走行台車中心軸の摩耗	がたつきを確認し、異常が認められる場合、台車中心軸の径をマイクロメーターなどで測定する 異常が認められない場合であっても、分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	摩耗量が製造者設計基準値の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値を超えていること又は甚だしいがたつきがあること
			走行台車中心軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されない場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	－	き裂、損傷があること
6.4	車輪装置	車輪	軸受の給油状況と車輪の回転	目視で確認する	－	給油が不適切で回転状態が異常であること
			車輪の摩耗、劣化損傷	目視で欠損、き裂を確認するとともに、ノギス等で車輪の径を測定する	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪においては当初直径の2.5%又は6mm、ウレタン等のライニングされたものはその厚みの25%又は5mm）の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪においては当初直径の2.5%又は6mm、ウレタン等のライニングされたものはその厚みの25%又は5mm）を超えていること
			空気入りタイヤの空気圧状態	エアゲージで空気圧を測定する	－	空気圧が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は3.5kg/cm2）の90%未満であること
			車輪の取付状況	目視で緩み止めを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付ピン、ボルト、ナットなどの締め付けが適正でないこと又は緩み止めが施されてないこと
		車輪軸（主輪軸、側輪軸、受輪軸）	車輪軸の摩耗	がたつきを確認し、異常が認められる場合、車輪軸の径をマイクロメーターなどで測定する 異常が認められない場合であっても、分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	摩耗量が製造者設計基準値の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値を超えていること又は甚だしいがたつきがあること
			車輪軸のき裂	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されない場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	－	き裂、損傷があること
		車輪取付枠	車輪取付枠の取付状況	目視で緩み止めを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付ピン、ボルト、ナットなどの締め付けが適正でないこと又は緩み止めが施されてないこと

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
			車輪取付枠の劣化損傷	目視で確認し、異常が認められた場合、専門の資格を有する者に探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷、浸透液探傷のいずれか適した方法）を行わせて確認する 目視で異常が確認されない場合にあっても、分解検査の際に実施した探傷試験の結果（勾配が五度未満の高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	―	甚だしい錆、腐食、き裂破損、摩耗があること
6.5	乗物引上げ金具		引上げ金具の作動状況	作動状況を確認する	―	作動が確実でないこと
6.6	車両連結器		車両連結器の劣化損傷	目視で確認する	―	腐食、破損があること
			連結軸の摩耗	がたつきを確認し、異常が認められる場合、連結軸の径をマイクロメーターなどで測定する 異常が認められない場合であっても、分解検査の際に実施した測定結果（高架の軌道を走行するもので、定常走行速度が40km/h未満のものは3年以内に、それ以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する	摩耗量が製造者設計基準値の90%を超えていること	摩耗量が製造者設計基準値を超えていること又は甚だしいがたつきがあること
			車両連結器の取付状況	目視で緩み止めを確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等により緩みを確認する	―	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付ピン、ボルト、ナットなどの締め付けが適正でないこと又は緩み止めが施されてないこと
7	油圧装置・空圧装置・揚水装置					
7.1	油圧装置	油圧パワーユニット	油圧パワーユニットの取付状況、作動状況	目視、触診、聴診で確認する	―	取付が確実でないこと、各部に油漏れがあること又は運転状態に異常があること
7.2		安全弁	安全弁の作動状況	作動状況を確認する	―	作動圧力が常用圧力の1.25倍を超えても作動しないこと
7.3		圧力計	圧力計の破損	目視で確認する	―	圧力計が破損しており、指示が読み取れないこと
			圧力計の取付状況	目視で確認する	―	有効な圧力計が、必要な場所に取付けられていないこと
7.4		制御弁	制御弁の取付状況	目視、触診で確認する	―	制御弁の取付けが強固でなく、作動が良好でないこと
			制御弁の作動状況	目視で油漏れを確認するとともに、作動状況を確認する	―	破損があり、異常な油漏れがあること又は正常に作動しないこと
7.5		油タンク	作動油の劣化、油量	油量を油面計で確認するとともに、油の状態を目視、触診で確認する	―	運転上支障を及ぼすおそれのある油の汚れ、劣化、油量不足があること
			油圧タンクの劣化損傷	目視で確認する	―	腐食が甚だしいこと
7.6		油温	油温	油温計等で測定するとともに、油温を制御する装置の動作状況を確認する	―	油温が５℃～60℃の範囲を逸脱していること又は油温を制御する装置が正常に作動しないこと
			冷却水の配管系統の設置状況	目視で確認する	―	冷却水の配管が飲料水系統に直結していること
7.7	空圧装置	コンプレッサー	コンプレッサーの取付状況、作動状況	触診、聴診で確認する	―	取付が確実でないこと又は異音、振動があり運転状態が異常であること
			コンプレッサーの潤滑油の量及び劣化	目視で確認する	―	運転上支障を及ぼすおそれのある汚れ、劣化、油量不足があること
7.8		安全弁	安全弁の機能	作動状況を確認する	―	作動圧力が常用圧力の1.25倍を超えても作動しないこと
7.9		圧力計	圧力計の破損	目視で確認する	―	圧力計が破損しており、指示が読み取れないこと
			圧力計の取付状況	目視で確認する	―	有効な圧力計が、必要な場所に取付けられていないこと
7.10		制御弁	制御弁の取付状況	目視、触診で確認する	―	制御弁の取付けが強固でなく、作動が良好でないこと
			制御弁の作動状況	目視で空気漏れを確認するとともに、作動状況を確認する	―	破損があり、異常な空気漏れがあること又は正常に作動しないこと
7.11		エアタンク	エアタンクの劣化損傷	目視で確認する	―	運転上支障を及ぼすおそれのある甚だしい腐食があること
7.12	揚水装置	揚水ポンプ	揚水ポンプの取付状況、作動状況	触診、聴診で確認する	―	取付が確実でないこと又は異音、振動などがあり、運転状態が異常であること
			揚水ポンプの軸受部の給油状況	触診、聴診で確認する	―	給油状態が不良で異常発熱があること
			グランドパッキンの摩耗	目視で確認する	―	摩耗し漏水が甚だしいこと
7.13		電動機	揚水ポンプ電動機の電流	電流計で測定する	―	運転時の電流が定格電流値を超えていること
7.14		弁類	弁類の取付状況、破損	目視で破損を確認するとともに、動作状況を確認する	―	弁類に破損があり、機能しないこと
7.15		集毛器	集毛器の損傷	目視で確認する	集毛器本体、集毛カゴに甚だしい錆があること	集毛器本体、集毛カゴに腐食、破損、変形があること
7.16		圧力計	圧力計の破損	目視で確認する	―	圧力計が破損しており、指示が読み取れないこと
			圧力計の取付状況	目視で確認する	―	有効な圧力計が、必要な場所に取付けられていないこと

（い）検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準	
				要重点点検	要是正
7.17	アクチュエーター	アクチュエーターの取付状況	目視で確認する	－	取付部に異常があり、運転継続に支障があること
		アクチュエーターの劣化損傷	目視で確認する	－	ロッド表面に運転上支障を及ぼすおそれのあるあばた状の錆又はきずがあること
		アクチュエーターの作動状況	目視で確認する	－	作動状態が円滑でないこと又は異音、振動、甚だしい油若しくは空気漏れがあること
7.18	離脱防止装置	プランジャーの離脱防止装置	目視で確認する	－	プランジャーの離脱防止装置の作動が確実でないこと
7.19	配管及び耐震対策	配管の固定状況	目視で確認する	－	固定が不十分で、運転継続に支障があること
		配管の油、空気、水等の漏れ	目視、触診、聴診で確認する	－	継手の接続部より運転上支障を及ぼすおそれのある甚だしい油、空気、水等の漏れがあること
		配管の劣化損傷	目視で確認する	－	甚だしい錆、腐食があること
		配管の耐震措置	目視、触診で確認する	－	地震その他の震動及び衝撃を緩和するための措置がとられていないこと
7.20	高圧ゴムホース	高圧ゴムホースの劣化損傷	目視で確認する	－	運転時に異常な変形や油漏れがあること又は表層部に甚だしいきず、摩損があること
8	電気設備				
8.1	受電盤・制御盤・操作盤	受電盤の設置位置	目視で確認する	－	受電盤主開閉器が運転室近くに設置されておらず安全かつ容易に操作できないこと
		各盤の劣化損傷	目視で確認する	－	取付けが強固でなく雨水が浸入し、腐食があること
		盤内の各機器の取付状況	目視で確認する	－	取付けが強固でなく緩みがあること
		盤内の各機器の作動状況	作動状況を確認する	－	開閉器、接触器、継電器、抵抗器、スイッチなどの作動が確実でないこと
		各回路の絶縁	絶縁抵抗計で測定する	－	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表６の基準値に適合していないこと
		各盤の接地	接地抵抗計で測定する	－	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表７の基準値に適合していないこと
8.2	電圧計・電流計・表示灯	盤内の計器、表示灯の作動状況	目視で確認する	－	各盤の電流計、電圧計、表示灯の指示、動作、点灯が確実でないこと
		盤内の計器、表示灯の破損	目視で確認する	－	各盤の電流計、電圧計、表示灯に破損があること
8.3	配電線・配管	電線の劣化損傷	目視で確認する	－	外傷、接続部の不具合により短絡のおそれがあること
		接地線の接地抵抗	接地抵抗計で測定する	－	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表７の基準値に適合していないこと
8.4	避雷設備	避雷針の接地抵抗	接地抵抗計で測定する	－	接地抵抗値が10Ωを超えていること
		突針、支持金物、引下げ導線などの取付状況	目視で確認する	－	突針、支持金物、引下げ導線などの取付が確実でないこと
8.5	照明電飾	照明器具の取付状況、破損	目視で確認する	－	取付けが強固でなく、灯管球に破損があること
		変圧器の取付状況	目視で確認する	－	取付けが強固でなく、感電の危険性があること
		照明電飾回路の絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	－	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表６の基準値に適合していないこと
		照明電飾器具の取付状況	目視で確認する	－	構造物に当初荷重を超える荷重をかけていること
8.6	給電線・集電装置	給電線の取付状況	目視で確認する	－	取付けが強固でないこと又は断線があること
		集電装置の取付状況、破損、接触不良	目視で取付状態、破損を確認するとともに、集電装置側の電圧を測定する	－	取付けが強固でなく、破損、接触不良があること
		給電線、集電子の摩耗	ノギス等で測定する	－	摩耗量が製造者設計基準値（製造者設計基準値がない場合は、給電線においては当初厚さの30%、集電器においては当初厚さの50%）を超えていること又は取付ビスが給電線を傷つけていること
		給電線、集電装置の破損	目視で確認する	－	破損があり、感電の危険性があること
8.7	各リミットスイッチ・センサー類	各リミットスイッチ、センサーの取付状況	目視、触診で確認する	－	取付けが確実でないこと
		各リミットスイッチ、センサーの破損	目視で確認する	－	破損していること
		各リミットスイッチ、センサーの作動状況	作動状況を確認する	－	作動が確実でないこと
8.8	非常停止ボタン	非常停止ボタンの作動状況	作動状況を確認する	－	作動が確実でないこと
		非常停止ボタンの設置位置	目視で確認する	－	速やかに作動させることができる場所に設置されていないこと
8.9	信号装置	信号装置の動作状況	作動状況を確認する	－	作動しないこと

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準	
					要重点点検	要是正
9	その他の設備					
9.1	乗降場・スタート台		乗降場の劣化損傷	目視で確認する	構造材に甚だしい錆があること	構造材に運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損があること
			点検用はしご、踊場の取付状況、劣化損傷	目視で腐食、破損を確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付けが強固でないこと又は運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損があること
			スタート台及び階段の構造材の劣化損傷	目視で確認する	構造材に甚だしい錆があること	構造材に運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損があること
			スタート台及び階段の床の劣化損傷	目視で確認する	－	腐食、破損があること
9.2	着水部	着水部本体	着水部本体の寸法	鋼製巻尺で測定する	－	規定寸法（規定寸法がない場合の判定基準は検討中）を満たしていないこと
			着水部本体の劣化損傷	目視により確認する	－	構造上のき裂、破損があること又は滑走者に危害を及ぼすおそれのある床、側壁表面のきず、塗装のはく離があること
			着水部本体の漏水	24時間漏水試験で確認する	－	水漏れにより水深が規定の95%以上確保できないこと
			二重吸い込み防止柵の取付状況	目視、触診で確認する	－	二重吸い込み防止柵が設置されていないこと又は取付に緩み、破損、変形、腐食があること
		水深	水深	目視、採寸で確認する	－	規定の水深が確保されていないこと
9.3	点検用歩廊		点検歩廊の取付状況、劣化損傷	目視で確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付けが強固でないこと又は運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損、変形があること
9.4	安全柵		安全柵の構造及び寸法	目視、採寸で確認する	－	構造及び寸法が適法でないこと
			安全柵の取付状況、劣化損傷	目視で確認するとともに、テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付けが強固でないこと又は運行上支障を及ぼすおそれのある腐食、破損、変形があること
9.5	運転室		運転室の劣化損傷、窓、扉の機能	目視で確認する	－	錆、腐食及び部分的な破損があること又は窓及び扉の施錠が確実でないこと
			運転室の設置状況	目視で確認する	－	運転室から人の乗降が監視できないこと
			カーブミラー、モニターテレビ等の破損、動作状況	目視で確認する	－	破損があり、動作が正常でないこと
9.6	機械室		機械室の劣化損傷、窓、扉の機能	目視で確認する	－	機械室に錆、腐食及び破損があること又は窓及び扉の施錠が確実でないこと
9.7	放送設備・信号装置		警報ベル、ブザーなどの作動状況	作動状況を確認する	－	警報ベル、又はブザーが鳴らないこと
			放送設備の作動状況	作動状況を確認する	－	故障していること
9.8	定員・注意事項の表示		乗物の定員制限などの表示	目視で確認する	－	乗物の見やすい場所に、定員その他使用の制限に関する事項が掲示されていなこと
			乗り場における定員制限などの表示	目視で確認する	－	乗り場に施設の定員その他使用の制限に関する事項が掲示されていないこと
			運転室の運行管理者、運転者、定期検査報告済証などの表示	目視で確認する	－	運行管理者、運転者、定期検査報告済証その他必要な注意事項などが掲示されていないこと
9.9	風速計		発信器の取付状況、作動状況	目視で確認する	－	取付けが強固でないこと又は感知及び作動に異常があること
			風速計の機能	作動状況を確認する	－	警報設定値が製造者設計基準値と異なること（製造者設計基準値がない場合は警報設定値が15m/秒を超えていること）
9.10	非常救出装置		予備動力装置の機能	作動状況を確認する	－	予備動力装置の運転状態が良好でないこと
			手動装置の機能	作動状況を確認する	－	手動装置の作動が確実でないこと
			バッテリーの機能	目視で確認する	－	バッテリーの液及び充電量が適切でないこと
			移動式の救出用具の破損、機能	目視で確認する	－	破損しており使用不可能であること又は保管されていないこと
9.11	装飾物		装飾物の取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等で取付状態を確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、取付状態が強固でないこと
			装飾物の取付部の劣化損傷	目視で確認する	－	取付部に腐食、破損などがあること

（資料５）

建築設備の検査方法、判定基準（案）

建築設備の検査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる検査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表　（建築設備の検査の項目及び項目ごとの検査方法等）
（換気設備）

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準 要是正
1	無窓居室・居室　（共通項目）				
1.1	機械換気設備	居室等の機械換気設備の外観(中央管理方式の空気調和設備を含む)	外気取入れガラリ、排気ガラリへの雨水等の防止措置状況	目視で確認する	令第129条の２の６第２項第三号に適合しないこと
			外気取入れガラリ、排気ガラリの取付状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			各室の給気口、排気口の設置位置	検査対象建築物に設置されている給気口、排気口のうち前回、前々回に検査を行っていないものを抽出し、煙発生器を用いて目視で確認する	著しい局部的な空気の流れが生じていること
			給気口、還気口、排気口の取付状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			ダクトの取付状況	目視、触診で確認する	ダクトの接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付が堅固でないこと
			ダクトの材質	目視、触診で確認する	令第129条の２の６第２項第五号に適合しないこと
			給気機、排気機の設置状況	目視、触診で確認する	機器に損傷があること、取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			換気扇による換気状況	目視で確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下しない構造となっていないこと
1.2		居室等の機械換気設備の性能（中央管理方式の空気調和設備を含む）【無窓居室の換気状況評価表の添付】	各系統の外気取入れ量、排気量	外気取入れダクト内（外気と還気を混合して送風する方式の場合は、外気取入れダクト）の５点で風速計を用いて風速を測定して次の式により換気量を算出する 換気量【㎥/h】＝平均風速【m/s】×ダクト断面積【㎡】×3,600	令第20条の２第一号ロに適合しないこと
				風速の測定が困難な場合に限り、在室者がほぼ設計定員の状態で還気の二酸化炭素含有率または還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法で確認する	在室者がほぼ設計定員で還気の二酸化炭素含有率が1,000ppm以上あること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が650ppm以上あること
			各室の換気量	吹出し口の５点で風速計を用いて風速を測定して次の式により換気量を算出する 換気量【㎥/h】＝平均風速【m/s】×吹出し口断面積【㎡】×3,600×換気量に対する外気の混合比（還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値）	令第20条の２第一号ロに適合しないこと
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	制御又は作動できないこと
1.3	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の性能	室内の温度	可能な限り室内の中央に近い場所にて、温度計で確認する	令第１２９条の２の６第３項（四）に適合しないこと
			室内の相対湿度	可能な限り室内の中央に近い場所にて、湿度計で確認する	令第１２９条の２の６第３項（五）に適合しないこと
			各室の浮遊粉じん量	可能な限り室内の中央に近い場所にて、粉じん計で確認する	令第１２９条の２の６第３項（一）に適合しないこと
			各室の一酸化炭素含有率	可能な限り室内の中央に近い場所にて、ガス検知管等で確認する	令第１２９条の２の６第３項（二）に適合しないこと
			各室の二酸化炭素含有率	可能な限り室内の中央に近い場所にて、ガス検知管等で確認する	令第１２９条の２の６第３項（三）に適合しないこと
			室内居住域の気流	可能な限り室内の中央に近い場所にて、風速計で確認する	令第１２９条の２の６第３項（六）に適合しないこと
			吹き出し空気の分配状況	煙発生器を用いて目視で確認する	著しい局部的な空気の流れが生じていること
1.4		空気調和設備の主要機器・配管の外観	空気調和機器の設置状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は甚だしい腐食があること
			空気調和機器・配管の劣化損傷	目視で確認する	空気調和機器・配管に変形、破損、著しい腐食があること
			空気調和機等の運転状況	目視、触診で確認する	運転時に異常な音、振動又は発熱があること
			空気ろ過器の点検口	目視で確認する	昭45建告第1832号第四号に適合しないこと又は点検用の十分なスペースが確保されていないこと
			冷却塔と建築物の他の部分の離隔距離	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第129条の２の７第二号に適合しないこと

（い）検査項目			（ろ）検査方法	（は）判定基準 要是正
2	火気使用室			
2.1	共通項目（自然換気設備・機械換気設備）	排気筒、排気フード、煙突の材質	目視、触診で確認する	不燃材でないこと
		排気筒、排気フード、煙突の取付状況	目視、触診で確認する	取付が堅固でないこと又は甚だしい腐食があること
		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード、煙突の大きさ	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第20条の３第２項第一号、イ(3)、(4)、(6)、(7)に適合しないこと
		給気口、排気口、排気フードの位置	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第20条の３第２項第一号イ（１）、（２）に適合しないこと
		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード、煙突の設置状況	目視で確認する	鳥の巣等により給排気が妨げられていること
		排気筒、煙突の断熱状況	目視で確認する	断熱材が脱落又は損傷していること
		排気筒、煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第115条第１項第三号イ（２）又は昭56建告第1918号第２第二号イに適合しないこと
		煙突等への防火ダンパー、ダクト等の設置状況	目視で確認する	昭45建告第1826号第４第二号又は三号に適合しないこと
2.2	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がり状況（密閉型燃焼器具の煙突は除く）	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	令第115条第１項第一号又は第二号に適合しないこと
2.3	機械換気設備【火気使用室の換気風量測定表の添付】	排気筒に設ける防火ダンパーの設置状況	目視で確認する	昭45建告第1826号第４第四号に適合しないこと
		換気扇による換気状況	目視で確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下しない構造となっていないこと
		機械換気設備の性能の状況	排気口の５点で風速計を用いて風速を測定し次の式により換気量を算出する 換気量【㎥/h】=平均風速【m/s】×開口断面積【㎡】×3,600	令第20条の３第２項第一号イ、昭45建告第1826号第３に適合しないこと
3	無窓居室・居室・火気使用室　（共通項目）			
3.1	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置状況	設計図書・目視で確認する	令第112条第16項に適合しないこと
		防火ダンパーの種類	目視で確認する	令第112条第16項、昭48建告第2565号に適合しないこと
		防火ダンパーの材質	目視で確認する	鉄製でないこと
		防火ダンパーの取付位置	目視で確認する	防火区画貫通部に設置されていないこと
		防火ダンパーの劣化損傷	目視、触診で確認する	防火ダンパー本体に破損、著しい腐食があること
		防火ダンパーの点検口の有無	目視で確認する	平12建告第1376号第３に適合しないこと
		防火ダンパーの点検口及び検査口の位置	目視で確認する	平12建告第1376号第３に適合しないこと
		防火ダンパー羽根の作動状況	作動状況を確認する	羽根が円滑に作動しないこと
		壁・床の防火区画貫通部の措置状況	目視で確認する	令第112条第15項に適合しないこと
		防火ダンパーの取付状況	目視、触診で確認する	平12建告第1376号第１に適合しないこと又は甚だしい腐食があること
		防火ダンパーの作動状況	作動状況を確認する	昭48建告第2565号第三号ロ（２）に適合しないこと
		防火ダンパーのヒューズ	目視で確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと
		連動型防火ダンパーの煙（熱）感知器の連動の状況	発煙、ガス、試験器を用い作動確認する	感知器と連動して作動しないこと
		連動型防火ダンパーの煙（熱）感知器の設置場所の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	感知器が昭48建告第2565号第一号ハ（２）に適合しないこと

（排煙設備）

（い）　検　査　項　目				（ろ）　検　査　方　法	（は）　判　定　基　準 要是正
1	特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビー・居室等　（共通項目）				
1.1	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			排煙風道（ダクト）との接続状況	目視で確認する	接続部に破損又は変形があること
			煙排出口の設置状況	目視で確認する	排出された煙により他への影響の恐れがあること
			煙排出口の周囲の状況	目視で確認する	煙の排出を妨げる障害物があること
			屋外に設置された煙排出口の雨仕舞等	目視で確認する	浸入した雨水等を排出できないこと
1.2		排煙機の性能【排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の開放との連動起動状況	作動状況を確認する	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと
			作動状況	聴診、触診で確認する	排煙機の運転時、電動機及び送風機に異常音又は異常振動があること
			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動状況	予備電源で作動状況を確認する	予備電源により作動しないこと
			排煙機の排煙風量	煙排出口の対角線上の５点で風速計を用いて１点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を算出する 排煙風量【㎥/min】＝平均風速【m/s】×煙排出口面積【㎡】×60	令第126条の3第1項第九号に規定する能力を有しないこと
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと
1.3	その他	機械排煙設備排煙口の外観	排煙口の位置	検査対象建築物に設置されている排煙口のうち前回、前々回に検査を行っていないもの（全体の概ね1/3）を抽出し、目視で確認する	平12建告第1436号第二号又は令第126条の3第1項第三号に適合しないこと
			排煙口の周囲の状況	目視で確認する	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること
			排煙口の取付状況	目視で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食若しくは損傷等があること
			手動開放装置の設置状況	目視で確認する	周囲に障害物があり、操作ができないこと
			手動開放装置操作方法の表示状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第五号に適合しないこと
1.4		機械排煙設備排煙口の性能【排煙風量測定記録表の添付】	手動開放装置による開放状況	作動状況を確認する	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと
			排煙口の開放状況	目視、聴診で確認する	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること
			排煙口の排煙風量	排煙口の対角線上の５点で風速計を用いて１点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を求める 排煙風量【㎥/min】＝平均風速【m/s】×排煙口面積【㎡】×60	令第126条の3第1項第九号に規定する能力を有しないこと
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと
			煙感知器による作動状況	目視で確認する	排煙口が連動して開放しないこと
1.5		機械排煙設備排煙風道（ダクト）（隠蔽部分、埋設部分は除く）	排煙風道（ダクト）の劣化損傷	目視で確認する	排煙風道（ダクト）に変形、破損、著しい腐食があること
			排煙風道（ダクト）の取付状況	目視、触診で確認する	接続部及び吊りボルトの取付が堅固でないこと、変形、破損があること
			排煙風道（ダクト）の材質	目視で確認する	令第126条の3第1項第二号に適合しないこと
			防火区画、防煙壁の貫通措置状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第七号に適合しないこと
			排煙風道（ダクト）と可燃物、電線等との離隔距離・断熱状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第126条の3第１項第七号で準用する令第115条第１項第三号イ(2)に適合しないこと
1.6		防火ダンパー(HFD)	点検口の大きさ・位置	検査対象建築物に設置されている点検口のうち前回、前々回に検査を行っていないもの（全体の概ね1/3）を抽出し、目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	平12建告第1376号第3に適合しないこと
			点検口及び検査口の有無	目視で確認する	平12建告第1376号第3に適合しないこと
			防火区画の貫通措置状況	目視で確認する	平12建告第1376号第2に適合しないこと
			防火ダンパーの劣化損傷	目視、触診で確認する	防火ダンパー本体に破損、著しい腐食があること
			防火ダンパーの取付状況	目視、触診で確認する	平12建告第1376号第１に適合しないこと又は甚だしい腐食があること
			防火ダンパーの作動状況	作動状況を確認する	防火ダンパーの作動が悪いこと又は閉鎖しないこと

（い）　検　査　項　目				（ろ）　検　査　方　法	（は）　判　定　基　準 要是正
			温度ヒューズ	目視で確認する	溶解温度280℃未満のもが取付られていること
			防火ダンパーの開放状況	目視で確認する	防火ダンパーが閉鎖していること
1.7		特殊な構造の排煙設備排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ、位置	目視で確認する	平12建告第1437号第一号ロ、ハ及び第二号ロ、ハに適合しないこと
			排煙口及び給気口の周囲の状況	検査対象建築物に設置されている給気口、排煙口のうち前回、前々回に検査を行っていないもの（全体の概ね1/3）を抽出し、目視で確認する	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること
			排煙口及び給気口の取付状況	目視で確認する	取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			手動開放装置の設置状況	目視で確認する	周囲に障害物があり、操作が容易でないこと
			手動開放装置操作方法の表示状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第五号に適合しないこと
1.8		特殊な構造の排煙設備排煙口の性能 【排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の排煙測定風量	排煙口の対角線上の５点で風速計を用いて１点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を算出する 排煙風量【㎥/min】＝平均風速【m/s】×排煙口面積【㎡】×60	令第126条の3第2項に適合しないこと（避難安全検証法を適用した場合は、計算書による風量に満たないこと）
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと
			煙感知器による作動状況	目視で確認する	排煙口が連動して解放しないこと
1.9		特殊な構造の排煙設備給気風道（ダクト） （隠蔽部分、埋設部分は除く）	給気風道（ダクト）の劣化損傷	目視で確認する	給気風道（ダクト）に変形、破損、著しい腐食があること
			給気風道（ダクト）の材質	目視で確認する	令第126条の3第1項第二号に適合しないこと
			給気風道（ダクト）の取付状況	目視、触診で確認する	接続部及び吊りボルトの取付が堅固でないこと又は変形若しくは破損があること
			防火区画、防煙壁の貫通措置状況	目視で確認する	令第126条の3第1項第七号に適合しないこと
1.10		特殊な構造の排煙設備給気送風機の外観	給気送風機の設置状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			給気風道（ダクト）との接続状況	目視で確認する	接続部に空気漏れがあること又は破損若しくは変形があること
1.11		特殊な構造の排煙設備給気送風機の性能 【排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の開放と連動起動状況	作動状況を確認する	令第126条の3第2項に適合しないこと
			作動状況	聴診、触診で確認する	排煙機の運転時、電動機及び送風機に異常音や異常振動があること
			電源を必要とする排煙設備の給気送風機の予備電源による作動状況	予備電源で作動状況を確認する	令第126条の3第1項第十号に適合しないこと
			給気送風機の排煙風量	排煙口の対角線上の５点で風速計を用いて１点につき30秒以上継続して風速を測定し次の式により排煙風量を算出する 排煙風量【㎥/min】＝風速【m/s】×排煙口面積【㎡】×60	令第126条の3第2項に適合しないこと（避難安全検証法を適用した場合は、計算書による風量に満たないこと）
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと
1.12		特殊な構造の排煙設備給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視で確認する	排煙設備の排煙口及び換気設備の煙排出口等の開口部に近接していること、また吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること
			吸込口の周囲の状況	目視で確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること
			屋外に設置された吸込口の雨仕舞等	目視で確認する	浸入した雨水等を排出できないこと
2	特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビー				
2.1	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口・給気口		排煙機、排煙口、給気口の作動状況	作動状況を確認する	連動して作動しないこと
			給気口の周囲の状況	目視で確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること
3	居室等				
3.1	可動防煙壁		手動降下装置の作動状況	作動状況を確認する	片手で容易に操作できないこと
			手動降下装置による連動状況	作動状況を確認する	連動して作動しないこと
			煙感知器による連動状況	作動状況を確認する	連動して作動しないこと
			可動防煙壁の材質	目視で確認する	不燃材料でないこと
			可動防煙壁の防煙区画	目視で確認する	脱落若しくは欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況	作動状況を確認する	中央管理室で制御又は作動状況を確認できないこと

（い）　検　査　項　目				（ろ）　検　査　方　法	（は）　判　定　基　準 要是正
4	予備電源				
4.1	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家発電機室の防火区画貫通措置状況	目視で確認する	電気配線及び換気ダクト等の防火区画貫通措置に欠損や脱落があること
			発電機の発電容量	設計図書で防災設備の容量を確認する	防火設備の出力容量に比して予備電源の発電容量が小さく30分以上の運転ができないこと
			発電機及び原動機の状況	目視、触診で確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと又は計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油洩れ等があること
			燃料油、潤滑油、冷却水の状況	目視で確認する	燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転ができないこと又は潤滑油が規定レベルを満たしていないこと
			空気槽の圧力	目視、聴診で確認する	空気槽の自動充気圧力は、高圧側で2.2～2.9ＭＰａ、低圧側で0.7～1.0ＭＰａに維持されていないこと又は圧力低下で警報を発しないこと
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況	電解液を目視で確認し、蓄電池電圧を電圧計で測定する	電圧は24V（又は12V）以下であること又は電解液量が規定量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み若しくは漏液等があること
			燃料及び冷却水の漏洩状況	目視で確認する	配管類の接続部等に漏洩等があること
			自家用発電装置の据付状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			屋内設置の場合の給排気状況	目視で確認するとともに作動状況を確認する	給排気状態が悪く室内温度が40℃を超えていること又は給排気ファンは単独または発電機と連動して運転できないこと
			接地線の接続状況	目視で確認する	接続部に緩み又は著しい腐食があること
			絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること
4.2		自家用発電装置の性能	電源の切替え状況	作動状況を確認する	非常電源への切り替えが出来ないこと
			始動・停止状況	作動状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと
			運転状況	目視、聴診、触診で確認する	運転中に異常音又は異常振動等があること
			排気状況	目視で確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること
			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動状況	作動状況を確認する	異常音又は異常振動があること
			計器類、ランプ類の指示、点灯状況	目視で確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良があること若しくは損傷していること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと
4.3	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置状況	目視、触診で確認する	据付が堅固でないこと又はアンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気状態が悪いこと
			燃料油、潤滑油等の状況	目視で確認する	燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転ができないこと又は潤滑油が規定レベルを満たしていないこと
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況	電解液を目視で確認し、蓄電池電圧を電圧計で測定する	電圧は24V（又は12V）以下であること又は電解液量が規定量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み若しくは漏液等があること
			給気・排気管の取付状況	目視で確認する	変形、損傷、き裂等があること
			Ｖベルト	目視、触診で確認する	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみ量が大きいこと
			接地線の接続状況	目視で確認する	接続部に緩み又は著しい腐食があること
			絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること
4.4		直結エンジンの性能	始動、停止状況	目視で確認する	正常に作動・停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと
			運転状況	聴診・触診・目視で確認する	運転中に異常音、異常振動等があること
			計器類、ランプ類の指示、点灯状況	目視で確認する	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良があること若しくは損傷していること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと

（非常用の照明装置）

（い）検査項目				（ろ）検査方法	（は）判定基準 要是正
1	照明器具				
1.1	照明器具		非常用照明器具の使用電球・ランプ等	検査対象建築物に設置されている非常用照明器具のうち前回、前々回に検査を行っていないもの（全体の概ね1/3）を抽出し、目視で確認する	昭45建告第1830号第１のイ、ロ、ハ、ニに適合しないこと
2	電池内蔵形の蓄電池・電源別置形の蓄電池・自家用発電装置　（共通項目）				
2.1	予備電源		予備電源への切替え・器具の点灯状況	作動状況を確認する	昭45建告第1830号第３第二号に適合しないこと
			予備電源の性能	点灯時間を確認する	昭45建告第1830号第３第三号に適合しないこと
2.2	照度【非常用照明照度測定表の添付】			避難上必要となる部分のうち、最も暗い部分の水平床面で低照度測定用照度計で測定する	昭45建告第1830号第４に適合しないこと
2.3	分電盤		非常用電源分岐回路の表示状況	検査対象建築物に設置されている分電盤のうち前回、前々回に検査を行っていないもの（全体の概ね1/3）を抽出し、目視で確認する	非常用の照明装置である旨の表示がないこと
2.4	配線		配電管等の防火区画貫通措置状況	目視、触診で確認する	令第129条の２の５第１項第七号イ又はハに適合しないこと
				目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	平12建告第1422号に適合しないこと
				目視で確認する	令第112条第15項に適合しないこと
3	電源別置形の蓄電池・自家用発電装置　（共通項目）				
3.1	配線		照明器具の取付けと配線の接続状況（隠蔽部分、埋設部分を除く）	目視で確認する	昭45建告第1830号第２に適合しないこと
			電気回路の接続状況	目視で確認し、必要に応じて回路計で測定する	昭45建告第1830号第２に適合しないこと
			接続個所（幹線分岐及びボックス内）の耐熱処理状況	目視で確認する	昭45建告第1830号第２に適合しないこと
			予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理状況（隠蔽部、埋設部を除く）	目視で確認する	昭45建告第1830号第４に適合しないこと
3.2	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替状況	作動状況を確認する	昭45建告第1830号第３に適合しないこと
			蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替状況	作動までの時間を確認する	昭45建告第1830号第３に適合しないこと
4	電池内蔵形の蓄電池				
4.1	配線・充電ランプの点灯状況		充電ランプの点灯状況	目視で確認する	点滅スイッチを「切」にしても充電ランプが点灯しないこと
			誘導灯・非常用照明兼用器具の場合の専用回路の確保状況	目視で確認する	昭45建告第1830号第２に適合しないこと
5	電源別置形の蓄電池				
5.1	蓄電池	蓄電池室の外観	防火区画等の貫通措置状況	目視で確認する	令第112条第15項、令第129条の２の５第１項第七号イ又はハ、平12建告第1422号、に適合しないこと
			換気状況	温度計で測定する	室温が40℃を超えていること
			蓄電池の設置状況	目視、触診で確認する	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること
5.2		蓄電池の性能	電圧	電圧計で測定する	電圧が適正でないこと
			電解液比重	比重計で測定する	電解液比重が適正でないこと
			電解液の温度	温度計で測定する	電解液の温度が45℃を超えていること
5.3		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置状況	目視で確認する（隠蔽部分、埋設部分を除く）	令第112条第15項、令第129条の２の５第１項第七号イ又はハ、平12建告第1422号、に適合しないこと
			キュービクルの据付状況	目視、触診で確認する	キュービクルの据付けが堅固でないこと
6	自家用発電装置				
6.1	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家発電機室の防火区画貫通措置状況	目視で確認する	令第112条第15項、16項、令第129条の２の５第１項第七号イ又はハ、平12建告第1422号、に適合しないこと
			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する	防災設備の出力容量が少なく30分以上の運転ができないこと
			発電機及び原動機の状況	目視、触診で確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと又は計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油洩れ等があること
			燃料油、潤滑油、冷却水の状況	目視で確認する	燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転ができないこと又は潤滑油が規定レベルを満たしていないこと

（い）　検　査　項　目				（ろ）　検　査　方　法	（は）　判　定　基　準 要是正
			空気槽の圧力	目視、聴診で確認する	空気槽の自動充気圧力は、高圧側で2.2～2.9ＭＰa、低圧側で0.7～1.0ＭＰaに維持されていないこと又は圧力低下で警報を発しないこと
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況	電解液を目視で確認するとともに蓄電池電圧を電圧計で測定する	電圧は24V（又は12V）以下であること又は電解液量が規定量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み若しくは漏液等があること
			燃料及び冷却水の漏洩状況	目視で確認する	配管類の接続部等に漏洩等があること
			計器類、ランプ類の指示、点灯状況	目視で確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良があること若しくは損傷していること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと
			自家用発電装置の据付状況	目視、触診で確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること
			屋内設置の場合の給排気状況	温度計で測定するとともに作動状況を確認する	給排気状態が悪く室内温度が40℃を超えていること又は給排気ファンは単独または発電機と連動して運転できないこと
			接地線の接続状況	目視で確認する	接続部に緩み又は著しい腐食があること
			絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること
6.2		自家用発電装置の性能	電源の切替え状況	作動状況を確認する	非常電源への切り替えが出来ないこと
			始動・停止状況	作動状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと
			音・振動等の状況	聴診・触診・目視で確認する	運転中に異常音又は異常振動等があること
			排気状況	目視で確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること
			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動状況	作動状況を確認する	異常音又は異常振動があること

（給水設備及び排水設備）

（い） 検査項目				（ろ） 検査方法	（は） 判定基準 要是正
1	飲料用の配管設備・排水設備（共通項目）				
1.1	飲料用配管、排水配管（隠蔽部分、埋設部分は除く）		配管の取付状況	目視で確認する	平12建告第1388号第４第一号に適合しないこと
			配管の劣化損傷	目視で確認する	配管に変形、破損、著しい腐食があること
			配管が貫通する箇所の損傷防止措置状況	目視で確認する	平12建告第1388号第４第二号に適合しないこと
			継手類の取付状況	目視で確認する	平12建告第1388号第４第三号に適合しないこと
			保温材の措置状況	目視で確認する	令129条の２の５第１項第五号又は第２項第四号に適合しないこと
			防火区画等の貫通措置状況	目視で確認する	令129条の２の５第１項第二号又は第七号イに適合しないこと
			配管の支持金物	目視で確認する	平12建告第1388号第４第一号又は第四号に適合しないこと
			飲料水系統配管の汚染防止措置状況	目視で確認する	令129条の２の５第２項第一号又は第二号に適合しないこと
			止水弁の設置状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第１第一号ロに適合しないこと
			ウオーターハンマーの防止措置状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第１第一号イに適合しないこと
			配管の腐食、漏水の状況	目視で確認する	配管の腐食又は漏水があること
			給湯管、膨張管の設置状況	目視で確認する	平12建告第1388号第４第四号に適合しないこと
2	飲料水の配管設備				
2.1	飲料用の給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という）、給水ポンプ		給水タンク等の設置状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第１第二号イ又はロに適合しないこと
			給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第１第一号又は第二号に適合しないこと
			給水タンク等の腐食・漏水の状況	目視で確認する	令第129条の2の5第2項第五号に適合しないこと
			給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動状況を確認する	令第129条の2の5第1項第4号に適合しないこと
			給水ポンプの運転状況	水圧計で測定し、作動状況を確認する	異常音、異常振動等があり又定格水圧がないこと
			給水タンク・ポンプ等の据付状況	目視、触診で確認する	平12建告第1388号第１又は第2に適合しないこと
2.2	給湯設備（循環ポンプを含む）		ガス湯沸器の据付状況	目視、触診で確認する	引火性危険物のある場所や燃焼廃ガスの上昇する位置に据付けていること又は本体に腐食若しくは漏水があること
			ガス湯沸器の煙突・給排気部の構造	目視、触診で確認する	昭45建告第1826号第４第二号若しくは第三号に適合しないこと又は腐食、漏水等があること
			電気給湯器の据付状況	目視で確認する	本体に腐食、漏水等があること
3	排水設備				
3.1	排水槽		排水槽のマンホールの大きさ	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第2第二号ロに適合しないこと
			排水槽の通気の状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第２第二号ホに適合しないこと
			排水洩れの状況	目視で確認する	洩れがあること
			地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動状況を確認する	昭44建告第1730号第３第三号又は第四号に適合しないこと
3.2	排水再利用配管設備（中水道を含む）		雑用水の用途	雑用水に着色し、目視で確認する	令第129条の２の５第２項第一号又は昭50建告第1597号第２第六号ハに適合しないこと
			雑用水給水栓の表示の状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第２第六号ニに適合しないこと
			配管の標識等	目視で確認する	昭50建告第1597号第２第六号ロに適合しないこと
			雑用水タンク、ポンプ等の設置状況	目視で確認する	据え付け状態が堅固でないこと又は著しい腐食があること
			消毒装置	目視で確認する	消毒液が切れており機能していないこと
3.3	その他	衛生器具	衛生器具の取付状況	目視で確認する	令第129条の2の5第２項第二号に適合しないこと又は据付け状態が堅固でないこと又は損傷あること
3.4		排水トラップ	排水トラップの取付状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第２第三号イ、ロ、ニ、ホに適合しないこと
3.5		阻集器	阻集器の構造、機能、設置の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺等で測定する	昭50建告第1597号第２第四号イ、ロハに適合しないこと
3.6		排水管	公共下水道等への接続状況	目視で確認する	令第129条の２の５第３項第三号に適合しないこと
			雨水排水立て管の接続状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第２第一号ハに適合しないこと
			排水状況	目視で確認する	排水勾配がないこと又は流れていないこと
			掃除口の取付状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第２第一号イに適合しないこと
			雨水系統との接続状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第２第三号イに適合しないこと
			通気管の状況	目視、嗅診で確認する	昭50建告第1597号第２第二号イ又は第五号に適合しないこと
			通気開口部の状況	目視で確認する	昭50建告第1597号第２第五号ハに適合しないこと
			間接排水の状況	目視で確認する	令第129条の２の５第２項第二号又は昭50建告第1597号第２第一号ロに適合しないこと又は損傷があること

（資料６）

定期調査報告書（案）

（第一面）

建築基準法第12条第１項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

報告者氏名　　印

代表となる調査者氏名　　印

【1.所有者】
【ｲ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【2.管理者】
【ｲ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【3.調査者】
（代表となる調査者）
【ｲ.資格等】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　第　　号
登録調査資格者講習を修了した者　第　　号
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.勤務先】
（　　）建築士事務所　（　　）　知事登録第　　号
【ﾆ.郵便番号】
【ﾎ.所在地】
【ﾍ.電話番号】

（その他の調査者）
【ｲ.資格等】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　第　　号
登録調査資格者講習を修了した者　第　　号
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.勤務先】
（　　）建築士事務所　（　　）　知事登録第　　号
【ﾆ.郵便番号】
【ﾎ.所在地】
【ﾍ.電話番号】

【4.報告対象建築物】
【ｲ.所在地】
【ﾛ.名称のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾊ.名称】
【ﾆ.用途】
【ﾎ.規模】地下　　階　　地上　　階

【5.調査による指摘の概要】
【ｲ.指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1.敷地の位置】
【イ.防火地域等】□防火地域　□準防火地域
□その他（　　）　□指定なし
【ロ.用途地域】

【2.建築物及びその敷地の概要】
【イ.構造】　□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造
□鉄骨造　□その他（　　）
【ロ.階数】　地上　　階　地下　　階
【ハ.敷地面積】　　㎡
【ニ.建築面積】　　㎡
【ホ.延べ面積】　　㎡

【3.階別用途別床面積】　（用　途）（床　面　積）
【イ.階別用途別】（　階）（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　階）（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　階）（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　階）（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　階）（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
【ロ.用途別】（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）
（　　）（　　㎡）

【4.性能検証法等の適用】□耐火性能検証法　□防火区画検証法
□階避難安全検証法（　　階）　□全館避難安全検証法
□その他（　　）

【5.増築、改築、用途変更等の経過】
昭和・平成　年　月　日　概要（　　）
昭和・平成　年　月　日　概要（　　）
昭和・平成　年　月　日　概要（　　）
昭和・平成　年　月　日　概要（　　）

【6.関連図書の整備状況】
【イ.確認に要した図書】　□有（□各階平面図あり）　□無
【ロ.初回の確認済証】　□有　□無
交付番号　昭和・平成　年　月　日　第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ハ.直近の確認済証】　□有　□無
交付番号　昭和・平成　年　月　日　第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ニ.完了検査に要した図書】　□有　□無
【ホ.初回の検査済証】　□有　□無
交付番号　昭和・平成　年　月　日　第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ヘ.直近の検査済証】　□有　□無
交付番号　昭和・平成　年　月　日　第　号
交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ト.維持保全に関する準則又は計画】□有　□無
【チ.定期調査に関する書類】□有　□無　□対象外

【7.備考】

調査等の概要

【1.調査及び検査の状況】
【ｲ.今回の調査】　平成　年　月　日実施
【ﾛ.前回の調査】　□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施
【ﾊ.建築設備の検査】□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施
【ﾆ.昇降機等の検査】□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施

【2.調査の状況】
（敷地・地盤）
【ｲ.指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（建物外部）
【ｲ.指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（屋上・屋根）
【ｲ.指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（建物内部）
【ｲ.指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（避難施設等・非常用進入口等）
【ｲ.指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（その他）
【ｲ.指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

【3.石綿を添加した建築材料の調査状況】　（該当する室）
【ｲ.該当建築材料の有無】□有（飛散防止措置無）（　　）
□有（飛散防止措置有）（　　）
□無　□不明（平成　年　月に分析予定）
【ﾛ.措置予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

【4.耐震診断及び耐震改修の調査状況】
【ｲ.耐震診断の実施の有無】□有　□無（平成　年　月に実施予定）　□対象外
【ﾛ.耐震改修の実施の有無】□有　□無（平成　年　月に実施予定）　□対象外

【5.事故等の発生状況】
【ｲ.事故等】　□有　□無
【ﾛ.事故等の記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　年　月に改善予定）　□不要

【6.備考】

建築物等の調査結果

番号	調査項目			調査結果 指摘なし	調査結果 要是正	既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
1	**敷地・地盤**							
1.1	地盤の状況		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
1.2	敷地の状況		敷地内排水の状況					
1.3	避難通路等の管理状況		避難通路の確保状況					
1.4			有効幅員の確保状況					
1.5			避難通路の支障物の状況					
1.6	塀等		ブロック塀・コンクリート塀等の耐震対策の状況					
1.7			ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況					
1.8	擁壁等の劣化・損傷状況		擁壁等の劣化・損傷状況					
1.9			擁壁等の水抜きパイプの維持保全状況					
1.10	屋外機器等（配電塔、電力等引込柱、外灯等）の劣化・損傷状況		機器本体の劣化・損傷状況					
1.11			支持部材等の劣化・損傷状況					
2	**建物外部**							
2.1	基礎		沈下等の状況					
2.2			劣化・損傷状況					
2.3	土台（木造に限る）		沈下等の状況					
2.4			劣化・損傷状況					
2.5	外壁（外部から見える柱・はりを含む）	躯体等	壁面、軒裏及び延焼のおそれのある部分の開口部の防火対策の状況					
2.6			木造の外壁躯体の劣化・損傷状況					
2.7			組積造の外壁躯体の劣化・損傷状況					
2.8			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化・損傷状況					
2.9			鉄骨造の外壁躯体の劣化・損傷状況					
2.10			鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化・損傷状況					
2.11		外装仕上げ材等	タイル、モルタル、石貼り等の劣化・損傷状況					
2.12			金属系パネル（カーテンウォールを含む）の劣化・損傷状況					
2.13			コンクリート系パネル（カーテンウォールを含む）の劣化・損傷状況					
2.14		窓サッシ等	サッシ等の劣化・損傷状況					
2.15			窓周りの可燃性物品の状況					
2.16			はめ殺し窓のガラスの固定状況					
2.17		外壁に緊結された看板・空調室外機等の劣化・損傷状況	機器本体の劣化・損傷状況					
2.18			支持部材等の劣化・損傷状況					
3	**屋上・屋根**							
3.1	屋上面の状況		屋上面の劣化・損傷状況					
3.2	屋上回りの状況（屋上面を除く）		パラペット（立上り面）の劣化・損傷状況					
3.3			笠木モルタル、人研ぎ等の劣化・損傷状況					
3.4			金属笠木の劣化・損傷状況					
3.5			排水溝（ドレーン含む）の劣化・損傷状況					
3.6	屋根（屋上面を除く）		屋根ふき材の防火対策の状況					
3.7			屋根ふき材の劣化・損傷状況					
3.8	機器・工作物（クーリングタワー、広告塔、高架、高置水槽、フェンス、柵等）の劣化・損傷状況		機器、工作物本体及び接合部の劣化・損傷状況					
3.9			支持部材等の劣化・損傷状況					
4	**建物内部**							
4.1	防火区画	たて穴区画の状況						
4.2		面積区画の状況						
4.3		異種用途区画の状況						
4.4		防火区画の外周部	スパンドレル等の防火区画外周部の処置状況					
4.5			スパンドレル等の劣化・損傷状況					

番号	調査項目			調査結果		既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
				指摘なし	要是正			
4.6	内壁（内部から見える柱・はりを含む）	躯体	木造の内壁躯体の劣化・損傷状況					
4.7			組積造の内壁躯体の劣化・損傷状況					
4.8			補強コンクリートブロック造の内壁躯体の劣化・損傷状況					
4.9			鉄骨造の内壁躯体の劣化・損傷状況					
4.10			鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の内壁躯体の劣化・損傷状況					
4.11		防火性能の確保状況（防火区画を構成する壁等の場合）	所定の防火性能の確保状況					
4.12			部材の劣化・損傷状況					
4.13			界壁等の状況					
4.14			鉄骨の耐火被覆の損傷状況					
4.15			ダクト周囲、配線・配管等区画貫通部の充填等処理状況					
4.16			内装材の防火性能の維持保全状況					
4.17	床	躯体	木造の床躯体の劣化・損傷状況					
4.18			鉄骨造の床躯体の劣化・損傷状況					
4.19			鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化・損傷状況					
4.20		防火性能の確保状況（防火区画を構成する床の場合）	所定の防火性能の確保					
4.21			部材の劣化・損傷状況					
4.22			ダクト周囲、配線・配管等区画貫通部の充填等処理状況					
4.23	天井		内装材の防火性能の維持保全状況					
4.24			天井部材等及び仕上げ材等の劣化・損傷状況					
4.25			耐震対策（大規模空間天井）					
4.26	防火設備（扉）	設置状況	区画に対応した防火扉等の設置状況					
4.27		構造	必要な部分のくぐり戸の設置状況					
4.28			閉鎖作動時の危害防止対策の状況					
4.29			随時閉鎖式扉の連動用感知器の設置状況					
4.30			防火扉の開き勝手等の状況					
4.31		劣化・損傷状況	本体と枠の劣化・損傷状況					
4.32			ヒンジ、ドアクローザー等の金物の劣化・損傷状況					
4.33		作動状況	防火扉等の作動状況					
4.34		障害物等の状況	閉鎖障害となる物品の放置状況					
4.35			常時閉鎖の防火扉の維持保全状況					
4.36	防火設備（防火シャッター等）	設置状況	区画に対応した防火シャッター等の設置状況					
4.37		構造	区画に対応した連動機構の設置状況					
4.38			必要な部分のくぐり戸の設置状況					
4.39			危害防止機構の設置状況					
4.40		劣化・損傷状況	ガイドレール、まぐさの錆・変形等の劣化・損傷状況					
4.41		作動状況	防火シャッター等の作動状況					
4.42			危害防止機構の作動状況					
4.43		障害物等の状況	閉鎖障害となる物品の放置状況					
4.44	機器（照明器具、懸垂物等）	耐震対策	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況					
4.45		障害物等の状況	防火設備の操作性の確保状況					
4.46	居室の採光・換気	採光の確保状況	採光のための面積の確保状況					
4.47			採光の妨げとなる物品の放置状況					
4.48		換気設備の状況	換気のための面積の確保状況					
4.49			換気設備の設置状況					
4.50			換気設備の作動状況					
4.51			換気の妨げとなる物品等の放置状況					
4.52	石綿を添加した建築材料の状況		除去、封じ込め、囲い込みによる飛散防止対策の状況					
4.53			封じ込め、囲い込みによる飛散防止対策の劣化・損傷状況					
5	**避難施設等・非常用進入口等**							
5.1	避難経路		居室からの避難経路等の確保状況					
5.2			幅員の確保状況					
5.3			物品等の放置状況					
5.4	避難出口		出口の確保状況					
5.5			物品等の放置状況					
5.6	屋上広場		屋上広場の確保状況(5以上の階を百貨店の売場の用途とする場合)					

番号	調査項目			調査結果 指摘なし	調査結果 要是正	既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
5.7	避難バルコニー		避難バルコニーの確保状況					
5.8			手すり等の劣化・損傷状況					
5.9			障害物、可燃物の放置状況					
5.10			避難器具の操作性の確保状況					
5.11	階段	階段の状況（共通）	所定の幅員の確保状況					
5.12			手すりの設置状況					
5.13			障害物や可燃物の放置状況					
5.14		屋外階段の状況	屋内と階段との間の防火区画の確保状況					
5.15		特別避難階段の状況	付室等の構造、面積の確保状況					
5.16			付室の排煙設備の設置状況					
5.17			付室の排煙設備の作動状況					
5.18			付室の自然排煙窓の状況					
5.19			付室の物品や可燃物の放置状況					
5.20	排煙設備等	防煙壁の状況	防煙区画の設置状況					
5.21			可動式防煙垂れ壁の劣化・損傷状況					
5.22			可動式防煙垂れ壁の作動状況					
5.23		排煙設備の状況	排煙設備の設置状況					
5.24			排煙設備の作動状況					
5.25			自然排煙口の維持保全状況					
5.26	その他の設備等	非常用進入口等の状況	非常用進入口等の設置状況					
5.27			非常用進入口等の維持保全状況					
5.28		非常用エレベーターの状況	乗降ロビーの構造、面積の確保状況					
5.29			乗降ロビーの排煙設備の設置状況					
5.30			乗降ロビーの排煙設備の作動状況					
5.31			乗降ロビーの付室の自然排煙窓の状況					
5.32			乗降ロビーの物品等の放置状況					
5.33			非常用エレベーターの作動の状況					
5.34		非常用照明装置の状況	非常用の照明装置の設置状況					
5.35			非常用照明装置の作動状況					
5.36			非常用照明装置の妨げとなる物品等の放置状況					
6	その他							
6.1	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体・取付部材等の維持保全状況	膜体及び取付部材の劣化・損傷状況					
6.2			膜張力及びケーブル張力の状況					
6.3		免震構造建築物の免震層及び免震装置の維持保全状況	免震装置の劣化・損傷状況（免震装置が可視状態にある場合）					
6.4			上部構造の可動状況					
6.5	避雷設備の状況		避雷針、避雷導線等の劣化　・損傷状況					
6.6	煙突	外壁付煙突・屋上突出煙突	煙突本体及び建物との接合部のひび割れ等の劣化・損傷状況					
6.7			付帯金物の劣化・損傷状況					
6.8		独立煙突	煙突本体の劣化・損傷状況					
6.9			付帯金物の劣化・損傷状況					
特記事項								

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善（予定）年月

※指摘のあった箇所や撮影した写真との関係がわかる配置図及び各階平図を添付すること。

建築物等に係る事故等の発生状況等

発生年月日	番号	調査項目	事故等の内容	原因	改善（予定）日	改善等の内容

定期調査報告概要書（案）

（第一面）

調査等の概要

【1．所有者】

【ｲ．氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】

【ﾛ．氏名】

【ﾊ．郵便番号】

【ﾆ．住所】

【2．管理者】

【ｲ．氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】

【ﾛ．氏名】

【ﾊ．郵便番号】

【ﾆ．住所】

【3．調査者】

（代表となる調査者）

【ｲ．資格等】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号

建築基準適合判定資格者　第　　号

登録調査資格者講習を修了した者　第　　号

【ﾛ．氏名】

【ﾊ．勤務先】

（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号

【ﾆ．郵便番号】

【ﾎ．所在地】

【ﾍ．電話番号】

（その他の調査者）

【ｲ．資格等】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号

建築基準適合判定資格者　第　　号

登録調査資格者講習を修了した者　第　　号

【ﾛ．氏名】

【ﾊ．勤務先】

（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号

【ﾆ．郵便番号】

【ﾎ．所在地】

【ﾍ．電話番号】

【4．報告対象建築物】

【ｲ．所在地】

【ﾛ．名称のフリガナ】

【ﾊ．名称】

【ﾆ．用途】

【ﾎ．規模】地下　　階　　地上　　階

【5．調査による指摘の概要】

【ｲ．指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし

【ﾛ．指摘の概要】

【ﾊ．改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

【6. 調査及び検査の状況】

【ｲ. 今回の調査】　平成　年　月　日実施

【ﾛ. 前回の調査】　□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施

【ﾊ. 建築設備の検査】　□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施

【ﾆ. 昇降機等の検査】　□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施

【7. 調査の状況】

（敷地・地盤）

【ｲ. 指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし

【ﾛ. 指摘の概要】

【ﾊ. 改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

（建物外部）

【ｲ. 指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし

【ﾛ. 指摘の概要】

【ﾊ. 改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

（屋上・屋根）

【ｲ. 指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし

【ﾛ. 指摘の概要】

【ﾊ. 改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

（建物内部）

【ｲ. 指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし

【ﾛ. 指摘の概要】

【ﾊ. 改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

（避難施設等・非常用進入口等）

【ｲ. 指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし

【ﾛ. 指摘の概要】

【ﾊ. 改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

（その他）

【ｲ. 指摘の内容】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり　□指摘なし

【ﾛ. 指摘の概要】

【ﾊ. 改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

【8. 石綿を添加した建築材料の調査状況】　（該当する室）

【ｲ. 該当建築材料の有無】　□有（飛散防止措置無）（　　）

□有（飛散防止措置有）（　　）

□無　□不明（平成　年　月に分析予定）

【ﾛ. 措置予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

【9. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【ｲ. 耐震診断の実施の有無】□有　□無（平成　年　月に実施予定）　□対象外

【ﾛ. 耐震改修の実施の有無】□有　□無（平成　年　月に実施予定）　□対象外

【10. 事故等の発生状況】

【ｲ. 事故等】　□有　□無

【ﾛ. 事故等の記録】　□有　□無

【ﾊ. 改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　年　月に改善予定）　□不要

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【ｲ. 防火地域】　□防火地域　□準防火地域

□その他（　　）　□指定なし

【ﾛ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【ｲ. 構造】　□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造

□鉄骨造　□その他（　　）

【ﾛ. 階数】　地上　　階　地下　　階

【ﾊ. 敷地面積】　　㎡

【ﾆ. 建築面積】　　㎡

【ﾎ. 延べ面積】　　㎡

【3. 階別用途別床面積】　（　用途　）（　床面積　）

【ｲ. 階別用途別】　（　　階）（　　）（　　㎡）

（　　）（　　㎡）

（　　階）（　　）（　　㎡）

（　　）（　　㎡）

（　　階）（　　）（　　㎡）

（　　）（　　㎡）

【ﾛ. 用途別】　（　　）（　　㎡）

（　　）（　　㎡）

【4. 性能検証法等の適用】　□耐火性能検証法　□防火区画検証法

□階避難安全検証法（　　階）　□全館避難安全検証法

□その他（　　）

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成　年　月　日　概要（　　）

昭和・平成　年　月　日　概要（　　）

【6.関連図書の整備状況】

【ｲ.確認に要した図書】　□有（□各階平面図あり）　□無

【ﾛ.初回の確認済証】　□有　□無

交付番号　昭和・平成　　年　　月　　日　　第　　号

交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【ﾊ.直近の確認済証】　□有　□無

交付番号　昭和・平成　　年　　月　　日　　第　　号

交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【ﾆ.完了検査に要した図書】　□有　□無

【ﾎ.初回の検査済証】　□有　□無

交付番号　昭和・平成　　年　　月　　日　　第　　号

交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【ﾍ.直近の検査済証】　□有　□無

交付番号　昭和・平成　　年　　月　　日　　第　　号

交付者　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【ﾄ.維持保全に関する準則又は計画】□有　□無

【ﾁ.定期調査に関する書類】　□有　□無　□対象外

【7.備考】

（第三面）

建築物等に係る事故等の発生状況等

【1. 要是正の指摘の具体的内容】
（換気設備）

番号	調査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

【2. 事故等の具体的内容】

発生年月日	番号	調査項目	事故等の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

（資料７）

定期検査報告書（案）

（建築基準法第88条第１項に規定する昇降機を含む昇降機）

（第一面）

建築基準法第12条第３項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

特定行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

報告者氏名　　印

検査者氏名　　印

【１．所有者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【２．管理者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【３．報告対象建築物等】
【ｲ.所在地】
【ﾛ.名称のフリガナ】
【ﾊ.名称】
【ﾆ.用途】
【ﾎ.規模】　地下　　階　地上　　階

【４．報告対象昇降機】
【ｲ.検査対象昇降機の台数】（　　台）
【ﾛ.指摘】□要是正の指摘あり　　台　□既存不適格の指摘あり　　台
□要重点点検の指摘あり　　台　□指摘なし　　台
【ﾊ.指摘の概要】
【ﾆ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（第二面）

昇降機の状況等

【１．報告対象建築物等（昇降機）に係る確認済証交付年月日等】
【ｲ.確認済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾛ.確認済証交付者】　　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ﾊ.検査済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾆ.検査済証交付者】　　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【２．検査日等】
【ｲ.今回の検査】　　平成　　年　　月　　日実施
【ﾛ.前回の検査】□実施（平成　　年　　月　　日報告）　□未実施
【ﾊ.前回の検査関係書類の保存】□有　□無

【３．昇降機の概要】　（番号　　）
【ｲ.種類】□建築設備　□工作物
【ﾛ.種別】□エレベーター（□斜行）　□エスカレーター　□小荷物専用
【ﾊ.駆動方式】□ロープ式　□油圧式　□その他（　　）
【ﾆ.用途等】□乗用（□人荷共用、□非常用）□寝台用　□自動車運搬用　□荷物用
【ﾎ.機械室の有無】　□有　　□無
【ﾍ.仕様】（電動機の定格容量）　（定格速度）　（積載量）　（定員）　（踏段の幅）　（勾配）
（　　kW）　（　m/min）　（　kg）　（　人）　（　　m）　（　度）
【ﾄ.停止階】　　階～　　階
【ﾁ.製造者名】

【４．検査者】
（代表となる検査者）
【ｲ.資格】（　　）建築士　　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　　第　　号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者　　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】
（その他の検査者）
【ｲ.資格】（　　）建築士　　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　　第　　号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者　　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】

【５．保守業者】
【ｲ.名称】
【ﾛ.郵便番号】
【ﾊ.所在地】
【ﾆ.電話番号】

【６．検査の状況】
【ｲ.指摘】□要是正の指摘あり　　□既存不適格の指摘あり
□要重点点検の指摘あり　　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

【７．不具合の発生状況】
【ｲ.不具合】　　□有　　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要

【８．備考】

昇降機の検査結果

【ロープ式エレベーター】

定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
1	機　械　室									
1.1	機械室への通路・出入口戸									
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置									
1.3	機械室床の貫通部									
1.4	救出装置									
1.5	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器								
1.6	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）								
1.7	受電盤・制御盤	ヒューズ								
1.8	受電盤・制御盤	発電機・電動機主回路の絶縁（発電機は必要な場合）（300V以下・300V超）		MΩ						
1.9	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.10	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.11	受電盤・制御盤	照明回路の絶縁（150V以下・150V超）		MΩ						
1.12	受電盤・制御盤	接地								
1.13	階床選択機（装置が必要な場合）									
1.14	巻上機	減速歯車（ギヤレス式を除く）								
1.15	巻上機	綱車・巻胴	試験方式 ア.製造者設計基準の寸法と比較 綱車からの主索の出代・ その他（　　） （製造者設計基準　　mm） イ.その他製造者の指定する試験方式 （　　） ウ.綱車と主索の滑り	mm 良．否 良．否						
1.16	巻上機	軸受								
1.17	巻上機	ブレーキ	保持力の試験方式 制動距離・トルク・ その他（　　）	良．否						
			パッドの厚み ア.製造者が指定する判定方法 パッドの厚み測定 （製造者設計基準(B)　　mm） （製造者設計基準(C)　　mm） イ.製造者が指定する判定がない場合 前回検査時（右　　mm） （左　　mm）	右　mm 左　mm 右　mm 左　mm						
1.18	そらせ車（装置が必要な場合）									
1.19	電動機									
1.20	電動発電機（装置が必要な場合）									
1.21	機械室機器の耐震対策									
2	共　通									
2.1	調速機（装置が必要な場合）	かご側	過速スイッチの作動速度（定格速度の　　%）	m/分						
	調速機（装置が必要な場合）	かご側	キャッチ作動速度（定格速度の　　%）	m/分						
2.2	調速機（装置が必要な場合）	つり合おもり側	キャッチ作動速度（かご側速度の　　%）	m/分						
2.3	主索 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	1	摩損の状態（直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
	主索 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	1	破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.4	主索 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	2	摩損の状態（直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
	主索 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	2	破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.5	主索 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	3	摩損の状態（直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
	主索 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	3	破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.6	主索の張り									
2.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部									
2.8	主索の緩み検出装置（巻胴式）									
2.9	はかり装置									
3	か　ご　室									
3.1	かご室の周壁・天井及び床									
3.2	かごの戸及び敷居									
3.3	かごの戸のスイッチ									

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
3.4	ドアセフティ								
3.5	床合わせ補正装置及び着床装置								
3.6	車止め･光電装置等(自動車用)								
3.7	かご操作盤及び表示器（表示器は装置が必要な場合）								
3.8	操縦機（装置が必要な場合）								
3.9	外部への連絡装置								
3.10	かご内非常停止スイッチ								
3.11	用途・積載量・定員等の標識								
3.12	停電灯装置								
3.13	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離								
4	**か　ご　上**								
4.1	かご上安全スイッチ								
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）								
4.3	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ								
4.4	頂部綱車（装置が必要な場合）								
4.5	調速機ロープ（装置が必要な場合）								
4.6	非常救出口								
4.7	かごのガイドシュー・ローラー								
4.8	かごつり車（装置が必要な場合）								
4.9	ガイドレール・ブラケット								
4.10	ドアインターロックスイッチ								
4.11	乗場の戸及び敷居								
4.12	昇降路壁・囲い								
4.13	昇降路内の耐震対策								
4.14	移動ケーブル及び取付部								
4.15	つり合おもり各部								
4.16	つり合おもり非常止め装置 （装置が必要な場合） 形　式　：早ぎき式・次第ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・積載高速	作動状態	良.　否						
		レールの状態	良.　否						
		調速機ロープの状態	良.　否						
4.17	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）								
4.18	かごの戸の開閉機構								
4.19	かご枠								
5	**乗　場**								
5.1	乗場ボタン及び表示器								
5.2	非常解錠装置								
6	**ピ　ッ　ト**								
6.1	緩衝器								
6.2	調速機ロープ用及びその他張り車（その他張り車は装置が必要な場合）								
6.3	ピット床								
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ								
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）								
6.6	かご非常止め装置 形　式　：早ぎき式・次第ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・積載高速	作動状態	良.　否						
		レールの状態	良.　否						
		調速機ロープの状態	良.　否						
		かごの水平度	良.　否						
6.7	かご下綱車（装置が必要な場合）								
6.8	つり合ロープ・鎖及び取付部（装置が必要な場合）								
6.9	つり合おもり底部すき間	緩衝器形式：ばね式　・油入式 制御方式：交流1(2)段制御・その他 前回検査測定値（　　mm）	mm						
6.10	移動ケーブル及び取付部								
6.11	ピット内の耐震対策								
6.12	かご枠								
7	**非常用エレベーター（装置が必要な場合）**								
7.1	かご呼び戻し装置								
7.2	一次消防運転								
7.3	二次消防運転	二次消防運転時の速度	m/分						
7.4	非常標識								
7.5	予備電源確認 検査方法：自主検査等の検査記録・予備電源の状態・予備電源での作動								
7.6	その他								
8	**そ　の　他**								
8.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		有.　無						
8.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）		有.　無						
8.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）								

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

昇降機の検査結果

【油圧式エレベーター】

定格速度	上昇　　m/分	下降　　m/分	実測速度	上昇　　m/分	下降　　m/分

番号	検査項目					検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	機　械　室										
1.1	機械室への通路・出入口戸										
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置										
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器									
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）									
1.5		ヒューズ									
1.6		電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）			MΩ						
1.7		制御回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）			MΩ						
1.8		信号回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）			MΩ						
1.9		照明回路の絶縁（150V以下・150V超）			MΩ						
1.10		接地									
1.11	空転防止装置										
1.12	階床選択機（装置が必要な場合）										
1.13	油圧パワーユニット	電動機・ポンプ									
1.14		圧力計(圧力センサと表示機能を含む)									
1.15		安全弁	銘板値 常用圧力　Mpa 安全弁の作動圧力　Mpa		常用圧力の　％						
			測定値 安全弁の作動圧力　Mpa								
1.16		逆止弁									
1.17		流量制御弁（装置が必要な場合）									
1.18		手動下降弁（装置が必要な場合）									
1.19		油タンク									
1.20		作動油温度抑制装置（低温は装置のある場合）									
1.21	ストップバルブ										
1.22	高圧ゴムホース（装置が必要な場合）										
1.23	機械室機器の耐震対策										
2	共　通										
2.1	圧力配管(確認可能な範囲に限る)										
2.2	圧力配管の耐震対策（確認可能な範囲に限る）										
2.3	調速機（装置が必要な場合）			過速スイッチの作動速度（定格速度の　％）	m/分						
				キャッチ作動速度（定格速度の　％）	m/分						
2.4	主索・鎖(間接式)	1	（索）	摩損の状態（直径　mm　未摩損直径　mm）	％						
				破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
			（鎖）	長さ：公称値（　）測定値（　）	伸び　％						
2.5	方式：索・鎖 総本数　本	2	（索）	摩損の状態（直径　mm　未摩損直径　mm）	％						
				破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
			（鎖）	長さ：公称値（　）測定値（　）	伸び　％						
2.6	摩損が進行した3本について記載	3	（索）	摩損の状態（直径　mm　未摩損直径　mm）	％						
				破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
			（鎖）	長さ：公称値（　）測定値（　）	伸び　％						
2.7	主索・鎖の張り（間接式）										
2.8	主索・鎖及び調速機ロープの端末と止め金具部（装置が必要な場合）										
2.9	主索・鎖の緩み検出装置（間接式）										
2.10	はかり装置（装置が必要な場合）										
2.11	プランジャー										
2.12	プランジャーストッパー										
2.13	シリンダー										
2.14	防火区画の壁貫通部（区画処理が必要な場合）										
3	か　ご　室										
3.1	かご室の周壁・天井及び床										
3.2	かごの戸及び敷居（装置が必要な場合）										
3.3	かごの戸のスイッチ（装置が必要な場合）										
3.4	ドアセフティ										
3.5	戸開き状態で動作する予圧装置（装置が必要な場合）										

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
		指摘なし	要重点点検	要是正			
3.6	床合わせ補正装置及び着床装置 （戸開き状態で動作する再床合せ装置： 有 ・ 無 ）						
3.7	ドアゾーン行き過ぎ制限装置						
3.8	車止め・光電装置等（自動車用）						
3.9	かご操作盤及び表示器						
3.10	外部への連絡装置（装置が必要な場合）						
3.11	かご内非常停止スイッチ						
3.12	用途・積載量・定員等の標識						
3.13	停電灯装置（装置が必要な場合）						
3.14	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離（必要な場合）						
4	**か　ご　上**						
4.1	かご上安全スイッチ（装置が必要な場合）						
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）						
4.3	上部リミット（強制停止）スイッチ（装置が必要な場合）						
4.4	プランジャーリミットスイッチ（装置が必要な場合）						
4.5	プランジャーストッパーで停止した時のかご頂部すき間（間接式） cm						
4.6	頂部綱車（装置が必要な場合）						
4.7	プランジャー頂部綱車・鎖車（間接式）						
4.8	調速機ロープ（装置が必要な場合）						
4.9	非常救出口						
4.10	かごのガイドシュー・ローラー						
4.11	ガイドレール・ブラケット						
4.12	ドアインターロックスイッチ						
4.13	乗場の戸及び敷居						
4.14	昇降路壁・囲い						
4.15	昇降路内の耐震対策						
4.16	移動ケーブル及び取付部						
4.17	かごの戸の開閉機構（装置が必要な場合）						
4.18	かご枠						
5	**乗　場**						
5.1	乗場ボタン及び表示器						
5.2	非常解錠装置						
6	**ピ　ッ　ト**						
6.1	緩衝器						
6.2	調速機ロープ用及びその他張り車（装置が必要な場合）						
6.3	ピット床						
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ						
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200㎜未満の場合）						
6.6	かご非常止め装置（間接式） 形　式　：早ぎき式・次第ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・積載高速 作動状態 良. 否 レールの状態 良. 否 調速機ロープの状態 良. 否 かごの水平度 良. 否						
6.7	かご下綱車（装置が必要な場合）						
6.8	シリンダー下綱車（装置が必要な場合）						
6.9	移動ケーブル及び取付部						
6.10	ピット内の耐震対策						
6.11	かご枠						
7	**そ　の　他**						
7.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合） （Ｐ波感知装置： 有 ・ 無 ）						
7.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合） （Ｓ波感知装置： 有 ・ 無 ）						
7.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）						

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【機械室なしエレベーター】

定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	共　通									
1.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器								
1.2		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）								
1.3		ヒューズ								
1.4		電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）		MΩ						
1.5		制御回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.6		制御回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.7		照明回路の絶縁（150V以下・150V超）		MΩ						
1.8		接地								
1.9	制御盤扉等開放スイッチ（制御盤扉等がかご・つり合おもりの投影面積内に入らない物は除く）									
1.10	巻上機	減速歯車（ギヤレス式を除く）								
1.11		綱車・巻胴	試験方式 ア.製造者設計基準の寸法と比較 綱車からの主索の出代・ その他（　　） （製造者設計基準　　mm） イ.その他製造者の指定する試験方式 （　　） ウ.綱車と主索の滑り	mm 良.　否 良.　否						
1.12		軸受								
1.13		ブレーキ	保持力の試験方式 制動距離・トルク・ その他（　　）	良.　否						
			パッドの厚み ア.製造者が指定する判定方法 ・パッドの厚み測定 （製造者設計基準(B)　　mm） （製造者設計基準(C)　　mm） ・良否判定方法 判定方法（　　） イ.製造者が指定する判定がない場合 前回検査時（右　　mm） （左　　mm）	右　　mm 左　　mm 良.　否 右　　mm 左　　mm						
1.14	電動機									
1.15	調速機（装置が必要な場合）	かご側	過速スイッチの作動速度 （定格速度の　　%）	m/分						
			キャッチ作動速度 （定格速度の　　%）	m/分						
1.16		つり合おもり側	キャッチ作動速度 （かご側速度の　　%）	m/分						
1.17	はかり装置									
1.18	ブレーキ開放装置									
1.19	機器の耐震対策									
1.20	かご固定・下降防止装置等(駆動装置が昇降路底部にある場合)									
1.21	換気装置(装置が必要な場合)									
2	か　ご　室									
2.1	かご室の周壁・天井及び床									
2.2	かごの戸及び敷居									
2.3	かごの戸のスイッチ（装置が必要な場合）									
2.4	ドアセフティ									
2.5	床合わせ補正装置及び着床装置									
2.6	車止め・光電装置等（自動車用）									
2.7	かご操作盤及び表示器									
2.8	外部への連絡装置									
2.9	かご内非常停止スイッチ									
2.10	用途・積載量・定員等の標識									
2.11	停電灯装置									
2.12	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離									
3	か　ご　上									
3.1	かご上安全スイッチ									
3.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）									
3.3	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ									

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
3.4	主索 総本数 本 摩損の状態が進行した3本について記載する。	1	摩損の状態 （直径　　mm　未摩損直径　　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数 本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数 本						
3.5		2	摩損の状態 （直径　　mm　未摩損直径　　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数 本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数 本						
3.6		3	摩損の状態 （直径　　mm　未摩損直径　　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数 本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数 本						
3.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部（装置が必要な場合）									
3.8	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）									
3.9	頂部綱車									
3.10	調速機ロープ									
3.11	非常救出口									
3.12	かごのガイドシュー・ローラー									
3.13	ガイドレール・ブラケット									
3.14	ドアインターロックスイッチ									
3.15	乗場の戸及び敷居									
3.16	昇降路周壁・囲い									
3.17	昇降路内の耐震対策									
3.18	移動ケーブル及び取付部									
3.19	つり合おもり各部（装置が必要な場合）									
3.20	つり合おもり非常止め装置 （装置が必要な場合） 形　式：早ぎき式・次第ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・積載高速		作動状態	良．否						
			レールの状態	良．否						
			調速機ロープの状態	良．否						
3.21	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）									
3.22	かごの戸の開閉機構									
3.23	かご枠									
4	**乗　場**									
4.1	乗場ボタン及び表示器									
4.2	非常解錠装置									
4.3	制御盤扉の施錠（三方枠の一部に収納され鍵付きの場合）									
5	**ピ　ッ　ト**									
5.1	保守用停止スイッチ(駆動装置が昇降路底部にある場合)									
5.2	緩衝器									
5.3	調速機ロープ用及びその他の張り車（装置が必要な場合）									
5.4	ピット床									
5.5	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ									
5.6	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）									
5.7	かご非常止め装置 形　式：早ぎき式・次第ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・積載高速		作動状態	良．否						
			レールの状態	良．否						
			調速機ロープの状態	良．否						
			かごの水平度	良．否						
5.8	かご下綱車（装置が必要な場合）									
5.9	つり合ロープ・鎖及び取付部（装置が必要な場合）									
5.10	つり合おもり底部すき間		緩衝器形式：ばね式　・油入式 制御方式：交流1(2)段制御・その他 前回検査測定値（　　mm）	mm						
5.11	移動ケーブル及び取付部									
5.12	ピット内の耐震対策									
5.13	駆動装置の主索保護カバー（保護カバー付きの場合）									
5.14	かご枠									
6	**そ　の　他**									
6.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合） （Ｐ波感知装置：　有　・　無　）									
6.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合） （Ｓ波感知装置：　有　・　無　）									
6.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）									

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【リニアモーター式エレベーター】

定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	**制　御　室**									
1.1	制御室への通路・出入口戸									
1.2	制御室内の状況及び照明・換気装置									
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器								
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）								
1.5		ヒューズ								
1.6		電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）		MΩ						
1.7		制御回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.8		信号**回路の絶縁** **（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）**		MΩ						
1.9		照明回路の絶縁（150V以下・150V超）		MΩ						
1.10		接地								
1.11	制御室機器の耐震対策									
2	**共　通**									
2.1	調速機（装置が必要な場合）	かご側	過速スイッチの作動速度 （定格速度の　　%）	m/分						
			キャッチ作動速度 （定格速度の　　%）	m/分						
2.2		つり合おもり側	キャッチ作動速度 （かご側速度の　　%）	m/分						
2.3	主索 総本数　本 摩損の状態が進行した3本について記載する。	1	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.4		2	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.5		3	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　　・多量	破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.6	主索の張り									
2.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部									
2.8	はかり装置									
3	**か　ご　室**									
3.1	かご室の周壁・天井及び床									
3.2	かごの戸及び敷居									
3.3	かごの戸のスイッチ									
3.4	ドアセフティ									
3.5	床合わせ補正装置及び着床装置									
3.6	かご操作盤及び表示器									
3.7	外部への連絡装置									
3.8	かご内非常停止スイッチ									
3.9	用途・積載量・定員等の標識									
3.10	停電灯装置									
3.11	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離									
4	**か　ご　上**									
4.1	かご上安全スイッチ									
4.2	**頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）**									
4.3	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ									
4.4	頂部そらせ車									
4.5	上部二次側固定子取付部									
4.6	二次側固定子									
4.7	調速機ロープ									
4.8	非常救出口									
4.9	かごのガイドシュー・ローラー									
4.10	ガイドレール・ブラケット									
4.11	ドアインターロックスイッチ									
4.12	乗場の戸及び敷居									
4.13	昇降路周壁・囲い									
4.14	昇降路内の耐震対策									
4.15	移動ケーブル及び取付部									
4.16	リニアモーター									
4.17	リニアモーターガイドローラー									
4.18	可動・固定子間隔異常検出器（装置が必要な場合）									

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
4.19	ブレーキ	保持力の試験方式 制動距離・トルク・ その他（　　）	良.　否						
		パッドの厚み ア.製造者が指定する判定方法 ・パッドの厚み測定 （製造者設計基準(B)　　mm） （製造者設計基準(C)　　mm） ・良否判定方法 判定方法（　　） イ.製造者が指定する判定がない場合 前回検査時（右　　mm） （左　　mm）	右　　mm 左　　mm 良.　否 右　　mm 左　　mm						
4.20	つり合おもり各部								
4.21	つり合おもり非常止め装置 （装置が必要な場合） 形　式　：早ぎき式・次第ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・積載高速	作動状態	良.　否						
		レールの状態	良.　否						
		調速機ロープの状態	良.　否						
4.22	かごの戸の開閉装置								
4.23	かご枠								
5	**乗　場**								
5.1	乗場ボタン及び表示器								
5.2	非常解錠装置								
6	**ピ　ッ　ト**								
6.1	緩衝器								
6.2	調速機ロープ用･その他張り車（装置が必要な場合）								
6.3	ピット床								
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ								
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200㎜未満の場合）								
6.6	かご非常止め装置 形　式　：早ぎき式・次第ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・積載高速	作動状態	良.　否						
		レールの状態	良.　否						
		調速機ロープの状態	良.　否						
		かごの水平度	良.　否						
6.7	つり合ロープ・鎖及び取付部（装置が必要な場合）								
6.8	つり合おもり底部すき間	緩衝器形式：ばね式　・油入式 制御方式：交流1(2)段制御・その他 前回検査測定値（　　mm）	mm						
6.9	下部二次側固定子取り付け部								
6.10	移動ケーブル及び取付部								
6.11	ピット内の耐震対策								
6.12	かご枠								
7	**そ　の　他**								
7.1	Ｐ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合） （Ｐ波感知装置：　有　・　無　）								
7.2	Ｓ波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合） （Ｓ波感知装置：　有　・　無　）								
7.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）								

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【ホームエレベーター等（油圧式以外）】

定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	**機　械　室（機械室がある場合）**									
1.1	機械室への通路・出入口戸									
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置									
1.3	機械室床の貫通部									
2	**共　通**									
2.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器								
2.2	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）								
2.3	受電盤・制御盤	ヒューズ								
2.4	受電盤・制御盤	発電機・電動機主回路の絶縁（発電機は必要な場合）（300V以下・300V超）		MΩ						
2.5	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
2.6	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
2.7	受電盤・制御盤	照明回路の絶縁（150V以下・150V超）		MΩ						
2.8	受電盤・制御盤	接地								
2.9	制御盤扉の開放スイッチ（制御盤扉等がかご・つり合おもりの投影面積内に入らないものは除く）									
2.10	巻上機（ロープ式の場合）	減速歯車（ギヤレス式を除く）								
2.11	巻上機（ロープ式の場合）	綱車・巻胴	判定方法 製造者設計基準の寸法と比較 （製造者設計基準　mm）	mm						
			製造者指定のゲージの使用	良.　否						
			綱車と主索の滑り	良.　否						
2.12	巻上機（ロープ式の場合）	軸受								
2.13	巻上機（ロープ式の場合）	ブレーキ	保持力 制動距離・トルク・ その他（　　）	良.　否						
			パッドの厚み ○製造者が指定する判定方法 ・パッドの厚み測定 （製造者設計基準(B)　mm） （製造者設計基準(C)　mm） ・良否判定 判定方法（　　） ○製造者が指定する判定がない場合 ・前回検査時（右　mm） （左　mm）	右　mm 左　mm 良.　否 右　mm 左　mm						
2.14	そらせ車（装置が必要な場合）									
2.15	電動機									
2.16	機械室機器の耐震対策									
2.17	調速機（装置が必要な場合）	かご側	過速スイッチの作動速度 （定格速度の　%）	m/分						
			キャッチ作動速度 （定格速度の　%）	m/分						
2.18	調速機（装置が必要な場合）	つり合おもり側	キャッチ作動速度 （かご側速度の　%）	m/分						
2.19	主索（ロープ式の場合） 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	1	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　・多量	破断数総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.20	主索（ロープ式の場合） 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	2	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　・多量	破断数総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.21	主索（ロープ式の場合） 総本数　本 摩損が進行した3本について記載	3	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　・多量	破断数総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本						
2.22	主索の張り（ロープ式の場合）									
2.23	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部（ロープ式の場合）									
2.24	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）									
2.25	主索の巻過ぎ検出装置（装置が必要な場合）									
2.26	はかり装置（装置が必要な場合）									
2.27	救出装置									
3	**か　ご　室**									
3.1	かご室の周壁・天井及び床									
3.2	かごの戸及び敷居									
3.3	かごの戸のスイッチ									
3.4	ドアセフティ									
3.5	床合わせ補正装置及び着床装置（装置が必要な場合）									
3.6	かご操作盤及び表示器									
3.7	外部への連絡装置									

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
3.8	かご内非常停止スイッチ								
3.9	用途・積載量・定員等の標識								
3.10	停電灯装置（装置が必要な場合）								
3.11	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離								
4	**か　ご　上**								
4.1	かご上安全スイッチ								
4.2	上部緩衝器（装置が必要な場合）								
4.3	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）								
4.4	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ								
4.5	頂部綱車（装置が必要な場合）								
4.6	調速機ロープ（装置が必要な場合）								
4.7	非常救出口（装置が必要な場合）								
4.8	かごのガイドシュー・ローラー								
4.9	かごつり車（装置が必要な場合）								
4.10	ガイドレール・ブラケット								
4.11	ドアインターロックスイッチ								
4.12	乗場の戸及び敷居								
4.13	昇降路壁・囲い								
4.14	昇降路内の耐震対策								
4.15	移動ケーブル及び取付部								
4.16	つり合おもり各部（装置が必要な場合）								
4.17	つり合おもり非常止め装置 （装置が必要な場合） 形　式　：早ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・ 積載高速	作動状態	良．　否						
		レールの状態	良．　否						
		調速機ロープの状態	良．　否						
4.18	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）								
4.19	かごの戸の開閉機構								
4.20	かご枠								
5	**乗　場**								
5.1	乗場ボタン及び表示器								
5.2	非常解錠装置								
6	**ピ　ッ　ト**								
6.1	保守用停止スイッチ（駆動装置が昇降路底部にある場合）								
6.2	緩衝器								
6.3	調速機ロープ用及びその他張り車（装置が必要な場合）								
6.4	ピット床								
6.5	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ								
6.6	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200㎜未満の場合）								
6.7	かご非常止め装置 （ロープ式の場合） 形　式　：早ぎき式・ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ式 試験方式：無負荷低速・ 積載高速	作動状態	良．　否						
		レールの状態	良．　否						
		調速機ロープの状態	良．　否						
		かごの水平度	良．　否						
6.8	かご下綱車（装置が必要な場合）								
6.9	つり合おもり底部すき間 （装置が必要な場合）	緩衝器形式：ばね式　・緩衝材 制御方式：交流1(2)段制御・その他 前回検査測定値（　　㎜）	㎜						
6.10	移動ケーブル及び取付部								
6.11	ピット内の耐震対策								
6.12	かご枠								
7	**そ　の　他**								
7.1	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）								

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【直接油圧式ホームエレベーター等】

定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	機械室									
1.1	機械室への通路・出入口戸									
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置									
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器								
1.4	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）								
1.5	受電盤・制御盤	ヒューズ								
1.6	受電盤・制御盤	電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）		MΩ						
1.7	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.8	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁（直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.9	受電盤・制御盤	照明回路の絶縁（150V以下・150V超）		MΩ						
1.10	受電盤・制御盤	接地								
1.11	空転防止装置									
1.12	階床選択機（装置が必要な場合）									
1.13	油圧パワーユニット	電動機・ポンプ								
1.14	油圧パワーユニット	圧力計(圧力センサと表示機能を含む)								
1.15	油圧パワーユニット	安全弁	常用圧力（銘板値） Mpa 安全弁の動作圧力 Mpa	常用圧力の % Mpa						
1.16	油圧パワーユニット	逆止弁								
1.17	油圧パワーユニット	流量制御弁（装置が必要な場合）								
1.18	油圧パワーユニット	手動下降弁（装置が必要な場合）								
1.19	油圧パワーユニット	油タンク								
1.20	ストップバルブ									
1.21	高圧ゴムホース（装置が必要な場合）									
1.22	機械室機器の耐震対策									
2	共通									
2.1	圧力配管（確認可能な範囲に限る）									
2.2	圧力配管の耐震対策（確認可能な範囲に限る）									
2.3	はかり装置（装置が必要な場合）									
2.4	プランジャー									
2.5	シリンダー									
2.6	防火区画の壁貫通部（区画処理が必要な場合）									
3	かご室									
3.1	かご室の周壁・天井及び床									
3.2	かごの戸及び敷居									
3.3	かごの戸のスイッチ									
3.4	ドアセフティ									
3.5	戸開き状態で動作する予圧装置（装置が必要な場合）									
3.6	床合わせ補正装置及び着床装置（戸開き状態で動作する再床合せ装置：有・無）									
3.7	ドアゾーン行き過ぎ制限装置									
3.8	かご操作盤及び表示器									
3.9	外部への連絡装置（装置が必要な場合）									
3.10	かご内非常停止スイッチ									
3.11	用途・積載量・定員等の標識									
3.12	停電灯装置（装置が必要な場合）									
3.13	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離（必要な場合）									
4	かご上									
4.1	かご上安全スイッチ（装置が必要な場合）									
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）									
4.3	上部リミット（強制停止）スイッチ（装置が必要な場合）									
4.4	プランジャーリミットスイッチ（装置が必要な場合）									
4.5	非常救出口									
4.6	かごのガイドシュー・ローラー									
4.7	ガイドレール・ブラケット									
4.8	ドアインターロックスイッチ									
4.9	乗場の戸及び敷居									
4.10	昇降路壁・囲い									
4.11	昇降路内の耐震対策									
5	乗場									
5.1	乗場ボタン及び表示器									
5.2	非常解錠装置									
6	ピット									
6.1	ピット床									
6.2	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ									
6.3	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）									
6.4	かご下綱車（装置が必要な場合）									
6.5	移動ケーブル及び取付部									
6.6	ピット内の耐震対策									
6.7	かご枠									
7	その他									
7.1	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）									

番号	検 査 項 目	検査結果			既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
		指摘なし	要重点点検	要是正			

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【小荷物専用昇降機】

定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	**機　械　室**									
1.1	機械室への経路・点検口					—				
1.2	点検用コンセント					—		—		
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器				—		—		
1.4	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）（装置が設置されている場合）								
1.5	受電盤・制御盤	ヒューズ				—		—		
1.6	受電盤・制御盤	電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）		MΩ		—		—		
1.7	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁 （直流60V交流25V超え150V以下・150V以下・150V超）		MΩ		—		—		
1.8	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ		—		—		
1.9	受電盤・制御盤	接地								
1.10	巻上機	減速歯車				—		—		
1.11	巻上機	綱車・巻胴	試験方式 ア.製造者設計基準の寸法と比較 綱車からの主索の出代・ その他（　　） （製造者設計基準　　mm） イ.その他製造者の指定する試験方式 （　　） ウ.綱車と主索の滑り	mm 良.　否 良.　否		—		—		
1.12	巻上機	軸受				—		—		
1.13	巻上機	ブレーキ	パッドの厚み ア.製造者が指定する判定方法 ・パッドの厚み測定 （製造者設計基準(B)　　mm） （製造者設計基準(C)　　mm） ・良否判定方法 判定方法（　　） イ.製造者が指定する判定がない場合 前回検査時（右　　mm） （左　　mm）	右　　mm 左　　mm 良.　否 右　　mm 左　　mm		—		—		
1.13	巻上機	ブレーキ	動的制動力	良.　否				—		
1.14	そらせ車（装置が必要な場合）					—		—		
1.15	電動機					—		—		
1.16	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）					—		—		
2	**か　ご　室**									
2.1	かご室の周壁・天井及び床					—		—		
2.2	積載量の標識					—		—		
2.3	搭乗禁止の標識					—		—		
2.4	２方向同時開放警告装置（装置が必要な場合）					—				
3	**最上階出し入れ口**									
3.1	主索 総本数　　本 摩損の状態が進行した１本について記載する。		摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm） 破断状況：平均破断・集中破断 発錆状況：少量　　・多量	% 破断総数　本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数　本				—		
3.2	主索の張り					—		—		
3.3	主索の取付部					—		—		
3.4	機械式スイッチ・近接スイッチ・光電スイッチなどの上部リミットスイッチ					—		—		
3.5	かごのガイドシュー・ローラー					—		—		
3.6	かごつり車（装置が必要な場合）									
4	**各階出し入れ口**									
4.1	出し入れ口枠・戸					—		—		
4.2	操作ボタン・信号装置					—		—		
4.3	走行停止ボタン・スイッチ					—		—		
4.4	ドアスイッチ							—		
4.5	ドアロック									
4.6	戸開放防止警報装置					—				
4.7	ドアつりロープ及び取付部					—		—		
4.8	積載量の標識					—		—		
4.9	搭乗禁止の標識					—		—		
4.10	ガイドレール・ブラケット					—		—		
5	**最下階出し入れ口**									
5.1	機械式スイッチ・近接スイッチ・光電スイッチなどの下部リミットスイッチ					—		—		
5.2	ピット床					—		—		
5.3	つり合おもり底部すき間（装置が必要な場合）					—		—		
5.4	つり合おもり各部（装置が必要な場合）					—		—		
5.5	つり合おもりつり車（装置が必要な場合）					—		—		
5.6	移動ケーブル及び取付部（装置が必要な場合）					—		—		
5.7	かご非常止め装置（装置が必要な場合）					—		—		

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
		指摘なし	要重点点検	要是正			
5.8	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）		―		―		

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【エスカレーター】

電動機容量	mm	踏段の幅	mm
勾配	度	定格速度	m/分

番号	検査項目			検査結果 指摘無し	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	**機械室**								
1.1	機械室内						—		
1.2	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器					—		
1.3	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）（設置されている場合）					—		
1.4	受電盤・制御盤	ヒューズ					—		
1.5	受電盤・制御盤	電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）	MΩ				—		
1.6	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁（150V以下・150V超）	MΩ				—		
1.7	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁（150V以下・150V超）	MΩ				—		
1.8	受電盤・制御盤	照明回路の絶縁（150V以下・150V超）	MΩ				—		
1.9	受電盤・制御盤	接地					—		
1.10	電動機						—		
1.11	ブレーキ	非常停止時の踏段停止距離 (V^2/9000≦踏段停止距離≦0.6m) 測定　m	良・否				—		
		パッドの厚み ア.製造者が指定する判定方法 パッドの厚み測定 (製造者設計基準(B)　mm) (製造者設計基準(C)　mm) イ.製造者が指定する判定がない場合 前回検査時（右　mm） （左　mm）	右　mm 左　mm 右　mm 左　mm						
1.12	減速機						—		
1.13	駆動鎖						—		
1.14	踏段反転装置						—		
2	**乗降口**								
2.1	ランディングプレート						—		
2.2	くし板						—		
2.3	くし板と踏段のかみ合い						—		
2.4	インレットガード						—		
2.5	昇・降起動スイッチ						—		
2.6	警報・運転休止スイッチ						—		
3	**中間部**								
3.1	ハンドレール駆動装置	引張り試験	良・否				—		
		同期確認	良・否						
3.2	ハンドレール						—		
3.3	内側板						—		
3.4	踏段						—		
3.5	踏段レール						—		
3.6	踏段鎖の伸び	A≦4.8mm＜B≦5mm＜C	mm				—		
3.7	スカートガード						—		
4	**安全装置**								
4.1	インレットスイッチ								
4.2	非常停止ボタン						—		
4.3	スカートガードスイッチ								
4.4	踏段鎖安全スイッチ								
4.5	踏段浮上り検出装置（設置されている場合）								
4.6	駆動鎖切断時停止装置（設置されている場合）						—		
4.7	ハンドレール停止検出装置（設置されている場合）								
5	**安全対策**								
5.1	三角部固定保護板（設置が必要な場合）								
5.2	安全柵（転落防止柵、進入防止用仕切板、誘導柵)(設置されている場合)								
5.3	落下物防止網（設置されている場合）								
5.4	踏段上直部の障害物								
5.5	三角部可動警告板（設置されている場合）								
5.6	踏段面注意標識								
5.7	登り防止用仕切板（設置されている場合）								
5.8	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止（設置が必要な場合）						—		
6	**その他**								
6.1	車いす搬送用踏段								

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【段差解消機】

定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目						検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	駆動装置（油圧式以外）											
1.1	電動機											
1.2	減速機											
1.3	ブレーキ				停止距離（10cm＜C） 試験：定格積載量の125％負荷・定格速度	cm						
					停止距離（S＜C） 試験： 無負荷･定格速度(停止距離 S=　cm)	cm						
1.4	駆動方式	ロープ式・巻胴式	主索 総本数　本 摩損の状態が進行した2本について記載する。	1	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
					破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　・多量	破断総数 本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数 本						
1.5	駆動方式	ロープ式・巻胴式	主索 総本数　本 摩損の状態が進行した2本について記載する。	2	摩損の状態 （直径　mm　未摩損直径　mm）	%						
					破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下 発錆状況：少量　・多量	破断総数 本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数 本						
1.6	駆動方式	主索の端末と止め金具部										
1.7	駆動方式	スプロケット型綱車										
1.8	駆動方式	巻胴										
1.9	駆動方式	ラックピニオン式										
1.10	駆動方式	チェーンスプロケット式			チェーンの伸び （基準長さの　％）1.5％＜C	mm						
					チェーン伸び限界ゲージによる確認							
1.11	駆動方式	チェーンラックピニオン式			チェーンの伸び （基準長さの　％）1.5％＜C	mm						
					チェーン伸び限界ゲージによる確認							
1.12	駆動方式	スクリューナット式										
2	駆動装置（油圧式）											
2.1	空転防止装置（装置が必要な場合）											
2.2	油圧パワーユニット	パワーユニット取付										
2.3	油圧パワーユニット	電動機・ポンプ										
2.4	油圧パワーユニット	安全弁			常用圧力（銘板値）　Mpa 安全弁の作動圧力（銘板値）　Mpa 安全弁の作動圧力（実測）　Mpa	常用圧力の　％						
2.5	油圧パワーユニット	逆止弁										
2.6	油圧パワーユニット	手動降下弁（装置が必要な場合）										
2.7	油圧パワーユニット	流量制御弁										
2.8	油圧パワーユニット	圧力計(圧力センサと表示機能を含む)										
2.9	油圧パワーユニット	油タンク										
2.10	油圧パワーユニット	作動油温度抑制装置（装置が必要な場合）										
2.11	圧力配管（確認可能な範囲に限る）											
2.12	高圧ゴムホース（装置が必要な場合）											
2.13	パンタグラフ式（下枠・アーム）											
2.14	プランジャー											
2.15	シリンダー											
3	共通											
3.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器										
3.2	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）										
3.3	受電盤・制御盤	ヒューズ										
3.4	受電盤・制御盤	電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）				MΩ						
3.5	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）				MΩ						
3.6	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）				MΩ						
3.7	受電盤・制御盤	接地（装置が必要な場合）										
3.8	非常救出装置（装置が必要な場合）											
4	かご室											
4.1	かご室の側壁及び床（装置が必要な場合）											
4.2	戸又は遮断棒（装置が必要な場合）											
4.3	戸又は遮断棒のスイッチ（装置が必要な場合）											

番号	検 査 項 目			検査結果			既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
				指摘なし	要重点点検	要是正			
4.4	操作盤スイッチ及び表示器								
4.5	リモートコントロールスイッチ（装置が必要な場合）								
4.6	外部への連絡装置（装置が必要な場合）								
4.7	非常停止スイッチ								
4.8	積載量の標識								
4.9	車止め（装置が必要な場合）								
4.10	渡し板及び跳ね上げ機構（装置が必要な場合）								
4.11	非常止め装置 （装置が必要な場合） ・装置の有無：有　　無 ・形式：速度検出式 ・緩み検出式 ・試験方法： 無負荷低速・積載高速	作動状態	良・否						
		かごの水平度	良・否						
		レールの状態	良・否						
4.12	ガイドローラー								
4.13	かごの折りたたみ機構（装置が必要な場合）								
4.14	かごの着脱機構（装置が必要な場合）								
4.15	運転キー（装置が必要な場合）								
5	**乗場・昇降路**								
5.1	乗場操作盤								
5.2	戸又は遮断棒のスイッチ（装置が必要な場合）								
5.3	ドアーロック（装置が必要な場合）								
5.4	非常停止スイッチ								
5.5	乗場の戸又は遮断棒（装置が必要な場合）								
5.6	リミットスイッチ								
5.7	移動ケーブル又はトロリー及びその取付（装置が必要な場合）								
5.8	昇降路側壁等の囲い（装置が必要な場合）								
5.9	ガイドレール、ブラケット（装置が必要な場合）								
5.10	ガイドレール・駆動装置等のカバー（装置が必要な場合）								
5.11	障害物検出装置（装置が必要な場合）								
5.12	折りたたみレール（装置が必要な場合）								

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

【いす式階段昇降機】

定	定格速度	m/分	実測速度	上昇 m/分	下降 m/分

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	改善(予定)年月	担当検査者名
1	**駆動装置**									
1.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器								
1.2	受電盤・制御盤	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）								
1.3	受電盤・制御盤	ヒューズ								
1.4	受電盤・制御盤	電動機主回路の絶縁（300V以下・300V超）		MΩ						
1.5	受電盤・制御盤	制御回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.6	受電盤・制御盤	信号回路の絶縁 （直流60V交流25V超150V以下・150V以下・150V超）		MΩ						
1.7	受電盤・制御盤	接地（装置が必要な場合）								
1.8	電動機									
1.9	減速機									
1.10	ブレーキ		停止距離（10cm＜C） 試験： 定格積載量の125%負荷・定格速度	cm						
			停止距離（S＜C） 試験： 無負荷･定格速度(停止距離 S=　cm)	cm						
1.11	駆動方式	摩擦式（駆動ローラ）								
1.12	駆動方式	ラックピニオン式								
1.13	駆動方式	チェーンスプロケット式	チェーンの伸び （基準長さの　　%）1.5%＜C	mm						
			ゲージ板による確認							
1.14	駆動方式	チェーンラックピニオン式	チェーンの伸び （基準長さの　　%）1.5%＜C	mm						
			ゲージ板による確認							
1.15	駆動装置等のカバー（装置が必要な場合）									
1.16	非常止め装置 （装置が必要な場合） ・装置の有無：　有　　無 ・形式：速度検出式・緩み検出式 ・試験方法： 無負荷低速・積載高速		作動状態	良・否						
			かごの水平度	良・否						
			レールの状態	良・否						
1.17	ガイドローラー									
1.18	リミットスイッチ									
1.19	バッテリー（装置が必要な場合）									
2	**いす関係**									
2.1	いす部									
2.2	いす操作盤のボタン等									
2.3	いすの回転装置（装置が必要な場合）									
2.4	積載量の標識									
2.5	障害物検出装置									
2.6	運転キースイッチ（装置が必要な場合）									
2.7	安全ベルト等									
2.8	いす折りたたみ機構（装置が必要な場合）									
3	**乗場・階段**									
3.1	乗場呼び・送りボタン（装置が必要な場合）									
3.2	リモートコントロールスイッチ（装置が必要な場合）									
3.3	ガイドレール、ブラケット									
3.4	折りたたみレール（装置が必要な場合）									
3.5	移動ケーブル又はトロリー及びその取付（装置が必要な場合）									
3.6	充電装置（装置が必要な場合）									

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

（第四面）

昇降機に係る不具合の発生状況等

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善(予定)日	改善等の内容

※不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う閉じ込め等は含まない。

定期検査報告概要書（案）

（建築基準法第88条第１項に規定するものを含む昇降機）

（第一面）

検査等の概要

【１．所有者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】

【２．管理者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】

【３．報告対象建築物】
【ｲ.所在地】
【ﾛ.名称のフリガナ】
【ﾊ.名称】
【ﾆ.用途】
【ﾎ.規模】　地下　　階　地上　　階

【４．報告対象昇降機】
【ｲ.検査対象昇降機の台数】（　　台）
【ﾛ.指摘】□要是正の指摘あり　　台　□既存不適格の指摘あり　　台
□要重点点検の指摘あり　　台　□指摘なし　　台
【ﾊ.指摘の概要】
【ﾆ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

（第二面）

昇降機の状況等

【１．報告対象建築物（昇降機）に係る確認済証交付年月日等】
【ｲ.確認済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾛ.確認済証交付者】　　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ﾊ.検査済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾆ.検査済証交付者】　　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【２．検査日等】
【ｲ.今回の検査】　　平成　　年　　月　　日実施
【ﾛ.前回の検査】□実施（平成　　年　　月　　日報告）　□未実施
【ﾊ.前回の検査の関係書類の保存】□有　□無

【３．昇降機の概要】　（番号　　）
【ｲ.種類】□建築設備　□工作物
【ﾛ.種別】□エレベーター（□斜行）　□エスカレーター　□小荷物専用
【ﾊ.駆動方式】□ロープ式　□油圧式　□その他（　　）
【ﾆ.用途等】□乗用（□人荷共用、□非常用）□寝台用　□自動車運搬用　□荷物用
【ﾎ.機械室の有無】　□有　　□無
【ﾍ.仕様】（電動機の定格容量）　（定格速度）　（積載量）　（定員）　（踏段の幅）　（勾配）
（　　kW）　（　m/min）　（　kg）　（　人）　（　　m ）　（　度）
【ﾄ.停止階】　　階～　　階
【ﾁ.製造者名】

【４．検査者】
（代表となる検査者）
【ｲ.資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　　第　　号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者　　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】
（その他の検査者）
【ｲ.資格】　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　　第　　号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者　　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】

【５．保守業者】
【ｲ.名称】
【ﾛ.郵便番号】
【ﾊ.所在地】
【ﾆ.電話番号】

【６．検査の状況】
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　　□既存不適格の指摘あり
□要重点点検の指摘あり　　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

【７．不具合の発生状況】
【ｲ.不具合】　□有　　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要

【８．備考】

（第三面）

昇降機に係る不具合の発生状況等

【1. 要是正の指摘の具体的内容】

番号	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

【2. 不具合の具体的内容】

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

※不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う閉じ込め等は含まない。

（資料８）

定期検査報告書（案）

（建築基準法施行令第138条第２項第二号及び第三号に規定する遊戯施設）

（第一面）

建築基準法第12条第３項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

特定行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

報告者氏名　　印

検査者氏名　　印

【１．所有者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【２．管理者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【３．報告対象遊園地等】
【ｲ.所在地】
【ﾛ.名称のフリガナ】
【ﾊ.名称】

【４．報告対象遊戯施設】
【ﾛ.指摘】□要是正の指摘あり　　台　□既存不適格の指摘あり　　台
　　□要重点点検の指摘あり　　台　□指摘なし　　台
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（第二面）

遊戯施設の状況等

【１．報告対象遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】
【ｲ.確認済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾛ.確認済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ﾊ.検査済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾆ.検査済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【２．検査日等】
【ｲ.今回の検査】　　平成　　年　　月　　日実施
【ﾛ.前回の検査】□実施（平成　　年　　月　　日報告）　□未実施
【ﾊ.前回の検査の関係書類の保存】□有　□無

【３．遊戯施設の概要】
【ｲ.種別】　□令第138条第2項第2号（走行もの）　□令第138条第2項第3号（回転もの）
　　□大臣認定　　□その他（　　）
【ﾛ.固有名称】
【ﾊ.一般名称】
【ﾆ.仕様】　　総定員　　乗物数　　台　　１両当り定員
　　（大人　人、小人　人）　（　両×　編成）　（大人　人、小人　人）
　　（定常走行速度又は定常円周速度）（最高部高さ）　（走路全長）　（回転直径）
　　（　　km/h又はm/min）（　　m）　（　　m）　（　　m）
　　（勾配又は傾斜角度）
　　（　　度）
【ﾎ.製造者名】

【４．検査者】
（代表となる検査者）
【ｲ.資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
　　建築基準適合判定資格者　　第　　号
　　登録昇降機検査資格者講習を修了した者　　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
　　（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】
（その他の検査者）
【ｲ.資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
　　建築基準適合判定資格者　　第　　号
　　登録昇降機検査資格者講習を修了した者　　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
　　（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】

【５．保守業者】
【ｲ.名称】
【ﾛ.郵便番号】
【ﾊ.所在地】
【ﾆ.電話番号】

【６．検査の状況】
【ｲ.指摘】□要是正の指摘あり　　□既存不適格の指摘あり
　　□要重点点検の指摘あり　　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

【７．不具合の発生状況】
【ｲ.不具合】　□有　　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要

【８．備考】

（第三面）

遊戯施設の検査結果

速度測定（最高）		当初設計値		測定実測値		
	上昇	m/分		m/分		良 ・ 否
	下降	m/分		m/分		良 ・ 否
	大回転	rpm		rpm		良 ・ 否
	小回転	rpm		rpm		良 ・ 否
	走行速度	km/時		km/時		良 ・ 否
	円周速度	m/分		m/分		良 ・ 否
電流測定 電動機	用途	定格容量	定格電圧	定格電流	測定電流	
		kW	V	A	A	良 ・ 否
		kW	V	A	A	良 ・ 否
		kW	V	A	A	良 ・ 否
		kW	V	A	A	良 ・ 否
		kW	V	A	A	良 ・ 否
ウォータースライド	全滑走路 本			揚水装置計 台		電動機容量
	滑走路番号	高低差	走行路全長	平均勾配	吐出量	揚程	計 kW
		m	m	度	m3/分	m	kW
		m	m	度	m3/分	m	kW
		m	m	度	m3/分	m	kW
		m	m	度	m3/分	m	kW
		m	m	度	m3/分	m	kW

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	改善(予定)月	担当検査者名
1	**構造部分**									
1.1	地盤									
1.2	基礎									
1.3	道床									
1.4	基礎と構造物を定着させる部分									
1.5	構造物									
1.6	舞台及び床									
1.7	屋根及び天井									
2	**軌道関係**									
2.1	軌条・走路・水路及び滑走路		元厚 mm 現厚 mm	%						
2.2	支持部材									
3	**駆動装置及び伝導装置**									
3.1	電動機及び制動機		パッドの厚み ア.製造者が指定する判定方法 ・パッドの厚み測定 （製造者設計基準(B) mm） （製造者設計基準(C) mm） イ.製造者が指定する判定がない場合 ・前回検査時（ mm）							
3.2	軸継手									
3.3	減速機		元厚 mm 現厚 mm							
3.4	伝動装置									
3.5	軸及び軸受装置									
3.6	駆動用歯車装置		元厚 mm 現厚 mm							
3.7	駆動車輪装置	（鋼製・ウレタンなど）	製造者設計基準摩耗量 mm	mm						
3.8	案内車輪装置	（鋼製・ウレタンなど）	製造者設計基準摩耗量 mm	mm						
4	**巻上装置**									
4.1	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	ﾘﾝｸ孔直径測定 当初径 mm，測定 mm	%						
			軸直径測定 当初径 mm，測定 mm	%						
			ﾘﾝｸ厚さ測定 元厚 mm 測定 mm	%						
			伸び率測定（ ﾘﾝｸ） 当初長 mm，測定 mm	%						
		スプロケット	元厚 mm 現厚 mm							
		軸受の取付状況								
		軸・軸受								
		チェーンガイド								
4.2	ベルトコンベア巻上装置	巻上用ベルト								
		駆動用プーリ及び各ローラ								
		軸受								
4.3	ワイヤロープ巻上装置	主索 総本数 本 最も摩損が進行したものについて記載	摩損の状態 （直径 mm 未摩損直径 mm）	%						
			破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え ・70%以下 発錆状況：少量 ・多量	破断総数 本 1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数 本						
		主索の張り								
		主索の端部と止め金具部								
		綱車								
		巻上機								
4.4	緊張装置									
5	**安全装置**									
5.1	非常止め装置									
5.2	緩衝装置									
5.3	乗物逆行防止装置									
5.4	乗物急激降下防止装置									
5.5	制動装置		製造者設計基準残存厚み mm	mm						

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	改善(予定)月	担当検査者名
5.6	速度制御装置									
5.7	追突防止装置									
5.8	水位検出装置									
6	**乗物関係**									
6.1	乗物	外装及び床								
		構造部材								
		座席及び手すりなど								
		扉・窓及び掛金								
		身体保持装置及び安全ベルト								
6.2	客席部取付装置	主索	摩損の状態 (直径　mm　未摩損直径　mm)	%						
		総本数　本	破断状況：平均破断・集中破断 素線断面：70%超え　・70%以下	破断総数 本						
		最も摩損が進行したものについて記載	発錆状況：少量　・多量	1ｽﾄﾗﾝﾄﾞの最大破断数 本						
6.3	走行台車 最も摩耗が進行したものについて記載	台車枠								
		台車先端軸	製造者設計基準摩耗量　mm	mm						
		台車中心軸	製造者設計基準摩耗量　mm	mm						
6.4	車輪装置 最も摩耗が進行したものについて記載	車輪（鋼製・ｳﾚﾀﾝなど）	製造者設計基準摩耗量　mm	mm						
		車輪軸(主車輪軸、側輪軸、受輪軸)	製造者設計基準摩耗量　mm	mm						
		車輪取付枠								
6.5	乗物引上げ金具									
6.6	車両連結器		製造者設計基準摩耗量　mm	mm						
7	**油圧装置・空圧装置・揚水装置**									
7.1	油圧装置	油圧パワーユニット								
7.2		安全弁								
7.3		圧力計								
7.4		制御弁								
7.5		油タンク								
7.6		油温								
7.7	空圧装置	コンプレッサー								
7.8		安全弁								
7.9		圧力計								
7.10		制御弁								
7.11		エアタンク								
7.12	揚水装置	揚水ポンプ								
7.13		電動機								
7.14		弁類								
7.15		集毛器								
7.16		圧力計								
7.17	アクチュエーター									
7.18	離脱防止装置									
7.19	配管及び耐震対策									
7.20	高圧ゴムホース									
8	**電気設備**									
8.1	受電盤・制御盤・操作盤	絶縁	発電機・電動機主回路 (150V以下・150V超)	MΩ						
			制御回路(150V以下・150V超)	MΩ						
			信号回路(150V以下・150V超)	MΩ						
			照明回路(150V以下・150V超)	MΩ						
		接地	動力回路(300V以下・300V超)	Ω						
			照明回路(300V以下・300V超)	Ω						
8.2	電圧計・電流計・表示灯									
8.3	配電線・配管									
8.4	避雷設備		接地抵抗　基準値　10Ω	Ω						
8.5	照明電飾									
8.6	給電線・集電装置									
8.7	各リミットスイッチ・センサー類									
8.8	非常停止ボタン									
8.9	信号装置									
9	**その他の設備**									
9.1	乗降場・スタート台									
9.2	着水部	着水部本体								
		水深								
9.3	点検用歩廊									
9.4	安全柵									
9.5	運転室									
9.6	機械室									
9.7	放送設備・信号装置									
9.8	定員・注意事項の表示									
9.9	風速計									
9.10	非常救出装置									
9.11	装飾物									

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

（第四面）

遊戯施設に係る不具合の発生状況等

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善(予定)日	改善等の内容

※不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う緊急停止等は含まない。

定期検査概要書（案）

（建築基準法施行令第138条第２項第二号及び第三号に規定する遊戯施設）

（第一面）

【１．所有者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【２．管理者】
【ｲ.氏名のフリガナ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【３．報告対象遊園地等】
【ｲ.所在地】
【ﾛ.名称のフリガナ】
【ﾊ.名称】

【４．報告対象遊戯施設】
【ｲ.検査対象遊戯施設の台数】（　　台）
【ﾛ.指摘】□要是正の指摘あり　　台　□既存不適格の指摘あり　　台
　　□要重点点検の指摘あり　　台　□指摘なし　　台
【ﾊ.指摘の概要】
【ﾆ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

（第二面）

遊戯施設の状況等

【１．報告対象遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】
【ｲ.確認済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾛ.確認済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ﾊ.検査済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾆ.検査済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【２．検査日等】
【ｲ.今回の検査】　平成　　年　　月　　日実施
【ﾛ.前回の検査】□実施（平成　　年　　月　　日報告）　□未実施
【ﾊ.前回の検査の関係書類の保存状況】□有　□無

【３．遊戯施設の概要】
【ｲ.種別】　□令第138条第2項第2号（走行もの）　□令第138条第2項第3号（回転もの）
□大臣認定　□その他（　　）
【ﾛ.固有名称】
【ﾊ.一般名称】
【ﾆ.仕様】　総定員　乗物数　台　１両当り定員
（大人　人、小人　人）（　両×　編成）（大人　人、小人　人）
（定常走行速度又は定常円周速度）（最高部高さ）（走路全長）（回転直径）
（　km/h又はm/min）（　m）（　m）（　m）
（勾配又は傾斜角度）
（　度）
【ﾎ.製造者名】

【４．検査者】
（代表となる検査者）
【ｲ.資格】（　）建築士（　）登録第　号
建築基準適合判定資格者　第　号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者　第　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　）建築士事務所（　）知事登録第　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】
（その他の検査者）
【ｲ.資格】（　）建築士（　）登録第　号
建築基準適合判定資格者　第　号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者　第　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　）建築士事務所（　）知事登録第　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】

【５．保守業者】
【ｲ.名称】
【ﾛ.郵便番号】
【ﾊ.所在地】
【ﾆ.電話番号】

【６．検査の状況】
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘あり
□要重点点検の指摘あり　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

【７．不具合の発生状況】
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要

【８．備考】

（第三面）

遊戯施設に係る不具合の発生状況等

【1. 要是正の指摘の具体的内容】

番号	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

【2. 不具合の具体的内容】

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

※不具合とは、機器の故障、異常動作に伴うものであり、機器の正常な動作に伴う緊急停止等は含まない。

（資料９）

建築設備定期検査報告書（案）

（昇降機等以外の建築設備等）

（第一面）

建築基準法第12条第３項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

特定行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

報告者氏名　　印

検査者氏名　　印

【１.所有者】
【ｲ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【２.管理者】
【ｲ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】
【ﾎ.電話番号】

【３.報告対象建築物】
【ｲ.所在地】
【ﾛ.名称のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾊ.名称】
【ﾆ.用途】
【ﾎ.規模】　地下　　階　／　地上　　階

【４.検査による指摘の概要】
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（第二面）

建築設備の状況等

【１.建築物の概要】
【ｲ.階数】　地上　　階　／　地下　　階
【ﾛ.延べ面積】　　㎡
【ﾊ.検査対象建築設備】□換気設備　□排煙設備　□非常用の照明装置
□給水設備及び排水設備

【２.確認済証交付年月日等】
【ｲ.確認済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾛ.確認済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ﾊ.検査済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾆ.検査済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【３.検査日等】
【ｲ.今回の検査】　平成　年　月　日実施
【ﾛ.前回の検査】□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施
【ﾊ.前回の検査関係書類の保存】　□有　　□無

【４.検査者】
（代表となる検査者）
【ｲ.資格】（　　）建築士　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　第　　号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】
（その他の検査者）
【ｲ.資格】（　　）建築士　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　第　　号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】

【５.検査の状況】
（換気設備）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無
（排煙設備）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無
（非常用の照明装置）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無
（給水設備及び排水設備）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

【６．不具合の発生状況】
（換気設備）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要
（排煙設備）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要
（非常用の照明装置）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要
（給水設備及び排水設備）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　　年　　月に改善予定）　□不要

【７．備考】

建築設備の検査結果

【換気設備】

	無窓の居室	居室等	火気使用室
自然換気設備			（　　室）　□無
機械換気設備	（　　系統　　室）　□無	（　　系統　　室）　□無	（　　系統　　室）　□無
中央管理方式の空気調和設備	（　　系統　　室）　□無	（　　系統　　室）　□無	（　　系統　　室）　□無
空気調和設備・冷暖房設備	個別パッケージ　・　全空気・ヒートポンプ　・　ファンコイルユニット併用　・　その他　（　　）		

前回の定期検査報告書	□有　□無	換気・空気調和設備の完成図書	□有　□無
換気・空気調和設備の設計計算書	□有　□無	換気・空気調和設備の試験成績表（温湿度関係）	□有　□無
維持保全計画書	□有　□無		
関係法令に基づく申請届出	□有　□無	関係法令に基づく検査記録	□有　□無

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
1	**無窓居室　・居室（共通項目）**							
1.1	機械換気設備	居室等の機械換気設備の外観(中央管理方式の空気調和設備を含む)	外気取入れガラリ、排気ガラリへの雨水等の防止措置状況					
			外気取入れガラリ、排気ガラリの取付状況					
			各室の給気口、排気口の設置位置					
			給気口、還気口、排気口の取付状況					
			ダクトの取付状況					
			ダクトの材質					
			給気機、排気機の設置状況					
			換気扇による換気状況					
1.2		居室等の機械換気設備の性能（中央管理方式の空気調和設備を含む）【別表１無窓居室の換気状況評価表の添付】	各系統の外気取入れ量、排気量					
			各室の換気量					
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況					
1.3	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の性能	室内の温度					
			室内の相対湿度					
			各室の浮遊粉じん量					
			各室の一酸化炭素含有率					
			各室の二酸化炭素含有率					
			室内居住域の気流					
			吹き出し空気の分配状況					
1.4		空気調和設備の主要機器・配管の外観	空気調和機器の設置状況					
			空気調和機器・配管の劣化損傷					
			空気調和機等の運転状況					
			空気ろ過器の点検口					
			冷却塔と建築物の他の部分の離隔距離					
2	**火気使用室**							
2.1	共通項目（自然換気設備・機械換気設備）	排気筒、排気フード、煙突の材質						
		排気筒、排気フード、煙突の取付状況						
		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード、煙突の大きさ						
		給気口、排気口、排気フードの位置						
		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード、煙突の設置状況						
		排気筒、煙突の断熱状況						
		排気筒、煙突と可燃物、電線等との離隔距離						
		煙突等への防火ダンパー、ダクト等の設置状況						
2.2	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がり状況（密閉型燃焼器具の煙突は除く）						
2.3	機械換気設備【別表２火気使用室の換気風量測定表の添付】	排気筒に設ける防火ダンパー等の設置状況						
		換気扇による換気状況						
		機械換気設備の性能の状況						
3	**無窓居室・居室・火気使用室（共通項目）**							
3.1	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置状況						
		防火ダンパーの種類						
		防火ダンパーの材質						
		防火ダンパーの取付位置						
		防火ダンパーの劣化損傷						
		防火ダンパーの点検口の有無						
		防火ダンパーの点検口及び検査口の位置						
		防火ダンパーの羽根の作動状況						
		壁・床の防火区画貫通部の措置状況						
		防火ダンパーの取付状況						
		防火ダンパーの作動状況						
		防火ダンパーのヒューズ						
		連動型防火ダンパーの煙（熱）感知器の連動の状況						
		連動型防火ダンパーの煙（熱）感知器の設置場所の状況						

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善（予定）年月

【排煙設備】

	居　室	居室以外の室	廊　下　等	特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー
機械排煙設備(吸引式)	区画（数）	区画（数）	区画（数）	区画（数）	区画（数）
機械排煙設備(給気式)	区画（数）	区画（数）	区画（数）	区画（数）	区画（数）

前回の定期検査報告書	□有　□無	排煙設備の完成図書	□有　□無
排煙設備の設計計算書	□有　□無	排煙設備の試験成績表 （風量、静圧、排煙機試験成績表）	□有　□無
維持保全計画書	□有　□無		
関係法令に基づく申請届出	□有　□無	関係法令に基づく申請届出	□有　□無

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
1	**特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビー・居室等　（共通項目）**							
1.1	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置状況					
			排煙風道（ダクト）との接続状況					
			煙排出口の設置状況					
			煙排出口の周囲の状況					
			屋外に設置された煙排出口の雨仕舞等					
1.2		排煙機の性能 【別表３排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の開放と連動起動状況					
			作動状況					
			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動状況					
			排煙機の排煙風量測定					
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況					
1.3	その他	機械排煙設備排煙口の外観	排煙口の位置					
			排煙口の周囲の状況					
			排煙口の取付状況					
			手動開放装置の設置状況					
			手動開放装置操作方法の表示状況					
1.4		機械排煙設備排煙口の性能 【別表３排煙風量測定記録表の添付】	手動開放装置による開放状況					
			排煙口の開放状況					
			排煙口の排煙風量					
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況					
			煙感知器による作動状況					
1.5		機械排煙設備排煙風道（ダクト）（隠蔽部分、埋設部分は除く）	排煙風道（ダクト）の劣化損傷					
			排煙風道（ダクト）の取付状況					
			排煙風道（ダクト）の材質					
			防火区画、防煙壁の貫通措置状況					
			排煙風道（ダクト）と可燃物、電線等との離隔距離・断熱状況					
1.6		防火ダンパー(HFD)	点検口の大きさ・位置					
			点検口及び検査口の有無					
			防火区画の貫通措置状況					
			防火ダンパーの劣化損傷					
			防火ダンパーの取付状況					
			防火ダンパーの作動状況					
			温度ヒューズ					
			防火ダンパーの開放状況					
1.7		特殊な構造の排煙設備排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ、位置					
			排煙口及び給気口の周囲の状況					
			排煙口及び給気口の取付状況					
			手動開放装置の設置状況					
			手動開放装置操作方法の表示状況					
1.8		特殊な構造の排煙設備排煙口の性能 【別表３排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の排煙測定風量					
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況					
			煙感知器による作動状況					
1.9		特殊な構造の排煙設備給気風道（ダクト）（隠蔽部分、埋設部分は除く）	給気風道（ダクト）の劣化損傷					
			給気風道（ダクト）の材質					
			給気風道（ダクト）の取付状況					
			防火区画、防煙壁の貫通措置状況					
1.10		特殊な構造の排煙設備給気送風機の外観	給気送風機の設置状況					
			給気風道（ダクト）との接続状況					
1.11		特殊な構造の排煙設備給気送風機の性能 【別表３排煙風量測定記録表の添付】	排煙口の開放と連動起動状況					
			作動状況					
			電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動状況					
			給気送風機の排煙風量					
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況					
1.12		特殊な構造の排煙設備給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置					
			吸込口の周囲の状況					
			屋外に設置された吸込口の雨仕舞等					
2	**特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビー**							
2.1	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口・給気口		排煙機、排煙口、給気口の作動状況					
			給気口の周囲の状況					
3	**居室等**							
3.1	可動防煙壁	手動降下装置の作動状況						
		手動降下装置による連動状況						

番号	検　査　項　目			検査結果		既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
				指摘なし	要是正			
		煙感知器による連動状況						
		可動防煙壁の材質						
		可動防煙壁の防煙区画						
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視状況						
4	予備電源							
4.1	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画の貫通措置状況					
			発電機の発電容量					
			発電機及び原動機の状況					
			燃料油、潤滑油、冷却水の状況					
			空気槽の圧力					
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況					
			燃料及び冷却水の漏洩状況					
			自家用発電装置の据付状況					
			屋内設置の場合の給排気状況					
			接地線の接続状況					
			絶縁抵抗					
4.2		自家用発電装置の性能	電源の切替え状況					
			始動・停止状況					
			運転状況					
			排気状況					
			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動状況					
			計器類、ランプ類の指示、点灯状況					
4.3	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置状況					
			潤滑油、燃料油等の状況					
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況					
			給気・排気管の取付状況					
			Ｖベルト					
			接地線の接続状況					
			絶縁抵抗					
4.4		直結エンジンの性能	始動、停止状況					
			運転状況					
			計器類、ランプ類の指示、点灯状況					

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的改善内容	改善（予定）年月

【非常用の照明装置】

		居　　室	廊　　下	階　　段
照明器具	イ．白熱灯	イ	イ	イ
	ロ．蛍光灯	ロ	ロ	ロ
	ハ．高輝度放電灯	ハ	ハ	ハ
予備電源	イ．蓄電池（内蔵形）	イ	イ	イ
	ロ．蓄電池（別置形）	ロ	ロ	ロ
	ハ．自家用発電装置	ハ	ハ	ハ
	ニ．両者（ロ・ハ）併用	ニ	ニ	ニ

前回の定期検査報告書	□有　□無	非常用の照明装の完成図書	□有　□無
非常用の照明装置設計図書	□有　□無	非常用の照明装置試験成績表（予備電源、絶縁抵抗、照度関係）	□有　□無
維持保全計画書	□有　□無		
関係法令に基づく申請届出	□有　□無	関係法令に基づく申請	□有　□無

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
1	**照明器具**							
1.1	照明器具	非常用照明器具の使用電球・ランプ等						
2	**電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池、自家用発電装置（共通項目）**							
2.1	予備電源	予備電源への切替え・器具の点灯状況						
		予備電源の性能						
2.2	照度【非常用照明照度測定表】の添付							
2.3	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況						
2.4	配線	配電管等の防火区画貫通措置状況						
3	**電源別置形の蓄電池、自家用発電装置（共通項目）**							
3.1	配線	照明器具の取付けと配線の接続状況（隠蔽部分、埋設部分を除く）						
		電気回路の接続状況						
		接続個所（幹線分岐及びボックス内）の耐熱処理状況						
		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理状況						
3.2	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替状況						
		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替状況						
4	**電池内蔵形の蓄電池**							
4.1	配線・充電ランプの点灯状況	充電ランプの点灯状況						
		誘導灯・非常用照明兼用器具の場合の専用回路の確保の状況						
5	**電源別置形の蓄電池**							
5.1	蓄電池	蓄電池室の外観	防火区画等の貫通措置状況					
			換気状況					
			蓄電池の設置状況					
5.2		蓄電池の性能	電圧					
			電解液比重					
			電解液の温度					
5.3		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置状況					
			キュービクルの据付状況					
6	**自家用発電装置**							
6.1	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画貫通措置状況					
			発電機の発電容量					
			発電機及び原動機の状況					
			燃料油、潤滑油、冷却水の状況					
			空気槽の圧力					
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続状況					
			燃料及び冷却水の漏洩状況					
			計器類、ランプ類の指示、点灯状況					
			自家用発電装置の据付状況					
			屋内設置の場合の給排気状況					
			接地線の接続状況					
			絶縁抵抗					
6.2		自家用発電装置の性能	電源の切替状況					
			始動・停止状況					
			音、振動等の状況					
			排気状況					
			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動状況					

特記事項

番号	検査項目・機器	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善（予定）年月

【給水設備及び排水設備】

給水設備		排水設備		給湯設備	
給水タンク類	受水(貯水)タンク　(　　基　　㎥)	排水槽	□汚水槽 ・ □雑排水槽 ・ □合併槽 ・ □雨水槽 ・ 湧水槽 ・ □その他 ( )	給湯方式	□ 局所式 ・ □ 中央式
	高置(給水)タンク　(　　基　　㎥)			湯沸器	□開放式燃焼器 □半密閉式燃焼器 □密閉式燃焼器 □その他(　　)
	□その他　(　　)				

前回の定期検査報告書	□有　□無	給水設備・排水設備完成図書	□有　□無
給水設備・排水設備設計図書	□有　□無	関係法令に基づく申請	□有　□無
維持保全計画書	□有　□無	関係法令に基づく検査記録	□有　□無
給水設備・排水設備試験成績表　(水圧、通水、主要機器等関係　)			□有　□無

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	既存不適格	改善（予定）年月	担当検査者名
1	**飲料用の配管設備、排水設備（共通項目）**							
1.1	飲料用配管、排水配管（隠蔽部分、埋設部分は除く）	配管の取付状況						
		配管の劣化損傷						
		配管が貫通する箇所の損傷防止措置状況						
		継手類の取付状況						
		保温材の措置状況						
		防火区画等の貫通措置状況						
		配管の支持金物						
		飲料水系統配管の汚染防止措置状況						
		止水弁の設置状況						
		ウオーターハンマーの防止措置状況						
		配管の腐食、漏水の状況						
		給湯管、膨張管の設置状況						
2	**飲料水の配管設備**							
2.1	飲料用の給水タンク又は貯水タンク（以下、「給水タンク等という）」、給水ポンプ	給水タンク等の設置状況						
		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置状況						
		給水タンク等の腐食・漏水の状況						
		給水用圧力タンクの安全装置の状況						
		給水ポンプの運転状況						
		給水タンク・ポンプ等の据付状況						
2.2	給湯設備（循環ポンプを含む）	ガス湯沸器の据付状況						
		ガス湯沸器の煙突・給排気部の構造						
		電気給湯器の据付状況						
3	**排水設備**							
3.1	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ						
		排水槽の通気の状況						
		排水洩れの状況						
		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況						
3.2	排水再利用配管設備（中水道を含む）	雑用水の用途						
		雑用水給水栓の表示の状況						
		配管の標識等						
		雑用水タンク、ポンプ等の設置状況						
		消毒装置						
3.3	その他	衛生器具	衛生器具の取付状況					
3.4		排水トラップ	排水トラップの取付状況					
3.5		阻集器	阻集器の構造、機能、設置の状況					
3.6		排水管	公共下水道等への接続状況					
			雨水排水立て管の接続状況					
			排水状況					
			掃除口の取付状況					
			雨水系統との接続状況					
			通気管の状況					
			通気開口部の状況					
			間接排水の状況					

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善（予定）年月

建築設備に係る不具合の発生状況等

（換気設備）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善（予定）日	改善等の内容

（排煙設備）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善（予定）日	改善等の内容

（非常用の照明装置）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善（予定）日	改善等の内容

（給水設備及び排水設備）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善（予定）日	改善等の内容

別表１　無窓居室の換気状況評価表（案）

測定年月日		測定機器　メーカー名			型式番号等	
階	室名*注1	必要換気量（m3/h）	換　気　方　式	換気設備機種名*注2	換気状況の評価*注3	判　定
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正

注1）中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。
注2）室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
注3）換気状況の評価欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
これに代わる方法として以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。
・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。
・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。
・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合には、その計測結果に問題がないか確認する。
・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。

別表２　火気使用室の換気風量測定表（案）

測定年月日			測定機器　メーカー名			型式番号等		
室番（場所）	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量（㎥/h）	開口面積（㎡）	測定風速*注（m/s）	測定風量（㎥/ｈ）	判　　定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注）　測定風速欄には、原則的に測定した箇所の平均風速を記入する。

別表３　排煙風量測定記録表（案）

測定年月日		測定機器　メーカー名		型式番号等	
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量	
				最大防煙区画面積　　㎡×　１ or ２　＝　　m3/min	

2	排　　煙　　口						判　　定
	階	室　　名	排煙口面積　(㎡)	測定風速　(m/s)	測定風量　(㎥/min)	規定風量　(㎥/min)	
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	排　　煙　　機					判　　定
	排煙機　(番号等)	煙排出口面積　(㎡)	測定風速　(m/s)	測定風量　(㎥/min)	規定風量　(㎥/min)	
						指摘なし・要是正

4	直結エンジン（内燃エンジン）の有無	点検時運転電源	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有　・　無	常用　・　予備	指摘なし・要是正

4	排煙口配置・系統図　(排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

＜注意＞

注1）測定風速欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注2）原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により測定を行うことが困難な場合は、排煙機の煙排出口風量のみを測定し判定を行う。

注3）自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4　非常用照明照度測定表(案)

測定年月日		測定機器　メーカー名		型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度(lx)		判　定
	階	部屋・廊下等			
白　熱　灯					指摘なし・要是正
蛍　光　灯					指摘なし・要是正
高輝度放電灯					指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置*注1	光源の種類*注2	照度(lx)

注 1)　測定位置欄には、例示として次のように「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。
注 2)　光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯、高輝度放電灯の別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。

建築設備定期検査報告概要書（案）
（昇降機等以外の建築設備等）

（第一面）

【１.所有者】
【ｲ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】

【２.管理者】
【ｲ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾛ.氏名】
【ﾊ.郵便番号】
【ﾆ.住所】

【３.報告対象建築物】
【ｲ.所在地】
【ﾛ.名称のﾌﾘｶﾞﾅ】
【ﾊ.名称】
【ﾆ.用途】
【ﾎ.規模】　地下　　階　／　地上　　階

【４.検査による指摘の概要】
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無

（第二面）

建築設備の状況等

【１.建築物の概要】
【ｲ.階数】　地上　　階　／　地下　　階
【ﾛ.延べ面積】　　㎡
【ﾊ.検査対象建築設備】□換気設備　□排煙設備　□非常用の照明装置
□給水設備及び排水設備

【２.確認済証交付年月日等】
【ｲ.確認済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾛ.確認済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）
【ﾊ.検査済証交付年月日】昭和・平成　　年　　月　　日　第　　号
【ﾆ.検査済証交付者】　□建築主事　□指定確認検査機関（　　）

【３.検査日等】
【ｲ.今回の検査】　平成　年　月　日実施
【ﾛ.前回の検査】□実施（平成　年　月　日報告）　□未実施
【ﾊ.前回の検査関係書類の保存】　□有　□無

【４.検査者】
（代表となる検査者）
【ｲ.資格】（　　）建築士　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　第　　号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】
（その他の検査者）
【ｲ.資格】（　　）建築士　（　　）登録第　　号
建築基準適合判定資格者　第　　号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者　第　　号
【ﾛ.氏名のフリガナ】
【ﾊ.氏名】
【ﾆ.勤務先】
（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号
【ﾎ.郵便番号】
【ﾍ.所在地】
【ﾄ.電話番号】

【５.設備の概要】
（換気設備）
【ｲ.無窓居室】　□自然換気設備　□機械換気設備　□中央管理方式の空気調和設備
□その他　□無
【ﾛ.火気使用室】□自然換気設備　□機械換気設備　□その他　□無
【ﾊ.居室等】　□自然換気設備　□機械換気設備　□中央管理方式の空気調和設備
□その他　□無
（排煙設備）
【ｲ.避難安全検証法】□階避難安全検証法（　　階）　□全館避難安全検証法
□適用なし
【ﾛ.特別避難階段の付室】　□排煙機　□その他　□無
【ﾊ.非常用エレベーターの乗降ロビー】□排煙機　□その他　□無
【ﾆ.居室等】　□排煙機　□その他
【ﾎ.予備電源】□蓄電池　□自家用発電装置　□その他　□無
（非常用の照明装置）
【ｲ.照明器具】□白熱灯　□蛍光灯　□高輝度放電灯　□無
【ﾛ.予備電源】□蓄電池　□自家用発電装置　□その他　□無
（給水設備及び排水設備）
【ｲ.飲料水の配管設備】□給水タンク　□貯水タンク　□その他
【ﾛ.排水設備】　□排水槽　□排水再利用配管設備　□その他
【ﾊ.圧力タンクの有無】□有　□無
【ﾆ.給湯設備の有無】　□有　□無

【６.検査の状況】
（換気設備）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（排煙設備）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（非常用の照明装置）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無
（給水設備及び排水設備）
【ｲ.指摘】　□要是正の指摘あり　□既存不適格の指摘有り　□指摘なし
【ﾛ.指摘の概要】
【ﾊ.改善予定の有無】　□有（平成　年　月に改善予定）　□無

【７．不具合の発生状況】
（換気設備）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　年　月に改善予定）　□不要
（排煙設備）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　年　月に改善予定）　□不要
（非常用の照明装置）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　年　月に改善予定）　□不要
（給水設備及び排水設備）
【ｲ.不具合】　□有　□無
【ﾛ.不具合記録】　□有　□無
【ﾊ.改善の状況】　□実施済　□改善予定（平成　年　月に改善予定）　□不要

【８．備考】

（第三面）

建築設備に係る不具合の発生状況等

【1. 要是正の指摘の具体的内容】

（換気設備）

番号	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

（排煙設備）

番号	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

（非常用の照明装置）

番号	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

（給水設備及び排水設備）

番号	検査項目	指摘	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容	改善(予定)日

【2. 不具合の具体的内容】

（換気設備）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

（排煙設備）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

（非常用の照明装置）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

（給水設備及び排水設備）

発生年月日	番号	検査項目	不具合の内容	原因	改善等の内容	改善(予定)日

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告要旨（平成１９年１０月１６日総務省報道発表資料）

資料７－１

１　緊急点検結果のフォローアップの的確な実施

制度の概要

○ 本年５月５日にエキスポランドのコースターで死傷事故が発生（注）。定期検査が日本工業規格の検査標準（以下「ＪＩＳ検査標準」という。）に基づいて適正に行われていなかった問題が指摘されている。

○ 遊戯施設の安全管理を所管する国土交通省は、この死傷事故を踏まえ、特定行政庁に対し、２回にわたり、建築基準法第12条第５項に基づき事業者にすべての遊戯施設の「緊急点検」の実施及び点検結果の報告を求めるよう要請し、その結果を取りまとめ公表

(注)エキスポランド･コースター死傷事故
平成19年５月５日、エキスポランド（大阪府吹田市）のジェットコースター「風神雷神Ⅱ」において死傷事故が発生(死亡者１名、負傷者34名)。原因は、捜査当局で調査中であるが、ジェット コースター（20名乗車）の走行中、２両目左側の車輪を支える合金製車軸が折れ、レールから脱輪し、車体が左側に約45度傾き、搭乗者が鉄柵に頭を強打するなどで死傷者が出たもの。平成19年１月30日に実施された定期検査は探傷試験を行わずに目視で行われ、すべての検査項目が「Ａ（指摘なし又は良好）」として、吹田市(特定行政庁)に報告されていたもの。

調査結果

72遊園地等における「緊急点検」の実施状況を調査した結果、

① 緊急点検では、72遊園地等を含む全国の遊園地等の遊戯施設2,265基(うちコースター307基)の点検が実施され、平成19年７月末現在で問題箇所を是正中のもの24基、点検中のもの104基

② 特定行政庁における**点検対象の把握が不十分なため、７遊園地等の９遊戯施設において、緊急点検が実施されていない。**

③ **緊急点検において十分な点検が行われないまま「問題なし」として報告されている例や点検中と報告された遊戯施設に対する特定行政庁のフォローアップが不十分な例**あり

④ 緊急点検において、**ＪＩＳ検査標準に基づく探傷試験(注)の対象となる遊戯施設の取扱いが特定行政庁により区々となっており、必要な探傷試験が行われていない遊戯施設あり**

⑤ ＪＩＳ検査標準に基づく探傷試験の対象となる遊戯施設については、使用実態や仕様を十分踏まえた上で限定する必要があるとする事業者や特定行政庁の意見が多数（252人中188人(75%)）

(注)「探傷試験」とは、素材、製品などを破壊せずに、欠陥(亀裂･摩耗)の有無などを調べる非破壊試験の一種である。特に、遊戯施設における探傷試験は、車輪装置の目視では分からない亀裂などを調べるために行われ、磁粉探傷、超音波探傷又は浸透探傷の方法がある。なお、ＪＩＳ検査標準では、車輪軸のあるすべての遊戯施設について年１回以上の探傷試験の実施を規定している。

勧告要旨

❶ 特定行政庁に対し、緊急点検未実施の遊戯施設の把握に努め、点検が着実に実施されるよう要請。また、緊急点検の内容が不十分な施設や点検の結果問題がある施設について必要な措置が講じられるよう要請

❷ ＪＩＳ検査標準等の明確な基準による定期検査の実施が徹底されるよう、法令に明確に規定するなど必要な措置を講ずること。また、探傷試験については、遊戯施設の使用実態や安全性能を踏まえた義務付けとなるよう検討

２　安全管理、維持管理等の的確な実施

（1）遊戯施設設置時の確認審査等

制度の概要

○　遊戯施設は、建築基準法第88条により、工作物と位置付けられ、設置する場合には建築基準法第６条に基づき、確認申請を行い、特定行政庁による確認を受けなければならない。

○　工作物として位置付けられる遊戯施設の範囲については、建築基準法施行令第138条第２項で、

① コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

② メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

とされている。さらに、同施行令第144条及び平成12年の構造告示で、例えば、コースターは「軌条を走行するもので勾配が５度以上もの」とされるなど、その構造により12分類されている。

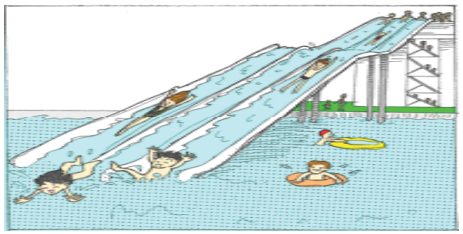

調査結果

64特定行政庁における遊戯施設の設置時における確認申請の審査（以下「確認審査」という。）の実施状況等を調査した結果、

①　**10遊戯施設において確認審査が行われていない。**その中には、**特定行政庁が判断に窮し、確認審査の必要がないとしているが、その後、同一施設を定期検査報告の対象とすることとしている例**あり

・工作物の要件である土地への定着性の判断が難しい移動据置式施設
・高さや落差の微妙な違いにより判断が分かれる高架の遊戯施設　　等

②　遊戯施設の建築確認申請は、１特定行政庁当たり年間平均0.5件と少数（64特定行政庁の平成16年度～18年度の処理件数は94件（年平均31.3件））。

③　遊戯施設は、種類、形状及び動き方が多種多様で、特に**高速で過激な運動をする施設について的確な審査を行うことは困難であり、専門性が必要**とされるとする特定行政庁の意見あり

しかし、**特定行政庁には遊戯施設の専門家は配置されておらず、**建築確認・検査を担当している職員は、電気・機械職が16特定行政庁（25%）、建築職が48特定行政庁（75%）

④　国土交通省では、本年７月、外部の専門家から成る「遊戯施設安全技術委員会」を設置するなど、遊戯施設の安全管理に係る体制整備を始めたところであるが、**今後、遊戯施設の安全管理を一層推進する上では、安全管理等に関する専門性を一層高めることが必要**

勧告要旨

❶　より複雑多様化する遊戯施設の確認審査等が確実に行われるよう、特定行政庁に対し、対象となる遊戯施設の範囲等について適切な助言を実施

❷　遊戯施設の確認審査等及び安全管理の機能の集約化を含め、その在り方を検討

❸　外部の専門家を積極的に活用して、遊戯施設の確認審査等及び安全管理に必要な専門性を確保し、向上を図る。

(2) 定期検査報告

制度の概要

○　事業者は、建築基準法第12条第３項により、定期に、有資格者に遊戯施設を検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

○　定期検査報告様式は、建築基準法施行規則に定められているほか、必要書類は特定行政庁が条例で定めることとされているが、ほとんどの特定行政庁では、(財)日本建築設備・昇降機センター作成の標準様式を使用。なお、建築基準法第101条第1項第2号において、定期検査報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する罰則を規定

○　国土交通省は、(財)日本建築設備・昇降機センターが定める「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」及びＪＩＳ検査標準により定期検査を実施するよう要請。ＪＩＳ検査標準では、遊戯施設の車輪軸について年１回の探傷試験の実施を規定

○　事業者から提出される定期検査報告のほとんどは、地域法人(注)により受け付けられた後、特定行政庁に提出されている実態

(注)「地域法人」は、昭和45年に、民間の検査資格者が検査を行い、その結果を事業者が特定行政庁に報告する定期検査報告制度が開始されたことに伴い、当該制度の円滑な運営のため、事業者、検査資格者の連携を図る目的で、特定行政庁の指導監督の下で設立された公益法人等である。

調査結果

72遊園地等の事業者における定期検査報告の実施状況を調査した結果、

①　64特定行政庁の中には、**定期検査報告が未提出の遊戯施設が相当数**あり。その理由は、**管内の定期検査報告対象の遊戯施設を的確に把握していない、督促が十分行われていない**ことなど

定期検査報告未提出件数;平成16年度43件、17年度47件、18年度96件

②　**７特定行政庁において定期検査報告に係る審査・指導が不十分。現行の定期検査報告様式では、検査がＪＩＳ検査標準に基づいて適切に行われているかの確認が困難**であることも一因

③　地域法人は、特定行政庁からの業務受託や慣習として、定期検査報告関係業務を実施しているものであるが、**特定行政庁のホームページや公文書において、定期検査報告の提出先を地域法人に限定している例**あり

また、**地域法人に提出された定期検査報告が特定行政庁に至るまでに１か月以上を要している例**があり、**定期検査報告が地域法人において長期間保有され、その間の責任の所在が不明確で、事業者に不利益を与えるおそれあり**

さらに、**地域法人を経由することで、事業者等が指導料を支払っている例**あり

勧告要旨

❶　事業者からの定期検査報告の提出指導の徹底を特定行政庁に要請

❷　特定行政庁における審査の充実のための定期検査報告様式の見直し

❸　定期検査報告については、事業者が特定行政庁に直接提出することができることを明らかにするとともに、地域法人が受け付ける場合、①検査の結果問題ありと判定された遊戯施設の報告については直ちに、②形式上の要件が整っている報告については速やかに、特定行政庁に連絡・送付するよう指導を徹底

❹　特定行政庁が地域法人に行わせる業務の範囲等を契約等によって具体的に定め、その内容を周知

(3) 維持保全・運行管理

制度の概要

○　事業者には、建築基準法第８条第１項に基づき、遊戯施設の構造等を常時適法な状態に維持する努力義務あり。また、そのため、同条第２項において、必要に応じ、維持保全計画等を作成するなど適切な措置を講ずる義務あり。国土交通大臣は、維持保全計画等の作成に必要な指針を定めることができるとされているが、遊戯施設に関する指針は未作成(建築物及び昇降機に係る指針はあり)

○　遊戯施設の事故の予防・防止のためには、遊戯施設の運行管理が適切に行われることが重要であるが、運行管理に関して法令上規定なし

○　国土交通省では、平成12年に通知により、(財)日本建築設備・昇降機センターが作成した「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」について事業者等の団体を通じて関係事業者に周知し、事業者等における維持保全計画及び運行管理規程の適切な作成・整備を誘導

調査結果

72遊園地等の267遊戯施設における維持保全及び運行管理の実施状況等を調査した結果、

①　遊戯施設(267)のうち、**維持保全計画書を**作成中のものが21遊戯施設(8%)、**未作成が64遊戯施設(24%)**あり。未作成の理由の中には、ⅰ)維持保全計画書の**作成が必要であることについて承知していない事業者**(12)、ⅱ)**作成のためのノウハウ等がないとする事業者**(８)あり

②　特定行政庁(65)の中には作成指導を行っているものもあるものの、維持保全計画書が法令に基づき作成を義務付けられたものではないなどとして、**今回の緊急点検以前において管内事業者の作成状況を把握していた特定行政庁はなし**

③　また、遊戯施設(267)のうち、**運行管理規程**を作成中のものが17遊戯施設（6%）、**未作成が33遊戯施設（12%）**あり。未作成の理由は、作成の手引を知らない、特定行政庁からの指導や製造者からの情報提供がないとして、**運行管理規程の作成が必要なことについて認識していなかったものが10事業者**あり

④　適切な維持保全や十分な運行管理を行うための**維持保全計画書や運行管理規程が作成されておらず、十分な安全確保措置が講じられていない例**等あり

勧告要旨

❶　維持保全計画書の作成に資する指針を策定するなど、遊戯施設の所有者等における維持保全の徹底について制度の見直しを検討

❷　事業者が遊戯施設の製造者の協力を得て、実効性ある維持保全計画書を作成するよう奨励

❸　運行管理規程の作成根拠の明確化など、適切な運行管理の徹底について制度の見直しを検討

❹　的確な内容の維持保全計画書及び運行管理規程が作成されるよう必要な指導の実施を特定行政庁に要請

３　事故情報の活用

制度の概要

○ 国土交通省は、平成17年通知で、特定行政庁に対し、人身事故で社会的影響が大きいと認められる事故について、利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、定期検査報告に併せ、事故情報の報告を事業者に指導することにより情報収集するよう要請

○ 事業者は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、特定行政庁と相談の上、運行管理規程に定めることとされている。

○ 国土交通省は、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）に過去３年間の遊戯施設に関する事故一覧（事故の発生年月日、発生場所、状況及び被害の程度）を報告し、ホームページにおいて公表

調査結果

64特定行政庁における事故情報の収集・活用状況等を調査した結果、

① 72遊園地等において平成16年度から19年度（７月末）に発生した83件の事故のうち、**負傷事故が20件あるが、７件は報告なし。**負傷事故以外の63件中報告なしは49件

② **16特定行政庁が事業者からの事故報告の仕組みを設けていない。**事故報告の根拠や必要性、活用方策等が明確でないことが、その主な理由

③ 調査対象とした特定行政庁及び事業者等の中には、**独自に事故の届出及び公表の基準等を定めている特定行政庁**や他社の事故事例を活用し安全対策に活用している事業者あり

ⅰ）大阪府は、「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」を制定し、遊戯施設における事故の届出と府民への公表の手順等を規定

ⅱ）愛知県は、「遊戯施設の事故に関する公表基準」を策定

④ 事業者、特定行政庁等から意見を聴取した結果では、約７割が同種事故の再発防止や遊戯施設の管理者の責任自覚などのために、事故報告の義務付けに賛成

勧告要旨

❶ 事業者及び各関係行政機関からの事故情報の収集を徹底するための仕組みを検討。その際、報告が必要な事故情報の範囲を幅広く設定するよう検討

❷ 報告された事故情報の効果的な活用のため、独自に条例等で公表の取扱いを定めている例を参考に、積極的に公表するよう特定行政庁に要請

❸ 事故情報の共有化、その分析検討に資するため、更に具体的な状況を記載した事故情報のデータベースの構築とその公開

資料７－２

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告

平成19年10月

総　　務　　省

前　　書　　き

近年、遊園地やテーマパークのコースター等の遊戯施設は、スピードとスリルが求められ、速度・加速度を増大したものや規模を大型化したものに加え、特殊な運動形態のものなど、多種多様なものが設置されるようになっている。

これらの遊戯施設については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の「工作物」の一つとして、設置時の確認審査等及び設置後の検査資格者による定期検査の実施とその検査結果の特定行政庁への報告が義務付けられている。また、国土交通省は、遊戯施設における利用者等の安全確保対策として、施設の維持保全計画書や運行管理規程の作成などによる遊戯施設の維持保全･運行管理の徹底をその所有者や管理者に指導している。

しかしながら、平成 19 年 5 月 5 日の大阪府吹田市の遊園地におけるコースター死傷事故の発生などにより、近年、コースター等の遊戯施設の安全確保に対する関心が高まり、①遊戯施設の所有者等における定期検査の適正な実施や、②コースターにおける探傷試験等遊戯施設の検査方法の明確化などの課題が指摘されている。また、高速のコースターなどの遊戯施設については、現行の建築基準法の体系による安全確保対策では十分対応できないとの意見もみられる。

このため、国土交通省では、コースター等の遊戯施設の緊急点検を行うとともに、遊戯施設の安全確保対策の徹底を指導しており、また、同省の社会資本整備審議会においては、定期検査等の内容、方法等の見直しを始めている。

この実態調査は、以上のような状況を踏まえ、コースター等の遊戯施設の事故防止等の観点から、当省の現地調査機能を活用して、関係機関等における安全確保対策の実施状況等を緊急に実地調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目　　次

1　緊急点検結果のフォローアップの的確な実施 …… 1

2　遊戯施設設置時の確認審査等の的確な実施 …… 12

3　遊戯施設の維持保全の的確な実施等 …… 16

（1）維持保全計画書の的確な作成 …… 16

（2）定期検査報告の的確な実施 …… 22

4　運行管理の的確な実施 …… 37

5　事故情報の活用 …… 42

1　緊急点検結果のフォローアップの的確な実施

（制度の概要）

コースター等の遊戯施設は、昭和 34 年の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の改正により法の対象（工作物）とされ、遊戯施設の設置時には、法に基づく遊戯施設の安全性に関する基準に適合することについて、建築主事等の確認・検査を受けなければならず、また、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、定期検査を実施し、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられている。

本年（平成 19 年）５月５日に大阪府吹田市のエキスポランドにおいて発生したコースターの死傷事故（注 1）については、定期検査が日本工業規格の検査標準（JIS A1701。以下「ＪＩＳ検査標準」という。）に基づいて適正に行われていなかったとの問題が指摘されており、このような事故の再発防止を図るためには、今回発生した事故の原因究明を行うとともに、コースター等の遊戯施設の所有者等における事故防止対策の徹底が求められている。

（注 1）エキスポランドにおけるコースター死傷事故

平成 19 年５月５日（土）、エキスポランド（大阪府吹田市）のジェットコースター「風神雷神Ⅱ」において死傷事故が発生（死亡者１名、負傷者 34 名）

原因については現在、捜査当局において調査中であるが、６両編成のジェットコースターに 20 名が乗車し走行していたところ、２両目左側の車輪を支える合金製車軸が折れ、レールから脱輪し、車体が左側に約 45 度傾き、搭乗者が鉄柵に頭を強打したもの

エキスポランドで平成 19 年１月 30 日に実施された定期検査は目視で行われ、ＪＩＳ検査標準に基づく探傷試験は実施されていなかったが、すべての検査項目が「Ａ（指摘なし又は良好）」として、吹田市（特定行政庁）に報告されている。

このため、遊戯施設の安全管理を所管する国土交通省では、エキスポランドのコースター死傷事故を踏まえ、次のとおり、全国の遊戯施設を監督する特定行政庁に対し、法第 12 条第５項に基づき、コースター等の遊戯施設の所有者等に緊急点検の実施及び点検結果の報告等を求めるよう要請している。

①　コースターに関する緊急点検の実施及び所有者等に対する事故防止対策の徹底

「遊戯施設における事故対策について」（平成 19 年５月６日付け国住指第 865 号国土交通省建築指導課長通知。以下「第１次緊急点検通知」という。）において、特定行政庁は、コースターその他これに類する高架の遊戯施設（軌

条を走行するもので勾配が５度以上のものに限る。）の所有者等に対して、ｉ）当該遊戯施設の車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について点検（車輪軸については、探傷試験(注2)を実施）を行い、その結果を報告するよう求めること（以下「コースターに関する緊急点検」という。）、ⅱ）法第12条第３項に基づく定期検査を適切に実施するとともに、「『遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き』の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（依頼）」（平成12年12月26日付け建設省住指 932 号東日本遊園地協会理事長及び西日本遊園地協会理事長あて建設省住宅局建築指導課長通知。以下「安全対策依頼通知」という。）を参考として、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理を図るよう周知することとされ、コースターに関する緊急点検の結果問題があると判断された場合には必要な是正措置を講ずるとともに、同点検結果を取りまとめ、平成 19 年５月18 日（事故が発生した遊戯施設と同種の施設については５月 11 日）までに国土交通省に報告することとされている。

なお、第１次緊急点検通知においては、車輪軸の探傷試験は、通知日から起算して１年以内に同試験を実施している場合には、改めて実施する必要はないとされている。

(注2)「探傷試験」とは、素材、製品などを破壊せずに、欠陥（亀裂・摩耗）の有無などを調べる非破壊試験の一種である。特に、遊戯施設における探傷試験は、車輪装置の目視では分からない亀裂などを調べるために行われ、磁粉探傷、超音波探傷又は浸透探傷の方法がある。

②　すべての遊戯施設における緊急点検の実施及びＪＩＳ検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底

「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について」（平成19年５月23日付け国住指第989号国土交通省建築指導課長通知。以下「第２次緊急点検通知」という。）においては、第１次緊急点検通知に基づくコースターに関する緊急点検の結果、約４割の遊戯施設が探傷試験を適切に実施していないなど、ＪＩＳ検査標準に基づいた定期検査、定期点検の実施が徹底されていないことが判明したことから、特定行政庁は、遊戯施設の所有者等に対し、ｉ）ＪＩＳ検査標準に基づき、全遊戯施設について、法第 12 条第３項及び第４項に基づく定期検査・

定期点検と同内容の点検を行い、その結果を報告するよう求めること（以下「すべての遊戯施設の緊急点検」という。）、ⅱ）特に、コースターその他これに類する高架の遊戯施設の所有者等に対して、定期検査・定期点検をＪＩＳ検査標準に基づき適切に実施するよう周知・徹底することとされている。また、すべての遊戯施設の緊急点検の結果問題があると判断される場合には必要な是正措置を講ずるとともに、同点検結果を取りまとめ、平成19年７月13日までに国土交通省に報告することとされている。

なお、第２次緊急点検通知においては、通知日から起算して１年以内に行われた定期検査等が適正に行われていることが確認された場合は、改めて点検することを要しないとされており、別途事務連絡により、定期検査等が法令及びＪＩＳ検査標準に基づき適正に行われたかの確認については具体的な測定結果等の関係資料の提出を求めること等により行うこと、緊急点検の報告期限中に定期検査等の時期を迎える場合は、当該定期検査結果の報告をもって緊急点検に代えることができることとされている（平成 19 年５月 23 日付け事務連絡「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について（補足）」）。

このような２回の緊急点検の結果、それぞれにおいて、遊戯施設の問題箇所や不具合が発見され、必要な是正措置や再度の点検等が行われたことで、相当な効果が上がったとされている。

①　コースターに関する緊急点検の結果

コースターに関する緊急点検の結果が平成19年５月23日に国土交通省から公表され、その結果をみると、ⅰ）点検対象とされたコースター等の遊戯施設 306 基中 249 基（81%）に問題はみられないが、７基の車軸等に亀裂・摩耗等の問題が発見され、うち６基は是正済み、１基は部品交換中であり、残る 50 基は点検中となっている。また、ⅱ）過去１年以内に探傷試験を行っていなかった遊戯施設は 306 基中 119 基（39%）あり、うち過去に一度も行っていなかった遊戯施設は 72 基（24%）となっている。

②　すべての遊戯施設の緊急点検の結果

すべての遊戯施設の緊急点検の結果が平成19年７月31日に国土交通省か

ら公表され、その結果をみると、ⅰ）点検対象とされた遊戯施設 2,265 基中 2,116 基（93%）に問題はみられないが、59 基に「法不適合」又は「要修理」に該当する点検項目が発見され、うち 38 基は是正済み、21 基は是正中であり、残る 90 基は点検中となっている。また、ⅱ）併せて行われたコースターに関する緊急点検のフォローアップの取りまとめ結果では、点検対象となる遊戯施設が 307 基と１基増え、問題がみられないものが 278 基、問題が発見された遊戯施設が８基増え延べ 15 基になり、うち 12 基は是正済み、３基は部品交換中又は廃止を検討中、残る 14 基は点検中となっている。

なお、上記の２回の緊急点検の結果で判明した、過去１年以内に探傷試験を行っていなかった遊戯施設、点検の結果問題が発見されたコースターその他これに類する高架の遊戯施設及び「法不適合」又は「要修理」に該当する点検項目が発見された遊戯施設については、個別の遊戯施設名、所有者等名、問題の内容等が公表されている。

当該緊急点検結果等を踏まえ、国土交通省では、個別の遊戯施設についての是正のほか、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）において、①定期検査の項目、方法、基準等の法令での明確化、②定期報告内容の充実等、定期検査報告制度の見直し・改善の検討が進められている。

（調査結果）

今回、調査対象とした 65 特定行政庁（ウォータースライドに関する建築確認・検査の実施状況、指導監督状況のみを調査した１特定行政庁を含む。）が所管する 72 の遊園地、テーマパーク、動物園、公園等の経営者等（以下「遊園地等事業者」という。）における緊急点検の実施状況及び特定行政庁における緊急点検の指導監督状況を調査した結果、次のとおり、緊急点検の実施により、補修が必要な遊戯施設が発見され、必要な措置が執られるなど遊戯施設の所有者等の安全確保対策の向上に結び付いている状況がみられる一方、必ずしも、点検が適正に行われていないなどの状況がみられる。

ア　調査対象とした遊園地等事業者における緊急点検の結果及び効果

①　調査対象 72 遊園地等事業者におけるコースターに関する緊急点検及びすべての遊戯施設の緊急点検の結果をみると、ｉ）コースターに関する緊急点検の対象とされたコースター等の遊戯施設 203 基中 174 基（86%）には問題がみられないが、18 基の車軸等に亀裂･摩耗等の問題が発見され、うち７基は是正済み、11 基は是正中、残る 11 基は探傷試験の実施を予定しているなどで点検中となっている。また、ⅱ）すべての遊戯施設の緊急点検の対象とされた遊戯施設は 720 基であり、そのうち 358 基は過去１年以内に適正な定期検査が実施されていたとして、点検が免除されている。このため、点検が行われた 362 基中 347 基（96%）に問題はみられないが、９基に「法不適合」又は「要修理」と判断される点検項目が発見され、うち３基は是正済み、６基は是正中、残る６基は点検中となっている。

②　特定行政庁による是正指導や定期検査報告の督促が十分ではなく、過去の定期検査で「要修理」の指摘を受けていながら所有者が修理を行わない遊戯施設（ウォータースライド１基）や平成 18 年度の定期検査報告が提出されていない 10 施設についても緊急点検が行われ、所要の是正措置が講じられた例がみられる。

③　調査対象 72 遊園地等事業者が有する遊戯施設の中には、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理のために作成することが勧奨されている維持保全計画書及び運行管理規程（注）を作成していないものがあるが、今回の緊急点検を契機に、次のとおり、新たに維持保全計画書又は運行管理規程を作成しているものがみられる。

遊戯施設の維持保全計画書及び運行管理規程の作成状況

ｉ）維持保全計画書

・　緊急点検を契機に新たに維持保全計画書を作成したもの
28 施設（９遊園地等）

・　緊急点検を契機として作成を開始し、現在作成中のもの
21 施設（６遊園地等）

ⅱ）運行管理規程

・　緊急点検を契機に新たに運行管理規程を作成したもの

３施設（１遊園地等）

・　緊急点検を契機として作成を開始し、現在作成中のもの

17 施設（４遊園地等）

（注）維持保全計画書及び運行管理規程については、項目３及び項目４を参照

イ　特定行政庁における緊急点検対象遊戯施設の把握

調査対象 65 特定行政庁における緊急点検の対象となる遊戯施設の把握状況をみると、緊急点検の対象を把握するため、建築確認申請台帳や定期検査報告台帳の整理、定期検査報告書の洗い出し、地域法人(注)が有する定期検査報告に係る台帳の利用、遊園地等事業者への確認、現地確認などの様々な方法を講じている。

（注）　地域法人については、項目３の(2) 定期検査の的確な実施を参照

しかし、建築確認申請や定期検査報告がない遊戯施設、定期検査報告が義務付けられていない国又は地方公共団体が所有する遊戯施設などについても緊急点検の対象となるため、次のとおり、当初は緊急点検の対象として把握されていない遊戯施設、又は緊急点検が実施されていない遊戯施設がある。

①　すべての遊戯施設の緊急点検の実施まで特定行政庁が把握しておらず、当該緊急点検を契機に新たに把握し、点検を行わせているものが、13 遊園地等 26 施設ある。これらの多くは、建築確認申請や定期検査報告が励行されていないもの、あるいは、最近、設置されたもので定期検査の報告時期が到来していないものとなっている。

②　特定行政庁では把握しておらず、当省が、調査対象とした 72 遊園地等を調査する中で新たに把握したものが７遊園地等９施設ある。これらの遊戯施設を特定行政庁が把握していなかった理由は、必要な建築確認申請や定期検査報告が励行されていなかったことや特定行政庁が誤って点検指示を行わなかったことによる。

なお、緊急点検の対象となっているが、経済的な理由等から、点検の実行や点検結果に基づく補修・修理等が困難になり、遊園地等の休園、遊戯施設の廃止・撤去などで点検が中断され、又は取り止めとなった遊戯施設が９遊園地等 19 施設みられる。

③　上記①及び②で緊急点検の対象として把握されていない遊戯施設には、ウォータースライドが多くみられる(35 施設中 14 施設)。ウォータースライドは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 138 条第２項及び「遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1419 号。以下「平成 12 年構造告示」という。）別表第２において、平成 12 年から遊戯施設として位置付けられているものである。このため、それ以前に設置され、運営されているものは、新たに法第 12 条第３項に基づく定期検査を行い、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされているが、定期検査報告が行われず、特定行政庁が把握していないものが多いものと考えられる。

なお、平成 19 年８月 25 日、茨城県内のプールに設置されたウォータースライドにおいて、利用者が滑走面の亀裂に腕を挟まれ負傷する事故が発生したが、当該ウォータースライドは、すべての遊戯施設の緊急点検の対象であるにもかかわらず、点検結果が報告されていなかったことから、国土交通省は、同月 28 日、各都道府県建築主務部長あてに、ⅰ）管内のウォータースライドに対する法の適用を徹底すること、ⅱ）第２次緊急点検通知に基づく点検結果が報告されていない遊戯施設がないか調査し、該当する遊戯施設を把握した場合に速やかに緊急点検の結果の報告を求めることなど、第２次緊急点検通知に基づく必要な措置の実施を再度要請している。

ウ　緊急点検の実施内容

コースターに関する緊急点検は、第１次緊急点検通知に基づき、コースターその他の高架の遊戯施設について、車輪軸等の状態を探傷試験により確

認し、また、すべての遊戯施設の緊急点検は、第２次緊急点検通知に基づき、ＪＩＳ検査標準にのっとった定期検査と同等の点検を行い、それぞれ、その点検結果を報告することとされている。

しかし、調査対象72遊園地等の720施設の中には、次のとおり、点検が不十分であったとみられる例がある。

① 緊急点検において、直前に実施された定期検査の結果、問題なしとされ、点検を免除されたコースターが、その１か月後に車輪を巻くウレタンゴムの緩衝材がはがれ、事故を起こしているものがみられる（１遊園地等１施設）。

② 一部の車両や車輪について緊急点検が行われていないなど、点検内容そのものが不十分であるにもかかわらず遊戯施設全体が問題なしとして報告されているものがみられる（３遊園地等７施設）。

一方、緊急点検が通例の部品交換時期と重なり、通例の部品交換について、緊急点検結果に併せてその詳細を報告しているため、問題がないにもかかわらず、点検の結果問題が発見された遊戯施設として取り扱われ、公表されているものがみられる（２遊園地等２施設）。

③ 平成12年構造告示による遊戯施設の分類の変更及び18年２月の遊戯施設に係るＪＩＳ検査標準の統合（コースター、モノレール、観覧車等５種類あった検査標準を１種類に統合）に伴い、例えば、モノレール類とコースター類との区別に混乱がみられる。このため、今回調査した遊戯施設の中には、ｉ）建築確認においてモノレール等コースター以外の分類とされている遊戯施設であっても勾配が５度以上あるとして緊急点検（探傷試験）の対象としているもの（３遊園地等４施設）がある一方、同様の遊戯施設について緊急点検（探傷試験）の対象としていないものがある（７遊園地等10施設）、ⅱ）走行状態や車輪軸の構造の相違から、同種の遊戯施設について、特定行政庁により緊急点検の対象としているもの（１遊園地等１施設等）がある一方、緊急点検の対象としていないもの（２遊園地等３施設等）がある。

エ　点検結果に基づく特定行政庁の対応

国土交通省の２回の緊急点検の要請では、いずれも、点検の結果問題があると判断された遊戯施設については、特定行政庁が必要な是正措置を講ずることとされている。

しかし、調査対象 65 特定行政庁の中には、次のとおり、問題のある旨の報告があった遊戯施設や点検中の遊戯施設について、十分な対応を執っていないとみられるものがある。

①　コースターに関する緊急点検の結果、１年以内に探傷試験を行っていないと報告された遊戯施設について、その後の探傷試験の実施を現地確認したり、徴求した実施結果報告書により確認したりしている特定行政庁がある（２特定行政庁）一方、探傷試験の実施が必ずしも法令上明確に義務付けられていないとして、特段の指導を行わないこととしている特定行政庁がある（１特定行政庁）。

②　点検中として報告があった遊戯施設について、毎月定期的にフォローアップ調査を実施している特定行政庁（１特定行政庁）や現地指導により日常点検、運行管理の充実強化に結び付けている特定行政庁（１特定行政庁）がある一方、遊戯施設の所有者等に点検が終了した際に報告をするよう指示するにとどまっている特定行政庁がある（４特定行政庁）。

③　すべての遊戯施設の緊急点検の結果報告において、「Ｂ（要注意）」及び「Ｃ（法不適合）」と判定されたもの双方について措置状況を確認している特定行政庁がある（１特定行政庁）。一方、同一の遊園地等事業者が所有する 10 施設の直近の定期検査報告において、「Ｃ」判定の遊戯施設はないものの、うち７施設の 17 検査項目に「Ｂ」判定があるにもかかわらず、緊急点検の報告の対象が「Ｃ」判定の遊戯施設とされていることもあり、「Ｂ」判定の７施設については特段の対応を執らずに「問題なし」として報告している特定行政庁がある（１特定行政庁）。

また、特定行政庁の中には、過去１年以内に定期検査報告が提出されている遊戯施設については、その検査内容がＪＩＳ検査標準にのっとっているか否かを確認することなく、緊急点検の実施及びその結果の報告を求めないこととしている特定行政庁がみられる（２特定行政庁）。

オ　関係者による今回の緊急点検に対する意見等

調査対象とした 72 遊園地等、65 特定行政庁及び 19 地域法人の関係者 252 人に対し、国土交通省の緊急点検に対する意見等を聴取した結果、次のとおり、点検対象の遊戯施設について、運行期間・回数などの使用実態や安全装置の設置の有無による安全性能に係る仕様の違い等を十分踏まえた上で点検の指示を行うべきであったとするものが 147 人（58%）と最も多く、次いで、当面の安全は確保されたとして一定の評価が得られているのではないかとするものが 77 人（31%）となっている。

また、上記の関係者 252 人にコースター等の遊戯施設に対する探傷試験の義務付けの在り方について意見を聴取した結果、次のとおり、探傷試験の義務付けの対象とする遊戯施設は、使用実態や仕様を十分踏まえたものとすべきとするものが 188 人（75%）と最も多く、次いで、探傷試験の実施は大きな負担になるが、安全のため年 1 回以上の実施を義務付けるべきとするものが 76 人（30%）となっている。

さらに、調査過程で聴取した関係者からの個別の意見の中には、ⅰ）点検の指示から点検の実施及び報告までの期間が短く、探傷試験等の検査者の確保が困難であった、ⅱ）必要となる点検・検査の項目や方法等がこれまでの特定行政庁による指導内容と大きく異なり戸惑っている、ⅲ）法令上明確にされていないＪＩＳ検査標準による検査を義務付けることに疑問を有するなどの意見が比較的多くみられる。

意見聴取結果

（設問１）国土交通省の緊急点検に対する意見等（複数回答あり。回答者数：252 人、延べ回答数 272）

- 使用実態や仕様を十分に踏まえた上で指示すべきではないか。　147 人（58%）
- 当該点検は、各遊戯施設において的確に実施されており、これらの対応で、当面の安全は確保できるのではないか。　77 人（31%）

（設問２）コースター類の遊戯施設に対する探傷試験の義務付け方針に対する意見等（複数回答あり。回答者数：252 人、延べ回答数:394）

・　使用実態や仕様を十分に踏まえた上で指示すべきではないか。
188 人（75%）

・　探傷試験の実施は、大きな負担になるが、安全のため年 1 回以上の実施を義務付けるべき。　76 人（30%）

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、緊急点検結果のフォローアップを的確に実施し、その効果を持続させるため、次の措置を講ずる必要がある。

①　緊急点検が実施されていない遊戯施設を把握し、点検を着実に実施させるよう特定行政庁に要請すること。また、緊急点検の結果、問題があると判断された遊戯施設については、必要な措置が講じられるよう特定行政庁に要請すること。

②　ＪＩＳ検査標準等の明確な基準による点検検査が今後の定期検査において徹底されるよう、検査項目、方法等を法令に明確に規定するなど必要な措置を講ずること。また、遊戯施設における探傷試験の義務付けに当たっては、その使用実態や安全性能に係る仕様を踏まえたものとなるよう検討すること。

２　遊戯施設設置時の確認審査等の的確な実施

（制度の概要）

コースター等の遊戯施設は、法第 88 条により、工作物と位置付けられ、設置する場合には法第６条において、建築主は、確認の申請書を提出して、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。また、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の遊戯施設については、法第 18 条において、工事に着手する前に計画を建築主事に通知し、その審査を受け、確認済証の交付を受けなければ建築工事をすることができないとされている。さらに、建築工事が完了した場合には法第７条において、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関に申請し、検査を受け、検査済証を受けなければ、使用してはならないこととされている（以下、法第６条に基づく確認申請及び法第 18 条に基づく計画の通知を「確認申請等」といい、法第６条及び第 18 条に基づく建築主事の確認並びに法第７条に基づく完了検査を併せて「確認審査等」という。）。

遊戯施設の設置後は法第８条により、当該遊戯施設を常時適法な状態に維持することが求められ、また、法第 12 条により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「検査資格者」という。）に検査させ、その結果を特定行政庁に報告する義務が課せられ（以下「定期検査報告」という。）、遊戯施設の安全確保が図られることとなっている。

工作物として位置付けられる遊戯施設については、施行令第 138 条第２項において、①ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設（第２号）、②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの（第３号）とされている。

また、施行令第 144 条及び平成 12 年構造告示により、①ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設については、「勾配が５度未満の軌道を走行するもの」等５分類、②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものについては、「客席部分が主索によりつるされ、かつ、垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを一定の速度で回転するもの」等７分類の計 12 に分類

されており、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上では、遊戯施設の分類に応じた確認審査等を的確に実施することが必要となっている。

（調査結果）

今回、調査対象とした 64 特定行政庁における遊戯施設設置時の確認審査等の実施状況を調査した結果、次の状況がみられる。

① 遊戯施設について確認申請等が行われておらず、特定行政庁において確認審査等が行われていないものがあり、中には、多様化する遊戯施設について、次のとおり、特定行政庁において、法の対象となる遊戯施設であるか否かの判断に窮し、確認審査等の必要がないとしているが、その後同一遊戯施設を定期検査報告等が必要なものとしている例などがみられる。

ⅰ）外国製の移動式遊戯施設等が据え置かれたものについて、構造上は遊戯施設の要件を備えているものの、特定行政庁において工作物としての要件である土地に定着しているとの判断が困難であるとして確認審査等が行われていないが、その後定期検査等が必要なものとしてすべての遊戯施設の緊急点検の対象とされているもの（２遊園地等３施設）

ⅱ）地上から軌条までの高さが２ｍに満たないものについて、施行令第 138 条第２項第２号に定める高架の遊戯施設に該当するとの判断が困難であるとして確認審査等が行われていないが、すべての遊戯施設の緊急点検において安全性を考慮して、点検対象とされているもの（３遊園地等３施設）

ⅲ）滑走面に多数のローラーが付いたいわゆる「大型すべり台」について、平成３年の建築行政連絡会議において「２ｍ以上の高架部及び８ｍ以上の高低差があるものは遊戯施設に該当する」との合意が示されたが、平成 12 年構造告示への改正後の取扱いが不明として確認審査等が行われていないもの（１遊園地等１施設）

ⅳ）所有者等の制度の理解が十分でないことから、遊戯施設の設置時又は改造時に確認申請等が行われていないもの（３遊園地等３施設）

② コースターは、軌条を走行するもので勾配が５度以上のものとされているが、人が乗車しない引き上げ部分の上り勾配のみが５度以上で、乗車する部分の勾配は３度となっているものや高所から垂直落下し、その際加速が加わ

るものについて、平成 12 年構造告示のどの分類に該当するか判断が難しいとするもの（３遊園地等３施設）

③　調査対象 64 特定行政庁の管内における平成 16 年度から 18 年度までの３年間の遊戯施設の確認申請等は 112 件となっており、このうち、指定確認検査機関から確認を受けたものを除き、特定行政庁が確認審査等を実施したものは 94 件（１特定行政庁当たり年間平均 0.5 件）と極めて少ないものとなっている。

また、調査対象とした特定行政庁のうち、遊戯施設についての専門性を有する職員を配置しているとするところはなく、昇降機等と併せた設備担当等として電気及び機械職の職員に担当させているとするところも 16 特定行政庁（25%）に過ぎない状況となっている。

遊戯施設は、種類、形状及び動き方が多種多様であるため、特定行政庁では確認審査に苦慮しており、特に高速で過激な運動をする遊戯施設については、審査を行うことは困難であるとの意見や、土台等の構造に関しての安全面の審査はできるが、運行に際しての安全管理に関しては判断できる能力の限界を超えてしまっているとする意見がみられる。

さらに、調査対象とした特定行政庁の６割以上が、遊戯施設の数は全国的にもそれほど多くないことから、遊戯施設の確認審査及び安全管理の機能を集約化させることが望ましいとしている。

④　国土交通省では、今回のエキスポランドの死傷事故を契機として、平成 19 年７月、ｉ）建築基準法を所管する住宅局、運輸技術の総括業務を所管する総合政策局及び機械設備・電気設備を含む官庁営繕を所管する官庁営繕部等による「遊戯施設安全管理室（訓令室）」を設置するとともに、ⅱ）遊戯施設に関する事故等における重大な問題に関する特定行政庁への技術的指導・支援を推進するため、大学教授のほか各種の研究機関の研究員などの専門家から成る「遊戯施設安全技術委員会」を設置するなど、遊戯施設の安全管理に係る体制整備を始めたところである。

今後、遊戯施設の安全管理を一層推進する上では、上記ｉ）及びⅱ）の体制を中心として、高速で複雑・過激な運動をする遊戯施設に対応するため、遊戯施設の各部分の摩損又は疲労破壊に係る構造耐力や安全管理等に関す

る専門性を高めることが必要になるものと考えられる。

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、設置時における遊戯施設の的確な確認審査等を行うため、次の措置を講ずる必要がある。

① より複雑多様化する遊戯施設の確認審査等が確実に行われるよう、特定行政庁に対し、対象となる遊戯施設の範囲等について適切な助言を行うこと。

② 遊戯施設の特殊性や特定行政庁における体制の制約等を考慮し、遊戯施設の確認審査等及び安全管理の機能の集約化を含め、その在り方について検討すること。

③ 遊戯施設の製造者、検査資格者、研究者などの外部の専門家を積極的に活用して、遊戯施設の確認審査等及び安全管理に必要な専門性を確保し、その向上を図ること。

３　遊戯施設の維持保全の的確な実施等

（１）維持保全計画書の的確な作成

（制度の概要）

遊戯施設の所有者等は、法第88条により準用する第８条に基づき、その構造等を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。また、常時適法な状態を維持するため、所有者等は、必要に応じ、維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならないこと、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができるとされている。

しかし、国土交通省では、遊戯施設に関する当該指針を作成していない。当該指針に代わるものとして、昭和52年に財団法人日本昇降機安全センター（当時。現在は財団法人日本建築設備・昇降機センター。以下「昇降機センター」という。）が、日常使用時における維持及び管理に関する遵守事項を示した「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」を作成しており、建設省（当時。現在は国土交通省。以下同じ。）は、当該規準は遊戯施設の運行管理面の安全性の確保をより一層推進するために有効なものとして、特定行政庁に対し、指導監督上の参考資料として送付するとともに、各遊園地等事業者にも周知している。また、平成２年及び７年に、建設省は、特定行政庁に対し、当該規準の活用による指導の徹底を通知している。

当該規準については、平成12年に昇降機センターにおいて、全面的な見直しが行われ、維持保全業務と運行管理業務に分離され、「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」として再構成されている。これらの作成手引について、建設省は、安全対策依頼通知により、遊戯施設の設置・運行に関わる事業者が、施設の維持保全計画及び運行管理規程を適切に作成・整備することは、利用者の安全確保を図る上で極めて有効であるとして、遊園地経営者の業界団体である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、関係事業者への周知を依頼している。

「維持保全計画書の作成手引き」においては、個々の遊戯施設ごとに、点検・検査に関する事項や保守・部品交換に関する事項などが記述すべき事項として示されている。

なお、国土交通省では、今回のエキスポランドの死傷事故を受け、住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長に対し、第１次緊急点検通知において、定期検査を適切に実施するとともに、安全対策依頼通知を参考として、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理の徹底を図るよう周知することとしている。また、国土交通省社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会では、建築設備等の事故防止対策の検討課題の一つとして、維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底が示されており、「維持保全・運行管理の実施体制、点検・検査、保守・部品交換、事故発生等緊急時の対応方法等について定めた維持保全計画等の内容の充実により、所有者等による適切な維持・運行管理の徹底を図る」ことについて、早急に具体策をまとめることとしている。

（調査結果）

今回、72遊園地等事業者及びこれらに設置されている遊戯施設の中から抽出した267施設における維持保全の実施状況等を調査した結果、次のとおり、維持保全が的確に行われていない状況がみられる。

ア　遊園地等事業者における維持保全計画書の作成状況

調査対象72遊園地等事業者の267施設についての維持保全計画書の作成状況をみると、遊戯施設が既に廃止されたこと等から維持保全計画書の内容を確認できなかった３施設を除く264施設のうち、151施設（57.2%）については緊急点検以前から作成済みとなっており、28施設（10.6%）については緊急点検を契機として新たに作成され、合わせて179施設（67.8%）について作成されている。一方、残りの85施設のうち、21施設（8.0%）については作成中であるが、64施設（24.2%）については作成に着手されていない。

緊急点検が実施される以前から作成済みとなっていた151施設以外の113施設について、緊急点検実施時点において未作成である理由（複数回答）をみると、12遊園地等事業者（41施設）が、類似の計画等があり改めて作成する必要がなかったことを挙げている。一方、次のとおり、それ以外の理由を挙げている遊園地等事業者もみられる。

① 31施設の12遊園地等事業者は、「維持保全計画書の作成手引き」の周知依頼先である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に加盟していないことなどから、当該作成手引の送付を受けていない、また、特定行政庁や製造者からも、何ら指導や情報提供はなかったことを理由としており、維持保全計画書の作成について認識していなかった状況にある。

② 22施設の８遊園地等事業者は、維持保全計画書の作成について認識しているものの、専門的知識がないこと、製造者でないと分からない事項もあることなどから作成が困難であること等を理由に未作成となっている。

このため、このうちの３遊園地等事業者においては、維持保全計画書の作成に際し、製造者の協力や支援等の関与を求めている。なお、他の理由を挙げているもの及び維持保全計画書を作成しているものの中にも、５遊園地等事業者において、製造者の関与を求める同様の意見がみられる。

イ　維持保全計画書の作成に対する特定行政庁の関与状況

維持保全計画書の作成に対する調査対象65特定行政庁の関与状況をみると、建築確認時等に作成の指導を行っているとする特定行政庁はあるが、第１次緊急点検通知が発出される以前から管内の遊戯施設についての作成状況を把握していた特定行政庁はない。

調査対象65特定行政庁では、未把握の理由について、維持保全計画書は、昇降機センターが作成した同計画の作成手引を参考に遊園地等事業者が自主的に定めるものであり、法令に基づき作成が義務付けられたものではないことや、法令上、維持保全計画書の作成状況を特定行政庁が把握・指導することになっていないことなどを挙げている。

ウ　遊戯施設における点検・整備の実施状況

調査対象72遊園地等事業者の267施設における点検・整備の実施状況をみると、次のとおり、十分な維持保全が行われているか疑義のある状況がみられる。

① 調査対象267施設における最近の定期検査の結果をみると、18施設において、要修理や要注意、法不適合の指摘がある。このうち11施設（61.1%）は、当該定期検査の実施時点において、維持保全計画書が作成されておらず、中には、日常の始業点検以外には定期的な点検・整備を行っていないものがある。

② 製造者が同一で同様の仕様とみられる遊戯施設について、維持保全計画書を作成し、日常の始業点検に加え、３か月ごとなどの定期的な点検を行っているものがある一方、維持保全計画書が作成されておらず、日常の始業点検しか行っていないものが４遊園地等事業者で５施設ある。

③ 「維持保全計画書の作成手引き」では、定期点検の計画表（点検項目、点検周期等）及びその履歴表（点検年月日、点検項目、実施者等）や、定期的な交換を要する部品・消耗品のリストを作成するとともに、部品交換履歴表（部品名、部位、交換期日等）等を記載する事項として示している。昇降機センターでは、製造者から消耗部品の交換時期が示されていたにもかかわらず、指定どおりの時期に交換していなかった部品が破損した事故があるとしており、部品交換については、遊戯施設の維持保全を図っていく上で、重要な要素の一つと考えられる。

緊急点検実施時点において維持保全計画書が未作成である113施設においては、定期検査以外にも点検・整備を行っているとするものもあるが、２遊園地等事業者の６施設においては、部品交換の記録がなく、過去の部品交換の実施状況等が把握できないものとなっている。

④ 維持保全計画書を作成している179施設（緊急点検を契機として作成した28施設を含む。）においては、同計画書や定期検査等により、維持保全を行っているとしているが、このうち12遊園地等事業者の39施設（21.8%）は、維持保全計画書に点検の計画や部品交換履歴等が記載されていない。この中には、ⅰ）製造者による取扱説明書において、１年ごとに交換する部品やオーバーホールの実施が記載されていながら、その内容が維持保全計画書に反映されていないものや、ⅱ）「維持保全計画書の作成手引き」をそのまま当該遊戯施設の維持保全計画書としており、当該遊戯施設の具体的な状況に即したものとなっていないものなど

がある。

点検の計画や部品交換履歴等が記載されていない理由について、調査対象遊園地等事業者は、業務が多忙であること、保守・部品交換の状況は委託している点検業者が把握しており支障がないこと、部品の交換時期や交換基準は製造者でなければ作成が困難であることなどを挙げている。中には、「維持保全計画書は、加盟する事業者団体からの指導があったため形式的に作成したものであり、実際に活用する考えで作成したものではない」とするものや、実際の維持保全業務においては維持保全計画書を活用していないなどとする遊園地等事業者もみられる。

エ　維持保全計画書の内容の充実に関する関係者の意見等

国土交通省では、現在、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において、維持保全計画書の内容を充実する方向で検討している。この点について、調査対象72遊園地等事業者における遊戯施設の所有者、運行管理者、保守担当者等関係者163人の意見等を聴取したところ、内容の充実に賛成（必要）とする者が52人（31.9%）、反対（不要）とする者が22人（13.5%）、どちらとも言えないとする者が89人（54.6%）となっている。

この理由等をみると、次のような状況にある。

① 賛成（必要）とする52人は、その理由として、維持保全計画書の作成は、遊戯施設の安全確保や遊園地等事業者の安全確保に対する意識の向上に寄与する等維持保全計画書の作成の意義、必要性を挙げているものが最も多い（14人）。また、法令で維持保全計画書の作成を義務付けるべきとの意見もみられる（３人）。

② 反対（不要）とする22人は、その理由として、内容は現行のもので十分とするものが最も多い（６人）。この中には、内容の充実より、維持保全計画書の法的な位置付けの明確化が必要との意見がある（３人）。

③ どちらとも言えないとする89人は、その理由として、維持保全計画書の作成の必要性を認めつつも、事務の負担が大きいこと（９人）、内容の充実より、内容の確実な実行や遵守の方が問題であること（７人）な

どを挙げている。なお、内容の充実に賛成（必要）とする者の中にも、現行の「維持保全計画書の作成手引き」の内容は、複雑で実効性がないため、簡素化し、実用可能なものとすべきとの意見がみられる（４人）。

④　賛成（必要）とする者、反対（不要）とする者、どちらとも言えないとする者、それぞれにおいて、維持保全計画書の作成に当たって、製造者の関与を求める意見がある（５人）。

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、維持保全を的確に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

①　最近の遊戯施設における事故の発生状況を踏まえ、維持保全計画書の作成を推進するため必要な指針を策定するなど、遊戯施設の所有者等における維持保全の徹底について制度の見直しを検討すること。

②　維持保全計画書の実効性を確保するため、特定行政庁に対し、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、的確な内容の維持保全計画書が作成されるよう必要な指導を行うことを要請すること。

③　実効性ある維持保全計画書の作成のためには、遊戯施設の構造上の特徴を最も把握している製造者の協力が不可欠であり、国土交通大臣が定める指針等において、遊戯施設の所有者等が製造者の協力を得て維持保全計画書を作成することを奨励すること。

（２）定期検査報告の的確な実施

（制度の概要）

遊戯施設の所有者等は、法第 12 条第３項において、当該遊戯施設について、定期に、検査資格者に検査をさせ、定期検査報告を行わなければならないとされている。国土交通省は、当該検査の基準として、昇降機センターが定める「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2004 年版（平成 16 年１月作成）」におけるＪＩＳ検査標準を周知し、これにより検査を実施するよう指導している。このＪＩＳ検査標準においては、遊戯施設の所有者等は、施設の車輪軸について年１回、探傷試験を実施しなければならないとされている。

また、定期検査報告は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第６条第１項により、おおむね６月から１年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期ごとに、特定行政庁に提出することとされており、同条第３項において、特定行政庁が条例・規則で定める書類を添えて報告しなければならないとされている。実際には、全国のほとんどの特定行政庁では、昇降機センターが標準様式として定めた「遊戯施設定期検査成績表」及び「遊戯施設検査表」（ウォータースライドの定期検査報告に当たっては、「ウォータースライド定期検査成績表」及び「ウォータースライド検査表」）を添付するよう指導している。当該様式によると、検査の結果、問題がみられない検査項目については「Ａ（指摘なし）」に○印を付し、建築基準法令で定める基準又はＪＩＳ検査標準に適合しない箇所がみられる場合には、該当する検査項目について「Ｃ（法不適合又は要修理）」に○印を付すとともに、報告書の特記事項欄にその概要を記載することとなっている。また、今後、「Ｃ（法不適合又は要修理）」へ移行する可能性がある箇所については、該当する検査項目について「Ｂ（指摘なし（要注意））」に○印を付すとともに、「Ｃ」判定時と同様、報告書の特記事項欄にその概要を記載することとなっている。

なお、法第 101 条第１項第２号において、定期検査報告をせず、又は虚偽の報告をした者は 100 万円以下の罰金に処することとされている。

遊戯施設の所有者等から提出される定期検査報告の大半は、地域法人により受け付けられた後、地域法人から特定行政庁に提出されている。

この地域法人とは、昭和 45 年の建築基準法の改正によって、現在の定期

検査報告制度が導入された際、建設省通達「建築基準法第 12 条第１項及び第２項に規定する特殊建築物の定期調査報告及び昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について」(昭和 46 年 12 月 28 日付け住指発第 917 号及び第 918 号。以下「定期報告推進通知」という。）により、特定行政庁の指導監督の下に設立を促された団体であり、ⅰ）遊戯施設に関する台帳の整備、ⅱ）遊戯施設の所有者等に対する定期検査報告提出通知（又は特定行政庁の委託を受けて指示)、ⅲ）管内検査資格者の把握・指導、ⅳ）定期検査報告業務の受託、ⅴ）関係方面へのＰＲ及びⅵ）その他定期検査報告制度の周知徹底のために必要な措置を行うことなどとされていた。

当該通達は、「定期報告制度の運用上の留意事項について」（平成 12 年３月 31 日付け建設省住指発第 192 号。以下「定期報告運用通知」という。）において「現行制度の初動期における準備として既に目的を達したことから、明確化のため」に廃止することとされているが、地域法人は、通達の廃止後においても、定期検査報告の受付、遊戯施設に関する台帳の整理、定期検査報告の提出を証明する定期検査報告済証の発行等を実施しており、現在では、地域法人ごとに業務の内容や実施方法は異なっている。

（調査結果）

ア　定期検査報告の励行確保

今回、調査対象とした 64 特定行政庁における定期検査報告の受付件数は、平成 16 年度 1,439 件、17 年度 1,429 件、18 年度 1,411 件、未報告の件数は、平成 16 年度 43 件、17 年度 47 件、18 年度 96 件となっている。未報告のものの中には、次のとおり、特定行政庁において、報告の対象となる遊戯施設を的確に把握していないものや、報告の督促が行われていないものなどの不適切な状況がみられる。

①　調査対象 64 特定行政庁にウォータースライドに関する建築確認・検査の実施状況、指導監督状況のみを調査した１特定行政庁を加えた 65 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までの定期検査報告の提出状況について調査したところ、遊戯施設の設置後１年以上を経過しているにもかかわらず、特定行政庁が適切に把握していなかったため、一度も定期検査

報告が提出されていない遊戯施設が次のとおりみられる。

ｉ） ７特定行政庁に設置されているウォータースライド 11 施設について、一度も定期検査報告が提出されていない。

このうち、８施設は、国土交通省が平成 19 年５月 23 日付けで実施を要請した緊急点検によって発覚したものであり、残る３施設は当省の調査の際に発覚したものである。

このように、ウォータースライドに係る定期検査報告が長期間にわたり提出されなかった理由としては、a）平成 12 年構造告示において、ウォータースライドが遊戯施設として位置付けられたが、それ以前に設置されたものについては建築確認が不要であったことから、特定行政庁がその存在を設置当初から把握していなかったこと、b）平成 12 年構造告示が定められた以降において、特定行政庁が管内のウォータースライドについて積極的な把握を行っていなかったこと、c）ウォータースライドの所有者等に対して、定期検査報告の提出が義務付けられたことが十分に周知されていないことが挙げられる。

なお、国土交通省は、平成 19 年８月 28 日に「ウォータースライドの事故防止について」（平成 19 年８月 28 日付け国住指第 2040 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）を都道府県に通知し、この中で、ウォータースライドについて、同年５月 23 日付け緊急点検において要請した報告がされていない遊戯施設がないか調査し、その結果を速やかに報告するよう求めている。

ⅱ）遊戯施設の所有者等に対して定期検査報告を提出するよう督促が行われていないため、設置（平成 16 年７月）以来一度も同報告が提出されていない遊戯施設がみられる（１特定行政庁、１施設）。

② 調査対象 64 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までの間の定期検査報告の提出を求める旨の督促（以下「督促」という。）の実施状況を調査したところ、次のとおり、督促が適切に行われていない状況がみられる。

ｉ）督促を行っていないとしているものが２特定行政庁みられるが、これらの管内では、平成 16 年度に８施設、17 年度に８施設、18 年度に 36

施設の定期検査報告が提出されていない。

ⅱ）特定行政庁が督促したにもかかわらず未報告のままとなっており、その後の指導が行われていない遊戯施設が、平成 16 年度に２特定行政庁で７施設、17 年度に３特定行政庁で 10 施設、18 年度に３特定行政庁で 16 施設ある。

この中には、毎年 11 月に督促を行うこととしていることから、夏季のみ稼働するウォータースライド等については休止中に督促が行われているものがある。また、報告期限が５月末までとされている遊戯施設についても督促が 11 月に行われ、５か月間放置されている。

ⅲ）地域法人の督促に応じない遊戯施設の所有者等について、地域法人から特定行政庁に連絡しているにもかかわらず、特定行政庁が当該所有者等に対して指導していないため、未報告となっている遊戯施設が、平成 16 年度に３特定行政庁で８施設、17 年度に３特定行政庁で８施設、18 年度に２特定行政庁で６施設ある。

ⅳ）特定行政庁が遊戯施設の所有者等に対して督促を行ったとしているが、当該所有者等が承知していなかったため、当該遊園地内のすべての遊戯施設について、報告が１年分提出されていないものがある（１特定行政庁、12 施設）。

イ　定期検査報告に係る業務における地域法人の関与の明確化

①　全国 29 地域法人のうち、調査対象 19 地域法人における特定行政庁からの業務の受託状況を調査したところ、次のとおり、地域により、その役割や位置付けが区々となっている状況がみられる。

ⅰ）地域法人の業務を定めた定期報告推進通知が廃止された後、地域法人の位置付けや役割が不明確なものとなっていることから、管内の特定行政庁との間で業務委託契約を締結している例がみられる（５地域法人）。

ⅱ）特定行政庁が、昇降機及び遊戯施設の定期検査報告に係る業務の一部について代行を依頼する旨、地域法人に通知するとともに、事務処理要領を示し、両者の関係を明確化している例がみられる（１地域法人）。

ⅲ）地域法人と特定行政庁との間で、役割や業務の手順を示さないまま地

域法人が定期検査報告業務の一部を行っており、役割や責任の所在が不明確となっているものがみられる（11 地域法人）。

この中には、定期検査報告を地域法人が受け付けることとなっているが、実際には、県建築士会が受け付けているものがみられる。当該県では、特定行政庁、地域法人及び県建築士会のそれぞれの役割を示す書類はないなど、責任の所在が不明確な状況となっている。

ⅳ）中部ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会は、特定行政庁との間で契約を締結していないものの、特定行政庁との間で業務委託契約を締結している各府県単位の地域法人から再委託を受けて業務を実施している。その概要は次のとおりである。

ａ）中部ブロック昇降機等検査協議会は、中部地域（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する特定行政庁と協力して、管内の遊戯施設、昇降機等の定期検査報告に係る業務を担っている。このうち石川県、福井県、静岡県及び愛知県内の特定行政庁は、それぞれ、各県内にある地域法人との間で法第 12 条に基づく定期検査報告に関する業務（報告対象物件の把握・整理、定期検査の通知、定期検査報告済証の発行、督促通知書の印刷及び配布、定期検査報告をしない者に対する督促・指導等）について委託契約を締結しており、各県内の地域法人は、特定行政庁の承認を得た上で、同検査協議会に再委託している。一方、富山県、岐阜県及び三重県内の特定行政庁は、委託契約等を締結している地域法人はないが、事実上、石川県等が再委託している内容と同じ業務を同検査協議会に委託している。

遊戯施設の定期検査報告は、遊戯施設の所有者等から、まず全日本遊園施設協会（注）に提出され、報告書の技術的チェックが行われた後に、中部ブロック昇降機等検査協議会に提出され、そこで書面審査が行われ、さらに、石川県、福井県、静岡県及び愛知県内の特定行政庁に対する報告については、それぞれの県内にある地域法人を経由して提出されている。このため、所有者等の全日本遊園施設協会への提出日から特定行政庁に届くまでにおおむね２週間から１か月を要し、

中には２か月程度を要しているものもみられる。

これらの手続に当たっては、遊戯施設の所有者等は、定期検査報告書の作成に係る指導料等として、全日本遊園施設協会に対して、１遊戯施設当たり 2,500 円（同協会の会員は 1,500 円）を支払い、中部ブロック昇降機等検査協議会に対しては、１遊戯施設当たり 1,500 円を支払っている。

なお、静岡県では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の施行を受けて、個人情報の取扱を契約書において明確にする観点から、中部ブロック昇降機等検査協議会と委託契約を締結し、同検査協議会から直接特定行政庁に報告が届くようにする予定であるとしている。

（注）全日本遊園施設協会とは、主に遊園施設等の設計、製造及び販売業者又は遊園施設等を所有し、あるいは運営管理をする企業を会員として組織された団体で、平成 19 年７月現在、正会員 28 社、賛助会員５社で構成されている。

全日本遊園施設協会は、遊戯施設の所有者等から定期検査報告を受け付け、技術的な指導を行った後に地域法人に提出するという業務を実施しており、平成 18 年度は全国で 1,433 件の定期検査報告を受け付けているとしている。なお、中部ブロック昇降機等検査協議会の管内に所在する遊戯施設に係る定期検査報告は、必ず同協会を経由した後に同検査協議会に提出されることとなっているが、同検査協議会は、この理由について、遊戯施設を専門に審査できる職員がいないためとしている。このような状況は、北関東ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会にもみられる。

また、東北地域（青森県、岩手県、宮城県（仙台市を除く。）、秋田県、山形県及び福島県）に所在する遊戯施設から定期検査報告が提出された場合には、全日本遊園施設協会が地域法人と同様に、同報告の形式審査（記載漏れ等の確認）や技術的な指導を行った後に関係する特定行政庁に提出するとしている。

b）近畿ブロック昇降機等検査協議会は、近畿地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する特定行政庁と協力して、管内の遊戯施設、昇降機等の定期検査報告に係る業務を担っている。このうち大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の各特定行政庁は、それぞれ各府県内にある地域法人との間で法第 12 条に基づく定期検査報告に関する業務（定期検査報告の対象となる遊戯施設の把握及び台帳の整備、事前通知の実施及び啓発、定期検査報告の形式審査、特定行政庁への提出等）について委託契約を締結しており、各

府県内の地域法人は、同検査協議会との間で覚書を交わすことで、遊戯施設、昇降機等に係る業務を同検査協議会に再委託している。一方、滋賀県及び京都府内の特定行政庁は、委託契約等を締結している地域法人はないが、事実上、大阪府等が再委託している内容と同じ業務を同検査協議会に委託している。

近畿ブロック昇降機等検査協議会の管内における遊戯施設の定期検査報告は、遊戯施設の所有者等から、まず全日本遊園施設協会関西支部に提出され、報告書の技術的チェックが行われた後に、同検査協議会に提出され、そこで書面審査が行われ、特定行政庁に報告されることとなっている。ただし、奈良県内の特定行政庁及び兵庫県への定期検査報告にあっては、同検査協議会の書面審査の後に、更に各県内の地域法人を経由して特定行政庁に報告されることとなっている。このため、所有者等の全日本遊園施設協会関西支部への提出日から特定行政庁に届くまでにおおむね２週間から１か月を要し、中には２か月程度を要しているものもみられる。これらの手続に当たっては、遊戯施設の所有者等は、定期検査報告書の作成に係る指導料として、全日本遊園施設協会に対して、１遊戯施設当たり 2,500 円（同協会の会員は 1,500 円）を支払い、近畿ブロック昇降機等検査協議会には、１遊戯施設当たり 1,600 円を支払っている。また、同検査協議会は、遊戯施設の所有者等から支払われた指導料のうち、１遊戯施設当たり 360 円を、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各府県内にある地域法人に毎月支払っている。

なお、近畿ブロック昇降機等検査協議会では、平成 19 年 12 月頃までに法人格（有限責任中間法人）を取得し、直接、特定行政庁との間で委託契約を締結する予定であるとしている。

② 調査対象 19 地域法人における遊戯施設の定期検査報告業務の実施状況について調査した結果、次のとおり、地域法人の業務の実施状況は地域によって異なるものとなっており、中には不適切なものがみられる。

ｉ）定期検査報告の提出状況等に係る台帳を整備しているものが 16 地域法人みられる。このうち 14 地域法人は、特定行政庁から新たに完了検

査を終えた遊戯施設に係る情報の提供を受けて台帳を更新することで、新たに定期検査報告を提出するべき遊戯施設について把握漏れが生じないよう工夫している。

また、特定行政庁は、地域法人が整備した台帳の提供を受けて、法第12 条第７項において整備することとされている台帳の整備に活用している。

しかし、当省の調査の結果、地域法人が整備している台帳に、記載の誤りや記載漏れの事項があり、十分な管理が行われていないもの（２地域法人）がみられる。

ⅱ）調査対象地域法人のうち、12 地域法人では、特定行政庁と連携して、定期検査報告の報告期限を遊戯施設の所有者等に事前に通知している。

一方、残る７地域法人においては、当該通知を行っていないが、これらの地域法人が業務の対象とする区域の 14 特定行政庁を調査したところ、このうち 11 特定行政庁において通知が行われていない。平成 16 年度から 18 年度までの間について、事前通知が行われていないこれらの 11 特定行政庁における定期検査報告の提出状況をみると、５特定行政庁では、毎年数件程度、定期報告が提出されていない遊戯施設がみられる。

ⅲ）定期検査報告を受け付けた後、記載漏れや押印漏れ等の確認などの形式審査を実施した後、特定行政庁に定期検査報告を転送しているものが 17 地域法人みられる。

これらの 17 地域法人について、定期検査報告が地域法人に提出されてから特定行政庁に到達するまでの所要日数を確認したところ、東北地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）の定期検査報告の中に、「Ｃ（要修理）」の判定を受けた検査項目がある報告であるにもかかわらず、定期検査の実施から特定行政庁に到達するまでに 47 日間を要しているものがみられる。また、調査対象 267 施設のうち、定期検査報告の義務がある 227 施設について、その定期検査の結果を確認したところ、25 施設に「Ｂ（指摘なし（要注意））」判定がみられるが、このうち９施設については地域法人に提出されてから特定行政庁に報

告が到達するまでに１か月以上を要している。

ⅳ）定期検査報告を提出した遊戯施設の所有者等に対して、定期検査報告済証を交付しているものが 17 地域法人みられる。当該報告済証は、昇降機センターが全国統一の標準様式として作成したもので、遊戯施設に貼り付けることで定期検査が実施されていることを示すためのものであるが、次のとおり、地域法人によって交付の方法が異なる状況がみられる。

ａ）「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定がある報告を除き、定期検査報告書を特定行政庁に提出し、特定行政庁から副本等が返送されるのを待って、副本と併せて報告済証を検査資格者又は所有者等に送付しているものが６地域法人ある。なお、「Ｃ」判定がある報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。

ｂ）「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定がある報告を除き、定期検査報告書を特定行政庁に提出した後、特定行政庁から副本が返送されるのを待たずに、報告済証を検査資格者又は所有者等あてに送付しているものが８地域法人ある。なお、「Ｃ」判定がある報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。

ｃ）「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定の有無にかかわらず、地域法人において定期検査報告の提出を受けた際、報告に記載漏れがなければ、速やかに報告済証を発行し、検査資格者又は所有者等に送付するとしているものが３地域法人ある。

ⅴ）定期検査報告が未報告となっている遊戯施設の一覧を整理するなど、特定行政庁が行う督促に何らかの協力をしているものが 16 地域法人みられ、これらの地域法人における協力の内容をみると、次のとおり、地域によって役割が異なっている状況がみられる。

ａ）未報告者に対して、地域法人が督促（通知）を実施し、その結果、依然として報告されない遊戯施設について、特定行政庁に連絡するとしているものが７地域法人ある。

ｂ）自ら督促（通知）は行わないが、未報告となっている遊戯施設のリストや通知文等を作成し、特定行政庁に送付することで、特定行政庁

が行う督促に協力しているものが５地域法人ある。

ｃ）特定行政庁が作成した督促状等を地域法人が発送することとしているものが３地域法人ある。

ｄ）特定行政庁ごとに、上記 a）の方法による場合と上記 b）の方法による場合があるものが１地域法人ある。

なお、これらの取組によっても報告が励行されていない場合がある（前述アの②参照）。

③　調査対象267施設のうち、定期検査報告の義務がある227施設について、地域法人を経由して報告していることが確認できた遊戯施設は 204 施設に上り、多くの報告が地域法人を経由して特定行政庁に提出されている。

これは、前述イの①のとおり、特定行政庁が契約により地域法人に対して定期検査報告業務を委託しているものがあること、定期報告推進通知以降の慣習として行われているものがあることのほか、次のとおり、特定行政庁のホームページや通知文書において、遊戯施設の所有者等に定期検査報告が地域法人を経由して提出しなければならないと誤認されるおそれがある表現がみられることによるものと考えられる。

ｉ）特定行政庁のホームページにおいて、定期検査報告の提出先として、地域法人のみを記載しているもの（12 特定行政庁）

ⅱ）定期検査報告の提出を求める事前通知又は督促文書に「提出窓口」として地域法人のみが記載されているもの（７特定行政庁）

定期検査報告は、法第 12 条において、遊戯施設の所有者等が特定行政庁に提出することとされており、また、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 37 条では、届出が、法令に定められた形式上の要件に適合している場合は、法令により当該届出の提出先とされている機関に到達したときに、手続上の義務が履行されたものとするとされている。このため、遊戯施設の所有者等は、特定行政庁に定期検査報告を提出することで、届出の義務を果たすことになる。しかし、前述ｉ）及びⅱ）のように、特定行政庁が文書やホームページにおいて、定期検査報告の提出先として地域法人のみを記載することにより、直接特定行政庁に提出することができないものと遊戯施設の所有者等に誤解させている可能性がある。すなわち、法律

上義務のないこと又は法律上の根拠のないことについて、それがあるかのような外観を呈しており、このことは、行政手続法の適正な手続の確保という趣旨から適当ではないと考えられる。

④　国土交通省は、定期報告推進通知以降、地域法人の取扱いについて特段の指示等を行っていないが、定期報告運用通知及び「定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）」（平成15年7月9日国住指第1184号）において、地域法人の行う定期検査報告の受付代行業務の性格について、「地域法人が実施している定期報告代行業務については、特定行政庁の行うべき行政行為としての報告の受理を代行するものではない」との見解を通知している。

以上のように、定期検査報告における地域法人の役割や特定行政庁との関係が地域により区々となっており、また、地域法人の中には、定期検査報告が地域法人に提出されてから特定行政庁に到達するまでに1か月以上を要しているなど、業務の実施状況に不適切なものがみられる。

現在、地域法人は、建築基準法令上に位置付けられた団体ではなく、特定行政庁の条例等においても地域法人の位置付け等について規定するものはない。一方で、特定行政庁のホームページや公文書において、地域法人への定期検査報告の提出を求めるなど、地域法人を経由して提出しなければ特定行政庁は受け取らないと誤解されるおそれがあるものがみられる。法令上、定期検査報告は、特定行政庁に提出することとされており、特定行政庁に報告が到達したときに遊戯施設の所有者等の届出の義務が履行されたことになる。仮に、地域法人が定期検査報告の審査に長期間を費やし、定期検査報告の期限を徒過した場合には、その責任の所在が不明確となり、遊戯施設の所有者等の不利益になるおそれがある。また、本来、特定行政庁に直接提出すれば、特段の費用が必要ないにもかかわらず、地域法人を経由することで、遊戯施設の所有者等はその施設数に応じて指導料を支払わねばならなくなっている例がみられ、経済的な負担となっている。

ウ　定期検査報告の審査等の適正化

調査対象64 特定行政庁における定期検査報告の審査及び報告内容に基づ

く対応状況を調査した結果、次のような状況がみられる。

① 調査対象 64 特定行政庁において、検査資格者が実施している定期検査の内容の積極的な把握の有無について聴取したところ、63 特定行政庁において、検査の内容は定期検査報告書により確認する程度であり、積極的に確認していないとしており、同報告書に「C（法不適合又は要修理）」判定の記述がみられない限り、現地において確認することはないとする特定行政庁が多くみられた。

一方で、多くの特定行政庁では、現在の定期検査報告の様式は簡略化されているため、探傷試験を実施したかどうかを含めて、ＪＩＳ検査標準に基づいて検査が行われていることを確認することが困難であるとしており、一部の特定行政庁からは、検査資格者から問題なしとして報告されたものについては、それ以上追求することが難しい現状であるという意見も聞かれた。

さらに、「特定行政庁は遊戯施設に対して指導を行う能力に欠ける」といった新聞報道等が見受けられることに関連して、今後の遊戯施設の規制の枠組みについてどうあるべきかについて、特定行政庁の職員に意見を求めたところ、回答者 72 人のうち 46 人が、「国に遊戯施設を専門に扱う部局を設置し、その部局に管理等の機能を集約させるべき」としており、特定行政庁では、通常の工作物と異なる遊戯施設の特殊性・専門性に苦慮している状況がうかがわれる。

② 調査対象 64 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までに提出された遊戯施設に係る定期検査報告の内容について調査したところ、次のとおり、「C（法不適合又は要修理）」判定の記述がみられる報告書は、少ないものとなっている。

ⅰ）各特定行政庁に提出された遊戯施設の定期検査報告の総数は、平成 16 年度 1,439 件、17 年度 1,429 件、18 年度 1,411 件であり、このうち「C」の判定がある報告は、平成 16 年度 7 件（総数の 0.49%）、17 年度 12 件（同 0.84%）、18 年度 14 件（同 0.99%）となっている。

ⅱ）平成 16 年度から 18 年度までの間に、遊戯施設の所有者等から「C」の判定の記述がみられる定期検査報告を受け取った特定行政庁は、10

特定行政庁となっている。

③　これらの状況を踏まえ、特定行政庁における定期検査報告に係る指導等の状況について調査したところ、遊戯施設の所有者等に対して毎年１回、遊戯施設の構造面、運行管理面、事故発生時の対応等について立入検査を実施し、後日、所有者等から改善報告を徴収するなど、定期検査の内容等を自ら積極的に確認しているものが１特定行政庁においてみられるが、一方で、次のとおり、特定行政庁から遊戯施設の所有者等に対して指導が十分行われていないことなどにより、不適切な状況がみられる。

ⅰ）定期検査の結果、検査資格者に遊戯施設の不具合を指摘されているにもかかわらず、「Ａ（指摘なし）」判定と記載して特定行政庁に報告している事業者に対して、特定行政庁からの指導がなかったもの（１件）

ⅱ）検査資格者から「Ａ（指摘なし）」判定の報告を受け、特定行政庁に報告しているにもかかわらず、定期検査の４、５か月後、車輪の脱落や客席固定部分の腐食が原因で事故が発生しているものがあるが、事故に至るまでに特定行政庁からの指導がなかったもの（２件）

ⅲ）検査項目に「Ｃ（要修理）」判定の記載がみられる報告書を受け取っているにもかかわらず、所有者等に対して運行を中止するよう指導を行っていない特定行政庁がある。一方、「Ｂ（指摘なし（要注意））」判定の遊戯施設に対しても改善を通知する特定行政庁があるなど、特定行政庁によって対応に差異がみられる（４件）。

④　調査対象 267 施設のうち、車輪軸を有する遊戯施設について、探傷試験の実施状況等を調査したところ、次のとおり、区々となっている状況がみられる。

ⅰ）サイクルモノレール等の低速で走行する遊戯施設の所有者等において、高速で走行するジェットコースターとは異なり、自らの施設に探傷試験は必要ないと考えており、また、特定行政庁から指導がなかったため、これまで車輪軸の探傷試験を実施しておらず、コースターに関する緊急点検において、初めて実施しているものがある。

ⅱ）特定行政庁の中には、仮に車輪軸に損傷が生じても大きな事故につながるおそれのない遊戯施設について、探傷試験を義務付けまでする必要

はないと判断して、サイクルモノレール等の低速な施設については、探傷試験の実施を義務付けていないものがある。

iii）ＪＩＳ検査標準の中で実施することとされている「車輪軸」の探傷試験について、「車輪軸」の定義や範囲が明確にされていないために、遊戯施設の所有者等に対する同試験の実施の指示内容が特定行政庁ごとに区々となっている。

また、「コースターその他これに類する高架の遊戯施設（軌条を走行するもので勾配が５度以上のもの）」という条件に当てはまれば、すべて探傷試験を実施することとされていることについては、遊園地等に従事する職員及び特定行政庁の職員から多くの反対意見が聞かれた（前述１のオ参照）。

（所見）

したがって、国土交通省は、定期検査報告の的確な実施及び実効性の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 特定行政庁に対し、定期検査報告の提出が励行されるよう遊戯施設の所有者等への指導を徹底することを要請すること。

② 定期検査報告は直接特定行政庁に提出することができることを、遊戯施設の所有者等に対して明らかにするよう特定行政庁に要請すること。

また、地域法人において受け付ける場合であっても、「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定の検査内容を含む報告については直ちに特定行政庁に情報提供し、形式上の要件に適合している報告については速やかに特定行政庁に送付することを地域法人に指導するよう特定行政庁に要請すること。

さらに、特定行政庁に対し、地域法人が行う定期検査報告に係る業務の範囲、処理期間、個人情報や企業秘密などの情報に係る取扱いなどについて契約等により具体的に定めた上で、その内容を遊戯施設の所有者等に周知・徹底するよう要請すること。

③ 遊戯施設の所有者等がＪＩＳ検査標準等に基づき適切に検査資格者に検査を実施させていることが特定行政庁において確実に把握できるように定期検査報告の様式を見直すとともに、定期検査報告の内容に応じて適切な措

置を講ずるよう特定行政庁に要請すること。

④　ＪＩＳ検査標準等の定期検査の項目、方法等について、遊戯施設の製造者や所有者等の意見等も勘案して、施設の使用実態や安全性能に即したものに見直した上で、法令に明確に位置付けるとともに、管内の遊戯施設の所有者等にＪＩＳ検査標準に即した検査の実施を遵守させるよう特定行政庁に要請すること。

４　運行管理の的確な実施

（制度の概要）

遊戯施設の事故は、設計等に起因するものを除き、維持保全の面に起因するものと、運行管理の面に起因するものの二つがあると考えられており、遊戯施設の運行管理は、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上で重要なものであるが、その実施について法令上で規定されていない。

建設省では、前述の維持保全計画書の作成と同様、昇降機センターが作成した「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」を特定行政庁及び各遊園地等事業者に送付（昭和52年５月27日付け建設省住指発第401号建設省住宅局建築指導課長通知）し、当該規準の中で、運行管理規程の作成や救急体制の整備等遊戯施設の所有者等の遵守事項等を示している。また、当該規準については、特定行政庁に対し、「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成２年４月25日付け建設省住指発第176号建設省住宅局建築指導課長通知。以下「平成２年事故防止通知」という。）により、当該規準を活用し、事業者における運行管理規程の作成や運行管理者の選任等について指導を徹底するよう通知している。

さらに、平成２年事故防止通知において、初期故障による事故の発生を未然に防止するため、遊戯施設の使用開始後おおむね１か月以内に、当該遊戯施設の維持及び運行管理の状態について点検（以下「運行管理初期点検」という。）を行い、その結果を特定行政庁あて報告するよう指導することとされている。その具体的な点検内容については、昇降機センターが「遊戯施設の運行管理初期点検要領」として報告様式や運行管理者の選任、運行管理規程の整備、事故発生時の体制の整備等の点検事項を定め、これを、建設省は、「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成３年３月11日付け建設省住指発第76号建設省住宅局建築指導課長通知）により、特定行政庁に送付し、遊戯施設の運行管理に関する指導監督において活用するよう指導している。

遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準は、平成12年に昇降機センターにおいて、全面的に見直しが行われ、「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」として再構成されている。これらの作成手引について、建設省は、安全対策依頼通知により、遊園地経営者の業界団体である東日

本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、関係事業者への周知を依頼している。この「運行管理規程の作成手引き」では、運行管理規程の作成の単位を「各遊園地及び所有者等が同一の遊戯施設をひとかたまり」とすることができるとされ、また、記述すべき事項について、運行日誌の作成・保存、利用者に対する注意事項の掲示、運行の中止等の基準、事故発生時の措置・特定行政庁への報告、教育及び訓練等が示されている。なお、遊戯施設の運行管理初期点検要領において、運行管理規程の作成の有無が点検事項の一つとされているほか、運行管理規程に記述すべき事項の一部も、同点検の点検事項とされている。

（調査結果）

今回、72遊園地等事業者及びこれらに設置されている遊戯施設の中から抽出した267施設における運行管理の実施状況等を調査した結果、次のとおり、運行管理が的確に行われていない状況がみられる。

ア　遊園地等事業者における運行管理規程の作成状況

調査対象72遊園地等事業者の267施設についての運行管理規程の作成状況をみると、遊戯施設が既に廃止されたことから運行管理規程の内容を確認できなかった１施設を除く266施設のうち、213施設（80.1%）については緊急点検以前から作成済みとなっており、３施設（1.1%）については緊急点検を契機として新たに作成され、合わせて216施設（81.2%）について作成されている。一方、残りの50施設のうち、17施設（6.4%）については作成中であるが、33施設（12.4%）については作成に着手されていない。

緊急点検が実施される以前から作成済みとなっていた213施設以外の53施設について、緊急点検実施時点において未作成である理由（複数回答）をみると、維持保全計画書と同様、ⅰ）作成手引の送付先である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に加盟していないことなどから、作成手引の送付を受けていないことや、ⅱ）特定行政庁や製造者から、何らの指導や情報提供がなかったため、運行管理規程の作成について認識していなかったことを10遊園地等事業者（30施設）が挙げている。

なお、維持保全計画書と運行管理規程が共に作成されていない遊戯施設は、緊急点検を契機として作成されたもの及び作成中のものを含めると、17遊園

地等事業者で49施設ある。

イ　遊戯施設における運行管理の実施状況

調査対象72遊園地等事業者における遊戯施設の運行管理の実施状況をみると、特定行政庁における運行管理規程の作成に対する指導が十分行われていないこともあって、次のとおり、十分な安全確保措置が講じられていない状況がみられる。

① 運行管理規程が作成されておらず、運行中止基準を明文化していないものや、避難誘導訓練を実施していないものなど安全確保措置が十分なものとなっていないものがある（５遊園地等事業者）。

② 運行管理規程は作成されているものの、特定行政庁への事故報告について定めていないなど必要な事項が規定されていないものがある（４遊園地等事業者）。

③ 運行管理規程は作成されているものの、運行日誌を作成していないもの（３遊園地等事業者）や、年１回の安全教育を実施していないなど規定されている内容が実施されていないもの（２遊園地等事業者）がある。

このうち、運行日誌については、運行管理規程の作成手引において、遊戯施設ごとに備え、始業・終業点検及び試運転の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を記載することとされている。始業・終業点検の結果の記載は、日常的に遊戯施設の不具合に関する情報の収集に寄与するものであり、また、運転回数や利用者数の把握は、運行状況に応じた点検・整備の基礎情報となるものであるが、運行日誌を作成していない前述の３遊園地等事業者においては、点検結果についての記録はあるものの、運転回数や利用者数等の運行状況は記録されておらず、その状況を把握できない。

ウ　運行管理初期点検の実施状況

調査対象267施設のうち、運行管理初期点検の実施が必要となった平成３年度以降に設置された154施設について、同点検の実施状況をみると、点検を実施し、その結果が特定行政庁に報告されているものは50施設（32.5％）

となっている。残り104施設のうち、制度の内容を十分承知していなかったこと、失念したことなどを理由に、８施設（5.2%）は実施した点検の結果を特定行政庁に報告しておらず、６施設（3.9%）は点検を実施していない。

しかし、90施設（58.4%）については、遊園地等事業者及び特定行政庁ともに関係書類を保存しておらず、実施状況は不明となっている。これは、遊戯施設設置後かなりの年数が経過していることもあるが、さらに、次のような点も一因とみられる。

① 運行管理初期点検の点検事項には、運行管理者の選任や運行管理規程の整備など遊戯施設の所有者等が行う事項が含まれているが、遊園地等事業者の中には、遊戯施設を新設した場合の諸手続は製造者に任せ、運行管理初期点検は、設置時に製造者が実施し、特定行政庁に報告していると認識しており、遊園地等事業者が行うべきものとの認識に乏しいものがみられる。

② 特定行政庁においては、運行管理初期点検の実施の根拠である平成２年事故防止通知が発出されて以降、再度周知されておらず、本制度を承知していないとするほか、運行管理初期点検の報告は法令に基づくものではないため、督促等を行っていないとする意見等がみられる。また、平成２年事故防止通知は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行とともに効力を失っているとする特定行政庁もある。しかし、国土交通省は、平成２年事故防止通知は廃止されておらず、現在も有効なものであるとしており、運行管理初期点検の実施は、特定行政庁において、十分認識されていない。

エ　運行管理者に対する講習会への要望等

昇降機センターにおいて、昭和63年度から開催されている「遊戯施設の運行管理者等講習会」について、建設省は、平成２年事故防止通知において、特定行政庁に対し、遊戯施設の所有者等に周知を図り、運行管理者等の受講を促すよう指導することとしている。

しかし、本講習会については、次のとおり、調査対象72遊園地等事業者から、開催方法等の見直しを求める意見がみられる。

① ６遊園地等事業者では、当該講習会が開催されていることを承知していないとしており、開催案内の送付を望んでいる。

② 11遊園地等事業者では、開催地が東京都と大阪府のみであり、時間的・経済的制約から参加が困難としており、開催地の増加や巡回方式の導入等開催方法の見直しを望んでいる。

③ ３遊園地等事業者では、業務の多忙を理由に参加が困難としており、中には、開催時期として、閑散期である冬季を望んでいるものもみられる。

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、運行管理を的確に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

① 運行管理の重要性を踏まえ、運行管理規程の作成根拠の明確化など、適切な運行管理の徹底について制度の見直しを検討すること。また、運行管理初期点検結果の報告をより有効に活用するため、運行管理初期点検の在り方等を検討すること。

② 運行管理者等に対する講習会等の効果的な開催などにより、運行管理規程の作成及びその内容の遵守について、遊戯施設の所有者等に周知・徹底すること。また、運行管理規程の実効性を確保するため、特定行政庁に対し、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、的確な内容の運行管理規程が作成されるよう必要な指導を行うことを要請すること。

５　事故情報の活用

（制度の概要）

特定行政庁における遊戯施設の事故情報の把握及び活用は、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上で重要なものであるが、その実施について法令上で規定されていない。

このため、国土交通省では、「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）」（平成 17 年３月 31 日付け国住防第 3278 号国土交通省住宅局建築指導課長通知。以下「事故防止連携通知」という。）の中で、事故情報の把握について、特定行政庁は、利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、法第 12 条の定期報告に併せ、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した人身事故で社会的影響が大きいと認められる事故についての情報を提供するよう遊戯施設の所有者等に対する指導を行うとともに、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集を行うよう要請している。

また、安全対策依頼通知により、平成 12 年から作成することが勧奨されている運行管理規程において、「所有者等は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、所管の特定行政庁とあらかじめ相談のうえ、運行管理規程に定める。」こととされている。

（調査結果）

今回、調査対象とした64特定行政庁及び72遊園地等事業者における遊戯施設に係る事故の発生状況、事故情報の報告・収集状況等についてみたところ、次のような状況がみられる。

①　調査対象 64 特定行政庁における遊戯施設の所有者等からの事故報告等の仕組み等について調査したところ、遊園地等事業者や消防部局からの事故報告の仕組みを設けているのは、48 特定行政庁であり、特段の仕組みを設けていないものは、16 特定行政庁である。

事故報告の仕組みを設けている 48 特定行政庁のうち、ｉ）事故防止連携通知に基づき、警察及び消防等関係行政機関との連携や遊戯施設の所有者等からの報告により、事故情報を収集しているものが 19 特定行政庁みられる。

一方、ⅱ）事故防止連携通知によらず安全対策依頼通知に基づき作成された運行管理規程等の定めにより、事故の報告を受けているものが 21 特定行政庁でみられる。また、ⅲ）条例等により事故報告の独自の仕組みを設けているもの（２特定行政庁）、遊園地等所有者が市であり、市の内部で事故報告の仕組みを設けているもの（２特定行政庁）など、独自に事故報告の仕組みを設けているものが８特定行政庁みられる。このように、特定行政庁によって、その取組に相当な差異がみられる。

なお、事故報告の仕組みのない 16 特定行政庁の中には、その理由として、事故報告を求める根拠や必要性、活用方策、報告の範囲が明確でないためとしているものが６特定行政庁みられる。

② 調査対象 72 遊園地等事業者における平成 16 年度から 19 年度７月末までの事故の発生状況及び事故報告実績についてみたところ、次のとおり、遊園施設の所有者等から特定行政庁への事故報告が適切に行われていない状況がみられる。

ⅰ）調査対象の 72 遊園地等での事故の発生状況及び事故報告件数

調査対象の 72 遊園地等における当省が把握した事故発生件数は、83 件（安全装置の誤作動等で遊戯施設の運行を中止したもの等軽微なものも含む。）である。このうち、負傷者が生じているものは、重軽傷を含め 20 件で、乗客が 14 件、従業員が６件となっている。

負傷者が乗客であった 14 件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが 11 件、報告されていないものが３件となっている。また、負傷者が従業員である６件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが２件、報告されていないものが４件となっている。また、負傷者が生じなかった 63 件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが 14 件、報告されていないものが 49 件となっているなど、報告されていない事故が相当数ある。

ⅱ）報告の対象となる事故情報の範囲

調査対象の 72 遊園地等事業者のうち、事故（83 件）が発生している 20 遊園地等事業者について、運行管理規程における事故報告の規定を確認したところ、事故の定義や報告すべき範囲を明確に定めたものはない。また、

前述のとおり、事故防止連携通知により、遊戯施設の所有者等に報告が求められている事故情報は、人身事故で社会的影響が大きいと認められるものとされ、報告すべき範囲が限定されたものとなっている。

このため、負傷者が生じている 20 件の事故のうち、軽傷であることや負傷者が従業員であったことを理由として、特定行政庁に報告していない事故が７件みられる。このうち、負傷者が従業員であった事故４件中３件については、労働災害事故として労働基準監督署への報告が行われていたものであった。

ⅲ）類似の事故が連続して発生しているが、いずれの事故においても、特定行政庁へ事故報告が行われていない例

調査対象とした遊戯施設（コースター）の中には、運行係員の安全確認が十分でなかったことを原因とする追突事故が約１か月の間に連続して発生しているものがみられるが、当該遊戯施設の所有者等と特定行政庁の間には事故報告の仕組みが設けられておらず、連続して起きた二つの事故とも、特定行政庁に報告されていない。

③　調査対象 64 特定行政庁及び 72 遊園地等事業者の中には、次のとおり、独自に事故の届出及び公表の基準等を定めているもの及び事故情報を収集し、安全対策に活用しているものがみられる。

ⅰ）大阪府では、同機種事故の再発防止のため、遊戯施設における事故の届出と府民への公表を「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」（平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 101 号）で定めており、遊戯施設等において人身事故が発生した場合、当該施設の管理者に届出義務を課し、同種の事故の再発防止に必要な範囲で届出のあった事故情報を公表することとしている。

ⅱ）愛知県は、「遊戯施設の事故に関する公表基準（通知）」（平成 19 年５月 28 日付け 19 建指第 118 号愛知県知事通知）を定め、a)事故の原因が遊戯施設の維持管理及び施設の性能に起因するもの、b)人身事故で重傷以上の負傷又は死亡事故があったもの、c)その他、重大と判断されるもののいずれかに該当する場合は事故情報を公表することとしている。

ⅲ）調査対象とした遊園地等事業者では、事故情報を積極的に収集し、活用

しているものは、ほとんどみられないが、全国の遊園地に遊戯施設を有する事業者の中には、毎年３回、営業所長会議を開催し、自社及び他社の事故事例を資料として配布・説明し、事故防止の徹底を図っているものがみられる。

④　国土交通省は、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）において、過去３年間の遊戯施設に関する事故一覧（「遊戯施設における最近の事故情報（過去３年間）」）を資料として配布するとともに、ホームページにおいて、当該資料を公開している。しかし、当該資料は、事故の発生年月日、発生場所、状況及び被害の程度を整理したものにとどまり、事故情報の分析検討に資するために十分なものとは言い難いものとなっている。

⑤　72 事業者、65 特定行政庁及び 19 地域法人の関係者に遊戯施設の事故報告制度に関する意見を聴取したところ、次のとおり、事故報告の義務付けに肯定的な意見が多くみられる。

「罰則は必要ないが、遊戯施設の管理者に事故報告を義務付ける必要はある」と回答した者が 259 人中 135 人（52.1%）と最も多く、次いで「遊戯施設の管理者に事故報告を義務付け、違反した場合には罰則を科す」と回答した者が 259 人中 52 人（20.1%）となっており、両者を合わせて約７割が事故報告の義務付けに肯定的な意見を有している。また、両者のいずれかを回答した者のうち、「事故情報は、同種の事故の再発防止に役立つ」と回答した者が 106 人中 32 人（30.2%）と最も多く、次いで、「事故情報の義務付けによって、遊戯施設の管理者に責任を促すことができる」と回答した者が 106 人中 24 人（22.6%）となっている。また、事故報告の義務付けに際しては、「報告すべき内容の範囲の明確化を図ってほしい」という意見もみられる。

（所見）

したがって国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策の充実強化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

①　特定行政庁における安全指導が効果的に行われるよう、事業者からの事故

情報の報告及び各関係行政機関からの事故情報の収集を徹底するための仕組みを検討すること。その際、報告が必要な事故情報の範囲は、幅広く設定するよう検討すること。

② 報告された事故情報を同種の遊戯施設における事故防止に効果的に活用するため、独自に条例等で公表の取扱いを定めている例を参考に、事故情報を積極的に公表するよう特定行政庁に要請すること。

③ 事故情報の共有化やその分析・検討に資するため、遊戯施設及び事故について更に具体的な状況を記載したデーターベースを構築し、公開すること。

資料８

今後の検討課題について

エレベーターの技術基準の強化や定期報告制度の見直しのほか、建築設備等の事故防止対策について、これまでの部会の検討の中で、以下のような課題等が示されており、今後これらの課題について早急に具体策を取りまとめる必要がある。

（１）自動回転ドア等の安全対策の検討

○　転倒、転落、挟まれ等の危険性がある自動回転ドア、その他のドア、シャッター等の建築基準法上明確な位置づけのない設備や日常安全性の性能要求に係る規定の導入について検討を行う。

（２）第三者の専門家による認証・確認等の検討

○　重大事故発生の防止のための安全装置のうち、電磁ブレーキ、非常止め装置、油入緩衝器など建築確認・検査において十分なチェックが困難な装置・機器等の性能について、第三者の専門家が認証・確認等する制度を検討する。

○　遊戯施設の建築確認・検査に係る専門的能力を有する特定行政庁の人材が不足しているため、遊戯施設の建築確認・検査体制のあり方について検討する。

○　エレベーター等の品質の確保を図るため、製造工程等における品質管理のあり方について検討する。（基本制度部会業務報酬基準・工事監理小委員会の検討と連携）

（３）定期検査資格者制度の検討

○　現行制度では、検査者の処分手続きや罰則が法令上規定されておらず、実務経験詐称や粗雑な検査が明らかになった場合に適切な対応が困難である。また、エレベーターのブレーキパッドの摩耗やワイヤーロープの素線破断が見逃される例があるなど、検査者の能力に疑問がある場合がある。

○　罰則の適用を検討するとともに、定期検査資格者の資格要件の強化（講習内容や修了考査の見直し等）、法令改正に関する情報や新しい検査機器の使用方法等に関する定期講習の実施等により、検査者の能力の向上を図る。

（４）定期報告の着実な実施

○　特殊建築物と建築設備については報告率が６割前後であり、昇降機・遊戯施設についても定期報告対象であるにも関わらず報告のないものがあることから、定期報告が着実に実施されるような方策を検討する。

（５）所有者等が作成する維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底

○　維持保全・運行管理の実施体制、点検・検査、保守・部品交換、事故発生等緊急時の対応方法等について定めた維持保全計画等の内容の充実により、所有者等による適切な維持・運行管理の徹底を図る。

（６）不具合情報等の提供･共有方策の検討

○　部品の設計･製造上の欠陥によるエレベーター､遊戯施設等の不具合等があった場合、当該情報の共有・提供により、当該部品を使用している他のエレベーター、遊戯施設等についても､部品の改修等を速やかに実施する方策を検討する必要がある。

○　エレベーター、遊戯施設等の不具合情報等について、同様の不具合等の予防･迅速な解消等のため、定期検査･報告等で把握された不具合情報等の類型化･提供等を行う仕組みを検討する。

資料９

定期報告の的確な実施について

１．定期報告制度の概要

○　劇場、病院、学校、百貨店等の用途に供する部分が一定規模以上の建築物（以下、「特殊建築物等」という。）、昇降機（遊戯施設等を含む。）及び特殊建築物等の昇降機以外の建築設備のうち、特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者。以下、「所有者等」という。）は、定期に、専門家に調査・検査をさせて、特定行政庁に報告することが義務付けられており、報告を怠ったり虚偽の報告をした所有者等は、罰則の対象（100万円以下の罰金）となる。

	時期	調査・検査を行う専門家
特殊建築物等	６ヶ月から３年の間隔をおいて特定行政庁が定める時期	一級建築士、二級建築士、特殊建築物調査資格者等
昇降機（遊戯施設を含む）	６ヶ月から１年の間隔をおいて特定行政庁が定める時期	一級建築士、二級建築士、昇降機検査資格者等
特殊建築物等の昇降機以外の建築設備	６ヶ月から１年の間隔をおいて特定行政庁が定める時期	一級建築士、二級建築士、建築設備検査資格者等

○　報告を受けた特定行政庁が、報告内容により必要に応じて詳細な報告聴取や是正命令等を行うことにより、使用後の建築物等の適法性、安全性が確保されることが、制度上期待されている。

○　定期報告の対象として指定されているのは、平成18年度末現在で、特殊建築物等約26.3万件、昇降機約67.9万件、遊戯施設約2.1千件、建築設備（換気設備、排煙設備、非常用照明設備及び給排水設備）約31.6万件となっている。

２．制度運用上の問題点

○　定期報告の対象として指定されているもののうち、実際に報告がなされているものの割合（報告率）は、平成18年度末現在、特殊建築物等で約62%、昇降機（遊戯施設を含む。）で約94%、特殊建築物等の建築設備で約60%となっており、報告が義務付けられているにもかかわらず報告が行われていないものが相当数存在する。なお、報告を怠ったことによる罰則の適用実績はない。

○　遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査（平成19年　総務省）によれば、特定行政庁においては、報告対象を的確に把握していないものや、報告の督促を行っていないもの、要修理と判定された項目がある報告を受理しても所有者等に改善指導等を行っていないものなど、不適切な状況が見られる。

＜報告率の推移＞

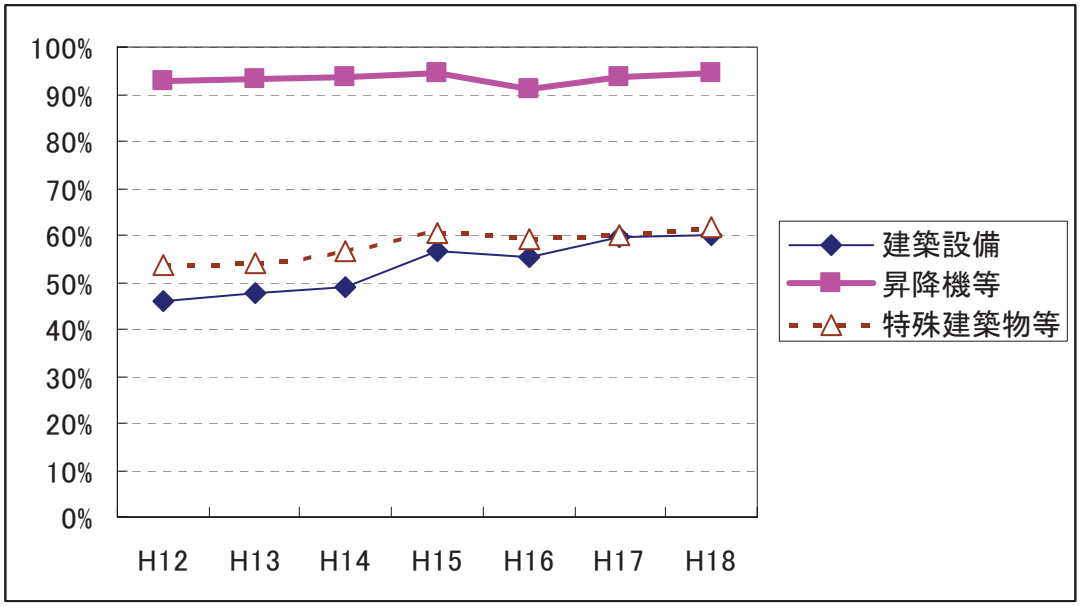

３．対応の方向

○　定期調査・検査の項目及び項目ごとの調査・検査方法、判定基準の明確化並びに定期報告内容の充実を目的とした建築基準法施行規則改正及び関係告示の施行（平成２０年４月１日を予定）にあわせ、平成２０年度～２２年度の３ヵ年を重点実施期間として、定期報告の的確な実施、違反建築物等の是正による既存建築物の安全確保に計画的に取り組む。

①　国の取組

・特定行政庁が策定する計画の指針の策定（別紙のとおり）

・特定行政庁の計画の進捗状況の定期的な公表

・重点実施期間経過後の計画の進捗状況の検証、必要に応じてさらなる取組の実施

②　特定行政庁の取組

・定期報告対象建築物等の報告率に係る目標や、目標を達成するために取り組むべき事項を明らかにした計画の策定

・計画に基づく定期報告の的確な実施や違反建築物等の是正に向けた取組の計画的な実施

・報告を行わないもの、是正命令に従わないものについて事実の公表

（別紙）

既存建築物安全安心推進計画作成指針（案）

１．目的

定期調査・検査の項目及び項目ごとの調査・検査方法、判定基準の明確化並びに定期報告内容の充実を目的とした建築基準法施行規則の改正及び関係告示の施行にあわせ、国、特定行政庁、関係団体の総力を結集して定期報告の的確な実施、違反建築物等の是正等を図り、もって建築物等の適法性・安全性を確保することを目的とする。

２．計画期間（重点実施期間）

平成20年度～22年度とする。

３．計画の方針・目標に関する事項

（１）定期報告対象建築物等の指定

定期報告の対象は、特殊建築物等、昇降機、特殊建築物等の昇降機を除く建築設備のいずれも特定行政庁が指定することとされ、昭和59年４月２日付け建設省住指発第125号により「定期調査・検査の規模及び時期の指定方針」が示されているが、この指定方針に従って指定が行われていない場合には、管内の建築物等の実態を踏まえつつ、今後の定期報告対象建築物等の指定の方針・実施時期等について定めること。

（２）定期報告率の向上

平成18年度における報告率は、特殊建築物等で約62%、昇降機で約94%、特殊建築物等の昇降機を除く建築設備で約60%となっており、報告義務を履行しない所有者等が相当数存在する状況にある。このため、報告率100%を最終的な目標としつつ、特殊建築物等、昇降機、建築設備のそれぞれについて、報告率の現状を勘案し、重点実施期間中に達成すべき目標を設定すること。

（３）その他

定期報告の的確な実施、違反建築物等の是正に向け、地域の実情に応じて取り組むべき課題に応じた方針・目標を適宜設定すること。

４．計画の方針・目標を達成するために取り組むべき施策に関する事項

以下の事項を参考に、計画の方針・目標を達成するために取り組むべき具体的な施策を明らかにし、実施すること。

（１）管内建築物等の実態把握

定期報告対象建築物等の指定方針を定めるにあたり、管内の建築物等の実態を把握することが必要である。また、当初確認時には定期報告対象として特定行政庁が指定する要件を満たさなかったものが、その後の用途変更、建築確認を要さない増改築等により指定要件を満たすようになっている場合が考えられる。

このため、立入調査等を実施等により、定期報告対象の指定要件を満たすか否かを始めとする管内の建築物等の把握に努めること。

（２）定期報告対象建築物等の指定

国土交通省が示している指定方針や管内の建築物等の実態を勘案し、定期報告対象建築物等の指定方針を定め、当該方針に基づき、必要に応じて指定の拡大を行うこと。

（３）未報告の建築物等の所有者等に対する督促等

報告対象のうち、特定行政庁が指定する期間に報告がないものを洗い出し、未報告の所有者等に対して、報告するよう督促すること。また、書状による督促に応じない場合は、当該建築物に対する立入調査を行うこと。

さらに、再三の督促等にもかかわらず報告を行わない場合は、建築基準法（以下「法」という。）第101条第１項第二号違反で告発することも検討すること。

（４）是正措置等の徹底

報告を受理した場合は速やかに内容を確認し、「要是正」の指摘がある項目がある場合は、当該建築物等の所有者等に対し法第12条第５項に基づき是正措置の状況等についての報告を求め、必要な措置が講じられていない場合は是正措置を講ずるよう所有者等を強力に指導するとともに、指導に従わない場合には、法第９条に基づく是正命令を行うこと。

また、再三の督促等にもかかわらず報告を行わない場合や、是正命令に従わない場合は、法第101条第１項第二号違反で告発することも検討すること。

なお、「要重点点検」の指摘がある項目がある場合には、必要に応じて所有者等に注意喚起を行うこと。

（５）違反建築物の把握等

定期報告の対象以外の建築物等についても、建築基準法令等への違反や安全上問題のあるものがあることが考えられるため、定期報告の対象以外の建築物等を中心に、パトロール、立入調査等により違反建築物等の把握に努めるとともに、違反建築物等が把握された場合は、当該建築物等の所有者等に対し法第12条第５項に基づく是正措置の状況等についての報告徴収、法第９条に基づく是正命令等の措置を行うこと。

（６）事実の公表

公表する旨を伝えた上で督促したにもかかわらず定期報告を行わない場合や、是正を命じたにもかかわらず措置を講じない場合には、その事実を公表すること。

（７）その他

その他、地域の実情に応じて取り組むべき課題に応じた方針・目標を設定した場合は、当該目標の達成のために必要な施策を実施すること。

５．定期的なフォローアップの実施・公表等

特定行政庁は、毎年度計画に基づく施策の進捗状況を自ら確認し国に報告するとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこと。国は、特定行政庁から報告された計画の進捗状況をとりまとめ公表するものとする。

国及び特定行政庁は、重点実施期間経過後、進捗状況の検証を行い、必要に応じ計画内容の見直しを行い、施策を継続していくものとする。

平成18年度都道府県別定期報告率

	特殊建築物等				昇降機等				建築設備（昇降機を除く）			
	指定件数	要報告件数	報告件数	報告率	指定件数	要報告件数	報告件数	報告率	指定件数	要報告件数	報告件数	報告率
		A	B	B/A		A	B	B/A		A	B	B/A
北海道	19,936	7,953	4,649	58.5%	25,888	25,591	24,469	95.6%	21,589	21,344	13,773	64.5%
青森	5,427	2,058	1,522	74.0%	3,951	3,858	3,757	97.4%	12,386	11,588	4,575	39.5%
岩手	3,284	360	333	92.5%	2,708	2,683	2,591	96.6%	3,028	2,854	1,119	39.2%
宮城	5,433	1,756	1,248	71.1%	8,709	8,532	7,931	93.0%	997	942	759	80.6%
秋田	1,087	647	622	96.1%	2,010	2,010	1,898	94.4%	974	958	779	81.3%
山形	2,142	757	543	71.7%	3,354	3,172	2,769	87.3%	2,070	2,000	1,583	79.2%
福島	6,438	2,485	1,792	72.1%	4,634	4,634	4,382	94.6%	12,691	12,691	10,024	79.0%
茨城	3,149	1,257	790	62.8%	7,174	7,069	6,560	92.8%	0	0	0	―
栃木	1,639	710	536	75.5%	7,273	6,716	6,100	90.8%	0	0	0	―
群馬	3,410	1,057	333	31.5%	6,460	6,381	6,035	94.6%	8,898	8,604	4,054	47.1%
埼玉	9,240	5,570	2,427	43.6%	29,746	27,764	26,096	94.0%	19,152	18,374	12,930	70.4%
千葉	7,313	2,083	1,118	53.7%	26,938	25,981	25,054	96.4%	12,045	12,015	5,964	49.6%
東京	51,257	22,733	14,177	62.4%	160,748	155,506	145,510	93.6%	129,112	118,251	70,011	59.2%
神奈川	4,927	4,797	3,403	70.9%	55,278	55,156	53,300	96.6%	5,636	5,631	4,493	79.8%
新潟	10,211	1,838	987	53.7%	10,696	9,360	8,349	89.2%	3,912	3,834	889	23.2%
富山	1,162	725	461	63.6%	3,145	3,145	3,113	99.0%	0	0	0	―
石川	2,082	540	358	66.3%	4,494	4,445	4,313	97.0%	513	509	394	77.4%
福井	2,636	2,313	1,464	63.3%	2,940	2,751	2,593	94.3%	0	0	0	―
山梨	3,408	1,147	857	74.7%	3,466	3,466	3,216	92.8%	0	0	0	―
長野	5,318	2,602	1,503	57.8%	9,327	9,106	7,677	84.3%	1,536	1,504	966	64.2%
岐阜	1,101	249	124	49.8%	5,933	5,892	5,640	95.7%	0	0	0	―
静岡	5,734	3,468	1,850	53.3%	15,565	15,565	14,896	95.7%	9,330	9,330	5,628	60.3%
愛知	2,668	1,326	937	70.7%	38,673	38,431	37,129	96.6%	3,593	3,592	3,123	86.9%
三重	2,171	1,311	891	68.0%	5,434	5,283	4,662	88.2%	2,285	2,030	1,454	71.6%
滋賀	1,762	466	404	86.7%	4,461	4,392	3,931	89.5%	0	0	0	―
京都	2,464	810	587	72.5%	14,548	14,516	13,399	92.3%	5,010	4,918	2,423	49.3%
大阪	30,100	20,245	13,338	65.9%	72,041	71,879	66,467	92.5%	14,518	13,952	10,429	74.7%
兵庫	16,303	7,753	5,965	76.9%	30,087	29,746	28,215	94.9%	2,626	2,621	2,129	81.2%
奈良	4,139	3,291	1,594	48.4%	4,450	4,392	4,094	93.2%	2,876	2,858	1,890	66.1%
和歌山	3,984	2,434	1,160	47.7%	3,143	3,040	2,814	92.6%	2,519	2,519	1,818	72.2%
鳥取	475	459	335	73.0%	1,627	1,566	1,546	98.7%	0	0	0	―
島根	601	567	519	91.5%	1,545	1,484	1,460	98.4%	0	0	0	―
岡山	2,341	851	419	49.2%	6,248	6,106	5,924	97.0%	0	0	0	―
広島	1,430	865	682	78.8%	15,953	15,617	14,957	95.8%	3,924	3,892	2,866	73.6%
山口	802	220	185	84.1%	4,395	4,274	4,189	98.0%	0	0	0	―
徳島	1,071	631	400	63.4%	2,924	2,845	2,753	96.8%	1,609	1,342	924	68.9%
香川	2,043	1,165	713	61.2%	4,409	4,214	4,095	97.2%	2,896	2,896	100	3.5%
愛媛	1,166	880	695	79.0%	5,963	5,749	5,597	97.4%	2,367	1,528	1,361	89.1%
高知	1,853	476	339	71.2%	2,896	2,840	2,724	95.9%	7,412	1,904	1,356	71.2%
福岡	16,708	5,032	3,768	74.9%	30,843	28,045	27,607	98.4%	5,009	4,709	3,223	68.4%
佐賀	777	194	186	95.9%	2,027	2,027	1,967	97.0%	484	484	355	73.3%
長崎	1,261	511	362	70.8%	5,242	5,222	5,146	98.5%	0	0	0	―
熊本	285	285	154	54.0%	5,622	5,622	5,397	96.0%	2,203	2,204	1,605	72.8%
大分	2,552	846	353	41.7%	4,470	4,452	4,059	91.2%	291	165	120	72.7%
宮崎	453	118	88	74.6%	2,900	2,883	2,778	96.4%	116	116	16	13.8%
鹿児島	1,442	476	323	67.9%	5,458	5,325	5,187	97.4%	2,436	2,321	1,697	73.1%
沖縄	7,928	4,831	658	13.6%	5,440	5,258	4,572	87.0%	9,875	9,818	1,325	13.5%
合計	263,113	123,148	76,152	61.8%	681,236	663,991	626,918	94.4%	315,918	294,298	176,155	59.9%

資料１０

維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底について

１．建築物等の維持保全に係る制度の概要

○　建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持する努力義務を課せられている。

○　また、特殊建築物等の所有者又は管理者に対しては、必要に応じて当該建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じることが義務付けられている（遊戯施設についても準用される。）。

○　国土交通大臣が維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができることとされており、建築物に関しては指針が定められ、建築物の利用計画、維持保全の実施体制、点検、図書の作成・保管等に関する事項について維持保全計画に定めるべきとされている。

○　昇降機については、技術的助言として「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」において、運行管理者の選任、人身事故発生時の措置、巡回管理、定期点検・整備等、維持及び運行の管理において実施すべき事項が示されている。

○　遊戯施設については、国土交通大臣による指針が定められておらず、技術的助言として「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」において、維持保全計画書において定めるべき事項として維持保全の実施体制、点検・検査、保守・部品交換、図書の作成・保管等に関する事項が、運行管理規程において定めるべき事項として始業・終業点検、運行日誌、運行の中止等の基準、事故発生時の措置、教育及び訓練等に関する事項が示されている。

２．制度運用上の問題点

○　建築物についての維持保全計画の作成状況は、定期報告の対象となる特殊建築物等約26.3万件のうち約９千件（約３％）に過ぎない。

○　建築設備たる昇降機については、建築物の維持保全計画の中で一般的な事項が定められているに過ぎず、昇降機単独で維持保全計画が定められていることはほとんどない。

○　遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査（平成19年　総務省）によれば、調査対象の267設のうち179施設（約67％）について維持保全計画が作成されているものの、このうち39施設においては点検の計画や部品交換履歴等必要な事項が記載されていない。また調査対象267施設のうち216施設（約81％）について運行管理規程が作成されているものの、一部の施設については始業前・終業後の点検結果や運行回数等の記録等必要な

事項が記載されていないなど、適切な維持保全計画・運行管理規程の作成が徹底されていない。

○　特殊建築物等については、維持保全計画等の作成状況が定期報告事項となっており、かつ、閲覧の対象とされているが、昇降機及び遊戯施設の維持保全計画等の作成状況については、定期報告事項となっていない。

３．対応の方向

○　昇降機及び遊戯施設について、別紙に示す事項を計画に定めるよう、昇降機については建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を変更するとともに、遊戯施設については新たに運行管理規程を含む遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を策定する。

○　昇降機及び遊戯施設について、維持保全計画等の作成状況を定期報告事項に追加し、閲覧の対象とする。

○　特定行政庁を通じて、建築確認申請時や定期報告時に適切な維持保全計画等の作成について所有者等を指導する。

（別紙）

昇降機又は遊戯施設の維持保全に関する計画に定めるべき事項（案）

一　維持保全に関する次に掲げる事項

イ　昇降機又は遊戯施設の概要に関する事項

諸元を一覧にした概要書と関係図面により構成する。

諸元は、設置場所及び所有者、保守業者、定員、寸法及び定格運行速度、運転・操作の方法、利用者の制限（利用者の制限については遊戯施設に限る。）等のほか、駆動方式、制動装置・安全装置の概要等、安全に関わる部分について簡潔に記載する。

ロ　維持保全の実施体制に関する事項

維持保全のために実施すべき事項とそれに対応する責任者及び実施者を明確にするとともに、それぞれの責任範囲を明確にし、記載する。

ハ　点検・検査に関する事項

建築基準法に基づく定期検査、自主的に行う定期点検について、点検・検査の時期、責任者、実施者、点検に当たっての判断基準等を明らかにした計画及び点検年月日、点検項目、実施者、部品交換の履歴、指摘事項、特定行政庁等への報告事項等の記録について記載する。

ニ　保守・部品交換に関する事項

保守の方法等について記載する。

また定期的に交換を要する部品を一覧に整理し、交換までの使用時間の目安、必要保有数、入手方法、保管基準等について記載する。

ホ　修繕に関する事項

将来的に想定される補修・修繕・改造について、概ねの時期と実施体制等に関する計画を記載する。

ヘ　図書の作成、管理に関する事項

確認通知書、竣工図、施設・設備の仕様書、定期検査報告書、点検・保守・部品交換の記録、運行記録等の図書を一覧に整理し、これらの管理方法、保存期間等について記載する。

ト　計画の変更に関する事項

維持保全計画の変更の手続きについて記載する。

チ　その他

イ～トに掲げるものの他、維持保全を行うため必要な事項があれば記載する。

二　運行管理に関する次に掲げる事項（遊戯施設に限る。）

イ　運行管理の実施体制に関する事項

運行管理のために実施すべき事項とそれに対応する責任者及び実施者を明確にするとともに、それぞれの責任範囲を明確にし、記載する。

また、運転者及び補助者に対して行う、昇降機又は遊戯施設の一般知識、関係法令、運行及び点検の方法、災害時、事故発生時に講ずべき措置等にかかる教育及び訓練の内容及び方法について記載する。

ロ　始業前・終業後の点検に関する事項

始業前の客席部分、身体保持装置、駆動装置、制動装置、安全装置等に関する点検及び終業後の乗客の降車確認、駆動装置、制動装置、安全装置等に関する点検について、責任者、実施者、点検に当たっての判断基準等を明らかにした計画及び実施者、不具合等を明らかにした記録の作成について記載する。

ハ　運行基準に関する事項

災害、悪天候、故障、停電、火災、事故発生時の運行の中止・再開の基準を明らかにし、記載する。

ニ　運行記録に関する事項

運行回数、運転者、運行管理責任者、利用者数、災害、悪天候、事故等による運転中止の実績等の記録の作成、保管の期間等について明らかにし、記載する。

ホ　事故発生時の措置に関する事項

事故発生時に運転者が行うべき運転中止、負傷者等の手当、二次事故の防止、避難誘導等利用者の安全確保、運行管理者、警察、救急、特定行政庁への連絡・報告等について記載する。

ヘ　その他

イ～ホに掲げるものの他、運行管理を行うため必要な事項があれば記載する。

資料１１

不具合情報等の提供・共有方策について

１．不具合情報等の提供等に係る制度の概要

○　特定行政庁に対し、通知において、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した建築物の部分の脱落や可動物における人身事故で社会的影響が大きいと認められる事故に関し、

・利用者等からの通報、報道情報、建築物等の所有者等への指導を通じた情報の把握
・消防部局等関係行政機関との連携体制の整備による情報の共有化
・事故が発生した建築物等の所有者等に対する報告徴収や立入検査等の実施による事故情報の確認と当面の再発防止対策の指導
・類似の施設・設備がある建築物等の所有者等に対する注意喚起・事故防止対策の指導
・国への情報提供

を要請している。

○　社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において主な事故事例を報告し、必要に応じて再発防止策を検討することとしている（部会の資料は原則としてインターネットで公開される。）。

○　建築物等における事故情報、ヒヤリハット情報等をインターネットを通じて収集、公表するサイト（建築物事故情報ホットライン）を（財）日本建築防災協会に開設し、今年度から運用を開始している。

○　地方公共団体によっては、条例等に基づき積極的に事故情報の把握、提供等を行っているものもある。

２．現行制度の課題

○　建築物事故情報ホットラインの運用開始以降、事故通報、ヒヤリハット情報に関する通報が１件もないなど、建築物等の利用者からの情報がほとんどない。

○　建築物等の所有者等から特定行政庁への事故情報の報告が必ずしも徹底されていない。

○　事故情報共有のための連携体制については、約61%の特定行政庁において整備されておらず、整備されていても事故の未然防止策の検討まで行っているのは約21%にとどまる（別紙参照）など、連携体制の整備・活用が徹底されていない。

３．対応の方向

○　国土交通省及び特定行政庁に事故情報やヒヤリハット情報に関する窓口を設置するなど、事故情報、ヒヤリハット情報を収集する体制を整備するとともに、公報やインター

ネットで一般に広く周知することにより、建築物の利用者を始めとして広く国民から幅広く情報を幅広く収集する。

○　昇降機、遊戯施設等の不具合情報を定期報告制度の報告事項に追加する、所有者等からの特定行政庁に対する事故情報の報告内容や方法を明確化するなど、所有者等から特定行政庁への事故情報の報告の徹底方策を検討する。

○　消防部局等の関係行政機関との連携体制の整備を徹底し、関係機関を通じた事故情報の収集・共有化を推進する。

（別紙）

建築物等に係る事故防止のための関係行政機関との連携状況（総括表）

	特定行政庁数	連携体制整備済特定行政庁数	うち連携体制において未然防止策の検討を行うこととなっている特定行政庁数	連携体制整備予定特定行政庁数	連携体制整備予定がない特定行政庁数
北海道	11	11	0	0	0
青森県	4	4	4	0	0
岩手県	2	2	1	0	0
宮城県	5	0	0	1	4
秋田県	4	1	1	0	3
山形県	2	0	0	0	2
福島県	4	4	0	0	0
茨城県	10	10	10	0	0
栃木県	8	0	0	0	8
群馬県	7	3	2	4	0
埼玉県	11	1	1	1	9
千葉県	9	1	0	3	5
東京都	32	14	14	6	12
神奈川県	13	11	4	0	2
新潟県	7	1	0	3	3
富山県	3	0	0	3	0
石川県	5	0	0	0	5
福井県	2	0	0	0	2
山梨県	2	0	0	2	0
長野県	8	8	8	0	0
岐阜県	4	1	0	0	3
静岡県	7	2	2	1	4
愛知県	7	2	1	2	3
三重県	8	0	0	8	0
滋賀県	8	0	0	0	8
京都府	3	1	0	2	0
大阪府	18	9	3	1	8
兵庫県	13	4	3	1	8
奈良県	4	1	0	3	0
和歌山県	2	0	0	1	1
鳥取県	5	5	0	0	0
島根県	3	0	0	0	3
岡山県	7	1	1	1	5
広島県	5	0	0	3	2
山口県	4	1	1	1	2
徳島県	2	0	0	2	0
香川県	2	0	0	2	0
愛媛県	6	6	0	0	0
高知県	2	1	1	1	0
福岡県	5	0	0	0	5
佐賀県	2	0	0	0	2
長崎県	3	3	3	0	0
熊本県	3	3	1	0	0
大分県	7	0	0	2	5
宮崎県	4	0	0	0	4
鹿児島県	2	2	0	0	0
沖縄県	6	0	0	4	2
計	291	113	61	58	120

注）平成19年10月15日現在の連携状況について、国土交通省が都道府県を通じて実施したアンケート調査による。

参考資料１

定期報告制度等にかかる関連法令等

◇建築基準法（抜粋）

（維持保全）

第８条　建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

２　第12条第１項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

（報告、検査等）

第12条　第６条第１項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第３項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第３項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

２　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第６条第１項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

３　昇降機及び第６条第１項第一号に掲げる建築物その他第１項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

４　国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第６条第１項第一号に掲げる建築物その他第１項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

５～８　（略）

（国土交通大臣又は都道府県知事への報告）

第16条　国土交通大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は統計の資料の提出を求めることができる。

（工作物への準用）

第88条　煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第３条、第６条（第３項及び第５項から第12項までを除くものとし、第１項及び第４項は、昇降機等については第１項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第６条の２（第３項から第８項までを除く。）、第６条の３（第１項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第７条から第７条の４まで、第７条の５（第６条の３第１項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第８条から第11条まで、第12条第５項（第四号を除く。）及び第６項から第８項まで、第13条、第18条（第４項から第11項まで及び第22項を除く。）、第20条、第28条の２（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第１項、第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第40条、第三章の二（第68条の20第２項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の７第１項（第28条の２（第86条の７第１項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の７第２項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の７第３項（第32条、第34条第１項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第７条の６、第12条第１項から第４項まで及び第18条第22項の規定を準用する。この場合において、第20条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

２～４　（略）

（書類の閲覧）

第93条の２　特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第１項及び第３項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

（国土交通省令への委任）

第93条の３　この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく許可その他の処分に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

◇建築基準法施行令（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第14条の２　法第10条第１項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第６条第１項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　階数が５以上である建築物

二　延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物

（定期報告を要する建築物）

第16条　法第12条第１項の政令で定める建築物は、第14条の２に規定する建築物とする。

（工作物の指定）

第138条　煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第１項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。）とする。

一　高さが６メートルを超える煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）

二　高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第２条第１項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）

三　高さが４メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

四　高さが８メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

五　高さが２メートルを超える擁壁

２　昇降機、ウオーターシユート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第88条第１項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

一　乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

二　ウオーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三　メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

◇建築基準法施行規則（抜粋）

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第４条の20　法第12条第１項に規定する法第６条第１項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一　建築基準適合判定資格者

二　特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第４条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者

三　前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

２　法第12条第３項の規定に基づき昇降機（法第88条第１項等を含む。以下この条及び第６条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一　建築基準適合判定資格者

二　昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第４条の36及び第４条の37において準用する次条（第１項を除く。）から第４条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者

三　前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

３　法第12条第３項の規定に基づき法第６条第１項第一号に掲げる建築物その他法第12条第１項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一　建築基準適合判定資格者

二　建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第４条の38及び第４条の39において準用する次条（第１項を除く。）から第４条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者

三　前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

（登録調査資格者講習事務の実施に係る義務）

第４条の25　登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第４条の23第１項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一　建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二　登録調査資格者講習を毎年１回以上行うこと。

三　登録調査資格者講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四　講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科　　目	時　間
特殊建築物等定期調査制度総論	１時間

建築学概論	５時間
建築基準法令の構成と概要	１時間
特殊建築物等の維持保全	１時間
建築構造	４時間
防火・避難	６時間
その他の事故防止	１時間
特殊建築物等調査業務基準	４時間

五　講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
六　講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
七　修了考査は、講義の終了後に行い、特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。
八　登録調査資格者講習を実施する日時、場所その他の登録調査資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
九　不正な受講を防止するための措置を講じること。
十　終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
十一　修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録調査資格者講習事務規程）

第４条の27　登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録調査資格者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一　講習事務を行う時間及び休日に関する事項
二　講習事務を行う事務所及び登録調査資格者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項
三　講習の受講の申込みに関する事項
四　講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
五　講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項
六　修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項
七　終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
八　修了証明書の交付及び再交付に関する事項
九　講習事務に関する秘密の保持に関する事項
十　講習事務に関する公正の確保に関する事項
十一　不正受講者の処分に関する事項
十二　第４条の33第３項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
十三　その他講習事務に関し必要な事項

（準用）

第４条の37　第４条の21（第１項を除く。）から第４条の35までの規定は、第４条の20第２項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並

びに登録昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第４条の23第１項第一号中「第４条の25第四号の表」とあり、第４条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第４条の37の表」と、第４条の23第１項第二号ロ及び第４条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

科　　目	時　間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	１時間
建築学概論	２時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	２時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	２時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	５時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	１時間
昇降機概論	３時間
遊戯施設概論	30分
昇降機・遊戯施設の検査標準	４時間

（準用）

第４条の39　第４条の21（第１項を除く。）から第４条の35までの規定は、第４条の20第３項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第４条の23第１項第一号中「第４条の25第四号の表」とあり、第４条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第４条の39の表」と、第４条の23第１項第二号ロ及び第４条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

科　　目	時　間
建築設備定期検査制度総論	１時間
建築学概論	２時間
建築設備に関する建築基準法令	３時間30分
建築設備に関する維持保全	１時間30分
建築設備の耐震規制、設計指針	１時間30分
換気、空気調和設備	４時間30分
排煙設備	２時間
電気設備	２時間30分
給排水衛生設備	２時間30分
建築設備定期検査業務基準	２時間30分

（建築物の定期報告）

第５条　法第12条第１項（法第88条第１項又は第３項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね６月から３年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（法第12条第１項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係る建築物について、建築主が法第７条第５項（法第87条の２又は法第88条第１項において準用する場合を含む。第６条第１項において同じ。）又は法第７条の２第５項（法第87条の２又は法第88条第１項において準用する場合を含む。第６条第１項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

２　法第12条第１項の規定による報告は、別記第36号の２の４様式による報告書及び別記第36号の２の５様式による定期調査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により同様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

３　法第12条第１項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（国の機関の長等による建築物の点検）

第５条の２　法第12条第１項（法第88条第１項又は第３項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、３年以内ごとに行うものとする。

２　法第18条第７項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して６年以内に行うものとする。

（建築設備等の定期報告）

第６条　法第12条第３項（法第88条第１項又は第３項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第66条に規定する工作物（高さ４ｍを超えるものに限る。）又は法第88条第１項に規定する昇降機等（以下この条において「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね６月から１年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（法第12条第３項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第７条第５項又は法第７条の２第５項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

２　法第12条第３項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第36号の３様式による報告書及び別記第36号の３の２様式による定期検査報告概要書に、建築設備等（昇降機を除く。）にあつては別記第36号の４様式による報告書及び別記第36号の４の２様式による定期検査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の３様式又は別記第36号の４様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

３　法第12条第３項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第６条の２　法第12条第４項（法第88条第１項又は第３項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、１年以内ごとに行うものとする。

２　法第18条第７項（法第87条の２又は法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、

当該検査済証の交付を受けた日から起算して２年以内に行うものとする。

（書類の閲覧等）

第11条の４　法第93条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、別記第３号様式による建築計画概要書、別記第12号様式による築造計画概要書、別記第36号の２の５様式による定期調査報告概要書、別記第36号の３の２様式及び別記第36号の４の２様式による定期検査報告概要書、別記第37号様式による建築基準法令による処分等の概要書並びに全体計画概要書とする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

２　特定行政庁は、前項の書類を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

３　特定行政庁は、第１項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

◇告　示

昭和60年３月19日建設省告示第606号

建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定める件

建築基準法(昭和25年法律第201号)第８条第２項の規定に基づき、同法第12条第１項に規定する建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を次のように定め、公布の日から施行する。

第一　総則

一　建築基準法第12条第１項に規定する建築物(以下単に「建築物」という。)の維持保全に関する準則(以下「準則」という。)又は建築物の維持保全に関する計画(以下「計画」という。)は、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、この指針に従つて作成するものとする。

二　準則は、建築物について計画を作成する権限を有する者が複数ある場合において、計画相互の整合性を確保する必要があると認められるときに、それらの者の合意により当該建築物について作成するものとする。ただし、複数の建築物が一団地を形成している場合は、当該一団地について作成することができる。

三　計画は、建築物の維持保全を行う上で採るべき措置を定める必要があると認められる場合において、当該建築物の所有者又は管理者が当該建築物又はその部分について作成するものとする。ただし、複数の建築物が一団地を形成している場合は、当該一団地について作成することができる。

第二　準則に定めるべき事項

準則には、第三の各号に掲げる事項のうち計画相互の整合性を確保する上で必要があると認められる事項を定めるものとする。

第三　計画に定めるべき事項

計画には、おおむね次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物の利用計画　建築物又はその部分の用途等、将来の増改築の予定等に関する事項

二　維持保全の実施体制　維持保全を行うための組織、維持保全業務の委託、建築士その他専門技術者の関与等に関する事項

三　維持保全の責任範囲　計画作成者の維持保全の責任範囲に関する事項

四　占有者に対する指導等　建築物の破損時等における通報、使用制限の遵守等に関する事項

五　点検　点検箇所、点検時期、点検者、点検に当たつての判断基準、結果の報告等に関する事項

六　修繕　修繕計画の作成、修繕工事の実施等に関する事項

七　図書の作成、保管等　維持保全計画書、確認通知書、竣工図、設備仕様書等の作成、保管、廃棄等に関する事項

八　資金計画　点検、修繕等の資金の確保、保険等に関する事項

九　計画の変更　計画の変更の手続等に関する事項

十　その他　前各号に掲げるもののほか、維持保全を行うため必要な事項

平成13年３月29日国土交通省告示第356号
（改正　平成17年６月１日国土交通省告示第571号）

建築基隼法施行規則第４条の20の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第４条の20に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か

ら起算して２年を経過しない者
三　建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者
四　学歴又は実務の経験を偽ったことが判明した者
五　故意又は過失により建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第１項の調査又は同条第３項の検査を粗雑にしたことが明らかになった者

平成16年９月29日国土交通省告示第1165号
建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第４条の25第一号（同規則第４条の37及び第４条の39において準用する揚合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

第１　登録調査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して２年以上の実務の経験を有する者
二　学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して３年以上の実務の経験を有する者
三　前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して４年以上の実務の経験を有する者
四　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下単に「高等学校等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して７年以上の実務の経験を有する者五　建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
六　建築行政に関して２年以上の実務の経験を有する者
七　火災予防業務に関して５年以上の消防吏員としての実務の経験を有する者
八　消防法（昭和23年法律第186号）第８条の２の２第１項に規定する防火対象物点検資格者として５年以上の実務の経験を有する者
九　消防法第17条の６第１項に規定する甲種消防設備士として５年以上の実務の経験を有する者
十　前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第２　登録昇降機検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して２年以上の実務の経験を有する者
二　短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して３年以上の実務の経験を有する者
三　前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して４年以上の実務の経験を有する者

四　高等学校等において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して７年以上の実務の経験を有する者
五　昇降機又は遊戯施設に関して11年以上の実務の経験を有する者
六　建築行政（昇降機又は遊戯施設に関するものに限る。）に関して２年以上の実務の経験を有する者
七　昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して５年以上の実務の経験（前号に掲げるものを除く。）を有する者
八　前各号と同等以上の知識及び経験を有する者
第３　登録建築設備検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して２年以上の実務の経験を有する者
二　短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して３年以上の実務の経験を有する者
三　前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して４年以上の実務の経験を有する者
四　高等学校等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して７年以上の実務の経験を有する者
五　建築設備に関して11年以上の実務の経験を有する者
六　建築行政（建築設備に関するものに限る。）に関して２年以上の実務の経験を有する者
七　建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士の資格を有する者
八　前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

平成16年９月29日国土交通省告示第1166号
登録調査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第４条の25第五号（同規則第４条の37及び第４条の39において準用する揚合を含む。）の規定に基づき、登録調査資格講習、登録昇降機検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を次のように定める。
第１　登録調査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧［左欄］に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄［右欄］に掲げる内容を含むものとすること。

特殊建築物等定期調査制度総論	建築物の維持保全、定期報告その他の定期調査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備、建築施工その他の建築学全般にわたる知識及び技術に関する事項
建築基準法令の構成と概要	建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の基礎知識に関する事項
特殊建築物等の維持保全	特殊建築物等の維持保全についての知識に関する事項
建築構造	建築物の各種構造及びその調査・診断に関する事項
防火・避難	建築物火災現象、防火・避難計画、防火材料、防火構造、防火設備その他の建築物の防火・避難に関する事項
その他の事故防止	日常的に発生する事故の防止及び地震災害対策、水害対

	策その他の災害対策に関する事項
特殊建築物等調査業務基準	特殊建築物等の定期調査の趣旨、業務、実施要領その他の特殊建築物等調査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第２　登録昇降機検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧［左欄］に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄［右欄］に掲げる内容を含むものとすること。

昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	昇降機及び遊戯施設の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	電気理論、電気機械、制御器具、電気材料、自家用変電設備その他の電気工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	機械材料、材料力学、機械要素その他の機械工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	建築基準法令中の昇降機及び遊戯施設に関する部分に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	昇降機及び遊戯施般の維持保全についての知識に関する事項
昇降機概論	昇降機の沿革、分類並びに構造、機能及び安全装置その他の昇降機全般にわたる知識及び技術に関する事項
遊戯施設概論	遊戯施殻に関する基礎的知職に関する事項
昇降機・遊戯施設の検査標準	昇降機及び遊戯施設の定期検査の趣旨、業務内容、報告書作成方法、日本工業規格に定める昇降機及び遊戯施設の検査標準（実施要領及び判定基準を含む。）その他の昇降機定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第３　登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄［左欄］に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄［右欄］に掲げる内容を含むものとすること。

建築設備定期検査制度総論	建築設備の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知職に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
建築設備に関する建築基準法令	建築基準法令中の建築設備に関する部分並びに消防法及びこれに基づく命令中の消防用設備等に関する部分に関する事項
建築設備に関する維持保全	建築設備の維持保全についての知識に関する事項
建築設備の耐震規制、設計指針	建築般備についての耐震関係規定及び設計指針に関する事項
換気、空気調和設備	換気設備及び空気調和設備の基本的事項並びにその技術的基準についての知識に関する事項
排煙設備	建築基準法令並びに消防法及びこれに基づく命令中の排煙設備に関する部分についての基礎知識に関する事項
電気設備	電気設備（屋内配線、照明設備、動力設備、受変電設備、発電設備、蓄電池設備、避雷設備及び通信設備を含む。）

	に関係する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
給排水衛生設備	給排水衛生設備（給水設備、給湯設備、排水設備、通気設備、衛生設備、排水再利用設備及び消火設備を含む。）に関係する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
建築設備定期検査業務基準	建築設備の定期検査の趣旨、業務内容、実施要領、判定基準、報告書作成方法その他の建築設備定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

◇通　知

建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について【抜粋】

平成17年３月31日付け国住防第3278号

国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主管部長あて

１．事故情報の把握について

特定行政庁は、建築物及び遊戯施設（以下「建築物等」という。）に係る事故について、建築物の利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、建築基準法第12条第1項及び第2項に基づく定期報告に併せて事故に係る情報を提供するよう建築物の所有者等に対する指導を行うとともに、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集を行うなど、広く情報の把握に努めるようお願いします。なお、情報の取扱いにあたっては、個人情報について充分に配慮してください。

２．消防部局等関係行政機関との連携体制の整備

(1) 連絡協議会の設置等

特定行政庁と消防部局等関係行政機関において、建築物等における事故の危険性や発生状況等に関する情報を共有するとともに、地域の安全性向上のための施策を実施するため、地域の実情を考慮した連絡協議会の設置などの連携体制の整備に努めるようお願します。

(2) 事故発生時の連絡体制の整備

連絡協議会の構成員のいずれかが、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した次のいずれかに該当する人身事故で社会的影響が大きいと認められるものが発生したことを把握したときには、可能な限り早急に、連絡協議会を通じて情報の共有化を図るよう努めてください。なお、事故情報連絡表（別紙１）を添付しますので、参考としてください。

・エスカレーター、エレベーター、自動扉、防火シャッター、窓、遊戯施設、遊具等可動物における事故

・外壁、広告塔その他建築物の屋外に取り付けるものの落下、手すりその他建築物の部分の脱落による事故

(3) 情報交換

連絡協議会においては、建築物等に係る事故防止のための取り組み等や重大な事故等で人身事故につながる恐れがあることを知り得た場合などの情報交換を行うことが考えられます。なお、集計表（別紙２）を添付しますので、参考としてください。

３．事故情報に対する対応について

特定行政庁は、事故情報を把握したときは、必要に応じて次のような対応に努めるようお願いします。

(1) 事故の発生した建築物等について、建築基準法第１２条第３項に基づく報告徴収及び同条第４項に基づく立入検査などを実施して事故情報の確認を行い、当該建築物等の所有者、管理者等に対して当面の再発防止対策を指導してください。なお、必要に応じて連絡協議会での情報の共有化を図るよう努めてください。

(2) 類似の施設・設備がある建築物等の所有者、管理者に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じ、事故防止対策を指導してください。

(3) 特に死者が発生した場合については、「建築物に関する被害、火災、事故に係る緊急連絡について（平成８年１月２５日建設省住防発第４号）」により、国土交通省への報告をお願いしているところですが、それ以外の場合においても、都道府県を通じて国に対し、次の事項が含まれた事故情報の提供を行うようお願いします。この場合、把握している限りの情報提供で差し支えありません。

・建築物等の概要

・事故及び被害者の概要
・建築確認、定期報告等行政手続きの状況
・当該事故に際して特定行政庁でとった措置の概要

（　国においては、いただいた情報を踏まえ、類似の事故防止のため、必要に応じて、地方公共団体や関係団体等に情報提供を行います。）

(4) 関連団体等と連携して、建築物等の利用にあたっての注意情報などを利用者等に対して周知してください。

建築物に関する被害、火災、事故に係る緊急連絡について【抜粋】

平成８年１月25日付け建設省住防発第４号
建設省住宅局建築物防災対策室長から都道府県建築主務課長あて

今後、建築物に関連する災害、事故等に的確に対応していくため、下記のような事態が発生した場合には、勤務時間内はもとより勤務時間外（日曜、休日を含む）においても、ただちに下記の連絡先あてご連絡下さるようお願いいたします。

１．地震　　①地震Ｖ以上が観測され、建築物に被害が生じた場合（軽微なものを除く）
　　②　津波が発生し、建築物に相当な被害が生じた場合
２．火災　　①定期報告対象の建築物において火災が発生した場合（軽微なものを除く）
　　②５棟以上の建築物に延焼した場合
　　③火災によって死者が発生した場合（住宅火災の場合は死者３人以上）
３．その他の建築物災害、事故において死者が発生した場合

参考資料２

事故情報等の収集等にかかる先進的事例

○大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例

（平成 17 年 10 月 28 日　大阪府条例第１０１号）

（目的）

第１条　この条例は、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の共有化を図るために必要な措置を講ずることにより、事故の再発及び同種の事故の発生を防止し、もって府民生活の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、「建築物」とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

２　この条例において、「特定設備」とは、次に掲げる設備をいう。

一　エレベーター（建築物に附属する建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）第１２９条の３第１項第１号に規定するエレベーター（物を運搬するためのもの及び自家用のものを除く。）及び建築物に附属しない観光のためのものに限る。）

二　エスカレーター（建築物に附属するもの及び建築物に附属しない観光のためのものに限る。）

三　遊戯施設（令第１３８条第２項第２号及び第３号に掲げる工作物をいう。）

四　自動ドア（別表の中欄に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる建築物であって、かつ、不特定多数の者が利用するものに附属するものに限る。）

五　機械式駐車場（別表の中欄に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる建築物であって、かつ、不特定多数の者が利用するものに附属するものに限る。）

（事故の届出）

第３条　特定設備の管理者（管理者が定められていない場合にあっては、所有者）（以下「管理者等」という。）は、特定設備において次の各号のいずれかに該当する事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、次項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　人の死亡を伴う事故（当該死亡者又は第三者が事故を発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び修理、点検その他の維持管理に伴い発生したものを除く。）

二　人の負傷を伴う事故（当該負傷者が医師又は歯科医師による治療を受けたものに限り、当該負傷者又は第三者が事故を発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び修理、点検その他の維持管理に伴い発生したものを除く。）

２　前項の規定により届け出なければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事故が発生した日時

三　事故が発生した場所

四　事故が発生した特定設備の名称及び種類

五　特定設備が建築物に附属している場合は、その建築物の名称

六　事故の状況及び特定設備について講じた応急措置の内容

七　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

３　第１項の規定による届出を行った管理者等は、事故が発生したことを知った日から起算して３０日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　前項第１号から第５号までに掲げる事項

二　把握した事故の原因

三　講じた又は講じようとする事故の再発防止対策の内容

四　前３号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（事故の調査及び分析）

第４条　知事は、前条第１項の規定による届出に係る事故（以下「届出事故」という。）について、当該届出に係る特定設備における事故の再発防止及び当該特定設備と同種の特定設備における届出事故と同種の事故の発生の防止のために必要な調査及び分析を行うものとする。

２　知事は、前項の調査及び分析を行う場合において、大阪府特定設備事故調査分析委員会に意見を聴くことができる。

（事故の再発防止対策の実施）

第５条　特定設備の管理者又は所有者は、第３条第１項に規定する事故が発生したときは、事故の再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

２　知事は、必要があると認めるときは、前項の管理者又は所有者に対し、前条第１項の調査及び分析の結果に基づいて、事故の再発防止対策についての助言を行うことができる。

３　第１項の管理者又は所有者は、前項の助言を受けたときは、当該助言の内容を勘案し、これを第１項の措置に反映させるよう努めるものとする。

（事故情報の提供等）

第６条　知事は、届出事故と同種の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該届出に係る特定設備と同種の特定設備の管理者又は所有者に対し、届出事故の原因、届出事故と同種の事故の発生の防止対策その他の届出事故に関する情報を提供するものとする。

２　知事は、届出事故に関する情報のうち、一般に周知させることにより、届出事故と同種の事故の発生の防止に資すると認めるものについては、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（立入調査）

第７条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定設備若しくは特定設備が設けられている建築物の管理者若しくは所有者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定設備若しくは当該建築物に立ち入り、事故の状況その他必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせるときは、あらかじめ、当該特定設備又は建築物の管理者又は所有者にその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（勧告）

第８条　知事は、管理者等が第三条第一項又は第三項の規定による届出を行わないときは、当該管理者等に対し、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

２　知事は、第７条第１項の報告を求められた者がその報告を行わないときは、当該報告を行うべきことを勧告することができる。

３　知事は、特定設備の管理者若しくは所有者が第５条第１項の措置を講じないとき、又はその管理者若しくは所有者が講じた措置によっては事故の再発防止をすることができないと認めるときは、当該特定設備の管理者又は所有者に対し、当該特定設備の除却、改修、修理その他事故の再発防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第９条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ、事故の再発防止のために必要があると認めるときは、当該勧告に係る次に掲げる事項を公表することができる。

一　特定設備の管理者又は所有者の氏名又は名称

二　事故の発生場所

三　特定設備の設置場所

四　前３号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

２　知事は、特定設備又は建築物の管理者又は所有者が正当な理由なく第７条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは同項の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるときは、当該特定設備の管理者又は所有者の氏名又は名称及びその行為の内容を公表することができる。

３　知事は、前２項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

（事務処理の特例）

第１０条　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一　第三条第一項及び第三項の規定による届出の受理に関する事務

二　第七条第一項の報告及び資料の徴収並びに同項の規定による立入調査及び質問に関する事務（前号に掲げる事務に係るものに限る。）

（規則への委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

２　大阪府附属機関条例（昭和２７年大阪府条例第３９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第２条関係）

項	用　　途	建 築 物 の 種 別
1	体育館	階数が３以上であり、又は床面積の合計が 2,000 ㎡を超えるもの
2	公会堂、集会場	床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの
3	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外にあるものを除く。)	床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの
4	ホテル、旅館	床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの
5	児童福祉施設等(要援護者の入所施設があるものに限る。)	床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの
6	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの
7	百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	階数が３以上であり、床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの又は床面積の合計が 1,000 ㎡メートルを超えるもの
8	公衆浴場	床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
9	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店	階数が３以上であり、床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの又は床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの
10	飲食店	階数が３以上であり、床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの又は床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの
11	７の項から 10 の項まで　の用途区分のうち２以上の用途区分にわたる用途	階数が３以上であり、床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの又は床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの（７の項から 10 の項までの用途区分に掲げる用途に供する建築物で、当該用途区分に応じ下欄に掲げるものを除く。）
12	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	床面積の合計が 2,000 ㎡を超えるもの

備考

１　「床面積」とは、この表の下欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる用途に供する部分の床面積をいう。

２　「児童福祉施設等」とは、令第１９条第１項に規定する児童福祉施設等をいう。

３　階数の計算については、地階及び床面積の合計が 100 ㎡以下の３階以上の階を算入しない。

参考資料３

今後のスケジュールについて（案）

建築物等事故・災害対策部会においては、当面、資料８「今後の検討課題について」の具体策の検討を進めることとし、おおむね以下のスケジュールのもと、平成２０年１月中旬頃までにとりまとめを行う。

平成１９年１０月３０日		第　９回部会
１２月２１日		第１０回部会
平成２０年１月	中旬	第１１回部会（とりまとめ）